垂水市地域防災計画

令和５年10月２日

垂水市防災会議

余　白

目　次

第１編　　総　　則

第 １節　計画の目的及び構成　・・・・・　1-1
第 ２節　基本方針　・・・・・　1-1
第 ３節　住民及び事業所の基本的責務　・・・・・　1-2
第 ４節　防災関係機関と業務の大綱　・・・・・　1-3
第 ５節　垂水市の地勢　・・・・・　1-5
第 ６節　災害の想定　・・・・・　1-7
第 ７節　他の法律との関係　・・・・・　1-7

第２編　　一般災害対策

第１章　　災害予防

第 １節　災害の想定　・・・・・　2-1-1
第 ２節　土砂災害等の防止対策の推進　・・・・・　2-1-2
第 ３節　農業災害の防止対策　・・・・・　2-1-4
第 ４節　河川災害・高潮災害等の防止対策　・・・・・　2-1-4
第 ５節　防災構造化の推進　・・・・・　2-1-5
第 ６節　建築物災害の防災対策の推進　・・・・・　2-1-6
第 ７節　災害危険物等事前措置計画　・・・・・　2-1-7
第 ８節　防災研究の推進　・・・・・　2-1-8

【迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】

第 ９節　防災組織の整備　・・・・・　2-1-8
第 10 節　通信・広報体制（機器等）整備　・・・・・　2-1-10
第 11 節　消防体制の整備　・・・・・　2-1-11
第 12 節　避難体制の整備　・・・・・　2-1-11
第 13 節　複合災害体制の整備　・・・・・　2-1-19
第 14 節　救助・救急体制の整備　・・・・・　2-1-19

【住民の防災活動の促進】

第 15 節　防災思想の普及・徹底　・・・・・　2-1-20
第 16 節　防災知識の普及・啓発　・・・・・　2-1-20
第 17 節　防災訓練の効果的実施　・・・・・　2-1-23
第 18 節　自主防災組織の育成強化　・・・・・　2-1-25
第 19 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進　・・・・・　2-1-26
第 20 節　防災ボランティアの育成強化　・・・・・　2-1-26
第 21 節　防災リーダー等の育成強化　・・・・・　2-1-27
第 22 節　事業所等の自主防災体制の強化　・・・・・　2-1-28
第 23 節　要配慮者の安全確保　・・・・・　2-1-28
第 24 節　業務（事業）継続計画の策定等　・・・・・　2-1-30

第２章　　災害応急対策

【活動体制の確立】

第 １節　応急活動体制の確立　・・・・・　2-2-1
第 ２節　災害救助法の適用　・・・・・　2-2-4
第 ３節　広域応援体制　・・・・・　2-2-6
第 ４節　自衛隊派遣要請計画　・・・・・　2-2-7
第 ５節　技術者、技能者及び労働者の確保計画　・・・・・　2-2-12
第 ６節　ボランティアとの連携等　・・・・・　2-2-14

【警戒避難期の応急対策】

第 ７節　気象警報等の収集・伝達　・・・・・　2-2-15
第 ８節　災害情報等の収集・伝達　・・・・・　2-2-18
第 ９節　災害通信計画　・・・・・　2-2-21
第 10 節　災害広報計画　・・・・・　2-2-22

第 11 節　土砂災害等の防止対策　・・・・・　2-2-23
第 12 節　消防計画　・・・・・　2-2-26
第 13 節　避難計画　・・・・・　2-2-27
第 14 節　輸送計画　・・・・・　2-2-38
第 15 節　交通規制等対策計画　・・・・・　2-2-40
【事態安定期の応急対策】
第 16 節　食料供給計画　・・・・・　2-2-42
第 17 節　衣料、生活必需品、その他物資供給計画　・・・・・　2-2-44
第 18 節　給水計画　・・・・　2-2-45
第 19 節　応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理計画　・・・・　2-2-46
第 20 節　医療、助産計画　・・・・・　2-2-47
第 21 節　防疫計画　・・・・・　2-2-53
第 22 節　清掃計画　・・・・・　2-2-53
第 23 節　行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画　・・・・・　2-2-54
第 24 節　障害物の除去計画　・・・・・　2-2-58
第 25 節　文教等対策計画　・・・・・　2-2-59
第 26 節　農林水産物対策計画　・・・・・　2-2-61
第 27 節　動物保護対策　・・・・・　2-2-62
第 28 節　民間団体協力要請計画　・・・・・　2-2-62
第 29 節　災害警備計画　・・・・・　2-2-62
第 30 節　電力施設災害応急対策計画　・・・・・　2-2-63
第 31 節　その他災害応急対策に必要な事項　・・・・・　2-2-63

第３章　特殊災害
第 １節　海上災害等対策　・・・・・　2-3-1
第 ２節　道路事故対策　・・・・・　2-3-3
第 ３節　危険物等災害対策　・・・・・　2-3-4
第 ４節　林野火災対策　・・・・・　2-3-8

第４章　災害復旧・復興
【公共土木施設等の災害復旧】
第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進　・・・・・　2-4-1
第２節　激甚災害の指定　・・・・・　2-4-2
【被災者の災害復旧・復興支援】
第３節　被災者の災害復旧・復興支援　・・・・・　2-4-2
第４節　災害復旧資金計画　・・・・・　2-4-5

第３編　地震災害対策
第１章　災害予防
第 １節　災害の想定　・・・・　3-1-1
第 ２節　地震災害防止対策の推進　・・・・　3-1-8
第 ３節　農業災害の防止対策　・・・・　3-1-9
第 ４節　防災構造化の推進　・・・・　3-1-10
第 ５節　建築物災害の防止対策の推進　・・・・　3-1-11
第 ６節　施設等の災害防止対策の推進　・・・・　3-1-12
第 ７節　災害危険物等事前措置計画　・・・・・　3-1-13
第 ８節　地震防災研究の推進　・・・・・　3-1-14
【迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】
第 ９節　防災組織の整備　・・・・・　3-1-14
第 10 節　通信・広報体制（機器等）の整備　・・・・・　3-1-16
第 11 節　消防体制の整備　・・・・・　3-1-17

第 12 節　避難体制の整備　・・・・・　3-1-17
第 13 節　複合災害体制の整備　・・・・・　3-1-24
第 14 節　救助・救急体制の整備　・・・・・　3-1-25
【住民の防災活動の促進】
第 15 節　防災思想の普及・徹底　・・・・・　3-1-26
第 16 節　防災知識の普及・啓発　・・・・・　3-1-26
第 17 節　防災訓練の効果的実施　・・・・・　3-1-28
第 18 節　自主防災組織の育成強化　・・・・・　3-1-31
第 19 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進　・・・・・　3-1-32
第 20 節　防災ボランティアの育成強化　・・・・・　3-1-32
第 21 節　防災リーダー等の育成強化　・・・・・　3-1-33
第 22 節　事業所等の自主防災体制の強化　・・・・・　3-1-33
第 23 節　要配慮者の安全確保　・・・・・　3-1-34
第 24 節　業務（事業）継続計画の策定等　・・・・・　3-1-36

第２章　　災害応急対策
【活動体制の確立】
第 １節　応急活動体制の確立　・・・・・　3-2-1
第 ２節　災害救助法の適用　・・・・・　3-2-5
第 ３節　広域応援体制　・・・・・　3-2-6
第 ４節　自衛隊派遣要請計画　・・・・・　3-2-7
第 ５節　技術者、技能者及び労働者の確保計画　・・・・・　3-2-12
第 ６節　ボランティアとの連携等　・・・・・　3-2-14
【初動期の応急対策】
第 ７節　地震情報等の収集・伝達　・・・・・　3-2-15
第 ８節　災害情報等の収集・伝達　・・・・・　3-2-19
第 ９節　災害通信計画　・・・・・　3-2-21
第 10 節　災害広報計画　・・・・・　3-2-22
第 11 節　土砂災害等の防止対策　・・・・・　3-2-24
第 12 節　消防計画　・・・・・　3-2-24
第 13 節　避難計画　・・・・・　3-2-25
第 14 節　輸送計画　・・・・・　3-2-33
第 15 節　交通規制等対策計画　・・・・・　3-2-35
【事態安定期の応急対策】
第 16 節　食糧供給計画　・・・・・　3-2-37
第 17 節　衣料、生活必需品、その他物資供給計画　・・・・・　3-2-39
第 18 節　給水計画　・・・・・　3-2-40
第 19 節　応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理計画　・・・・・　3-2-41
第 20 節　医療、助産計画　・・・・・　3-2-42
第 21 節　防疫計画　・・・・・　3-2-48
第 22 節　清掃計画　・・・・・　3-2-49
第 23 節　行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画　・・・・・　3-2-50
【社会基盤の応急対策】
第 24 節　電力施設災害応急対策計画　・・・・・　3-2-53
第 25 節　水道施設災害応急対策計画　・・・・・　3-2-53
第 26 節　電気通信施設災害応急対策計画　・・・・・　3-2-53
第 27 節　公共土木施設耐震対策計画　・・・・・　3-2-54
第 28 節　文教等対策計画　・・・・・　3-2-54
第 29 節　農林水産物対策計画　・・・・・　3-2-56
第 30 節　動物保護対策計画　・・・・・　3-2-57
第 31 節　民間団体協力要請計画　・・・・・　3-2-57

第 32 節　災害警備計画　・・・・・　3-2-58
第 33 節　その他災害応急対策に必要な事項　・・・・・　3-2-58

第３章　　災害復旧・復興
【公共土木施設等の災害復旧】
第 １節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進　・・・・・　3-3-1
第 ２節　激甚災害の指定　・・・・・　3-3-2
【被災者の災害復旧・復興支援】
第 ３節　被災者の災害復旧・復興支援　・・・・・　3-3-2
第 ４節　災害復旧資金計画　・・・・・　3-3-4

第４編　　津波災害対策
第１章　災害予防
第 １節　災害の想定　・・・・・　4-1-1
第 ２節　津波災害防止対策の推進　・・・・・　4-1-6
第 ３節　農業災害の防止対策　・・・・・　4-1-9
第 ４節　建築物の安全化　・・・・・　4-1-9
第 ５節　施設等の災害防止対策の推進　・・・・・　4-1-9
第 ６節　災害危険物等事前措置計画　・・・・・　4-1-10
第 ７節　津波防災研究成果の活用　・・・・・　4-1-11
【迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】
第 ８節　防災組織の整備　・・・・・　4-1-11
第 ９節　通信・広報体制（機器等）の整備　・・・・・　4-1-13
第 10 節　消防体制の整備　・・・・・　4-1-14
第 11 節　避難体制の整備　・・・・・　4-1-14
第 12 節　複合災害体制の整備　・・・・・　4-1-22
第 13 節　救助・救急体制の整備　・・・・・　4-1-22
【住民の防災活動の促進】
第 14 節　防災思想の普及・徹底　・・・・・　4-1-23
第 15 節　防災知識の普及・啓発　・・・・・　4-1-23
第 16 節　防災訓練の効果的実施　・・・・・　4-1-26
第 17 節　自主防災組織の育成強化　・・・・・　4-1-28
第 18 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進　・・・・・　4-1-29
第 19 節　防災ボランティアの育成強化　・・・・・　4-1-29
第 20 節　防災リーダー等の育成強化　・・・・・　4-1-30
第 21 節　事業所等の自主防災体制の強化　・・・・・　4-1-30
第 22 節　要配慮者の安全確保　・・・・・　4-1-31
第 23 節　業務（事業）継続計画の策定等　・・・・・　4-1-33

第２章　　災害応急対策
【活動体制の確立】
第 １節　応急活動体制の確立　・・・・・　4-2-1
第 ２節　災害救助法の適用　・・・・・　4-2-5
第 ３節　広域応援体制　・・・・・　4-2-6
第 ４節　自衛隊派遣要請計画　・・・・・　4-2-7
第 ５節　技術者、技能者及び労働者の確保計画　・・・・・　4-2-12
第 ６節　ボランティアとの連携等　・・・・・　4-2-14
【初動期の応急対策】
第 ７節　津波に関する情報の収集・伝達　・・・・・　4-2-16
第 ８節　災害情報等の収集・伝達　・・・・・　4-2-21
第 ９節　災害通信計画　・・・・・　4-2-23

第 10 節　災害広報計画　・・・・・　4-2-24
第 11 節　消防計画　・・・・・　4-2-25
第 12 節　避難計画　・・・・・　4-2-26
第 13 節　輸送計画　・・・・・　4-2-34
第 14 節　交通規制等対策計画　・・・・・　4-2-36
【事態安定期の応急対策】
第 15 節　食糧供給計画　・・・・・　4-2-37
第 16 節　衣料、生活必需品、その他物資供給計画　・・・・・　4-2-39
第 17 節　給水計画　・・・・・　4-2-40
第 18 節　応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理計画　・・・・・　4-2-42
第 19 節　医療、助産計画　・・・・・　4-2-43
第 20 節　防疫計画　・・・・・　4-2-48
第 21 節　清掃計画　・・・・・　4-2-49
第 22 節　行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画　・・・・・　4-2-51
第 23 節　障害物の除去計画　・・・・・　4-2-54
第 24 節　文教等対策計画　・・・・・　4-2-55
第 25 節　農林水産物対策計画　・・・・・　4-2-56
第 26 節　動物保護対策　・・・・・　4-2-57
第 27 節　民間団体協力要請計画　・・・・・　4-2-58
第 28 節　災害警備計画　・・・・・　4-2-58
第 29 節　電力施設災害応急対策計画　・・・・・　4-2-58
第 30 節　その他災害応急対策に必要な事項　・・・・・　4-2-59

第３章　　災害復旧・復興
【公共土木施設等の災害復旧】
第　１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進　・・・・・　4-3-1
第　２節　激甚災害の指定　・・・・・　4-3-2
【被災者の災害復旧・復興支援】
第　３節　被災者の災害復旧・復興支援　・・・・・　4-3-2
第　４節　災害復旧資金計画　・・・・・　4-3-5

第５編　　火山災害対策
第１章　災害予防
第　１節　災害の想定　・・・・・　5-1-1
第　２節　火山災害防止対策の推進　・・・・・　5-1-10
第　３節　農業災害の防止対策　・・・・・　5-1-11
第　４節　建築物災害の防止対策の推進　・・・・・　5-1-11
第　５節　施設等の災害防止対策の推進　・・・・・　5-1-12
第　６節　災害危険物等事前措置計画　・・・・・　5-1-13
第　７節　火山防災研究の推進　・・・・・　5-1-13
【迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】
第　８節　防災組織の整備　・・・・・　5-1-15
第　９節　通信・広報体制（機器等）の整備　・・・・・　5-1-17
第 10 節　消防体制の整備　・・・・・　5-1-17
第 11 節　避難体制の整備　・・・・・　5-1-18
第 12 節　複合災害体制の整備　・・・・・　5-1-28
第 13 節　救助・救急体制の整備　・・・・・　5-1-28
【住民の防災活動の促進】
第 14 節　防災思想の普及・徹底　・・・・・　5-1-30
第 15 節　防災知識の普及・啓発　・・・・・　5-1-30
第 16 節　防災訓練の効果的実施　・・・・・　5-1-32

第 17 節　自主防災組織の育成強化　・・・・・　5-1-34
第 18 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進　・・・・・　5-1-35
第 19 節　防災ボランティアの育成強化　・・・・・　5-1-35
第 20 節　防災リーダー等の育成強化　・・・・・　5-1-36
第 21 節　事業所等の自主防災体制の強化　・・・・・　5-1-37
第 22 節　要配慮者の安全確保　・・・・・　5-1-37
第 23 節　業務（事業）継続計画の策定等　・・・・・　5-1-40

第２章　災害応急対策
【活動体制の確立】
第 １節　応急活動体制の確立　・・・・・　5-2-1
第 ２節　災害救助法の適用　・・・・・　5-2-6
第 ３節　広域応援体制　・・・・・　5-2-8
第 ４節　自衛隊派遣要請計画　・・・・・　5-2-9
第 ５節　技術者、技能者及び労働者の確保計画　・・・・・　5-2-14
第 ６節　ボランティアとの連携等　・・・・・　5-2-16
【初動期の応急対策】
第 ７節　火山情報の収集・伝達　・・・・・　5-2-16
第 ８節　災害情報等の収集・伝達　・・・・・　5-2-28
第 ９節　災害通信計画　・・・・・　5-2-31
第 10 節　災害広報計画　・・・・・　5-2-32
第 11 節　消防計画　・・・・・　5-2-33
第 12 節　避難計画　・・・・・　5-2-33
第 13 節　輸送計画　・・・・・　5-2-42
第 14 節　交通規制等対策計画　・・・・・　5-2-44
【事態安定期の応急対策】
第 15 節　食糧供給計画　・・・・・　5-2-45
第 16 節　衣料、生活必需品、その他物資供給計画　・・・・・　5-2-47
第 17 節　給水計画　・・・・・　5-2-48
第 18 節　応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理計画　・・・・・　5-2-50
第 19 節　医療、助産計画　・・・・・　5-2-51
第 20 節　防疫計画　・・・・・　5-2-56
第 21 節　清掃計画　・・・・・　5-2-57
第 22 節　行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画　・・・・・　5-2-58
第 23 節　障害物の除去計画　・・・・・　5-2-61
第 24 節　文教等対策計画　・・・・・　5-2-62
第 25 節　農林水産物対策計画　・・・・・　5-2-64
第 26 節　動物保護対策　・・・・・　5-2-65
第 27 節　その他の広域被害対策　・・・・・　5-2-65
第 28 節　民間団体協力要請計画　・・・・・　5-2-66
第 29 節　災害警備計画　・・・・・　5-2-67
第 30 節　電力施設災害応急対策計画　・・・・・　5-2-67
第 31 節　その他災害応急対策に必要な事項　・・・・・　5-2-67

第３章　災害復旧・復興
【公共土木施設等の災害復旧】
第 １節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進　・・・・・　5-3-1
第 ２節　激甚災害の指定　・・・・・　5-3-3
【被災者の災害復旧・復興支援】
第 ３節　被災者の災害復旧・復興支援　・・・・・　5-3-3
第 ４節　災害復旧資金計画　・・・・・　5-3-5

資 料 編 目 次

1	垂水市防災会議条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 1
2	垂水市災害対策本部条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 2
3	垂水市災害対策本部規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 3-1
4	垂水市災害警戒本部規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 4-1
5	垂水市自主防災組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 5-1
6	災害時における放送要請等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 6-1
7	様　式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 7-1
	◦災害調査表		資 7-1
	◦災害状況速報		資 7-2
	◦公用令書 （管理・使用・収用）		資 7-4
	◦公用令書（物資の保管）		資 7-4
	◦公用令書（従事（協力））		資 7-5
	◦公用変更令書		資 7-5
	◦公用取消令書		資 7-6
	◦自衛隊災害派遣要請		資 7-7
	◦自衛隊災害派遣撤収		資 7-8
8	ヘリコプター発着場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 8
9	避難場所、避難所等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 9-1
10	危険箇所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 10
	◦危険箇所等に関する資料		資 10- 1
	◦土石流危険渓流Ⅰ		資 10- 3
	◦土石流危険渓流Ⅱ		資 10- 5
	◦急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ		資 10- 6
	◦急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ		資 10- 9
	◦地すべり危険箇所		資 10- 9
	◦急傾斜地の崩壊		資 10-10
	◦土石流		資 10-19
	◦地すべり		資 10-24
	◦山腹崩壊危険地区（民有林）		資 10-25
	◦山腹崩壊危険地区（国有林）		資 10-27
	◦崩壊土砂流出危険地区（民有林）	資 10-27	資 13
	◦崩壊土砂流出危険地区（国有林）	資 10-29	資 13-1
	◦ため池	資 10-30	資 13-2
11	県「孤立化集落対処マニュアル」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 11-1	資 13-3
12	九州南部沿岸海域排出油防除計画(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・	資 12-1	資 13-5

13	協定等	年月日	資 13
①	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(鹿児島県)	8. 3.29	資 13-1
②	鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定(鹿児島県下市町村)	10. 6.26	資 13-2
③	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	19. 6.27	資 13-3
④	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定(垂水市管工事組合)	19. 7. 3	資 13-5
⑤	災害時における応急支援活動に関する協定(垂水市漁業協同組合)	19.12.13	資 13-6
⑥	災害時における応急支援活動に関する協定(牛根漁業協同組合)	19.12.13	資 13-7
⑦	災害発生等における生活必需物資の供給に関する協定(垂水市商工会)	20. 4.10	資 13-8
⑧	災害時に要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定(グループホーム たるみず太陽の家、グループホーム ゆうきのなぎさ、グループホーム ひまわり苑、恵光園グループホーム さくらの里、垂水市立介護老人保健施設 コスモス苑)	21. 2.10	資 13-9
⑨	災害時における応急生活物資(LP ガス等)の供給に関する協定(鹿児島県 LP ガス協会大隅支部)	22. 2.23	資 13-11
⑩	避難所施設利用に関する協定(国立大隅青少年自然の家)	22. 9. 1	資 13-12
⑪	垂水市における大規模な災害時の応援に関する協定(国交省九州地方整備局)	23. 9.20	資 13-13
⑫	「道の駅」たるみずの防災機能利用に関する基本協定(国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所)	25. 3. 7	資 13-15
⑬	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定(鹿児島県)	25. 3.22	資 13-16
⑭	災害時における放送要請に関する協定(NPO 法人たるみずまちづくり放送)	25.12.16	資 13-17
⑮	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援協定(鹿児島県)	26. 3.28	資 13-19
⑯	地上デジタル放送のデータ放送における市政情報の提供に関する覚書(株式会社南日本放送)	26. 4. 1	資 13-21
⑰	災害時における救援物資提供に関する協定(西日本ビバレッジ株式会社)	26. 4. 1	資 13-22
⑱	災害時における避難行動要支援者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定(株式会社湧愛会)	26. 6.12	資 13-23
⑲	災害時に避難行動要支援者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書(社会福祉法人 育友会 城山学園)	26.11.25	資 13-25
⑳	災害時に一時避難所としての使用に関する協定書(株式会社財宝)	27. 4.22	資 13-26
㉑	災害時における情報の収集協力に関する覚書(株式会社ナディックサービス)	27. 6.18	資 13-28
㉒	災害時におけるダンボール製品の供給協力に関する協定(鹿児島県)	28. 3.24	資 13-30
㉓	災害時における物資の供給協力に関する協定書(日之出紙器工業株式会社)	28. 3.25	資 13-33
㉔	災害時における物資の供給協力に関する協定書(エス・パックス株式会社)	28. 3.25	資 13-35
㉕	災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定書(鹿児島県)	28. 3.28	資 13-37
㉖	災害時における栄養相談等の支援活動に関する協定(鹿児島県)	29. 3.30	資 13-39
㉗	垂水市地区災害復旧に関する覚書(九州電力株式会社鹿屋配電事業所)	29. 3.31	資 13-41
㉘	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書(西日本電信電話株式会社鹿児島支店)	29. 6. 8	資 13-44
㉙	災害発生時における垂水市と垂水市関係郵便局の協力に関する協定書	29. 8.22	資 13-46
㉚	火山観測データの閲覧に関する協定(国立大学法人京都大学防災研究所)	29.11.13	資 13-50

㉛	光ファイバー網の相互接続等に関する協定書(大隅河川国道事務所)	30. 3.13	資 13-52
㉜	災害時における物資供給に関する協定書(NPO 法人コメリ災害センター)	30. 3.30	資 13-55
㉝	森林災害協定書(垂水市、大隅地域振興局、県森林土木協会肝属支部)	30. 5.31	資 13-59
㉞	災害時及び消防活動に対する応急対策に関する協定書(垂水市建設業協会)	30.10.17	資 13-62
㉟	「道の駅」たるみずはまびらの防災機能利用に関する基本協定書(大隅河川国道事務所)	30.11.22	資 13-63
㊱	災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書(鹿児島県)	30.12.14	資 13-64
㊲	鹿児島県消防相互応援協定(鹿児島県下市町村消防及び一部事務組合)	30.12.20	資 13-68
㊳	災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書(株式会社藤川)	30.12.21	資 13-71
㊴	災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)	01.11.27	資 13-75
㊵	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定(一般社団法人日本福祉用具供給協会)	01.12.20	資 13-77
㊶	災害時における移動店舗車による電力の供給に関する協定書(鹿児島興業信用組合)	01.12.20	資 13-80
㊷	防災パートナーシップに関する協定書(株式会社南日本放送)	02.11.26	資 13-81
㊸	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書(一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会)	03. 1.29	資 13-82
14	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱 ・・・・・・・・・・・・・		資 14-1
	全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領 ・・・・・・・・・・		資 14-4
15	九州地方整備局大隅河川国道事務所応援対策支部・運営要領 ・・・・		資 15-1
16	垂水市雨量観測所等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 16
17	災害発生時外国人対応単語集及び文例集		
18	垂水市避難行動要支援者避難支援等プラン		
19	垂水市津波避難計画		
20	垂水市南海トラフ地震防災対策推進計画		

第１編　総　　則

第１節　計画の目的及び構成

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、垂水市防災会議が作成する計画であって、市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

（国、県及び垂水市の防災会議並びに防災計画の体系）

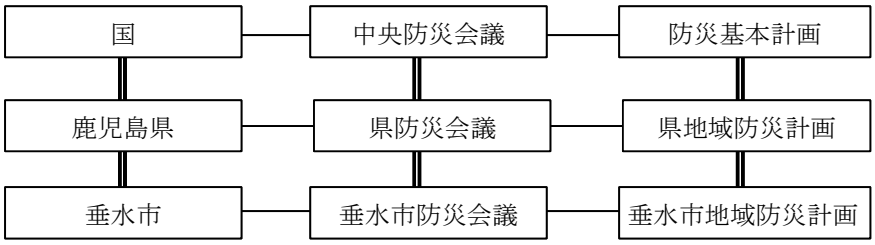

２　計画の構成

垂水市地域防災計画は、災害対策基本法第２条に定める災害のうち、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、 地震に係る「地震災害対策編」、津波に係る「津波災害対策編」及び桜島の大規模な爆発的噴火に係る「火山災害対策編」の４編と資料編から構成されている。

本計画は、垂水市域の災害対策に関する基本計画であり、県の地域防災計画に基づいて作成したものである。

３　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案し毎年検討を加え、必要があると認めるときは、市防災会議に提出し速やかに計画を修正するものとする。

４　計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

５　計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報、その他の方法により、内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第２節　基本方針

海岸部から山間部にまで及ぶ本市は、地形的にも土砂災害等による被害を受けやすく、また、近傍に位置する桜島の噴火活動も活発であることから火山災害も懸念される。また、他方では鹿児島湾直下地震や南海トラフ巨大地震等による地震災害やこれらに伴う津波災害も予想されている。

これらの災害防止と住民の安全を守ることは市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本市の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

なお、施策の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時

の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第３節　住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力する。

１　住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。 住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に災害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及・啓発活動をはじめ、市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

２　事業所の基本的責務

事業所の事業者(管理者)は、自主防災組織の結成等自ら防災対策を行い、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、地域の自主防災組織、市及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第４節　防災関係機関と業務の大綱

垂水市の区域を管轄する指定地方行政機関、垂水市、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、垂水市地域に係る防災に関し、おおむね次の業務を処理するものとする。

１　市

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
垂水市	⑴　垂水市防災会議に関する事務 ⑵　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ⑶　防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策 ⑷　災害の防御と拡大防止の対策 ⑸　罹災者の救助、医療、防疫等の救助保護 ⑹　被災市管理施設の応急対策 ⑺　災害時における文教、保健衛生、警備対策 ⑻　災害時における交通輸送の確保 ⑼　被災者に対する融資等の被災者振興対策 ⑽　被災施設の復旧 ⑾　市内関係団体が実施する災害対策等の調整 ⑿　災害対策に関する広域応援協力 ⒀　その他、災害対策に必要な事務又は業務

２　県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	⑴　鹿児島県防災会議に係る事務 ⑵　防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策 ⑶　災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査 ⑷　災害の防御と拡大の防止 ⑸　罹災者の救助、医療、防疫等の救助保護 ⑹　被災した県管理施設の応急対策 ⑺　災害時の文教、保健衛生対策 ⑻　災害対策要員の供給、あっせん ⑼　災害時における交通輸送の確保 ⑽　被災者に対する融資等の被災者生活再建支援対策 ⑾　被災施設の復旧 ⑿　市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、斡旋等 ⒀　災害対策に係る「九州・山口９県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力
大隅地域振興局	⑴　市が処理する事務事業の指導、指示、斡旋等 ⑵　防災に関する施設の整備及び防止対策に関すること ⑶　被災施設の復旧に関すること
鹿児島県警察 鹿屋警察署垂水幹部派出所	⑴　災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 ⑵　被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。 ⑶　交通規制・交通管制に関すること。 ⑷　死体の見分・検視に関すること。。 ⑸　犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。 ⑹　その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。

3　指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
農林水産省九州農政局鹿屋駐在所	⑴　応急用食料の調達・供給対策に関すること ⑵　主要食料の安定供給対策に関すること ⑶　その他防災に関し農政局の所掌すべきこと
国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所垂水国道維持出張所	⑴　防災に関する施設の整備、対策及び災害施設の復旧 ⑵　その他防災に関し整備局の所掌すべきこと

4　自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊 海上自衛隊第1航空群	⑴　人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援 ⑵　その他、防災に関し自衛隊の所掌すべきこと

5　指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社(鹿児島支店)	⑴　電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること ⑵　災害時の非常通話の取扱いに関すること
自動車輸送機関(日本通運株式会社、公益社団法人鹿児島県バス協会、公益社団法人鹿児島県トラック協会)	災害時における貨物自動車による救援物資及び避難者のの輸送協力に関すること。
九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所	⑴　電力施設の整備と防災管理 ⑵　災害時における電力供給の確保 ⑶　被災施設の応急対策と災害復旧

6　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	⑴　用水路、ため池等の防災管理 ⑵　農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧
病院等経営者	⑴　災害時における収容患者の避難誘導及び避難訓練 ⑵　被災負傷患者等の収容保護 ⑶　災害時における医療、助産等の救助 ⑷　近隣医療機関相互間の救急体制の確立
市社会福祉協議会	⑴　被災生活困窮者に対する世帯更生資金の融資 ⑵　福祉救援ボランティアに関すること
漁業協同組合	漁船の遭難防止、沿岸漁業施設の防災
その他の公共団体及び防災上重要施設の管理者	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧

第５節　垂水市の地勢

1　地形

本市は、大隅半島の西北部、鹿児島県のほぼ中央に位置し、東は高隈連山により鹿屋市に接し、西は鹿児島市東桜島地区と接しているが、約 37㎞ に及ぶ海岸線のほとんどは鹿児島湾に面し、対岸は県都鹿児島市となっており、北は霧島市と接している。

北限は北緯 31 度 37 分で、南限は 31 度 24 分であり、西限は東経 130 度 41 分、東限は 130 度 49 分である。

地形の特徴としては、東の高隈山を中心とする山岳地帯と、その麓から海岸地帯まで広がるシラス台地、約 37 ㎞に及ぶ海岸線や諸河川の流域等の冲積平野からなり、東方が高く漸次西に低くなっており、８割以上を山間地が占め平地の少ないことが挙げられる。

特に、牛根地区については、姶良カルデラの外輪山の内壁に位置しているため、山が海岸まで迫っている。

2　気候

本市は、平均気温が 20 度弱で、冬でも氷点下になることは極めてまれであり、四季を通じて温暖な気候である。降水量は年間 2,000 ミリ前後で、県本土の中では少ない部類に入る。

しかしながら、平成 24 年以降は年間降水量が増加傾向にあり、特に平成 27、28 年の年間降水量は 3,000 ミリを上回った。平成 27、28 年は、梅雨入り前から梅雨明けまでの間に多量の降水があり、両年とも６月の降水量が 1,000 ミリを超えた。このため、平成 27 年には深港川で土石流が発生（人的被害なし。）した。また、平成 28 年 9 月には大隅半島に上陸した台風 16 号により大きな被害（人的被害なし。）を被った。

3　人口分布

人口は、市の中央部（垂水地区）に集中しており、次いで協和地区、水之上地区で、垂水地区への一極集中という状況である。

65 歳以上の高齢者が占める構成比（高齢化率）は、県平均をはるかに上回り、全国平均の倍近くで、高齢化が顕著となっている。

過疎化と高齢化が進行し、社会資本の整備が相対的に立ち遅れている等の特徴を有している孤立化するおそれのある中山間地域が点在しており、総集落数（143 集落）の約 25％の 36 集落となっている。

4　道路の位置等

幹線道路は、鹿児島湾沿いに南北に延びて霧島市に繋がっている国道 220 号、市の東部を南北に走り高隅連山を超え東西方面に伸びる、市の北部二川地区からの主要地方道 72 号(垂水大崎線)と、中央部からの主要地方道 71 号(垂水南之郷線)で鹿屋市と繋がっている。

【緊急輸送道路】

緊急輸送道路区分	路線数	道路延長(Km)
第一次緊急輸送道路	54	1,158.2
第二次緊急輸送道路	45(64)	1,195.3
第三次緊急輸送道路	1	0.6
合計	100	2,354.1

※(　)内の数字は第一次緊急輸送道路と重複する19路線を含む

5　港湾の位置等

港湾は、市中央部を流れる本城川左岸に地方港湾の垂水新港が整備され、県都鹿児島市と大隅地域を結ぶ海上交通の要衝として、フェリーが就航している。港湾機能としては、2,000 トンクラスの船舶が寄港可能な水深 5.5m、延長 95m の岸壁が２箇所ある外、水深 5.5m、延長 100m、2,000 トンクラスの船舶が寄港可能な岸壁が整備されている。この外に、牛根地区に一般港湾の浮津港が整備されている。また、漁港は、第１種漁港２(垂水南漁港(柊原地区、新城地区)、中浜漁港)、第２種漁港３(境漁港、海潟漁港、牛根麓漁港)の計５港がある。

※　地方港湾：重要港湾(国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾)以外の港湾

第１種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第２種漁港：その利用範囲が第１種漁港よりも広く第３種漁港(その利用範囲が全国的なもの)に属さないもの

6　自衛隊施設等

自衛隊施設は、隣接する鹿屋市に海上自衛隊鹿屋航空基地（第１航空群）が、同じく隣接の霧島市には陸上自衛隊国分駐屯地（第 12 普通科連隊、第 113 教育大隊）が所在している。

第６節　災害の想定

本計画の策定に当たって、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、災害対策基本法第２条に定める災害のうち、特に暴風、豪雨、火山災害、高潮、地震、大規模な火事等を重点とし、災害救助法適用程度の災害を想定して策定したものである。

第７節　他の法律との関係

本計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、防災行政を一元化するものではない。従って水防法（昭和 24 年法律第 193 号)、消防法（昭和 23 年法律第 186 号)、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他の法令に特別な定めがあるものについては、当該法等の定めるところにより、その業務を処理するものとする。

第２編　一般災害対策

第１章　災害予防

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、一般災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

なお、施策の実施に当たっては、一般災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

第１節　災害の想定

災害の想定については、第１編第６節「災害の想定」に示したとおりであるが、具体的には、鹿児島県下でこれまでに発生した風水害のうち、最大規模であった平成５年（1993 年）８月５日から７日にかけて鹿児島市を中心とする地域を襲った集中豪雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成 22 年（2010 年）10 月 18 日から 21 日にかけて奄美地方を襲った集中豪雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成５年（1993 年）９月１日から３日にかけて薩摩半島南部に上陸し、その後西日本を縦断した台風 13 号による大雨・暴風と同程度の台風の襲来を想定する。

なお、その具体的な規模については、次のとおりである。

災害名（年月日）／想定項目		鹿児島豪雨（平成５年８月６日）	奄美豪雨（平成 22 年 10 月 20 日）	台風１３号（平成５年９月３日）
気象概況		・時間最大雨量 56㍉(鹿児島)6 日 19 時 65㍉(入来峠)6 日 18 時 ・日最大雨量 259㍉（鹿児島）6 日 369㍉（川内）6 日 ・総降水量の最大値 392㍉(川内) 5 日～7 日	・時間最大雨量 78.5㍉(名　瀬)20 日 16 時 89.5㍉(古仁屋)20 日 13 時 ・日最大雨量 622㍉（名　瀬）20 日 286.5㍉（古仁屋）20 日 ・総降水量の最大値 766.5 ㍉(名瀬)18 日～21 日	・最大瞬間風速・風向 59.1m/s（種子島） 南 3 日 15:45 ・最大風速・風向 33.7m/s（沖永良部） 南 3 日 02:40 ・総降水量の最大値 373㍉(高峠)2 日～3 日
人的被害	死　者	48 名	3 名	33 名
	行方不明者	1 名	―	―
	重傷者	12 名	1 名	15 名
	軽傷者	52 名	1 名	160 名
建物被害	全　壊	298 戸	10 戸	226 戸
	半　壊	193 戸	443 戸	706 戸
	一部損壊	588 戸	12 戸	31,899 戸
	床上浸水	9,378 戸	116 戸	1,381 戸
	床下浸水	2,754 戸	851 名	3,903 戸

第２節　土砂災害等の防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、被害が予想される箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等)を毎年点検するとともに降雨、台風時には巡回して監視する。安全施設については、国及び県の治水計画をも勘案し、土地条件に応じた施設の設置又は措置を逐次実施していくものとする。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等の対策を推進する。

１　災害危険箇所の警戒避難体制の整備

市は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

特に、土砂災害警戒区域においては早期に警戒避難体制を整備する。

⑴　避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、人家等に被害を与えるおそれがある危険個所がある地区を避難対象地区に指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

⑵　避難計画の整備

市は、特に災害危険個所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成するものとする。

ア　災害危険箇所の概況の把握

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際の留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ　住民への情報伝達方法の整備

防災無線のほか、コミュニティＦＭ放送、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ　避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性を十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響のない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ　避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

オ　避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報を避難指示等発令の基本とし、土砂災害警戒区域・危険箇所等の情報をもとに鹿児島県河川砂防情報システムによる危険度レベル(レベル１、２、３、４)、気象庁ホームページのキキクル（危険度分布：土砂災害、浸水害、洪水)などを合わせて総合的に判断し、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して住民の避難行動が開始されるよう基準を定めることに努める。

⑶　住民の自主的避難の指導

市は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り住民に提供するよう努めるものとする。

避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づき組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう指導する。

２　災害危険箇所等の調査結果の周知

⑴　災害危険箇所の点検体制の確立

市は、防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

⑵　災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア　市は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ　市独自に、新たに把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

⑶　河川等重要水防箇所等危険予想区域の把握、周知

市は、県において把握している河川等重要水防箇所及び水防箇所に基づき、関係流域住民への周知に努めるとともに、市独自に河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。また、市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険を住民等に周知する。

ア　河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

イ　避難路上の障害物などの把握

ウ　指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握

エ　危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討（河川等の重要水防箇所及び水防箇所現況については「鹿児島県水防計画書」参照）

⑷　災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア　災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を地域防災計画に明示・位置付ける。

イ　災害危険箇所のほか、避難場所等を明記した防災マップの作成・掲示・配布

ウ　広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

３　宅地造成地の災害防止対策

⑴　「宅地造成等規制法」に基づき、県が実施する行政指導監督に協力し、宅地造成者又は施行者に万全の措置をとらせるものとする。

⑵　県及び市は、大規模な災害時の宅地被害を軽減するため、県民に対し日常点検の必要性など、宅地防災に関する意識向上のための啓発等に努める。

県内の大規模盛土造成地を有する２５市町（垂水市は除く。（H30年））は、大規模盛土造成地の位置等を示した大規模盛土造成地マップを公表しており、当該地の優先度評価や安全性把握調査の実施に努める。また、市町村は、液状化ハザードマップの作製及び公表に努める。

第３節　農業災害の防止対策

１　農地防災・保全施設の整備

本市はシラス等の特殊土壌が広く分布し、台風や集中豪雨により、農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地、農業用施設、農作物、人家等に被害が及んでいる。 これらの被害を防止、軽減するために、排水路、ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い農村地域の災害発生防止に努める。

市は、被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、県と連携を図りながら、関係法令に基づいて診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

２　被害想定区域や避難場所等を地図化したハザードマップの整備

防災重点農業用ため池等の農業水利施設については、万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第４節　河川災害・高潮災害等の防止対策

本市は、多雨地帯、特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件で洪水の被害を受けやすい特質があり、河川災害、高潮災害に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。

併せて、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「水防災意識社会再構築協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、流域全体のあらゆる関係者と協働し、「流域治水」の取組を進める。

１　河川災害の防止対策

⑴　河川改修に関する治水事業

水防計画に基づいて市内河川、水路及び海岸の危険区域を指定し、量水標を適時巡視する。

なお、危険箇所の改修については、計画的に実施するものとする。河川及び海岸の危険箇所は水防計画のとおりとする。

⑵　道路、橋梁の維持補修事業

道路管理者は、所管の道路、橋梁を常時補修する。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立札等によって表示し通行又は重量の制限を行う。

⑶　流木の被害防止

市内各橋梁の流木による被害防止のため塵除杭を逐次改修又は新設する。

⑷　浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

市長は、水位周知等を行う河川に指定されていなかった中小河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努めなければならない。浸水実績等を把握した市長は、把握した浸水実績等について、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、水害リスク情報として周知しなければならない。市が行う浸水実績等の把握について、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

２　高潮等の防止対策

⑴　市は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全事業を継続し、既存海岸施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、情報伝達手段の整備等防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

⑵　高潮等のリスクの低減

市は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、必要に応じて、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。

第５節　防災構造化の推進

市内の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業などをはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、市におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。

１　防災的土地利用の推進

市は、新規開発等の事業に際して、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

⑴　宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第３条により指定された宅造工事規制区域内で行う宅造工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

⑵　建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第 39 条により指定された災害危険区域については、建築を制限し災害の防止に努める。

⑶　危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため危険住宅の移転促進を図る。

⑷　立地適正化計画策定の推進

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるよう努める。

２　建築物の不燃化の推進

⑴　不燃化の推進

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、耐火建築物等の建築を促進し不燃化の促進を図る。

⑵　消火活動困難地域の解消

市は、消火活動困難地域の解消に努める。

⑶　延焼遮断帯等の整備

市は、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

⑷　消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

⑸　その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

３　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

⑴　擁壁の安全化

市は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安全性を考慮しているが、橋梁定期点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

⑵　ブロック塀等の安全化

市は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

⑶　窓ガラス等落下物の安全化

市は、これまでに実施している定期報告制度や年２回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

４　防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

５　防災行動計画

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第６節　建築物災害の防災対策の推進

風水害等の災害時は、浸水・斜面崩壊等による建物損壊等の被害が予想される。このため、建築物の「構造上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。

１　公共建築物の耐震、不燃化対策

公共施設には、勤務者や来訪者が多数出入りし、災害発生時には不特定多数の人が被害に見舞われることになる。そのため、新たに建築する公共施設は不燃・耐震化を推進するとともに、老朽施設の更新・補強についても検討していく。

⑴　公共施設等の安全性の確保

庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、次により防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

ア　防火管理者の設置

イ　災害予防及び災害発生時の責任等の明確化

ウ　避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等防災管理体制の整備に努める。更に関係機関との連絡体制も整備する。

⑵　重要防災基幹施設の安全性確保

ア　重要防災基幹施設

災害復旧実施上の重要性、地域特性等を考慮し、次を防災上の重要建築物とし、復旧優先順

を検討する。

㈠　防災中枢施設(市役所等)

㈡　治安施設(警察署等)

㈢　消防施設(消防署等)

㈣　医療施設(総合病院等)

㈤　避難施設(小学校、中学校、公民館等)

イ　安全性の確保

重要防災基幹施設については、災害時に施設の機能の確保・保持ができるよう安全性の確保を行う。

２　一般建築物の安全性の確保

⑴　防災指導等による不燃、安全化の促進

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化の推進に努める。

⑵　住民等への意識啓発

ア　建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

イ　土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転の啓発

土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転について、融資等を含め、普及・啓発を図る。

ウ　建築物等における石綿使用有無の把握

建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努める。

３　既存建築物に対する改修等指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ空き家を含む既存建築物については、ある程度「構造耐力上及び防火性・耐火性」の安全性が確保されていないものが見込まれることから、老朽化した建築物の改修等の必要性について普及・啓発を図る。

第７節　災害危険物等事前措置計画

本計画は災害が発生するおそれがある時、災害危険物等に対する管理者(占有者及び所有者を含む。以下同じ。)の保管措置について確認し、又は指示し、災害発生を防止しようとするものである。

１　実施責任者

災害危険物等の保管措置に関する指示等については市長が行う。(災害対策基本法第 59 条) 担当は、土木対策部と消防対策部が協力して行う。

２　管理責任者

災害危険物等の管理者は、災害警報等が発令されたとき、管理する危険な設備又は物件等の保安措置について再確認し、保安について更に万全の措置を講ずるものとする。

３　市長の指示等

⑴　保安措置の確認

災害危険物等による災害が発生するおそれがあるときは、特に必要と認める災害危険物等の保安措置について確認するものとする。

⑵　保安措置の指示

⑴項により災害危険物の保安措置が十分でないと認めるときは、管理者に対し保安措置を十分

とるよう指示するものとする。この場合、特に必要があると認めるときは、鹿屋警察署長及び鹿児島海上保安部長に対し保安措置に関する指示を行うよう要請するものとする。

⑶　指示等の方法

指示は、各指示者がその組織内で編成する巡視要員等により行うのものとする。

⑷　指示等の期間

指示等は、災害警報発令により必要な時間行うものとする。

⑸　指示等の内容

指示等は危険物等による災害の防止に必要と認められる補修、補強、移転 、除去、使用の停止処理、整理、移動、撤去等の措置について行うものとする。

（注）　災害危険物の種類は、次のとおりである。

がけくずれのおそれのある土地、風害をおこすおそれのある広告物、煙突類、農業用ため池、電気関係施設、火薬類、石油、高圧ガスおよび放射性物資等。

第８節　防災研究の推進

市及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

１　地域危険度の調査研究

市は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、防災マップ等の作成に努める。

２　シラス防災対策についての調査研究

特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

【迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

第９節　防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、がけ崩れの発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による防災力向上を図る。

１　応急活動実施体制の整備

⑴　職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

このため、実情に応じ専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話などの参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非

常参集体制の整備を図る。

なお、市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、以下の対策を推進する。

⑵　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、平常時から特に次の点について習熟する。

ア　動員配備・参集方法

イ　本部の設営方法

ウ　防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

２　平常時の連絡調整体制の整備

⑴　情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

⑵　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

ア　市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

イ　市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常無線通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

３　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

⑴　連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

⑵　自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

４　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

⑴　市及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

⑵　特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

５　「大隅地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」

大隅地域の県管理河川で発生しうる大規模な浸水害に備え、鹿児島県、気象庁、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するため設立された。

⑴　位置付け

水防法第 15 条の 10 の規定に基づき「大隅地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）として組織され、都道府県大規模氾濫減災協議会に位置付けられる。

⑵　目　的

「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、市町村等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、かつ計画的に推進することにより、大隅地域の県管理河川流域において、洪水氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

⑶　構　成

垂水市、鹿屋市、曽於市、志布志市、大崎町、錦江町、南大隅町、肝付町、鹿児島県、大隅地域振興局、国交省大隅河川国道事務所、鹿児島地方気象台

⑷　対象河川

本城川、雄川、その他大隅地域の県管理河川流域における一級河川大淀川及び二級河川を対象とする。

⑸　取組、実施事項

ア　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

イ　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び大隅地域の県管理河川流域の水害に強い地域づくりを実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

ウ　毎年、開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

エ　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第 10 節　通信・広報体制（機器等）整備

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市は災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＩｏＴ、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

１　通信施設及び機器の整備

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）設備の保守整備に努める。

また、既存の防災行政無線の後継機器として、コミュニティＦＭ放送の整備を推進する。

２　通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるよう、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

⑴　通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

⑵　通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

３　関係機関の通信手段の活用

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

４　広報体制の整備

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオ(コミュニティＦＭ放送を含む。)を通じて市民に提供するため、緊急情報提供システム、Ｌアラート(災害情報共有システム)を効果的に活用する。

また、インターネット(県庁ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Ｗｅｂ)やＬアラート(災害情報共有システム)、緊急速報(エリアメール等)、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第11節　消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第 12 節　避難体制の整備

災害時には、数多くの地域で多くの住民が避難する事態が予想される。このため、災害時における市長等の避難指示権者が行う避難指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

特に、浸水想定区域では水防警報、また土砂災害警戒区域では土砂災害警戒情報等の伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、総合防災マップの配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難に際しては、特に高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

⑴　指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。なお、避難路についても浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

⑵　指定避難所等

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等(県立学校については県教育委員会)の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

２　指定避難所の整備

⑴　市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、冷暖房、照明等の整備に努めるものとする。市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

⑵　指定避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

⑶　指定避難所における救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者にも配慮した避難実施に必要な施設・設備についても整備に努め、被災者による被災情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備に努める。

⑷　指定避難所において停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

３　避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これらの物

資等の円滑な配備体制の整備に努める。

4　避難体制の整備

⑴　災害危険箇所の警戒体制の確立

市は、気象警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

⑵　土砂災害警戒区域内の避難体制の確立

市は土砂災害防止法第８条に基づき、各警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

⑶　避難指示等・誘導体制の整備

ア　基本方針

市長は災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

イ　市長が行う避難指示等は、「避難指示等に関するガイドライン」を踏まえて行う。

ウ　市長以外の避難指示権者は関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ避難指示等を行う。

エ　市長は関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。なお、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは、名称及び所在地を市地域防災計画に定める。

また、避難指示権者は避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、市地域防災計画により行う。

オ　避難指示等の基準の策定

㈠　市長は、災害の種類、地域、その他により異なるが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

㈡　国及び県は、市に対し避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

㈢　県は、市に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行うものとする。

カ　避難指示等の実施要領

㈠　市長以外の避難指示権者が避難指示等を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、市長に通知する。

㈡　市長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難指示等を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課及び大隅地方振興局）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

⑷　避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員を配置し、車両による移送などの方法を講じておく。

オ　市は洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国(国土交通省)及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

⑸　自主避難体制の整備

ア　市は、各種災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。

イ　自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

ウ　住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、市や防災関係機関に連絡するものとする。

※　指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い、市町村が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、市町村の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市町村は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について要すれば検討を行うものとする。

⑹　広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

⑺　避難指示等の伝達方法の周知

ア　避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

㈠　関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

㈡　サイレン、鐘による伝達

㈦　防災行政無線による伝達
㈧　広報車等の呼かけによる伝達
㈨　報道機関を通じて行うテレビ、ラジオ(コミュニティＦＭ放送を含む。)、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、地上デジタル放送、有線放送、電話等の利用による伝達

イ　伝達方法の周知

市長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

ウ　浸水想定区域における洪水予報等の伝達

市は浸水想定区域内の一定の地下街等及び要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

エ　伝達方法の工夫

市は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

５　要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府:25.8)や「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」(鹿児島県:26.2)を参考に作成した「垂水市避難行動要支援者避難支援等プラン」(27.10.29)に基づき、次の点に留意し地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

⑴　避難指示等の伝達体制の確立

市は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市町村地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めることが義務づけられている。(水防法第 15 条の 3、土砂災害防止法第 8 条の 2)

⑵　避難誘導体制の整備

ア　市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

イ　地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

ウ　市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

⑶　要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策

定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

6　避難訓練

市は、自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、各種災害を想定した避難訓練を実施する。

7　各種施設における避難体制の整備

⑴　学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

市長及び教育長は、市内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、整備しておく。

ア　集団避難計画の作成

㈠　教育長は、市内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

㈡　児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

㈢　災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

イ　避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

ウ　避難誘導体制の強化

㈠　避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるようにあらかじめ連絡網を整備しておく。

㈡　学校長等は、おおむね次の事項について計画し集団避難が安全迅速に行われるようにする。

ａ　災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

ｂ　避難所の指定

ｃ　避難順位及び避難所までの誘導責任者

ｄ　児童生徒等の携行品

ｅ　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

⑵　社会福祉施設や病院等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」（寝たきりの高齢者や障害者、重症患者、妊産婦、新生児、乳幼児等）が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている。（水防法第 15 条の３、土砂災害防止法第８条の２）

ア　避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制

を確立しておく。また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努めるものとする。

イ　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ　設備の整備・物資の確保

社会福祉施設や病院等の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

エ　防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するようするように義務付けられている。

⑶　不特定多数の者が出入りする施設における避難体制等の整備

ア　防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

イ　組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

ウ　緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

エ　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

8　避難所の開設、収容体制の整備

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

⑴　避難所の開設・収容体制

ア　避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた市長が行う。市長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所

の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

イ　福祉避難所等の確保

市は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力を得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

ウ　適切な避難所収容体制の構築

市は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Ｗｅｂや市独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。また、市は指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

⑵　避難所の運営体制の整備

市は、避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成 29 年９月、鹿児島県)、「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和３年８月改定）及び「避難所における感染症対策マニュアル（新型コロナウィルス感染症拡大防止を踏まえた避難所運営)」（令和２年６月１日：垂水市）に基づき、避難所の管理運営体制の整備に努める。

市はマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

⑶　避難所の生活環境改善システムの整備

市は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

⑷　避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第13節　複合災害体制の整備

市及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

また、市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第 14 節　救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

１　救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、市は生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

⑴　市(常備消防を含む)の救助・救急体制の整備

ア　常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ　市は予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討する。

ウ　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ　傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ　土砂崩れ等による生き埋めから等の救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

⑵　救助の実施体制の構築

市は県と連携して、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

２　救助用装備・資機材等の整備

⑴　水防関係

ア　水防資材、器材の備蓄場所と数量は、水防計画による。

イ　実施予定時期

毎年４月中に行う。

ウ　実施要領

各倉庫に資材、器材受払簿を点検し、不用若しくは使用に耐えないものがあるときは、返納

の手続きをとり、また不足するときは水防計画に基づいて補充する。

⑵　消防関係

消防計画により実施する。

【住民の防災活動の促進】

風水害等の一般災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、市は県と連携して「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組により、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

１　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

２　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

３　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

４　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第 15 節　防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。市民は自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から地震に備えるとともに、風水害等の一般災害に関する防災訓練や各種防災知識の普及・啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働するものとする。

また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市と連携・協働し、市民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。このため、市及び関係機関は、自主防災思想の普及・徹底を図るものとする。

さらに、市は大規模な災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努め、また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第 16 節　防災知識の普及・啓発

一般災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、土砂災害や風水害等に係る災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ一般災害に関する防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、地震防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、一般災害に関する防災教育を実施する。

また、市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、市民への避難場所、避難所及び避難経路等の事前確認の重要性、気象情報、土砂災害警戒情報及び台風情報等の積極的入手と早期判断による早めの自主避難の重要性について周知に努める。

なお、防災知識の普及・啓発の推進に当たっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。

１　市民への防災広報等による防災知識の普及・啓発

⑴　普及の方法

防災知識の普及は、防災週間や防災関連行事等において、次の媒体を利用して行うほか、労働安全・交通安全等災害対策安全運動の一環として各対策実施機関の対策内容に応じた災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高めるとともに、防災知識の普及を図るものとする。

なお、普及に際しては、要配慮者の地域における支援体制の整備や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行うものとする。

ア　広報誌（市報たるみず）、その他印刷物の発行
イ　防災行政無線
ウ　広報車の巡回
エ　地区別講習会の開催
カ　県防災研修センター
キ　市ホームページ
ク　その他（新聞、ラジオ、テレビ）

⑵　実施内容

ア　住民等の責務

㋐　市民及び事業者

ａ　自ら災害に備えるための手段を講じること
ｂ　自発的に防災活動に参加すること

㋑　自主防災組織
㋒　自らの組織を活用して、地域における防災対策を行うこと
㋓　自発的に防災活動に参加するとともに、市及び防災関係機関と連携、協働すること

イ　地域防災計画の概要

ウ　災害予防措置

㋐　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

㋑　家庭での予防・安全対策

ａ　災害に備えた「最低３日、推奨１週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
ｂ　非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
ｃ　負傷防止や避難路確保の観点からの家具等の転倒防止対策
ｄ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

㋒　出火防止、初期消火等の心得
㋓　家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動
㋔　緊急避難場所や避難所での行動
㋕　災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

㈨　災害危険箇所の周知
㈩　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
㈪　負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
㈫　船舶等の避難措置
㈬　農作物の災害予防事前措置
㈭　その他

エ　災害応急措置
㈠　災害対策の組織、編成、分掌事務
㈡　災害調査及び報告の要領、連絡方法
㈢　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
㈣　災害時の心得
a　災害情報の聴取並びに聴取方法
b　停電時の照明
c　非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
d　屋根・雨戸等の補強
e　排水溝の整備
f　初期消火、出火防止の徹底
g　避難の方法、避難路、避難場所の確認
h　高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援
㈤　その他

オ　災害復旧措置
家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

カ　被災地支援

キ　その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

⑶　普及の時期
普及内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

２　学校教育・社会教育等における防災知識の普及・啓発

幼稚園、保育園、小・中・義務教育学校、高等学校における学校教育等は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜、訓練や講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、市は各学校等において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災センター（防災出前講座を含む。）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。いずれの場合も、台風や豪雨等の気象現象等に関する基礎知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

３　旅行者等への防災知識の普及

市は、観光関係の事業者等を通じて、垂水市を訪れる旅行者等に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、ビジターセンター、大規模災害の遺構であるジオパーク等を通じて、大規模災害履歴についての知識の普及を図るとともに、地域の実情に応じ災害体験館等防

災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

４　災害教訓の伝承

市は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第 17 節　防災訓練の効果的実施

風水害等の災害に対して各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

１　防災訓練の目標・内容の設定

⑴　防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、市、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

⑵　訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

ア　動員訓練、非常参集訓練
イ　通信連絡訓練
ウ　水防訓練
エ　避難訓練
オ　医療・救護訓練
カ　給水・給食（炊飯）訓練
キ　輸送訓練
ク　消防訓練
ケ　広域応援協定に基づく合同訓練
コ　流出油災害対策訓練
サ　その他必要な訓練

２　訓練の企画・準備

⑴　訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件（異常乾燥、強風等）等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

⑵　訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討して行う。

⑶　訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、鹿屋警察署垂水幹部派出所に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し、協力を得る。

３　訓練の方法

市は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等による被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市消防、自衛隊等の防災関係機関と協力する。

また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常無線通信協議会、民間企業、ＮＰＯ法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練になるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

⑴　市等が行う訓練

市は、市域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

ア　訓練内容

㈠　消防訓練
㈡　通信訓練
㈢　水防訓練
㈣　避難訓練
㈤　救出訓練
㈥　救助訓練
㈦　炊き出し訓練

イ　非常通信訓練

市は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

ウ　避難訓練

㈠　市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を毎年１回以上実施する。
㈡　市教育委員会及び市内小・中・義務教育学校は、それぞれ定める避難計画に基づき、各学校の避難訓練を毎年１回以上実施する。
㈢　市長は社会福祉施設、宿泊施設、公民館等多数の人が集合居住する施設の管理者に対し避難計画の作成、訓練実施について指導を行う。施設の管理者は、避難計画に基づき適宜、避難訓練を実施する。

エ　急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

オ　水防訓練

㈠　時期

毎年雨期前に行う。

㈡　場所

河畔又は海岸

㈢　参加者

消防署職員、消防団員、土木対策部職員、その他関係者

㈠　訓練内容

水防計画により実施する。

カ　消防訓練

消防計画により実施する。

⑵　その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

⑶　事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、市、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、毎年１回以上の避難訓練（図上訓練を含む。）を実施するように努める。

⑷　広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

４　訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第 18 節　自主防災組織の育成強化

災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく、地区の住民や事業所・企業・団体等の自主的な防災組織が必要である。このため、市は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地区住民、事業所・企業・団体等による自主防災組織の育成強化を図る。

１　自主防災組織の組織化の促進

⑴　自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

ア　土石流、地すべり、急傾斜地崩壊危険箇所等災害が見込まれる地区

イ　土砂災害警戒区域等のある区域

ウ　河川氾濫の災害が見込まれる地区

エ　津波危険のある地区

オ　家屋密集等消防活動困難地区

カ　高齢化の進んでいる過疎地区

キ　その他危険地区

⑵　自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることにかんがみ、次の事項に留意する。

ア　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

⑶　自主防災組織の組織づくり

振興会等の既存の組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により

組織づくりを進める。

ア　振興会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ　振興会の自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ　企業・団体等の既存の防火計画を発展させて防災力の強化を図り、防火管理者等をリーダーとして、組織として位置付ける。

２　自主防災組織の活動の推進

⑴　自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び活動計画を定める。

⑵　自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア　平常時の活動

㈠　防災に関する知識の普及
㈡　防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
㈢　情報の収集伝達体制の確立
㈣　火気使用設備器具等の点検
㈤　防災用資機材の備蓄及び点検等
㈥　斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ　災害発生時の活動

㈠　地域内の被害状況等の情報収集
㈡　住民に対する避難指示等の伝達、確認
㈢　避難誘導
㈣　救出・救護の実施及び協力
㈤　出火防止及び初期消火
㈥　炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第 19 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第 20 節　防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野の防災ボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時における防災ボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広い防災ボランティアの育成強化のための対策を推進する。

１　防災ボランティアとの連携体制の整備

市は、平常時から、地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

⑴　防災ボランティア活動参加啓発及び知識の普及

市は、平常時から、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

⑵　防災ボランティアの登録、把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

⑶　大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

３　ボランティアの種類と活動内容

市がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

また、ボランティア活動のすべてを市において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

⑴　一般労力提供型ボランティア

ア　炊き出し、物資の仕分・配給への協力
イ　避難所の運営への協力
ウ　安否情報、生活情報の収集・伝達
エ　清掃等の衛生管理

⑵　専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

ア　災害支援ボランティア講習修了者
イ　アマチュア無線技士
ウ　医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
エ　建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
オ　船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
カ　通訳（外国語、手話）

第 21 節　防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動や訓練を行うよう促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意工夫をしていく。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第 22 節　事業所等の自主防災体制の強化

１　事業所・企業・団体等における自主防災組織等の設置

⑴　自主防災組織等の設置の指導

大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油ガス等の危険物を保有する場所等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自主防災組織等を設置するよう指導する。

⑵　自主防災組織等の設置対象施設

ア　大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員がいる事業所等で、自主防災組織等を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設

⑶　自主防災組織等の設置要領

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第８条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所・企業・団体等相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

２　自主防災組織等の活動の推進

⑴　自主防災組織等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

⑵　自主防災組織等の活動の推進

ア　平常時

(ｱ)　防災訓練

(ｲ)　施設及び整備等の点検整備

(ｳ)　従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

(ｱ)　情報の収集伝達

(ｲ)　出火防止及び初期消火

(ｳ)　避難誘導・救出救護

第 23 節　要配慮者の安全確保

１　要配慮者の把握

市は、市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難に当たって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

２　避難行動要支援者対策

⑴　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市は、地域防災計画に基づき、総務課と福祉課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

⑵　個別避難計画の作成

市は、地域防災計画に基づき、総務課と福祉課との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

⑶　避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

ア　市は、地域防災計画において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ　市は、地域防災計画に定めるところにより消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

ウ　市は、地域防災計画に定めるところにより消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

オ　市は地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

３　緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者が災害発生時に迅速･的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

4　防災設備・物資・資機材等の整備

⑴　市は、災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

⑵　社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が要配慮者であることから施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

5　在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害にできるだけあわないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市は、地域包括ケアの拠点としての地域包括支援センターをはじめとして、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6　外国人対策

⑴　外国人への情報提供

外国人に対しては、外国人登録の際などに居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

⑵　相談窓口の開設

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行うよう努めるものとする。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。【公益社団法人 鹿児島県国際交流協会：鹿児島市山下町 14-50 電話:099-221-6620 FAX:099-221-6643】

7　観光客・旅行者対策

観光・宿泊施設等の事業者は、施設利用者の安全確保と避難体制の整備を図る。

第 24 節　業務（事業）継続計画の策定等

1　市の業務継続計画の策定

大規模な災害が発生した場合、災害発生直後から人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に極めて大きな制約を受ける可能性が高い。そうした状況下において、市としては、災害復旧・復興対策等の応急業務を迅速に実施するとともに、市民の生活を支えるための継続性の高い通常業務も併せて実施する必要がある。

このため、平常時に大規模災害の発生を想定し、その際の応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定し、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても適切な業務執行を行うことができるよう全庁的業務継続計

画(ＢＣＰ)及びマニュアルの策定に努めるとともに、策定した計画については、必要に応じて継続的に見直し改善を図る。

２　企業防災の促進

⑴　企業による防災活動の推進

大規模な災害が発生した場合、企業においても業務を継続するための必要な資源に極めて大きな制約を受ける可能性が高いことは言うまでもない。そうした状況下において、企業がそれぞれの関係分野で市の災害復旧・復興対策等の応急業務を積極的に支援することが、地域の早期の災害復旧・復興を図るためには極めて重要である。

このため、地元企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画(ＢＣＰ)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(ＢＣＭ)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

⑵　市の支援

国(内閣府、経済産業省等)、県、市及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員にいたる職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市は国(内閣府、経済産業省等) 及び県と連携して、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(ＢＣＰ)策定支援及び事業継続マネジメント(ＢＣＭ)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第２章　災害応急対策

【活動体制の確立】

災害応急対策を効果的に実施するため、市は、応急活動体制を確立する。また、市だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第１節　応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

１　状況等に応じた活動体制の確立

市は市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。

このため、市長は、自らを本部長として、市に「災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

また、災害対策本部が設置される前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で必要があると認めるときは、「災害警戒本部」を設置し、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など小規模な災害の発生に対処する体制をとる。

なお、設置の時期及び活動内容は次を基準とする。

種別	設置時期	活動内容
情報収集体制	１　市に各種の気象警報が発令された時 ２　気象情報等により総務課長が必要と認めた時	１　総務課安心安全係が、関係機関との連携により、各種情報の収集・配布を行う。 ２　事態の推移に伴い速やかに上位体制に移行しうる体制とする。
災害警戒本部	１　市域に次の警報等が発表され、災害の発生が予測される時 ⑴　大雨警報 ⑵　暴風警報 ⑶　洪水警報 ⑷　土砂災害警戒情報 ２　河川の水位が上昇し注意を要する時 ３　災害の発生その他の状況により市長が必要と認めた時	１　各警戒部がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的災害等に対し応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 ２　事態の推移に伴い速やかに上位体制に移行しうる体制とする。
災害対策本部	１　市域に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められる時。 ２　災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して、その対策を要すると認められる時 ３　市域に特別警報が発表された時 ４　その他の状況により市長が必要と認めた時	各対策部が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。

２　活動体制

⑴　情報等収集体制

この体制は、気象情報その他の条件から状況の推移によっては、災害の発生が予測される場合に、災害警戒本部又は災害対策本部の迅速かつ適切な設置を図るため、気象情報等及び災害情報の収集伝達活動を行うため、防災担当職員等による情報等収集体制を確立する。

気象情報等収集体制の設置場所は、総務課長の指定する場所とする。

⑵　災害警戒本部の体制

ア　小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置する。

イ　災害警戒本部の組織

(ｱ)　本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(ｲ)　副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ｳ)　本部に各対策部及び部長を、各部に班及び班長を置く。

(ｴ)　本部会議は本部長、副本部長、各対策部長で構成する。

(ｵ)　各対策本部に対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

(ｶ)　その他の事項に関しては、「垂水市災害警戒本部規程」による。

ウ　災害警戒本部の廃止基準

災害警戒本部は、次の基準に該当する場合は廃止する。

(ｱ)　災害対策本部が設置された場合

(ｲ)　当該災害に対する応急対策等の措置が終了した場合

(ｳ)　災害が発生するおそれがなくなった場合

(ｴ)　市長が適当と認めた場合

⑶　災害対策本部の体制

災害対策本部の組織、編成、所掌事務及び災害対策要員の動員は、「垂水市災害対策本部規程」の定めるところによる。

ア　災害対策本部の組織

(ｱ)　本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(ｲ)　副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ｳ)　本部に各対策部及び部長を、各部に班及び班長を置く。

(ｴ)　本部会議は本部長、副本部長、各対策部長で構成する。

(ｵ)　各対策本部に対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

(ｶ)　その他の事項に関しては、「垂水市災害対策本部規程」による。

イ　設置場所

市役所庁舎（庁舎被災の場合は垂水市市民館に設置、垂水市市民館が被災の場合は、その都度、市長が災害対策本部設置場所を指示する。）

ウ　災害対策本部の廃止基準

本部長は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったと認めるときは、本部を廃止する。

エ　本部を設置又は廃止したときは、防災関係機関、住民に対し次により通知、公表するものとする。

通知・公表先	担当対策班	通知又は公表の方法
市各対策部長	総務対策部本部連絡班	電話その他迅速な方法
県（危機管理防災課 及び大隅地域振興局）		
鹿屋警察署 垂水幹部派出所		
放送機関	企画広報部広報班	
住民		防災行政無線、有線放送、広報車その他迅速な方法
その他必要と認める機関	総務対策部本部連絡班	電話その他迅速な方法

⑷　現地災害対策本部の設置及び廃止

本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置することができるものとする。

現地対策本部は、「垂水市現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにする。

ア　本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ　本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を県・関係機関・住民に通知・公表するものとする。

ウ　現地本部に現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

エ　現地本部長は、災害対策本部と緊密な連絡をとりながら、本部長が指示した事務を行い、現地本部の事務を掌握する。

なお、現地本部長は、事態の推移等により本部長が指示した事務以外の事務を行う必要があると認められるときは、あらかじめ本部長の指示を受けるものとする。ただし、緊急を要し、本部長の指示を受けるいとまがないときは、自らの判断で必要な事務を行うものとする。この場合、速やかに本部長に報告するものとする。

オ　本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるときは、現地本部を廃止する。

３　垂水市災害対策本部と防災関係機関との協力系統

垂水市災害対策本部 代　32-1111 直　32-1097			
構成	市長部局(監査、選管、議会、農委を含む)　32-1111 32-1097 新城支所　35-2001 牛根支所　36-2001 消防本部　32-1019 教育委員会　32-7211 32-0224		
		県 (県警察を含む)	鹿児島県災害対策本部　代　099-286-2111 直　099-286-2256 夜間　099-286-2256
			大隅地域振興局(大隅地域振興局本庁舎) 代　52-2083
			知事部局　代　099-286-2111
			教育長　代　099-286-2111
			鹿児島県警察本部　代　099-206-0110
			鹿屋警察署垂水幹部派出所　32-0110
		自衛隊	自衛隊鹿児島地方協力本部　099-253-8920
			陸上自衛隊第 12 普通科連隊　0995-46-0350
			海上自衛隊第１航空群　43-3111
		指定地方行政機関	鹿児島地方気象台　099-250-9913
			鹿児島海上保安部　099-222-6681
			国土交通省　九州地方整備局
			大隅河川国道事務所　65-2541
			垂水国道維持出張所　32-4751
			農林水産省　九州農政局
			鹿屋駐在所　43-3222
		指定公共機関及び指定地方公共機関	NTT 西日本鹿児島支店　「0120-444-113」又は「113」
			九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所　0120-986-806
			鹿児島交通株式会社　鹿屋営業所　0994-65-2258
			いわさきコーポレーション株式会社 鴨池・垂水フェリー　垂水営業所　32-0001
		公共団体	垂水漁業協同組合　32-1165
			牛根漁業協同組合　32-1389
			垂水市土地改良区　32-1111

第２節　災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。このため、災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みであるときは、市長は速やかに知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

１　災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

（災害救助法第１３条、鹿児島県災害救助法施行細則）

２　災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる次に掲げる適用基準に該当する市において、現に救助を必要とする者に対して行う。

⑴　災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

⑵　次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき。

ア　市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表の基準１号以上であること。

イ　県内において 1,500 世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準２号以上であること。

ウ　県内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ　市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（３号後段基準）

(ｱ)　当該災害が隔絶した地域発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

(ｲ)　被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

３　被災世帯の算定基準

⑴　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

⑵　世帯及び住家の単位

世帯：生計を一にしている実際の生活単位

住家：現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

⑶　住家の滅失等の認定

ア　住家が全壊・全焼、流失したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

イ　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

ウ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

⑴項及び⑵項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

（垂水市の災害救助法適用基準）

人　口（住民基本台帳に基づく人口：令和４年６月１日現在）	基　準	
	１号	２号
１３，７３９	５０	２５

４　市長に委任されている事務

⑴　避難所の設置

⑵　炊き出しその他による食品の給与

⑶　飲料水の供給

⑷　被災者の救出

⑸　学用品の給与
⑹　埋　葬
⑺　障害物の除去

５　市長にその都度委任される事務
⑴　応急仮設住宅の供与
⑵　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑶　医　療
⑷　助　産
⑸　被災住宅の応急修理
⑹　遺体の捜索・処理
⑺　輸　送
⑻　労働力の確保及び供給

６　災害救助法の適用手続き
　災害に対し、市における災害が、本節「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。（連絡先：危機管理課危機管理係　ＮＴＴ回線：０９９－２８６－２２５５）

第３節　広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、市及び各防災関係機関独自では対処することが困難な事態が予想される。このため市は、県、他市町村及び防災関係機関とあらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

１　消防機関の応援協力

市は、大規模な土砂災害や火災等が発生し、市の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。なお、細部については消防本部の計画による。

２　県及び市町村相互の応援協力
⑴　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援
　市は、土砂災害等が発生し、市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。
　ア　市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し応援を求める。
　イ　ア項の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等の人命に関わるような発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。また、災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行する。
　ウ　県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。
⑵　県外への応援要請
　土砂災害等が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。

⑶　市内所在機関相互の応援協力

土砂災害等が大規模となった場合、市は実施する応急措置について、市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等に、応援協力を要請する。

３　応援の受入れ体制の確立

市は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

４　防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積等を行う駐車場、広場等を一体的に備えた広域防災拠点の確保に努める。また、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第４節　自衛隊派遣要請計画

本計画は、災害に際し人命、財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

１　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

⑴　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑵　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑶　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑷　災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合

⑸　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

⑹　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

⑺　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続き

⑴　災害派遣の要請の要求

災害から市民の生命、財産、を確保するため、市長が必要と認めたとき、県知事に災害派遣の

要請を要求する。また県知事は、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要望により行う。この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。市長は、通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知しなければならない。

⑵　災害派遣要請の要求手続

ア　市が行う災害派遣要請の要求手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって知事に要求する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

(ｱ)　災害の情況及び派遣を要請する事由

(ｲ)　派遣を希望する期間

(ｳ)　派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ)　その他参考となるべき事項

イ　知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、資料編「様式:自衛隊災害派遣要請」に示した依頼文書に必要事項を記入し、その活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ウ　県知事への災害派遣要請要求の連絡場所

県担当部局	主管課	所在地	電話番号（直通）
危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番１号	099-286-2256
総務部	人事課		099-286-2045
県民生活局	生活・文化課		099-286-2518
環境林務部	環境林務課		099-286-3332
保健福祉部	保健医療福祉課		099-286-2662
農政部	農政課		099-286-3091
土木部	監理課		099-286-3488
	河川課		099-286-3586
商工労働水産部	商工政策課		099-286-2929
教育委員会	総務福利課		099-286-5190
出納室	会計課		099-286-3765
警察本部	警備課		099-286-0110

エ　県知事への災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知する。

オ　要請先（指定部隊等の長）

自衛隊法第 83 条第１項及び第２項の規定により、県知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長（鹿児島県関係）は次のとおりである。

(ｱ)　陸上自衛隊　第 12 普通科連隊長兼国分駐屯地司令

(ｲ)　海上自衛隊　佐世保地方総監

(ｳ)　海上自衛隊　第１航空群司令

(ｴ)　航空自衛隊　第５航空団司令兼新田原基地司令

カ　鹿児島県災害派遣連絡窓口（防衛省防災業務計画）

連絡窓口	主管課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊　第 12 普通科連隊	第３科	霧島市国分福島 2－4－14	0995-46-0350 (内線:235) (夜間:302)
海上自衛隊　佐世保地方総監部	防衛部第３室	長崎県佐世保市平瀬町無番地	0956-23-7111 (内線:3225)
海上自衛隊　第１航空群司令部	運用幕僚	鹿児島県鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 (内線:2218) (夜間:2222)
航空自衛隊　西部航空方面隊司令部	防衛部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 (内線:2348) (夜間:2203)

キ　関係機関の連絡先

関係機関	主管課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊　西部方面総監部	防衛部	熊本県熊本市東町 1-1-1	096-368-5111
陸上自衛隊　第８師団司令部	防衛班	熊本県熊本市八景水谷 2-17-1	096-343-3141
航空自衛隊　第５航空団司令部	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田 19581	0983-35-1121
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 号	099-253-8920
鹿児島海上保安部	警備救難課	鹿児島県鹿児島市泉町 18-2-50	099-222-6681
鹿児島空港事務所	総務課	鹿児島県霧島市溝辺町麓 838	0995-58-4440

３　自衛隊の災害派遣活動

⑴　県知事から派遣の要請があった場合（防衛省防災業務計画）

ア　災害派遣要請の受理の要領

要請の受理の要領は、部隊等の災害派遣実施の担任区分等現地の実情に応じ、指定部隊等の長が要請権者と協議して取り決める。指定部隊等の長は、災害派遣要請を文書によって受理するものとするが、特に緊急を要する場合は口頭、電信又は電話によって受理し、事後速やかに文書を提出させる。

イ　指定部隊の長の措置

指定部隊の長は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

⑵　災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

区　分	活　動　内　容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

消火活動	火災に際しては、利用可能な車両その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所轄に属する物品の無償貸し付け及び譲与等に関する省令（平成 29 年３月 31 日外防衛省令第６号（第３次改正））」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4　災害派遣部隊の自衛官の権限等（自衛隊法）

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	⑴　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	⑵　他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償第82条
	⑶　現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管第64条第9項
	⑷　住民等を応急措置の業務に従事させる	第65条第3項	
	⑸　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条第3項	従事者に対する損害の補償第84条
自衛隊法	⑴　警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法第4条及び第6条
	⑵　警察官がその場にいない場合に救助等のための立入		
	⑶　天災等により海上で救助が必要な場合の救助		海上保安庁法第16条

5　災害派遣部隊の受入体制

⑴　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的･的確･効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

⑵　作業計画及び資器材の準備

各関係防災機関の長は、自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解をあらかじめ取りつけておくものとする。

⑶　連絡員の配備

派遣された部隊が、効率的かつ円滑に活動できるよう部隊の誘導及び本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配備する。

⑷　宿舎等の配慮

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

6　ヘリコプターの受入準備

通常、ヘリコプターが飛行場(空港・ヘリポート)以外の場所に離着陸する場合、使用するヘリコプターごとに飛行場外離着陸場の許可（航空法第 79 条但書）を得る必要がある。ただし、航空機の事故、海難、ビル火災、地震・風水害等の災害、山火事等の場合に、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の捜索又は救助を任務とするヘリコプター並びに国土交通省の依頼により捜索又は救助を行うヘリコプターは、許可がなくても離着陸することができる。(航空法第 81 条の２)受入準備として次を行う。

⑴　離着陸及び進入空域に、ヘリコプターの離着陸の障害となる物件（クレーン等）がある場合はそれを除去し、着陸帯に近接して道路がある場合は、離着陸の際に通行止め等の必要な措置を講じて事故の防止を図る。

⑵　木片、小石等ヘリコプターにより吹き飛ばされるおそれのあるものは、でき得る限り除去し、着陸帯がグランド等である場合は、散水などにより砂塵対策を講じること。

なお、散水時には、Hマークの石灰には散水しないこと。

⑶　ヘリコプターの離着陸時は、着陸帯への人の出入りを禁止して事故防止に努めるとともに、吹流しを設置して、ヘリコプターに地上の風向きを知らせる。

なお、吹流しが設置できない場合及び自衛隊等の大型機が離着陸する場合は、発煙筒により風向きを知らせること。

⑷　離着陸場近傍に消防車を待機させることが望ましい。(資料編：ヘリコプター発着場の基準及び表示要領)

7　災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。(資料編：様式　自衛隊災害派遣撤収)

8　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

⑴　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

⑵　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

⑶　派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等

⑷　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

⑸　その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第５節　技術者、技能者及び労働者の確保計画

大規模災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者（以下「技術者等」と称する。）の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

この計画は、災害対策に必要な技術者等の動員を円滑に行い、災害対策の万全を期するものである。

１　実施責任者

市長は、技術者等の動員雇用を行う。

鹿屋公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により技術者等の供給あっせんを行う。

防災関係機関等の長は、自己の災害対策に支障をおよぼさない範囲で、技術者等を派遣して応援を実施する。市における担当は、土木対策部とする。

２　技術者等の確保順位

技術者等の確保は、おおむね次により行う。

⑴　防災関係機関の常用労働者及び関係業者等の労働者の動員
⑵　鹿屋公共職業安定所のあっせんによる労働者の動員
⑶　防災関係機関等の応援派遣による技術者等の動員
⑷　緊急時において従事命令等による技術者等の強制動員

３　公共職業安定所の労働者供給あっせん

⑴　労働者あっせん手続、方法

市長は、第２項による自らの労働者確保が困難な場合は、鹿屋公共職業安定所に次の事項を明示して必要な労働者の紹介あっせんを要請するものとする。

ア　必要労働者数
イ　男女別内訳
ウ　作業の内容
エ　作業実施機関
オ　賃金の額
カ　労働時間
キ　作業場所の所在
ク　残業の有無
ケ　労働者の搬送方針
コ　その他必要な事項

⑵　賃金の額

市が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

４　応援要請による技術者等の動員

防災関係機関等は、第２項による自らの技術者等確保が困難な場合は、次の事項を明示して他の防災機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図るものとする。

⑴　派遣を要請する理由
⑵　派遣を要請する職員の職種別人員数
⑶　派遣を必要とする期間
⑷　派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑸　その他職員等の派遣について必要な事項

5　従事命令等による労働者の動員

災害応急対策の緊急実施のため、第２項の手段による技術者等の確保が困難な場合は、各法律に基づく次の強制命令執行により、技術者等の確保を図るものとする。

⑴　命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防吏員又は消防団員
水防作業		水防法第 24 条	水防管理者、消防長
災害救助作業		災害救助法第７条第１項	知事
	協力命令	災害救助法第８条	
災害応急対策作業（除：災害救助法救助）	従事命令	災害対策基本法第 71 条第１項	
	協力命令	災害対策基本法第 71 条第２項	知事（委任を受けた場合市長）
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	市長
		災害対策基本法第 65 条第２項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第 65 条第３項	自衛官
		警察官職務執行法第４条	警察官

⑵　命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場附近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住するもの又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	１　医師、歯科医師又は薬剤師 ２　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ３　土木技術者又は建築技術者 ４　大工、左官又はとび職 ５　土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 ６　地方鉄道業者及びその従事者 ７　軌動経営者及びその従事者 ８　自動車運送事業者及びその従事者 ９　船舶運送業者及びその従事者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

⑶　従事命令等の執行

ア　知事の従事命令執行は、次の方法による。

(ｱ)　災害救助法が適用されたとき……同法に基づく従事命令（担当：くらし保健福祉部社会福祉課）

(ｲ)　災害救助法が適用されないとき…災害対策基本法に基づく従事命令（担当：危機管理防災局危機管理課）

(ｳ)　知事（知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。）の従事命令の執行に際しては、方法等の定める令書を交付するものとする。

イ　知事以外の従事命令等発令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第６節　ボランティアとの連携等

災害発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市では防災ボランティアへの参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が円滑かつ迅速に行われるよう環境整備を行うともに必要な知識を普及する。

１　ボランティアの受入れ、支援体制

⑴　ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、放送機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

⑵　被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

ア　災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会は市と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

イ　近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な場所に社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

２　ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、近隣支援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、災害ボランティアセンター、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

【警戒避難期の応急対策】

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第７節　気象警報等の収集・伝達

本計画は、災害発生に関係のある気象予報及び警報等の収集、伝達、通報の系統、要領等を定め、実施の迅速、確実を図り、災害を未然に防止し及び災害の軽減を期するものである。

１　特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

⑴　特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数，表面雨量指数，流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予報に基づいて判断する。

⑵　気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を開設する場合等に発表する。

数年に一度の短時間の大雨（鹿児島県では１時間 120㎜ 以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）をし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、直ちに「鹿児島県（奄美地方除く）記録的短時間大雨情報」「奄美地方（鹿児島県）記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同じに検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方を除く）気象情報」「顕著な大雨に関する奄美地方（鹿児島県）気象情報」を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル４相当以上の状況で発表する。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、この情報は心構えを一段高めることを目的とする。

この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせてご活用し、

大雨災害に対する危機感を早めにもって、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが考えられる。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する○○県気象情報」、「記録的な大雨に関する□□地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報を発表する。

２　その他の警報等の種類及び発表基準等

⑴　予報区等の名称

	府県予報区名	一次細分区分名	市町村等をまとめた地域名
垂水市	鹿児島県	大隅地方	肝　属

⑵　警報・注意報の種類及び発表基準

区　分	現象の種類	基　準		
警　報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	２０	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	１６１	
	洪　水	流域雨量指数基準	本城川流域＝22.2、井川流域＝12	
		複合基準※1	本城川流域＝(13、19.9) 井川流域＝(13、10.8)	
		指定河川洪水予報による基準	―	
	暴　風	平均風速	陸上	20m/s
			鹿児島湾	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s雪を伴う
			鹿児島湾	20m/s雪を伴う
	大　雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ15cm
	波　浪	有義波高	2.5m	
	高　潮	潮位	2.3m	
注意報	大　雨	表面雨量指数基準	１３	
		土壌雨量指数基準	１０９	
	洪　水	流域雨量指数基準	本城川流域＝17.7、井川流域＝9.6	
		複合基準	本城川流域＝(8、17.7) 井川流域＝(8、9.6)	
		指定河川洪水予報による基準	―	
	強　風	平均風速	陸上	12m/s
			鹿児島湾	12m/s
	風　雪	平均風速	陸上	12m/s雪を伴う
			鹿児島湾	12m/s雪を伴う
	大　雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	浪	有義波高	1.5m	
	高　潮	潮位	1.9m	
	雷	落雷等による被害が予想される場合		
	融　雪			
	濃　霧	視程	陸上	100m
			鹿児島湾	500m
注意報	乾　燥	最小湿度40％で、実効湿度65％		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で次のいずれか １　気温3℃以上の好天 ２　低気圧等による降雨 ３　降雪の深さ30cm以上		

	低　温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：海岸地方で最低気温が－４℃以下、内陸部で最低気温が－７℃以下	
	霜	11月30日までの早霜　3月10日以降の晩霜　最低気温が4℃以下	
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温 - 2℃～2℃、湿度90％以上	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120ﾐﾘ

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（用　語）

土壌雨量指数	降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数
流域雨量指数	降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数
平　地	標高200m以下の地域
山　地	標高200m以上の地域
平坦地	概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25％以下の地域
平坦地以外	上記以外の地域
記録的短時間大雨情報	大雨警報を発表している時に、数年に一度しか起こらないような強さの短時間の大雨を観測した場合、さらに強く警戒を呼びかけることを目的に発表する情報

⑶　土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア　発表基準

発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において２時間先の予測時間雨量が土砂災害発生危険基準線（以下、「ＣＬ」という）を超過した場合（危険度レベル２）は、鹿児島地方気象台（以下、「気象台」という）と鹿児島県土木部（以下「鹿児島県」という）で共同発表する。（危険度レベル３、４においても発表する。）

ただし、除外されたメッシュ（１ｋｍ×１ｋｍ）では、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報の発表はされない。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には気象台と鹿児島県は基準の取扱いについて協議するものとする。

イ　解除基準

解除基準は、６０分間積算雨量と土壌雨量指数がＣＬを下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害等が発生した場合等には、気象台と鹿児島県が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

ウ　土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

(ｱ) 土砂災害警戒情報は、土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は発表対象としていないことに留意すること。

(ｲ) 市が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル１、２、３、４）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂キキクル（危険度分布）なども合わせて判断すること。

(ｳ) 県内では、雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり、土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがある。そのため、避難指示等の解除にあたっては、現地の状況などを総合的に判断することが重要である。

⑷　水防警報

水防管理者は水防監視員を河川の水位が水防団待機水位に達したとき「待機」、はん濫注意水位に達したとき「出動」を発令するものとするが、河川ごとの号令基準は水防計画の基準による。

⑸　火災警報（市火災予防条例施行規則）

市長は、次の場合火災警報を発令するものとする。

ア　実効湿度が 60％以下かつ最小湿度が 35％以下に下がる見込みのとき。

イ　毎秒 12 メートル以上の風が、１時間以上連続して吹く見込みのとき。

3　警報等伝達系統図

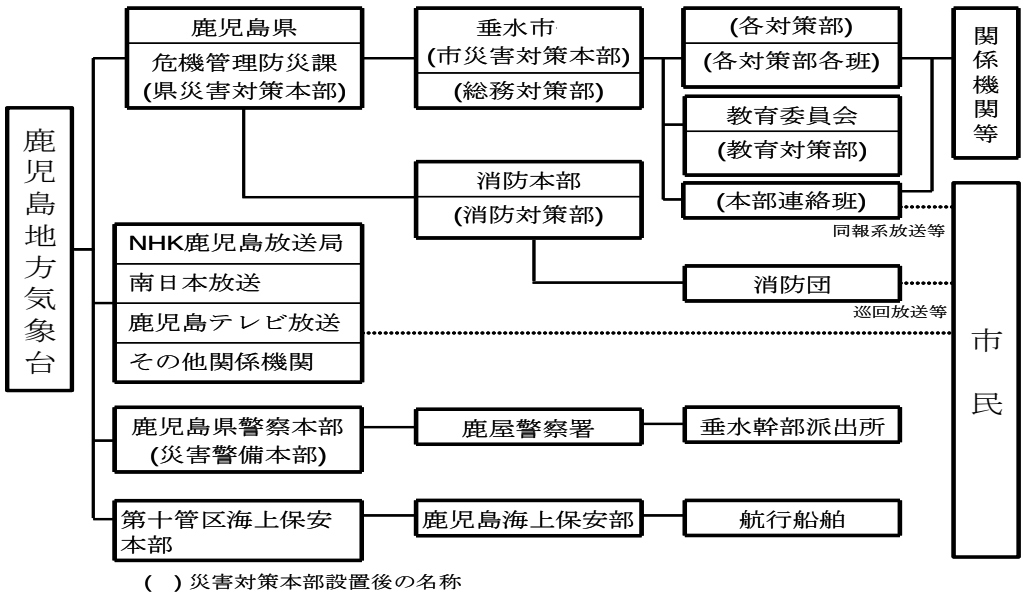

4　警報等の受領責任及び伝達方法

⑴　関係機関から通報される警報等は垂水市消防長（以下「消防長」という。）において受領する。

⑵　警報等を受領した消防長は、総務課長に通報するものとする。

⑶　警報等を受領した総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めたとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨を報告する。

⑷　消防長から通報される警報等の受領は、次の事項を文書で記録する。

ア　警報等又は災害の種類

イ　発表又は発生日時

ウ　警報等又は災害の内容

エ　送託者及び受託者の職、氏名

オ　その他必要な事項

5　気象警報等の収集

防災関係機関及び各事業所は、気象予報等についてテレビ、ラジオ等により積極的に収集するものとする。

第８節　災害情報等の収集・伝達

本計画は、災害情報及び被害状況等を迅速、確実に収集し、及び通報、報告するために必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

1　災害情報等の収集・伝達

市は、市内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、

県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。
人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。なお、市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

2　収集すべき災害情報等の内容

⑴　人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
⑵　住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
⑶　津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
⑷　土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
⑸　出火件数、又は出火状況
⑹　二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
⑺　輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
⑻　ライフライン施設被害（電気、電話、水道、下水道施設被害）
⑼　避難状況、救護所開設状況
⑽　災害対策本部設置等の状況
⑾　災害の状況及びその及ぼす社会的影響から報告する必要があると認められるもの

3　人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は市が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。なお、県は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和４年５月13日）に基づき市町村等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

4　災害情報等の収集要領

災害発生時における被害状況を迅速かつ正確に把握するため、調査員として市職員をあてる。各職員の調査担当区域は、別に定めるとおりとし、通常登庁前に調査を実施するものとする。

ただし、各職員が勤務中のときは、本部長の指示をまって調査するものとする。

収集すべき災害情報等の内容は、災害調査様式によるものとする。（資料編：様式　災害調査）

5　災害情報等収集報告系統

防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、市その他関係機関と密接な関係があると思われるものについては、市災害対策本部及びその他の関係機関に通報連絡するものとする。

また、通報連絡を受けた市災害対策本部は、被害概況を調査し、できるだけ早期に県災害対策本部に報告するものとする。

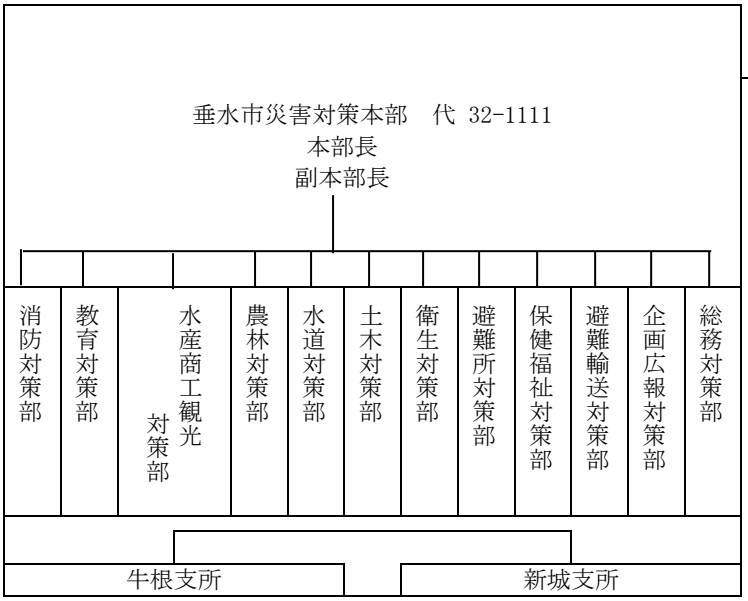

鹿児島県災害対策本部	代	099-286-2111
	直	099-286-2256
	夜間	099-286-2256
大隅地域振興局	代	52-2083

防災関係機関		
鹿児島地方気象台		099-250-9913
鹿児島海上保安部	代	099-222-6681
鹿児島県警察本部	代	099-206-0110
鹿屋警察署垂水幹部派出所		32-0110
国土交通省　九州地方整備局		
大隅河川国道事務所		65-2541
垂水国道維持出張所		32-4751

6　災害情報等の通報及び報告要領

⑴　災害発生のおそれがある異常現象の通報

ア　発見者の通報

異常現象を発見したものは、直ちに次のとおり通報するものとする。

災害の種類	通報先
河川の漏水等水防に関するもの	消防本部、総務課、土木課
火災発生に関するもの	消防本部
津波、その他気象、地震、水象に関するもの	消防本部、総務課
海難に関するもの	警察署、海上保安部、消防署、総務課

イ　警察官、消防団長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察官及び消防職員（消防団員を含む。）は、直ちに市長（総務課）に通報するものとする。

ウ　市長の通報

ア､イ項及びその他により異常現象を了知した市長は直ちに次の機関に通報するものとする。

(ｱ)　気象、地震、火山、水象に関するものは鹿児島地方気象台

通報先：観測予報課　電話番号　099-250-9913

(ｲ)　その他異常現象により災害発生が予想される隣接市町村

(ｳ)　その他異常現象により予想される災害の対策実施機関

⑵　⑴項以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

ア　各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務対策部長を経て、本部長へ報告する。

総務対策部長は、災害情報等収集報告系統に基づいて所要の向きに報告する。

イ　⑴項による報告の時期は、はじめに災害情報を了知したとき、又は災害が発生したとき及び大きな災害が新たに発生したとき、そのつど報告するものとする。

ただし、本部長が報告の時期について特に指示したときはこの限りではない。

ウ　各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策、実施状況の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理し、本部長及び災害情報等収集報告系統に基づいて報告する。

7　災害報告の様式

災害報告については、特に法令に定める場合を除き、「災害状況速報」（資料編：様式 災害状況速報）によるものとする。

第９節　災害通信計画

本計画は、災害に関する予警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理、伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して、通信連絡体制の万全を期するものとする。

1　各種通信施設の利用

災害時における通信連絡は、通信施設に被災状況等により異なるが、おおむね次の方法で行うものとする。なお、他の機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等について協議し、災害時に利用できるよう努めるものとする。

⑴　公衆電気通信施設の利用方法

ア　一般加入電話による通信

それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

イ　災害時優先電話による通信

施設の被害その他により加入電話の利用が制限される場合は、非常災害時の災害時優先電話を利用し、通話の優先利用を図るものとする。

⑵　専用通信施設の利用

公衆電話通信施設の利用ができなくなり、緊急通信の必要がある場合は次にかかげる専用通信施設の利用を図るものとする。利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア　県防災行政無線による通信

県内全域の主な所在官公署との通信連絡

イ　消防無線電話による通信

消防本部の消防無線電話を利用し、消防無線移動局を通じ、通信連絡をする。

ウ　警察電話による通信

鹿屋警察署垂水幹部派出所の警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する駐在所等を経て通信連絡をする。

エ　警察無線電話による通信

鹿屋警察署垂水幹部派出所の警察無線電話を利用し、イ項に準じて通信連絡をする。

オ　非常無線通信による通信

各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で有線通信電報が不通となり利用できないとき、通話が遠くてはっきりしないとき、又は通信が復そうして長時間かかるためその非常通報の目的を達成することができないときは、県防災計画により非常無線通信を利用して通信連絡する。

なお、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

2　通信途絶時における応急措置

有線、無線の全通信施設が利用不能となる最悪事態の場合は、通信可能な地域まで、各種交通機関を利用する等あらゆる手段をつくして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

なお、災害時における非常通信に関する対応方針は次のとおりとする。

⑴　消防用無線に関しては、固定局を消防本部及び牛根分遣所とし、移動局を海潟、牛根麓方面に開局、情報連絡等その他応急対策に当たる。

⑵　水道課無線に関しては、固定局を水道課内に置き、避難所との連絡業務に当たる。

⑶　アマチュア無線に関しては、守秘義務等の措置を講じた上で、ボランティアを連絡業務に当てることができるものとする。

⑷　九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、ＭＣＡ用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器を配備しており、市は九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに無償で貸与する。

第 10 節　災害広報計画

大規模災害時は、様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。本計画は、住民及び放送機関に対する災害情報、被害状況その他の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものである。

１　実施責任者

市長は、市内における災害情報、被害状況その他災害に関する広報を行う。担当は主として広報班とする。

２　実施要領

⑴　各対策部長は、所管事項について広報を要する事項が生じたときは、直接広報班長へ通知するものとする。

⑵　企画広報対策部長は、収集した災害情報等のなかで広報を要すると認めるものについては、速やかに広報班長へ通知し災害広報に万全を期するものとする。

⑶　⑴及び⑵項により通知を受けた広報班は、速やかに市民及び放送機関へ広報するものとする。

⑷　広報班は各対策部が収集する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し必要に応じて災害現場に出向き、写真等の取材活動を実施するものとする。

３　市民に対する広報の方法

市民に対する災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、防災行政無線、広報車、広報紙、有線放送及び放送機関等を通じて行うものとする。

４　放送機関に対する情報発表の方法

市の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜放送機関に発表する。放送機関に対する放送の依頼は、原則として市が県知事に対して要請し、事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事が行う。

（資料編：災害時における放送要請等について）

なお、県への要請を補完するため、県への直接要請も行う。

５　広報の内容

⑴　気象警報等の発令又は解除
⑵　災害対策本部の設置又は解除
⑶　災害防止の事前対策
⑷　災害応急対策状況
⑸　被害状況
　ア　被害種別
　イ　被害発生日時
　ウ　被害発生区域
　エ　被害状況
⑹　その他必要と認められる事項

第 11 節　土砂災害等の防止対策

市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年５月８日法律第 57 号）」に基づき、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。ここでいう「土砂災害」は、急傾斜地の崩壊、土石流または地すべりを発生原因とするものである。

１　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

市は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

⑴　土砂災害警戒区域　（通称イエローゾーン）

市は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第８条に基づき各区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

⑵　土砂災害特別警戒区域　（通称レッドゾーン）

市は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

２　警戒避難体制

総務対策部、福祉対策部、衛生対策部土木対策部、消防対策部及びその他の対策部が、緊密な連携のもとに危険区域の総合的な応急対策を行うものとする。また、危険区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するため、消防対策部において定める地元の連絡員と緊密な連絡をとるものとする。

⑴　垂水市関係気象等観測所（鹿児島県河川情報システム）９箇所　（資料編「垂水市雨量観測所」）

垂水市役所	牛根境	二　川	垂　桜	新　城
小　浜	高　峠	市　木	本　城	

⑵　災害危険箇所の警戒体制の確立

市は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

特に、土砂災害警戒区域においては、次の内容を整備し自主的避難の指導を実施する。

ア　住民への情報伝達方法の整備

土砂災害警戒区域ごとに、自主防災組織（未組織の場合は振興会）に土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達を行う。（伝達先は、資料編による。）ほか、市防災行政無線、広報車、消防団員等による戸別広報等の方法を用いて効果的な運用を実施する。

イ　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

（避難確保計画の作成及び避難訓練の実施義務付対象要配慮者利用施設）

No.	施設名	住　所	想定される災害		
			土　砂	本城川 浸　水	津波 浸水
1	グループホームゆうきのなぎさ	垂水市二川 945-1	●		
2	小規模多機能ホームくぬきの里	垂水市柊原 625-1	●		
3	グループホームひいらぎ	垂水市柊原 625-2	●		
4	小規模多機能ホーム恵典の泉	垂水市新城 732-1	●		
5	有料老人ホーム和の泉	垂水市新城 735	●		
6	境小学校	垂水市牛根境 1211-8	●		
7	松ケ崎小学校	垂水市牛根麓 1172	●		
8	協和小学校	垂水市海潟 865	●		
9	柊原小学校	垂水市柊原 390	●		
10	就労支援事業所ティンカーベル	垂水市柊原 114	●		
11	恵光園グループホームさくらの里	垂水市中央町 37-2		●	
12	特別養護老人ホーム　恵光園	垂水市本城 221		●	
13	水之上小学校	垂水市本城 649-1		●	
14	認定水之上こども園	垂水市本城 1358-2		●	
15	水之上児童クラブ	垂水市本城 639-8		●	
16	子育て支援センター	垂水市南松原 38 番地		●	
17	慈恩保育園	垂水市本町 68		●	
18	垂水中央中学校	垂水市南松原 60		●	
19	桑波田診療所	垂水市旭町 53		●	
20	垂水市立医療センター中央病院	垂水市錦江町 1-140		●	
21	垂水市立介護老人保健施設コスモス苑	垂水市錦江町 1-140		●	
22	養護老人ホーム垂水華厳園	垂水市錦江町 1-226		●	
23	グループホームひまわり苑	垂水市錦江町 1-240		●	
24	小規模多機能ホームひまわりの里	垂水市錦江町 1-239		●	
25	グループホームまごころ	垂水市錦江町 1-238		●	
26	たんぽぽくらぶ	垂水市錦江町 1-103		●	

ウ　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設に対する連絡体制及び避難所の基準

担当対策部		No	施　設　名	電話番号	避難所の基準
垂水市災害対策本部	保健福祉	1	グループホームゆうきのなぎさ	0994-36-2100	牛根地区公民館
		2	小規模多機能ホームくぬきの里	0994-35-3636	垂水市市民館
		3	グループホームひいらぎ	0994-35-3686	柊原地区公民館
		4	小規模多機能ホーム恵典の泉	0994-34-3511	新城地区公民館
		5	有料老人ホーム和の和の泉	0994-35-2339	新城地区公民館
		6	就労支援事業所ティンカーベル	0994-45-7770	柊原小学校体育館
		7	恵光園グループホームさくらの里	0994-32-1881	垂水小学校体育館
		8	特別養護老人ホーム恵光園	0994-32-2851	水之上小学校体育館
		9	認定水之上こども園	0994-32-5976	水之上小学校体育館
		10	水之上児童クラブ	0994-32-9781	水之上小学校体育館
		11	垂水市子育て支援センター	0994-31-3052	垂水小学校体育館
		12	桑波田診療所	0994-32-0002	垂水小学校体育館
		13	垂水市立医療センター中央病院	0994-32-5211	病院内又は垂水小学校体育館
		14	垂水市立介護老人保健施設コスモス苑	0994-32-5200	垂水小学校体育館
		15	養護老人ホーム垂水華厳園	0994-32-0063	垂水小学校体育館
		16	グループホームひまわり苑	0994-32-6166	垂水小学校体育館
		17	小規模多機能ホームひまわりの里	0994-32-6666	垂水小学校体育館
		18	グループホームまごころ	0994-32-6676	垂水小学校体育館
		19	たんぽぽくらぶ	0994-32-2715	垂水小学校体育館
		20	慈恩保育園	0994-32-0007	垂水小学校体育館
	教　育	21	境小学校	0994-36-2054	境小学校体育館又は校内
		22	松ケ崎小学校	0994-36-3155	道の駅たるみず又は校内
		23	協和小学校	0994-32-0506	旧協和中学校体育館又は校内
		24	柊原小学校	0994-35-3052	柊原小学校体育館又は校内
		25	水之上小学校	0994-32-0043	水之上小学校体育館又は校内
		26	垂水中央中学校	0994-32-0078	垂水中央中学校体育館又は校内
	水産商工観光	27	猿ヶ城渓谷森の駅たるみず	0994-32-9601	水之上地区公民館

土砂災害
本城川浸水

エ　避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れ等の影響がない安全な経路を定める。

また、避難所での住民の世話人の配備等の措置を定める。

オ　避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定める。

カ　避難指示等の基準の設定

過去の降雨状況、土砂災害警戒情報と土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難指示等の基準を設定する。（本章第 13 節「避難計画」参照）

⑶　住民の自主的避難の指導

市は、土砂災害等が発生したときの住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機

会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するように努める。

避難対象地区内の住民は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、避難を早めに行うよう努める。

このため、市及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

⑷　危険区域における警戒体制

ア　警戒体制の基準雨量

状況／種別	前日までの累計雨量が100㍉以上あった場合	前日までの累計雨量が40㍉～100㍉あった場合	前日まで降雨がなかった場合	判断基準
第１警戒体制	24 時間雨量が 50 ㍉を超えたとき	24 時間雨量が 80 ㍉を超えたとき	24 時間雨量が 100 ㍉を超えたとき	・危険判定図が１時間後に「がけ崩れ CL 基準線」に到達 ・土砂災害警戒情報受信
第２警戒体制	24 時間雨量が 50 ㍉を超え、1 時間雨量が 30 ㍉程度の強い雨が降り始めたとき	24 時間雨量が 80 ㍉を超え、1 時間雨量が 30 ㍉程度の強い雨が降り始めたとき	24 時間雨量が 100 ㍉を超え、1 時間雨量が 30 ㍉程度の強い雨が降り始めたとき	・危険判定図が１時間後に「がけ崩れ CL 基準線」に到達

イ　警戒体制の内容

(ｱ)　第１警戒体制

危険区域の警戒巡視、住民等に対する広報を行う。

(ｲ)　第２警戒体制

住民等に対して高齢者等避難を行うよう広報するほか、必要に応じ本章第 10 節「災害広報計画」、第 13 節「避難計画」により災害対策基本法第 56 条に規定する警告、同法第 59 条に規定する事前措置、同法第 60 条に規定する避難指示等の処置を実施するものとする。

⑸　危険区域の警戒及び巡視

本章第１節「応急活動体制の確立」に定める災害対策本部の組織編成及び所掌事務により、危険区域の警戒については消防対策部、巡視については土木対策部がこれにあたるものとする。

⑹　避難及び救助方法

災害から住民を保護するため避難の必要が生じた場合は、本章第 13 節「避難計画」により避難指示など避難措置を実施するものとする。

なお、各危険区域住民の避難場所は、同計画に定める避難所とする。

⑺　その他危険区域災害応急対策計画

その他危険区域の災害応急対策に当っては、本章各節に定める計画を総合的に運用し、万全を期するものとする。※危険箇所に関する資料については、資料編のとおり。

⑻　避難訓練

市及び各防災関係機関の長は、自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜土砂災害を想定した避難訓練を実施する。

第 12 節　消防計画

火災防御については、消防本部の定める消防計画に基づき行う。同計画は、おおむね次の事項について定めるものとする。

１　組織
２　施設設備
３　点検
４　火災予防
５　教育訓練

６　警防
７　その他必要な事項

第 13 節　避難計画

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害から住民を保護するため、市長等が行う避難指示等の基準要領等を定めて危険区域内の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減をはかるものである。

１　避難の指示

⑴　指示の実施責任者

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって以下のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

（避難指示の責任者と要件）

責任者	指示を行う要件	根拠法規
市　長	○　市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、指示を行う。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの指示に関する措置を市長に代わって実施する。	災害対策基本法第 60 条
警察官	○　市長が措置をとることができないと認められるとき、市長から要請があったとき、若しくは市民の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の市民に避難を指示する。	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条
水防管理者（市長）	○　洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に避難を指示する。	水防法第 29 条
県知事 その命を受けた県職員	○　洪水及び地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に避難を指示する。	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
自衛官	○　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難を指示する。	自衛隊法第 94 条

⑵　避難指示後の避難者誘導

避難指示後の避難者誘導は、市長及び避難指示権者が協力して実施する。また、避難所の開設、収容は、市長が行い、災害救助法が適用された場合には、知事が行う。

なお、知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し、知事による実施を待つことのできないときは、市長は知事の補助機関として行うものとする。この場合市長は緊急事項について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指示を受けるものとする。

２　避難指示等の基本方針

⑴　要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置を行う。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

⑵　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

⑶　避難指示等の実施

ア　市長が実施する避難指示等は、原則として高齢者等避難及び避難指示の２段階に分けて実施するものとする。

ただし、状況に応じ、段階を経ず直ちに避難指示を行うことができる。

イ　市長以外の避難指示権者は各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行うものとする。

３　避難指示等の実施要領

⑴　避難指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施するように努めるものとする。

⑵　高齢者等避難の発令は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間をさけ、昼間に行うように努めるものとする。

⑶　高齢者等避難の発令に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備をあわせて指示するものとする。

⑷　市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときには、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか市長（消防本部）に直ちに通知するものとする。

⑸　市長は、自ら避難の指示を行ったとき、避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知をうけたときは、直ちに知事等（危機管理防災課及び大隅地域振興局）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

⑹　市長の避難指示等実施

市長が避難指示等を行う場合は、⑴項から⑸項にかかげる要領によるもののほか次により行うものとする。

ア　市長の行う避難指示等の市における実施担当者は、消防長とする。

イ　消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害地域の住民を、避難させる必要があると認めるときは、第２項に基づき避難指示等を行うものとする。

ウ　消防長は、自ら避難指示等を行ったとき、及び避難指示権者から避難指示を行った旨の通知をうけたときは直ちに総務対策部長及び避難対策部長へ報告通知するものとする。

エ　ウ項により消防長から通知をうけた総務対策部長は、第１節「応急活動体制の確立」第３項の系統図に基づき、直ちに関係機関へ報告、通知するものとする。

同じくウ項により消防長から通知をうけた避難対策部長は、避難所の開設その他救助対策につき、直ちに必要な措置をとるものとする。

４　避難指示等の伝達方法

⑴　住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により早急に周知徹底をはかるものとする。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア　関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

イ　サイレン、鐘による伝達

ウ　防災行政無線による伝達

エ　広報車等の呼かけによる伝達

オ　放送機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達

カ　避難指示等のために使用する信号は、次の信号によるものとする。

区　分	サイレン	警　鐘
高齢者等避難	５秒・１５秒休止・５秒	１点打・休止・１点打
避難指示	１分・　５秒休止・１分	連打（乱打）

⑵　消防長は、避難指示等を行う場合、消防の車両により拡声広報を行うほか、必要な場合は、広報班長へ連絡し、防災行政無線による広報及び広報車を出動させるよう依頼するものとする。

⑶　孤立化集落対策

ア　県「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

イ　孤立化のおそれのある集落においては、自主防災組織を育成・強化し、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、集落内の防災力の向上に努める。

ウ　孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。（資料編：県「孤立化集落対策マニュアル」）

５　避難指示等の発令

⑴　市は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。

⑵　市は、避難指示等を発令する際には、居住者等が自らとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。なお、警戒レベルは洪水及び内水氾濫、土砂災害、高潮について発表する。(避難指示等の区分に対応した警戒レベル及び居住者等に求められる行動は表：（避難指示等の区分・警戒レベル・居住者等に求められる行動整理票）のとおり。）

⑶　指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

⑷　国土交通省又は県は、市から求めがあった場合には、避難指示(土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。)の解除の対象地域、判断時期等について助言する。

⑸　市は、避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

⑹　警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

⑺　避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
緊急安全確保	警戒レベル5	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・　指定緊急避難所等への立ち退き避難をすることが却って危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル4	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・　危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル3	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・　高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※　避難を案了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・　高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早目の避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水・高潮注意報	警戒レベル2	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難計画を確認 ・　ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
早期注意情報	警戒レベル1	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。 ・　防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

（注）　突発的な災害の場合、市長から避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について居住者等は、津波のおそれがある地域にいる時や海沿いにいる時に、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが重要である。

⑻　「警戒レベル３、高齢者等避難」

対象災害	地域等	判断基準
暴風災害	対象地域	・相当な暴風で、短時間に危険が予想される場合（風速 20 ﾒｰﾄﾙ位でさらに強まっていくときのような場合）
豪　雨 （土砂災害）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 土石流危険渓流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所	・相当な豪雨で、短時間に危険が予想される場合（24 時間雨量 100 ﾐﾘ、且つ、１時間雨量 30 ﾐﾘを超えた場合） ・大雨注意報が発令され、災害のおそれがある場合。 ・気象庁キキクル（危険度分布）で「警戒」が表示された場合、鹿児島県河川砂防情報システム等から、２時間先までに大雨警報（土砂災害）の警報基準に達すると予想される場合
	前兆現象	「河川水位の上昇」、「渓流内の転石の音」、「流水の濁り」、「流木・倒木の発生」、「小石がパラパラ落ちる」、「斜面の湧水、表面流の発生」、「土臭いにおい」
高　潮	水防計画（浜平地区）	・高潮による被害が予想される場合

⑼　「警戒レベル４、避難指示」

対象災害	地域等			判断基準
暴　風	対象地域			・引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき。 ・暴風警報が発表され、避難が困難となる状況が予想されるとき。
豪　雨 （土砂災害）	対象地域（全般）			・土砂災害警戒情報等から、土砂災害の危険性が極めて高くなったと判断したとき。 ・大雨警報・地面現象警報等が発表され重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・近隣で前兆現象（斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）の発見があったとき。 ・甚大な被害のおそれがあるので、より早めの避難の判断をするものとする。 ・気象庁キキクル（危険度分布）で「非常に危険」が表示された場合、鹿児島県河川砂防情報システム等から、２時間先までに土砂災害警戒情報の基準(CL)に達すると予想される場合
		平坦地	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 土石流危険渓流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所	・24 時間雨量が 150 ﾐﾘ、且つ、１時間雨量 50 ﾐﾘを超えたとき。
		平坦地以外		・累計雨量が 100 ﾐﾘ以上あった場合で、24 時間雨量が 50 ﾐﾘを超えて、１時間雨量 30 ﾐﾘ程度の強い雨が降ると予想されるとき。
高　潮	水防計画 （浜平地区）			・高潮による重大な災害が起こるおそれがあり（鹿児島湾のＴ・Ｐが２．３ｍ以上と予想） 「台風の接近に伴い風雨が強まり、避難が困難になる場合が多いことから、高齢者等避難基準を満たした時点で避難指示を検討。」
津　波	水防計画 （海潟温泉から本城川右岸に至る間） （柊原から鹿屋市天神町瀬先に至る間）			・津波警報（津波）が発表される。 ・津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがある。

⑽　「警戒レベル５、緊急安全確保」

対象災害	地域等	判断基準
暴　風	対象地域	・破堤を確認・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ・災害発生となる事象が避難指示の段階より悪化し、災害発生が時間的に切迫し、且つ、確実視されるに至ったとき。
豪　雨 （土砂災害）	対象地域	・災害発生となる事象が避難指示の段階より悪化し、災害発生が時間的に切迫し、且つ、確実視されるに至ったとき。 ・防災情報提供システム、鹿児島県河川砂防情報システム等から、実況で既に土砂災害警報の基準（ＣＬ）超えている場合 ・破堤を確認・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認
高　潮	水防計画 （浜平地区）	・地区の高潮防災施設からの越波・越流が発生 ・地区の高潮防災施設の損壊が発生 ・災害発生となる事象が避難指示の段階より悪化し、災害発生が時間的に切迫し、且つ、確実視されるに至ったとき。
津　波	水防計画 (海潟温泉から本城川右岸に至る間) (柊原から鹿屋市天神町瀬先に至る間)	・津波警報（大津波）が発表される。 ・震度４以上程度の地震を感じたが、情報伝達系統の異常等により「津波注意報」、「津波警報」が伝達されない。

※　市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

⑾　洪水に関する避難指示等の発令の判断基準及び対象地区

洪水に関する避難指示等は以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

ア　水位周知河川

河 川 名	本城川、井川	
対象地区	本城川水系本城川洪水浸水想定区域	
区　　分	警戒レベル	判　断　基　準
高齢者等避難	警戒レベル 3	・大雨、洪水警報が発表された場合 ・今川原橋水位観測所の水位が水防団待機水位(1.25m)を超え、且つ気象庁の流域雨量指数の予測値が基準Ｉに達した場合 ・今川原橋水位観測所の水位が避難判断水位(2.02m)に達した場合 ・避難を伴うような浸水になると予想される場合 ・道路冠水になると予想された場合

避難指示	警戒レベル4	・大雨、洪水警報が発表された場合 ・今川原橋水位観測所の水位が氾濫注意水位(1.76m)を超え、且つ気象庁の流域雨量指数の予測値が基準Ⅱに達した場合 ・今川原橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.30m) に達した場合 ・漏水等破堤につながるおそれのある被災等を確認した場合 ・安全のため早めの避難が必要と予想される場合
緊急安全確保	警戒レベル5	・今川原橋水位観測所の水位が天瑞水位(4.00m)に達した場合 ・今川原橋水位観測所の水位が避難判断水位(2.02m)を超え、且つ気象庁の流域雨量指数の予測値が基準Ⅲに達した場合 ・堤防本体の亀裂、大規模漏水等、大規模異常を確認した場合 ・破堤、決壊、越水、溢水を確認した場合

イ　水位情報が周知されない中小河川、水路等

水位情報が周知されない中小河川、水路等の増水等があった場合における避難指示等の発令の判断基準は、次表のとおりとする。

高齢者等避難	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合
避難指示	・近隣で浸水被害、道路冠水が発生し、被害が拡大している場合
緊急安全確保	・近隣で浸水が床上に及んでいる場合

6　避難の方法

⑴　避難誘導

ア　各地区ごとの避難誘導は当該地区の消防分団が行い、誘導責任者は、当該消防分団長とする。

イ　避難経路は、災害時の状況に応じ、適宜定めるものとし、その決定に当たっては、最も安全な方法で実施するものとする。

ウ　避難場所が比較的遠距離の場合は、避難のため集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

エ　避難経路中、危険箇所には標識、なわ張りをするとか、誘導員を配置する。

オ　誘導に際しては、できるだけ車両、ロープ等資器材を利用して安全をはかるようにする。

カ　携帯品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

⑵　避難の順位

ア　いかなる場合においても、高齢者、幼児、婦女子、病人等を優先して行うものとする。

イ　災害の種別、災害発生の時期等を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するものとする。

⑶　携帯品の制限

ア　携帯品は、必要最小限度の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ　避難が比較的長期にわたると予想されるときの携帯品は、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

⑷　自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

（前兆現象）

災害の種類	兆　候
がけ崩れ	・ がけに亀裂ができる。 ・ がけから水が湧いてくる。 ・ 小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	・ 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 ・ 地面にひび割れができる。 ・ 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったりする。
土石流	・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 ・ 渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合 ・ 降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に低下しはじめた場合 （上流で崩壊が発生し、流れが堰きとどめられているおそれがあるため。）

7　避難所の設置及び管理

避難所は、原則として学校、公民館等の公的建物の他、企業等が有する建物も避難予定場所に定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。これらの適当な既存施設がない場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するものとする。

なお、振興会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

⑴　自主避難所（資料編「避難場所、避難所等」参照）

高齢者等避難及び避難指示が発令された時に開設する「指定避難所」と異なり、台風が接近するおそれがある場合、又は長時間降り続く雨の影響などにより洪水や土砂災害などの発生が懸念される場合、事前に避難を希望する住民を対象として一時的に開設する避難所である。

⑵　第１次避難所（資料編「避難場所、避難所等」参照）

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者（旅行者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として最初に開設した学校及び市民館等の公共施設等の避難所である。

⑶　第２次避難所（長期避難所）

大規模の災害などで長期間にわたって収容、保護が必要となる場合で、仮設住宅に入居できるまでの間、第１次避難所での厳しい生活環境を改善したり、集団感染を避けるために行政が提供した公営住宅や借り上げた民間宿泊施設（旅館、ホテル等）等の２次的な避難所である。

⑷　予備避難所（資料編「避難場所、避難所等」参照）

災害の状況等により第１次避難所だけでは対応できない場合、又は第１次避難所の一部が使用できない場合などに予め備えた避難所である。

⑸　福祉避難所（資料編「避難場所、避難所等」参照）

一般の避難所での共同生活が困難な高齢者や障害者、妊婦ら要配慮者に配慮して開設する避難所である。なお、開設は、市の施設及び社会福祉施設等の管理者との協議による。

⑹　避難所の開設及び管理

ア　避難所の開設及び管理は、避難対策部長が本部長の指示により行うものとする。この場合避難対策部長は、救助業務の具体的な計画をたて、各避難所業務が円滑に行われるよう指導するものとする。

また、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の

女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

イ　避難収容所班長の業務は、おおむね次のとおりとする。

(ｱ)　避難所の設置に関すること。

a　本部長の指示による避難所の開設及び閉鎖

b　避難所の開設及び閉鎖に関する避難所要員への通知

(ｲ)　避難所の管理に関すること。

a　収容状況の調査及び本部長への通知

b　関係帳簿等の整備

c　避難所施設の保全管理

d　避難所施設管理者との連絡調整

(ｳ)　避難所における救助活動に関すること。

a　施設入所者に対する災害情報の広報伝達

b　避難者に対する給食、衣料及び物資等の配給

c　救助金品の受付（一時保管を含む）及び受付記録の援護班長への通知

d　その他必要な救助活動

(ｴ)　避難所業務の引継ぎに関すること。

a　重要引継事項の文書による引継ぎ

b　避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

ウ　避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに、県危機管理防災課、大隅地域振興局及び地元警察署等関係機関に連絡する。

エ　避難所のライフラインの回復に時間を要することが見積もられる場合や、道路の寸断による孤立が続くことが見積もられる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

⑺　県災害派遣福祉チーム（鹿児島ＤＣＡＴ）の派遣要請

ア　鹿児島ＤＣＡＴの活動内容

県は、大規模災害発生時に被災地の市町村からの要請等に基づき、避難所等で災害時要配慮者に対し福祉的な支援を行う。

イ　鹿児島ＤＣＡＴの出動

県は、避難所を設置する被災地の市町村から鹿児島ＤＣＡＴの派遣要請があった場合等に、「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に定める派遣基準に基づき、同協定締結団体の会員等に対し、チーム員の派遣を要請する。

ウ　鹿児島ＤＣＡＴの構成

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで１チーム４～６名程度で構成される。

８　小・中・義務教育学校児童生徒等の集団避難

市教育委員会の小・中・義務教育学校児童生徒等の集団避難計画は、次のとおりとする。

⑴　実施の基本

ア　教育長は、市内児童生徒の集団避難計画について、各学校長に対し各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成させるものとする。

イ　教育長等の児童生徒の避難措置は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

⑵　実施方法

ア　教育長は災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し必要な避難措置をとらせるものとする。
イ　学校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は、臨機に児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。
ウ　児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

⑶　実施要領

ア　教育長の避難指示等は、市長等の指示により行うほか、児童生徒の安全性を考慮して早期に実施すること。
イ　教育長の避難指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険がせまっている学校から順次指示する。
ウ　児童生徒の避難順位は、低学年、疾病異常者を優先して行う。
エ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、安全が確認された段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
オ　災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

⑷　留意事項

ア　教育長は、各学校への通報、連絡が敏速、確実に行われるようにかねてから連絡網を整備しておくこと。
イ　学校長は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。
　㋐　災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法
　㋑　避難場所の指定
　㋒　避難順位及び避難場所までの誘導責任者
　㋓　児童、生徒の携行品
　㋔　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
ウ　危険な校舎、高層建築の校舎については、特にかねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
エ　災害が学校内又は学校附近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報する。
オ　災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
　㋐　各集落の教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
　㋑　集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけくずれ、危険橋、堤防）の通行を避ける。
カ　児童生徒が家庭にある場合における、臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。
キ　学校長は、災害種別に応じた避難訓練をかねてから実施する。

⑸　避難場所

ア　教育長は、市の地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めるものとする。
イ　学校が市の地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合、児童生徒をその保護者に引き渡す。

⑹　幼稚園・保育園の集団避難

小・中・義務教育学校の児童生徒の集団避難に準ずる。

9　病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘

導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

10　広域避難

各機関の対応については、次のとおりである。

なお、市は大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る協定の締結や、被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

機関名	内　容
市町村	⑴　市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 ⑵　広域避難を要請した市町村長は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。 ⑶　避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。 ⑷　その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	⑴　市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。 ⑵　市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
国	⑴　国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。 ⑵　市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が協議を行う。

11　帰宅困難者に係る対策

⑴　県民等への啓発

県は、県民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

⑵　一時滞在施設等の確保等

市は県と協力して一時滞在施設(発災から72時間(原則３日間)程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。)及び帰宅支援ステーション(発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。)の確保等に努める。

ア　一時滞在施設

⑺　施設の確保

a　県は、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。

b　市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協

定を締結するよう要請する。

(ｲ) 施設の開設

a　市は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。

b　市は県と連携して、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

(ｳ) 情報提供

a　市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

b　市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を県及び関係市町村に情報提供する。

c　市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

イ　帰宅支援ステーション

(ｱ) 施設の確保

a　県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

b　市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

(ｲ) 施設の設置

a　市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。

b　県は、市の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

(ｳ) 情報提供

市は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を県及び関係市町村に情報提供する。

⑶ 公共交通機関に関する情報提供

ア　県は、公共交通機関の状況把握を行い市へ伝達する。

イ　市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

⑷ 避難所の案内

市は、自らが開設した一時滞在施設において、３日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第14節　輸送計画

本計画は、災害時における罹災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送力を確保し、迅速、的確な輸送を行うためのものである。

１　実施責任者

罹災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送は、市長が行うものとする。

なお、市有輸送力をもってしても輸送を確保できないときは関係機関の応援を求めるものとする。

担当は、本部連絡班とし、主として救助物資、応急対策用資器材等、救出された罹災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

２　災害輸送の種別

災害輸送は、次のうちもっとも適切な方法により行うものとする。

⑴　貨物自動車、乗合自動車等による輸送
⑵　船舶による輸送
⑶　航空機による輸送
⑷　人員等による輸送

3　災害時における人員、物資等の優先輸送

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおりである。

⑴　人員

救出された罹災者、避難を要する罹災者、応急対策従事者等

⑵　物資、資器材等

食糧、飲料水、医薬品、衛生材料等

4　輸送力の確保等

⑴　確保の順位

ア　市有車両等の市有輸送力
イ　市以外の公共機関の輸送力
ウ　公共的機関の輸送力
エ　民間輸送力（事業用及び自家用）

⑵　市有輸送力による輸送

ア　主管

物資人員の輸送に供しうる市有車両については、本部連絡班の所管とする。

イ　輸送要員

輸送は、本部連絡班が行うものとするが、不足する場合には各対策部の応援を求めるものとする。

ウ　輸送の要請

輸送の要請は、各対策部が本部連絡班に対し、次の事項を明示して、できるだけ早めに行うものとする。

㈠　輸送日時
㈡　輸送区間
㈢　輸送の目的
㈣　輸送対象の員数、品名、数量
㈤　その他必要な事項

エ　配車及び派遣

輸送の要請を受けた本部連絡班長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度道路施設の状況等を考慮のうえ必要な場合は、両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣するものとする。

⑶　市有以外の輸送力の輸送

ア　要請

輸送要請が大きく市有輸送力のみによって、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は、次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。なお、要請に際しては、⑵ウ項に定める事項及び必要車両数を明示するものとする。

（輸送力確保要請先）

種　別	輸送内容	要請先	電話番号
道路輸送	営業車両 自衛隊車両	鹿児島陸運事務所 陸上自衛隊第 12 普通科連隊 海上自衛隊第１航空群	099-254-6171 0995-46-0350 0994-43-3111
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	九州運輸局鹿児島海運支局管理課 鹿児島海上保安部	099-222-5661 099-222-6681
航空輸送	民間航空機 自衛隊機	鹿児島県危機管理防災課 海上自衛隊第１航空群	099-286-2268 0994-43-3111
人力輸送	自衛隊員	陸上自衛隊第 12 普通科連隊	0995-46-0350

イ　市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、市災害対策本部に属するものとする。

ウ　配車（船）等

車両（船）の配車（船）、その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて本部連絡班長が行う。

エ　費用の基準

(ｱ)　輸送業者の輸送又は車両等（自家用、事業用を含む）の借上に伴う費用は、災害救助法に準ずる。

(ｲ)　官公署その他公共性質をもった団体（森林組合、漁業組合、農協協同組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

５　緊急輸送に伴う表示

本部連絡班長は、鹿児島県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されたときは、公安委員会に申請して緊急輸送車両証明書及び緊急輸送車両標章の交付を受けるものとする。

６　関係帳簿等の整備

本部連絡班長は、輸送業務の実施に際しては、次にかかげる帳簿等を整備、保管するものとする。

⑴　輸送記録簿

⑵　燃料及び消耗品受払簿

⑶　その他必要な書類

第 15 節　交通規制等対策計画

本計画は、災害により交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要となった場合、又は交通の混乱を防止し、緊急災害輸送を確保するため災害があると認めるときは、次により禁止又は制限を行うものである。

１　交通規制等実施責任者

⑴　実施責任者

交通規制は、次の区分に応じた各実施責任者が行う。

区　分	実施責任者	範　囲	関係法令
道路管理者	国道-国土交通大臣 県道-知事 市道-市長	１　道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき	道路法第 46 条

公安委員会	県公安委員会 警察署長 警察官	1　災害応急対策に従事するもの、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるため必要があると認められるとき、道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれのある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第６条
海上保安部	海上保安官	1　船舶交通安全のため、必要があると認めるとき 2　海上保安官がその職務を行うため周囲の状況から真にやむを得な いと認めるとき	海上保安庁法第18条
港湾管理者	知事	水域施設（船舶、泊地及び舟だまりの使用に関し必要な規則	港湾法第 12 条第４項の２

⑵　実施要領

ア　各実施権者が行う交通規制は、それぞれ定める業務計画による。

イ　市長が行う道路管理者として交通規制は、次の要領による。担当は土木対策部とする。

⑺　情報収集及び関係機関への通報

土木対策部長は、交通施設の被害等に関する情報を入手したときには、ただちに当該施設管理者及び警察へ通報するものとする。

⑴　調査及び規制の実施

市が管理する道路施設等の被害に関する情報を入手したときは、土木対策部長は施設の被害及び危険の程度を調査し、必要に応じて交通を規制するものとする。

⑺　規制に関する通報

規制の実施に際しては、土木対策部長は市長の指示により、警察署長へ規制実施箇所及び期間、迂回路等について通報するとともに、通行車両に対し標識の設置等適当な方法で交通規制及び迂回路等を周知させるものとする。

⑶　相互連絡

各道路管理者と警察署長は、相互に密接な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察署長へ、警察署長にあっては道路管理者へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通報するものとする。

⑷　発見者等の通報

災害時に道路橋梁等の交通施設の危険な状況、また交通がきわめて混乱している状況を発見した者は、すみやかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

２　災害における交通マネジメント

九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※１）及び交通システムマネジメント（※２）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、

自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※１　交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※２　交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

【事態安定期の応急対策】

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

第 16 節　食糧供給計画

本計画は、災害時において罹災者及び災害応急対策員等に対する食糧の給与のための食糧の調達、炊出し、供給の迅速、確実を期するものである。

１　実施責任者

災害時における罹災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達、供給は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。

なお、食糧の調達及び供給は、援護班が担当するものとする。

２　主食（米穀または乾パン）の調達

⑴　通常の場合の調達

ア　市長は、災害時における次の給食を実施しようとするときは、知事に対し主食（米穀または乾パン）の必要数量の報告を行い、調達をするものとする。

㈠　罹災者に対し、炊出しにより給食を行う必要がある場合

㈡　罹災者により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

㈢　災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ　知事への報告は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

ウ　知事への報告に当たっては、必要数量、罹災者数及び災害応急対策員数等所要事項を連絡するものとする。なお、必要数量の算定に当たっては、次の１人当り配給数量を基礎とする。

㈠　アの㈠の場合　１食当り精米　２００グラムの範囲内

㈡　アの㈡の場合　１食当り精米　４００グラムの範囲内

㈢　アの㈢の場合　１食当り精米　３００グラムの範囲内

エ　受領要領

㈠　販売業者の手持米を調達する場合は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を受取り、所定の限度数量の範囲内で供給を実施する。

㈡　災害救助法が適用され、災害の状況により(ｱ)項によることが不可能な場合に政府所有米穀を調達しようとするときは知事に報告し、知事は農林水産省農産局農産政策部貿易業務課への要請を通じて受託事業体より現品の交付をうける。

⑵　緊急の場合の調達

市長は、通信、交通等の途絶により、知事に報告ができない場合は、直接、農林水産省農産局

農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請する。

市長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、市担当者は県担当者に必ず連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により、県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

⑶　知事及び農林水産省の連絡先

連絡先	所在地	電話番号
知　事 県農政課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	代 099-286-2111 099-286-3085
農林水産省農産局 農産政策部貿易業務課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-1354 FAX 03-6744-1391

3　他の主食(パン、その他)及び副食、調味料の調達

市は、主食(米穀又は乾パン)の調達をするまでの間、又は緊急必要な場合は米穀又は乾パン以外の主食(パン、その他)及び副食、調味料等を市内の販売業者及び製造業者より調達する。

なお、市は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

4　炊出し及び食糧の給与

⑴　炊出し及び食糧の給与対象者は、おおむね次のとおりする。

ア　避難所に避難してきた者であること。

イ　住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等のため炊事できない者

ウ　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、船舶の旅客等で、その必要のある者

エ　相当の事由により、住家又は車両等で避難生活をしている者

オ　市長が必要と認めた者

⑵　炊出しの方法

ア　炊き出しは避難所生活が長期間に及ぶ場合に実施する。

イ　炊出し（材料の確保を含む。）は、援護班長が行い、災害の規模が大きく、従事者が不足する場合は必要に応じ、女性会、日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。

ウ　炊出しに必要な施設及び器材は、できるだけ学校給食施設等の利用をはかり、なお必要な場合はすみやかに仮施設等を建設するものとする。

5　炊出し等の費用及び期間等

炊出し等の費用及び期間等については、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

6　関係帳簿等の整備

援護班長は、次の関係帳簿等を整備するものとする。

⑴　炊出し受給者名簿

⑵　食糧品現品給与簿

⑶　炊出しその他による食品給与用物品受払簿

⑷　炊出し用物品借用簿

⑸　その他必要な書類

第 17 節　衣料、生活必需品、その他物資供給計画

本計画は、罹災者に対する衣料、生活必需品等の物資を給与するための物資の調達並びに配給に関するためのものである。

１　実施責任者

罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。

なお、物資の調達、給与及び貸与に関する業務は、垂水市援護班が担当するものとする。

２　給与又は貸与の対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）及び床上・床下浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

３　給与又は貸与の方法

⑴　物資の購入及び配分計画

援護班は、世帯講成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て各避難所の避難収容班に通知する。

⑵　物資の調達

ア　物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、緊急の際の調達可能数量を把握しておくものとする。

イ　災害救助法が適用された場合における災害救助法による衣料、寝具の調達は、知事（県福祉政策課）からの給与による。

ウ　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、その燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

⑶　物資の集積場所

調達した物資又は救助物資等の集積場所は、援護班長がその都度定めるものとする。

⑷　物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、各避難所にあっては避難収容所班が、その他にあっては援護班が配分計画により、災害対策要員及び地域の振興会長等の協力を求めて迅速、かつ、的確に実施するものとする。特に罹災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある罹災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品が給与されるよう努める。

４　給与又は貸与の費用及び期間等

給与又は貸与の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

５　義援物資、金品の保管及び配分

⑴　市に送付された罹災者に対する義援物資、金品は援護班において受け付け、記録し、保管する。

⑵　物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資等の数量等により計画的に配分する。

６　関係帳簿等の整備

援護班は、関係する帳簿等を整備、保管するものとする。

第 18 節　給水計画

本計画は、給水施設の被災により、用水の確保を図るため応急給水の諸方法を定めて被災地に対する給水の円滑を期するものである。

1　実施責任者

被災地に対する給水は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。なお、担当は、上水道・簡易水道給水区域は、水道班が消防対策部の協力を得て行うものとし、集落水道区域は、衛生班が水道班の協力を得て、それぞれ行うものとする。

2　補給水利の種別、所在、水量等

災害における応急給水を円滑に行うため、用水の補給水源として別表のとおり確保し補給水利として活用するものとする。災害が広範囲の場合など必要な場合は、水道法第 40 条による水道用水の緊急応援を知事に要請する。

3　給水量

被災地における最低給水量は、おおむね１人１日 20 リットルとするが、状況に応じて給水量を増減する。

4　給水方法

⑴　取水

給水のための取水は消火栓から行い、これが不能の場合は２の補給水源等から行うものとする。

⑵　消毒等

取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ過及び浄水剤の投入等により消毒を行うものとする。

⑶　供給

供給の方法は、次のうち被災の状況に応じ適当な方法により行うものとする。

ア　搬送用容器によるもの

「かん」、「ポリエチレン袋」等の容器に入れ、市の車両等により搬送給水する。

イ　給水車両等によるもの

水槽付消防車等により給水する。

ウ　応急仮設貯水槽の設置によるもの

大災害又は緊急その他必要な場合は、仮設貯水槽を設置して給水する。

⑷　広報

給水を行うときは、日時、場所、その他必要な事項を住民に広報するものとする。

5　給水施設等の応急復旧

⑴　水道班は、給水施設の応急復旧に際しては、早期給水をはかるため、必要最小限度の用水確保を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行うものとする

⑵　水道班の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、管工事組合の応援を求めるものとする。

6　給水の費用及び期間等

飲料水供給のための費用及び期間等については、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

7　関係帳簿等の整備

給水を行うときは、次の帳簿等を整備保管するものとする。

⑴　飲料水供給記録簿

⑵　その他必要な書類

別表：(補給水利の区分、水源地名、水源種別等)

区　分	水源地名	水源種別	施設能力(m3/日)
上水道	中谷川水源地	表流水	4,400
	本城川水源地		2,200
	曲尾水源地		1,100
	新城水源地	地下水	800
	海潟水源地		新田300、中俣360
簡易水道等	境簡易水道水源地	地下水	340
	浮津水源地	湧　水	120
	深港水源地		75
	二川水源地		135
	上ノ原水源地		75
	中浜水源地	表流水	75
簡易水道等	辺田水源地	地下水	150
	麓水源地	湧　水	135
	小浜水源地		45
	脇登水源地		60
	源園水源地	表流水	75
	下市木水源地	湧　水	180
	中市木水源地		150
	上市木水源地		60
	野久妻水源地		60
	大野原水源地	表流水	90
	小谷・段簡易水道水源地	地下水	72
	岳野水源地	湧　水	60
計			11,117

第 19 節　応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理計画

本計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため住居することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができない者に応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施するものである。

1　実施責任者

罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法において知事から委任された場合も含め、市長が行うものとする。

なお、応急仮設住宅(プレハブ住宅を除く)の建設及び応急修理は、建築班が、応急仮設住宅(プレハブ住宅)の建設及び入居管理については、援護班が、それぞれ担当するものとする。

2　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設については、対象者、戸数、規模、着工及び期間等は、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

3　建設資材の調達

応急仮設住宅(プレハブ住宅を除く)の建設及び応急修理に必要な建築資材の調達は、次の方法のいずれかによる。

⑴　国有林野産物の(木材)払い下げ申請書又は、災害救助法適用による応急仮設資材の払い下げ申請書を県(関係部局)に提出する。

⑵　鹿屋営林署から資材の売渡しを受ける。

⑶　各請負建設業者に一括請負をさせる。

4　関係帳簿等の整備

援護班は、「災害救助事務手引き」(鹿児島県社福第 1221 号 平成 21 年３月６日)に基づき、応急仮設住宅に係る帳簿を整備保管するものとする。

5　被災宅地及び被災建築物の危険度判定の実施

⑴　宅地及び建築物に災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地及び被災建築物の危険度判定士の派遣を県に要請し、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、被災宅地及び被災建築物の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、市は県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

⑵　被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また国及び県は市の活動の支援に努めるものとする。

第 20 節　医療、助産計画

本計画は、災害の混乱時における罹災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るものである。

1　実施責任者

災害のため医療、助産の途を失った者の医療及び助産は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、関係機関の協力を得て市長が行い、救護班が担当するものとする。

2　医療

⑴　対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失ったものに対して応急的に行う。

⑵　範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術、その他治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

⑶　医療の方法

ア　医療は、市域の医療機関の協力を求めて行う。

イ　救護班の編成及び構成は、災害の程度に応じ、救護班長がその都度定めるものとする。

⑷　救護所の処置

医療の万全を期するため、災害の状況に応じて市域の医療機関の協力を求め、適当な場所に救護所を設置するものとする。

⑸　収容施設

救護のため収容を必要とする場合は、市域の医療機関の協力を求め、収容するものとする。

3　助産

⑴　対象者

助産の対象者は、災害発生の日の以前又は以降７日以内の分べん者であって災害のため助産の途を失った者とする。

⑵　範囲

ア　分べんの扶助

イ　分べん前、分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料支給

⑶　助産の実施

助産は、医師及び助産師等の協力を得て救護班が担当し、その数及び配備については、災害の程度に応じ本部長がその都度決定する。

4　医薬品、衛生材料等の確保

医療、助産活動に必要な医療機械器具、薬品等資材については、病院等に必要最小限度備蓄し、不足する場合は医薬品業者から緊急調達するものとする。

5　患者及び医療器具、医薬品の輸送

消防対策部の救急車及び本部連絡班の輸送車両をもって輸送に当たるが、緊急やむを得ない場合は、民間タクシー業者並びに自衛隊の協力を要請して行うものとする。

6　医療、助産の期間及び費用

医療、助産の期間及び費用は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

7　関係帳簿等の整備

医療及び助産に関係する帳簿を整備保管するものとする。

8　被災者の健康状態の把握

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理に努める。

⑴　必要に応じて、避難所への救護所等の設置やＤＰＡＴ派遣等により、心のケアを含めた対策を行う。

⑵　高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

⑶　保健師等による巡回相談を行う。

9　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、ＤＰＡＴや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾病患者に対する相談体制を確立する必要がある。

⑴　メンタルヘルスケア

ア　保健所を拠点に精神相談室が設けられ、被災者に対する相談体制が確立されるので、これを活用する。

イ　情報提供及び電話相談のために精神保健福祉センターを活用する。

※　鹿児島県精神保健センター：鹿児島市小野一丁目 1-1(℡099-218-4755)

ウ　被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

⑵　精神疾患患者対策

ア　避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、関係機関と連携を取り治療の継続などの対応に努める。また、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう体制を確立する。

イ　災害のストレスにより新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。

ウ　措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

⑶　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請及び受入れ

必要に応じ、県に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するとともに、ＤＰＡＴの受け入れに掛かる調整、活動拠点の確保等を行う。

⑷　ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）

突然の災害に遭遇し、被災し、自らの意思で制御できない事態に陥った場合、発災後おおむね１か月ないし半年を経過した頃からＰＴＳＤ症状の被災者が現れる。

ＰＴＳＤは、人間の存在・生命に危機的影響を及ぼす異常な状況における正常な反応であるので、ケアに当たっては、正しい知識を持ち、発症者に「正常な反応」であることをきちんと伝えて対応する必要がある。

被災者に対する配慮事項は次のとおりである。

ア　相手の感情を受けとどめ、過度の励ましを控える。

イ　災害の状況等をあらかじめ慎重に分析・理解し、被災者がフラッシュバック（思い出したくないことの再体験）を起こさないよう細心の注意を払う。

ウ　精神保健福祉相談及び電話相談を行うなどの被災者に対する相談体制を確立する。

⑺　行政や放送機関等は、被災体験について被災者本人から無理に聞き出さないようにする。被害で抑制されていた感情を、受容的・共感的環境の中で解放させることが大切であり、本人の表明を積極的に持つ。

⑷　学校教育の中では、安易に被災体験を絵や作文に書かせるようなことをしない。

⑼　防災訓練そのものがフラッシュバックを起こすおそれもあるので、実施に当たっては十分に配慮する。

⑸　救護者に対する配慮

警察や消防、自衛隊など救助・救急に当たる救援者は、災害現場の最前線にいてPTSD(CIS～クリティカル・インシデント・ストレス)にかかりやすいことから、その予防策が必要である。

ア　災害現場では、ベテランと若手のローテーションを組む。

イ　リーダーに対しては、できるだけメンタルヘルスの専門職をサポーターとして活用する。

ウ　メンタルヘルスの専門職を参加させてグループディスカッションを行う。その日の出来事や感情をありのまま語り合うディブリーフィングを積極的に実施する。

⑹　支援体制の確立

臨床心理士会、医師会、行政のスタッフなどが連携しあい、被災者に対する共通理解と心理的支援の確立を図る。

10　緊急医療

市長は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、

人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。さらに災害時に多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となった場合、災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ 」という。）及び救護班による緊急医療を県知事に要請する。

⑴　保健医療活動の総合調整の実施について

県（保健医療調整本部）及び保健所が、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び保健師等（以下「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行う。

⑵　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

ア　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

イ　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の出動を要請する。

⑶　ＤＭＡＴ

ア　ＤＭＡＴの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で、急性期（発災後、おおむね 48 時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

イ　ＤＭＡＴの出動

㋐　知事による出動要請

知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。

㋑　出動要請の特例

ＤＭＡＴの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、㋐の規定にかかわらず、次のａ、ｂに掲げるとおりとし、知事が承認したＤＭＡＴの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

ａ　消防長又は市長による出動要請の特例

消防長又は市長は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。この場合において、消防長又は市長は速やかに知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）に報告し、その承認を得るものとする。

ｂ　ＤＭＡＴ指定病院の長の判断による出動の特例

ＤＭＡＴ指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するＤＭＡＴを出動させることができる。この場合において、当該ＤＭＡＴ指定病院の長は速やかに知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）に報告し、その承認を得るものとする。

ウ　ＤＭＡＴの編成と所在地

(ｱ)　ＤＭＡＴの編成

ＤＭＡＴは、原則として医師１名以上、看護師２名以上及び業務調整員１名を含む５人で編成する。

(ｲ)　ＤＭＡＴの所在地（令和４年３月 31 日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃　平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃　鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃　桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃　南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曽於医師会立病院	曽於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎１丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	鹿児島市城山町８番１号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島１丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1

⑷　救護班

ア　救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後３日間）から事態安定期(発災後４日～14日間)に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

イ　救護班の出動

(ｱ)　市長による出動要請

市長は、必要に応じて国立病院機構・公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

(ｲ)　知事による出動要請

知事(くらし保健福祉対策部保険医療福祉班)は、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

(ｳ)　他県等広域の出動要請

知事(くらし保健福祉対策部保険医療福祉班)は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口９県災害時相互応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

ウ　救護班の編成

(ｱ)　国立病院機構の職員による救護班

(ｲ)　効率・公的医療機関の職員による救護班

(ｳ)　日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班

(ｴ)　鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

エ　救護班の構成

救護班名	班長医師	班　員				計	備考
		薬剤師	看護師	事　務	連絡員		
国立病院気候救護班	1	1	4	1	1	8	４班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10 班
	県立病院４、済生会鹿児島病院１、出水総合医療センター１、枕崎市立病院１、鹿児島市立病院２、済生会川内病院１						
日本赤十字社鹿児島支部救護班	1		3	2		6	８班
県医師会救護班	1		2			3	45 班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53 班

(注)　上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

オ　鹿屋保健所管内救護班の所在地

施設名	所在地	電話番号	班数
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目 8-8	0994-42-5101	1
鹿屋市医師会	鹿屋市西原三丁目 7－39	0994-43-4757	2
肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川 135-3 （肝属郡医師会立病院内）	0994-22-3111	1
肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富 470-1	0994-65-0099	1
鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町 6-2	0994-41-5607	3
肝付歯科医師会	肝属郡肝付町新富 107-4 （あげの歯科医院内）	0994-65-4444	3

⑸　ＤＰＡＴ(Disaster Psychiatric Stress Disorder：災害派遣精神医療チーム)

ア　ＤＰＡＴの活動内容

大規模な自然災害の発生時に、被災地域において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

イ　ＤＰＡＴの出動

知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）はＤＰＡＴの派遣基準に照らしＤＰＡＴの派遣が必要と認める時は、ＤＰＡＴ登録病院の長にＤＰＡＴの派遣を要請する。

ウ　ＤＰＡＴの編成と所在地

(ｱ)　ＤＰＡＴの編成

ＤＰＡＴは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、１チーム３～５名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減して編成できるものとする。なお、ＤＰＡＴのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

(ｲ)　ＤＰＡＴの所在地（令和３年９月１日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
県立姶良病院	姶良市平松 6067	0995-65-3138	3
谷山病院	鹿児島市小原町 8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿 7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉 100	0995-42-0560	1

第 21 節　防疫計画

本計画は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため防疫の万全を期するものとする。

１　実施責任者

災害時における防疫に必要な措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び予防接種法に基づき市長が行い、防疫については、衛生対策部が担当するものとする。

２　防疫の方法

⑴　疫学検査及び健康診断

患者が現に発生している地域、避難所、帯水地域、その他環境の良好でない地域に対して緊急度に応じ、計画的に順次実施し、患者の早期発見に努める。

⑵　臨時予防接種

避難所あるいは環境衛生上、病毒伝播のおそれのある地域において患者若しくは保菌者が発見され、流行のおそれのある場合は、速やかに知事（予防課長）に連絡し、その指示を受けて臨時予防接種を行うものとする。

⑶　消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。

なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し十分な消毒が行えるような方法により実施する。

⑷　ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により実施する。

３　患者等に対する措置

避難所及び被災地域において感染症の患者等を発見したときは、感染症法に基づいた対応をとるものとする。

４　生活用水の供給

生活用水の使用停止期間中は、継続して生活用水を供給するものとする。

なお生活用水の供給は、第 18 節「給水計画」に基づき実施する。

５　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

⑴　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努めるとともに、その保管場所を生活環境課とする。

⑵　県の疫学調査班の編成

県（保健所）は、疫学調査のための疫学調査班の編成計画を作成する。

疫学調査班は、各保健所１班とし、１班の編成は医師１名、保健師又は看護師１名、事務連絡員１名の３名を基準とする。

⑶　市の感染症予防班の編成

市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇用した作業員をもって編成する。

第 22 節　清掃計画

本計画は、被災地において汚物による環境汚染を防止するため、災害地のし尿、ごみ等の効率的な

収集処分、へい獣の処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。

１　実施責任者

被災地における汚物の収集、処分等は、市長が行うものとするが、実施困難な状況にあるときは、県に応援あっせんを依頼して行うこととし、衛生対策部が担当するものとする。

２　汚物の収集、運搬及び処分の方法

汚物の収集、運搬等については、現有の人員、施設を活用するほか、必要により汚物取扱業者の協力を得て実施するものとするが、災害が大きく市のみでは実施困難と認められるときは、県に応援あっせんを要請し、被災の軽微な又は被災をまぬがれた隣接市町からの応援を得て実施するものとする。

⑴　ごみの処分

原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合は、野天焼き、埋立等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

⑵　し尿の処理

原則としてし尿処理施設で行うものとするが、やむを得ない場合は、農村還元埋没等環境衛生上支障のない方法により処分するものとする。

⑶　し尿処理対策

ア　仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成26年2月)、県災害廃棄物処理計画(平成30年３月)及び垂水市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

イ　広域応援体制の整備

市は県と連携し日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

３　汚物の収集、運搬及び処分の応援体制の確立

市は、県災害廃棄物処理計画及び垂水市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）を踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておくものとする。

４　死亡獣畜の処理方法(所轄保健所長の許可を受けて処理する場合)

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

⑴　死亡獣畜を運搬するときは、へい獣が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。

⑵　死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却したへい獣までの深さは１メートル以上とし、かつ地表面30センチメートル以上の盛土をすること。

⑶　死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。

⑷　埋却現場には、その旨を標示すること。

⑸　埋却した死亡獣畜は、埋却後１年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 23 節　行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画

本計画は、災害により行方不明になっている者(生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て)の捜

索を計画的、合理的に行う体制の確立と遺体の収容及び埋葬等の対応要領について定めるものである。

なお、計画の実施に際しては、遺族の意向に沿った形での迅速かつ丁寧な対応に努めるものとする。

また、混乱した現場においては、ともすれば遺族感情を考慮せず、死者に対する礼を失し事務的な取り扱いになりがちとなるため、衆人環視の中にあっても、冷静・沈着に対応し、適切な取り扱いを常に念頭において行動する。

１　実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、市長が鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部と協力して行い、遺体の収容、処理及び埋葬等の対応は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。なお、行方不明者の捜索は消防対策部、遺体の収容、埋葬等は衛生対策部が、それぞれ担当するものとする。

２　行方不明者の捜索

⑴　捜索の対象

災害により行方不明の状態にある者で、生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全ての者

⑵　市捜索隊の設置

鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部と協力して行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要により市に捜索隊を置く。

⑶　市捜索隊の編成

捜索隊は、災害の規模、行方不明者数、捜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部員及び消防団員を中心に、その他の対策部要員をもって編成する。

なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

３　関係機関への通報及び応援の要請

⑴　市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに鹿屋警察署(垂水幹部派出所)に通報するものとする。この場合行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、鹿児島海上保安部にも通報し、捜索を依頼するものとする。

なお、通報事項は、次のとおりとする。

ア　行方不明者の人員数、性別、特徴

イ　行方不明となった年月日、時刻等

ウ　行方不明となっていると思われる地域

エ　その他行方不明の状況

⑵　応援の要請

市単独で対処できない場合においては、隣接市町又は県に応援を要請する。

隣接市町又は県に応援を要請する場合は、上記⑴ア～エの事項を明示して要請する。

４　捜索の方法

⑴　行方不明者の捜索に当っては、市長、鹿屋警察署長(垂水幹部派出所長)及び鹿児島海上保安部長は、できるだけ事前に打合せを行うものとし、次の要領で実施するものとする。

捜索の範囲等	捜索の方法
捜索の範囲が広い場合	ア　捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ　捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ　各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め重点的に行う。

捜索の範囲が比較的狭い場合	ア　災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ　災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ　り災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。
捜索場所が河川、湖沼の場合	ア　平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ　災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ　合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

⑵　広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

⑶　装備資材

捜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、市で所有する車両、舟艇等が不足する時は関係機関に対し協力を依頼する。

5　行方不明者の発見後の収容、処理

⑴　負傷者等の収容

市捜索隊が捜索の結果、負傷者、病人等救護を要する者を発見したとき又は、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部より救護を要する者の引き渡しをうけたときは速やかに医療機関に収容するものとする。

⑵　遺体の収容

捜索隊が捜索の結果遺体を発見したときは、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)又は海上保安部署長に通報し、警察官若しくは海上保安官による検視等を受け、その後、遺族等の引取人へ引渡し又は遺体安置所に収容するものとする。また、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)又は鹿児島海上保安部から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに寺院、公民館、学校等から災害の状況等を考慮し、適切な遺体安置所を設けて収容するものとする。万が一犠牲者が多数発生すると予想される場合には、集中遺体安置所を設けるものとする。

※　検視とは、検察官、またはその代理人によって行われる死体の状況捜査のこと。

⑶　遺体安置所の設置

遺体安置所の設置に際しては次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

ア　遺体を公衆の面前に晒さない場所である。
イ　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理作業に便利である。
ウ　警察官等が実施する遺体の検視等及び身元確認が容易に行える場所である。
エ　遺体の数に相応する施設である。
オ　駐車場があり、長期間使用できる。

⑷　医療機関との連携

捜索に際しては負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるように、衛生対策部は鹿屋警察署(垂水幹部派出所)、鹿児島海上保安部及び医療機関と緊密な連絡をとるものとする。

6　遺体の処理

⑴　遺族等への引き渡し

収容した遺体は、身元を確認し、遺族等に引き渡すものとする。なお、身元不明者については、引き続き身元の確認にあたるものとする。

警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、遺体収

容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、ＤＮＡ鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

⑵　遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ引取人である遺族等の申し出があった場合は、可能な限り速やかに遺族等に引き渡すものとする。遺体の識別が困難なとき、伝染病の予防上必要なとき又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施するものとする。

⑶　検案

死亡の確認及び死因究明のための検案は、本章第 20 節「医療」９「緊急医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会、肝属郡医師会等と連携し一般開業医の協力を求めて行うものとする。

※　検案とは、医師又は獣医師が死体に対し死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断することである。

⑷　遺体の一時保存

遺体の識別、身元の究明等に時日を要し、又は遺体が多数で短時日に埋葬できない場合は、適切な場所に一時保存するものとする。

７　遺体の埋葬

⑴　埋葬の対象

身元の判明しない遺体又は遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際、死亡したもので各種事情により埋葬をできない者に対して埋葬を行うものとする。担当は、衛生対策部とする。

⑵　埋葬の実施

埋葬は、一時的混乱期にあるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により行うものとするが、原則として火葬する。なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬に当たっては火葬又は土葬とする。

ウ　被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

８　身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要な全ての資料を保存するようにし、各種の広報、照合、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

９　行方不明者の捜索等の費用及び期間等

行方不明者の捜索及び収容処理のために費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

10　必要帳票等の整備

⑴　市は、行方不明者(遺体)の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備、保存する。

ア　救助実施記録日計表

イ　被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ　被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿

エ　被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

⑵　市は、埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合、次の書類・帳簿等を整備、保存する。

ア　救助実施記録日計表

イ　埋葬台帳

ウ　埋葬費支出関係証拠書類

第 24 節　障害物の除去計画

本計画は災害地において住家及びその周辺、その他の場所に土石、竹木等の障害物が流入し、日常生活及び公益上著しい支障をおよぼしているとき、これを除去し、民生の安定及び公益の増進を図るものとする。

１　実施責任者

障害物のうち住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行い、消防対策部の協力を得て土木班が担当するものとする。なお、障害物のうち公共その他の場所に流入した障害物の除去は、所管しているところの管理者が行う。

２　障害物の除去の対象

災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のために生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象は、次の事項に該当するものとする。

⑴　当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

⑵　居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか又は屋敷内に運びこまれているため家の出入りが困難な状態にあること。

⑶　自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。

⑷　住家が半壊又は床上浸水をうけているものであること。

⑸　応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。

３　除去の方法

⑴　作業要員

除去作業には、主として土木班があたるが、被害が大規模な場合には地元住民の協力を得るほか、必要な場合は、自衛隊の派遣を要請する。

⑵　機械器具の確保

作業に使用する機械、トラック、その他必要機械器具は、市の機械等を動員する。なお、不足する場合は、建設業者の請負工事によるほか、災害の状況に応じて措置する。

４　障害物の保管等

土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項を留意して保管する。

⑴　安全な場所の選定

障害物の大小によるが、原則として再び人命財産に被害を与えない場所を選定する。

⑵　道路交通の障害とならない場所を選定する。

⑶　盗難等の危険のない場所を選定する。

⑷　工作物等を保管したときは、保管を始めた日から１４日間その工作物名等を公示する。

５　障害物の保管期間及び帰属

保管した工作物等又は売却した代金は、公示の日から起算して６カ月を経過しても返還する相手方が不明確で返還できないときには、その工作物又は売却した代金は、市に帰属するものとする。

６　障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等は滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。

７　障害物除去の費用、期間等

災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

第 25 節　文教等対策計画

本計画は、学校等施設の被害及び園児並びに児童生徒の罹災に対処して、応急教育の確保を図るためのものである。

１　実施責任者

市立学校における災害時の応急教育の確保は、教育対策部が行うものとする。

２　応急対策

⑴　休校措置

ア　大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を有線放送その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。

ウ　休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行うものとする。

⑵　教育施設の確保

ア　施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合は、できるだけすみやかに修理を施し、施設の確保に努めるものとする。

イ　普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用するものとする。

ウ　校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用するものとする。

エ　応急仮校舎の建設

ア～ウ項までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討するものとする。

⑶　教育職員の確保

学校教育班は、教育職員の罹災状況を把握し、教育職員が不足する場合は、次によりその確保を図るものとする。

ア　学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内操作による。

イ　市内操作

学校内操作が困難なときは、市立学校間において操作するものとする。

ウ　市外操作

市内操作が困難なときは、県教育委員会に他市からの操作を要請するものとする。

エ　臨時職員

教育職員の確保には、ア～ウ項の方法による外、教育免状所有者で現職にない者を臨時に確

保することを検討するものとする。

⑷　応急教育実施上の留意事項

災害の状況に応じ、２部授業等の方法によりできるだけ応急授業を行うよう努め、授業の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないよう留意する。

イ　教育施設が公民館等学校外施設によるときは、授業方法、児童の保健等に留意する。

ウ　通学道路、その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ　学校が避難所に利用される場合は、施設入所者と児童生徒がそれぞれに支障とならないよう留意する。

オ　授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習勉学の方法等を周知徹底させる。

⑸　罹災児童生徒に対する学用品の給与

ア　給与対象

教育班は、児童の罹災状況を把握し、災害救助法に準じて給与対象者を定めるものとする。

イ　給与の品目、費用、期間

給与の品目、費用及び期間は、災害救助法に準ずる。

ウ　調達方法

教科書については、県教育委員会、文房具、通学用品等については、会計班で調達するものとする。

３　学校給食

⑴　教育班は、給食施設が被害をうけ、給食が実施できないときは、建築班と協議して必要な応急修理を行うものとする。応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努めるものとする。

⑵　器具、原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

⑶　学校が避難所として使用される場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しとの調整に留意するものとする。

⑷　衛生上支障のないよう十分留意するものとする。

⑸　給食の一時中止

次の場合には、給食を一時中止する。

ア　感染症の発生、その他食品衛生上の危険が予想されるとき。

イ　給食物資の確保が困難なとき。

ウ　その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

４　関係帳簿等の整備

文教対策の実施に際しては、次の帳簿に所要事項を記録整備するものとする。

⑴　学用品購入（配分）計画表

⑵　学用品交付簿

⑶　学用品出納に関する帳簿

⑷　その他必要な帳簿

５　幼稚園、保育園の対策

第１項～4 項に準ずる。

第 26 節　農林水産物対策計画

本計画は、台風その他災害から農林水産物を保護するため、各種災害時における事前、応急、事後の各段階でとるべき対策を定め、もって各種災害による被害を軽減しようとするものである。

１　事前・事後対策

⑴　事前対策

台風等により農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、ただちに事前対策を講じ、農林漁業者に周知徹底をはかるとともに、関係機関と協力して事前対策の指導を行うものとする。

⑵　事後対策

台風等災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を講じ、農林漁業者に周知徹底をはかるとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行うものとする。

２　応急対策

⑴　農林水産物応急対策

ア　種苗確保

(ｱ)　災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、農業協同組合などに必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

(ｲ)　市長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して必要量の確保に努めるものとする。

イ　病害虫防除対策

(ｱ)　緊急防除対策の樹立

災害により病害虫が発生し又はそのおそれがあるときは、病害虫緊急防除対策を樹立する。

(ｲ)　緊急防除指導班の編成

特に必要と認めたときは、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。なお、広域にわたって病害虫の発生が見られるときは、空中防除散布等を考慮する。

(ｳ)　農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県経済農業協同組合連合会等関係機関に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

⑵　家畜応急対策

ア　家畜の防疫

家畜の伝染病に対処するため、災害地の家畜及び畜舎に対して県（家畜保健所）及び獣医師会の協力を得て、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして市に届出を行わせるとともに家畜防疫員の指示により処理するものとする。

イ　飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行うものとする。

⑶　水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

ア　災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するために関係機関と連携を図るものとする。

イ　病害虫の防疫指導

災害により水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策について指導を依頼するものとする。

第 27 節　動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

１　飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市は、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

２　避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

３ 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第 28 節　民間団体協力要請計画

本計画は、災害の規模が大きく、対策要員に不足を生ずるとき災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を要請するものである。

１　要請方法

本部連絡班長は協力に要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力を要請する。

⑴　業務の内容
⑵　場所
⑶　期間
⑷　必要人員数
⑸　その他必要な事項

２　協力を要請する業務の内容

⑴　災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
⑵　救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
⑶　罹災者に対する炊き出し、給水の奉仕
⑷　警察官等の指示にもとづく、罹災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
⑸　関係機関の行う被害調査、警報、伝達の連絡奉仕

（民間団体の組織と活動内容）

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
振興会 自主防災組織 土木建築業者 農業協同組合 商工会 その他の団体	ア 応援を必要とする理由 イ 作業の内容 ウ 従事場所 エ 就労予定期間 オ 所要人員 カ 集合場所 キ その他参考事項	ア 被災者に対する炊出作業 イ 被災者に対する救出作業 ウ 救助物資の輸送配給作業 エ 清掃防疫援助作業 オ 被害状況の通報連絡作業 カ 応急復旧作業現場における軽備な作業 キ その他必要とする作業

第 29 節　災害警備計画

災害警備については、鹿児島県地域防災計画に定める災害警備基本計画により鹿屋警察署長が行うものとする。

第 30 節　電力施設災害応急対策計画

電力施設に関する災害応急対策については、九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所が行うものとする。

第 31 節　その他災害応急対策に必要な事項

市は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

１　応急公用負担計画

市長の権限（災対法第 64 条、65 条）

⑴　権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

⑵　公用負担の内容

ア　物的公用負担（災対法第 64 条）

(ｱ)　土地建物その他の工作物の一時使用

(ｲ)　土石、竹木その他の物件の使用又は収用

(ｳ)　現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

イ　人的公用負担（災対法第 65 条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

⑶　公用負担の手続き等

ア　物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要す。（災対法第 64 条、同法施行令第 24 条～27 条、行政代執行法第５条、６条）

イ　人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

⑷　損失補償及び損害補償

災対法第 82 条第１項、84 条第１項の規定による。

２　従事命令等による労働力の確保

災害対策を実施するための人員が不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努めるが、その種類・執行者及び対象者等は、次のとおりである。

⑴　従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法規	執行者
災害応急対策 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第 65　条第１項及び第２項	市 長、警察官、海上保安官、自衛官
災害応急対策 （災害救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71　条第１項及び第２項	知事及び知事から委託を受けた市長

災害応急対策 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第４条第１項	警察官
消防	従事命令	消防法第 29　条第５項、第 35　条の７、第 36 条	消防吏員、消防団員
水防	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

⑵　従事命令・協力者の対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法による市長・警察官又は海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市の区域の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者及びその物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令（消防作業）	火災及び水災を除く他の災害の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長又は消防機関の長の従事命令（水防作業）	水防の現場にある者又は区域内に居住する者

⑶　公用令書の交付

従事命令若しくは、協力命令を発するとき又は発した命令を変更若しくは取り消すときは、公用令書を交付するものとする。（※ 従事命令・協力命令等の様式は、資料編を参照）

３　被災宅地危険度判定の実施

市は、宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災宅地危険度判定を実施するに当たり、判定士の派遣を県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果の標示及び使用者(所有者・管理者)に勧告することにより注意を喚起する。

第３章　特殊災害

第１節　海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、市がとるべき対策を定める。

１　予防対策

⑴　海上災害対策

ア　災害情報の収集・連絡体制の整備

㋐　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

㋑　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第１章第 10 節「通信・広報体制（機器等）整備」に準ずる。

イ　災害情報の収集・連絡体制の整備

㋐　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

㋑　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

ウ　防災組織の整備

㋐　応急活動実施体制の整備

㋑　防災組織相互の連携体制の整備

㋒　広域応援体制の整備

第１章第９節「防災組織の整備」に準ずる。

⑵　海上流出油災害対策

ア　災害情報の収集・連絡体制の整備

㋐　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

㋑　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第１章第 10 節「通信・広報体制（機器等）整備」に準ずる。

イ　災害情報の収集・連絡体制の整備

㋐　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

㋑　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

ウ　防災組織の整備

㋐　応急活動実施体制の整備

㋑　防災組織相互の連携体制の整備

㋒　広域応援体制の整備

第１章第９節「防災組織の整備」に準ずる。

２　応急対策

⑴　海上災害対策

ア　海上災害応急対策連絡調整本部の設置

市は、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら次の対策を実施する。

㋐　海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等）

㋑　調整本部における調整事項の実施

㋒　その他の災害応急対策

イ　被害情報等の連絡

市は、市の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の

把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

ウ　捜索・救急救助活動

㈠　船舶の事故が発生したときは、市は、海上保安部、警察等に協力し、船舶など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

㈡　事故関係事業者は、救急・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救急・救助活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

エ　消火活動

㈠　市(消防本部)は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

㈡　市は、市の区域外で災害が発生した場合は、発生現場の市町村からの要請に基づき、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

⑵　海上流出油災害対策

ア　連絡調整本部の設置

市は、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら次の対策を実施する。

㈠　漂着油の状況把握
㈡　沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
㈢　火気使用の制限、危険防止のための措置
㈣　沿岸及び地先海面の警戒
㈤　沿岸住民に対する避難の指示
㈥　ふ頭又は岸壁に係留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
㈦　沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
㈧　漂着油の除去措置
㈨　回収した油の処分
㈩　海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力
㈪　その他海上保安部の行う応急対策への協力

イ　被害情報等の連絡

市は、市の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

（資料編：九州南部沿岸海域排出油防除計画（抜粋））

ウ　情報連絡体制

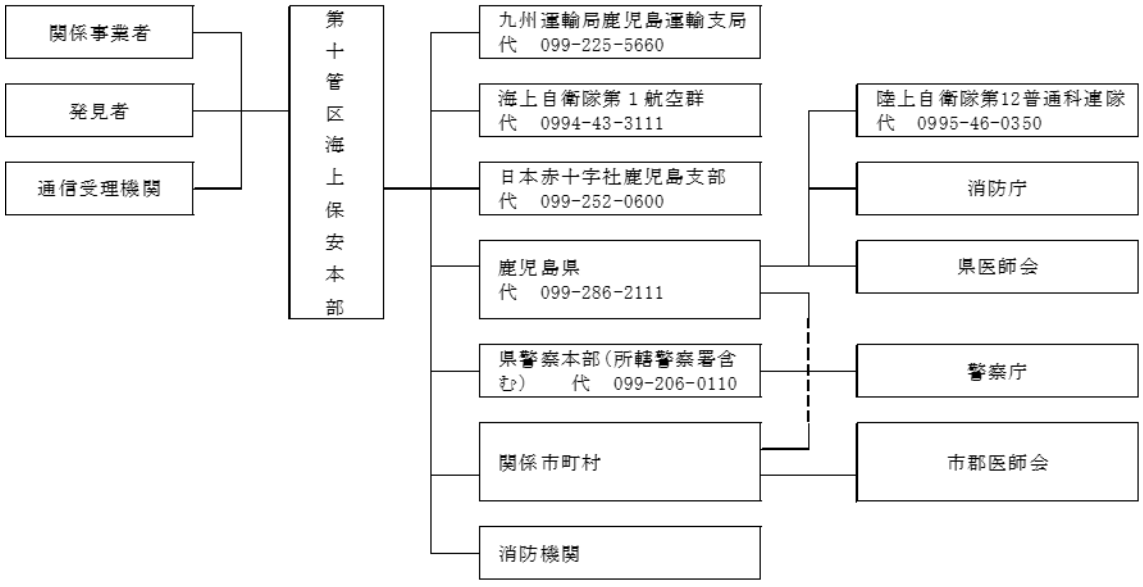

管区本部及び海上保安部署
第十管区海上保安本部 099-250-9801 （運用司令センター）
鹿児島海上保安部 099-222-6681 （警備救難課）

エ　被害情報等の連絡

市は、市の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

オ　広域的な応援体制

第２章第３節「広域応援体制」に準ずる。

カ　一般船舶・沿岸住民等への周知

(ｱ)　一般船舶への周知

市及び他の防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

(ｲ)　沿岸住民等への周知

市及び他の防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線等の手段により周知に努める。

第２節　道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

１　予防対策

⑴　道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、市及び国、県等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災対策等に努める。

ア　所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

イ　所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、市及び各管理者においては、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

⑵　情報の収集・連絡手段の整備等

ア　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

⑶　防災組織の整備

ア　応急活動実施体制の整備

イ　防災組織相互の連携体制の整備

ウ　広域応援体制の整備

第１章第９節「防災組織の整備」に準ずる。

２　応急対策

⑴　事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

⑵　通信連絡体制

市及び他の道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、警察関係機関等との連絡を密にする。

第２章第９節「災害通信計画」に準ずる。

⑶　被害情報等の報告

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

(事故通報連絡図)

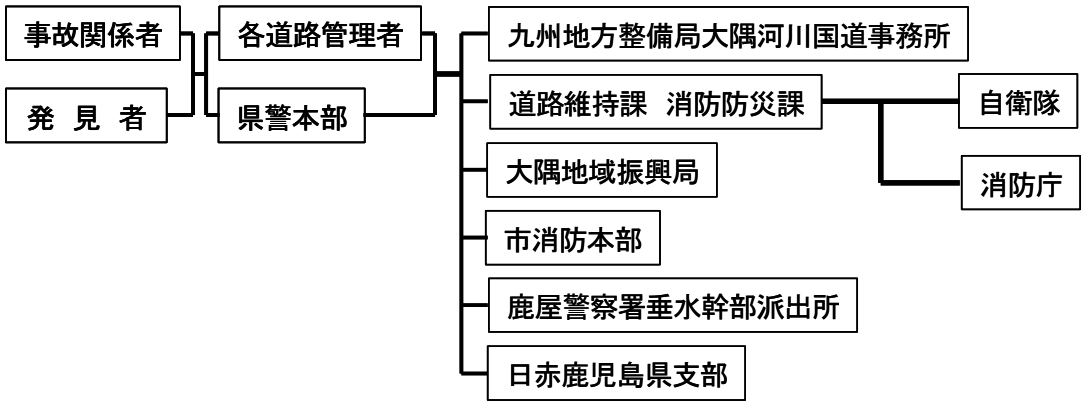

３　発生時の初動体制

⑴　救急・救助

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救急・救助活動を行う。

⑵　交通規制

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。また、市及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、う回路等の案内表示を行い交通傷害の解消に努める。

４　避難誘導

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

５　被災関係者等へ迅速な情報の提供等

市及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

６　復旧活動

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合には、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第３節　危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

１　予防対策

⑴　危険物等災害の防止

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

⑵　危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、市長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずる。

ア　立入検査等の実施

(ｱ)　危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

(ｲ)　危険物施設の定期的立入検査を実施する。

(ｳ)　危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

イ　定期的自主点検の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ　事業所における保安教育等の実施

事業所が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

エ　消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

〔電気事業者〕

⑶　電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

ア　電気事業者は施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。

イ　自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。

ウ　住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

⑷　災害応急対策への備え

ア　災害情報の収集・連絡手段の整備等

(ｱ)　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(ｲ)　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

イ　防災組織の整備

(ｱ)　応急活動実施体制の整備

(ｲ)　防災組織相互の連携体制の整備

第１章第９節「防災組織の整備」に準ずる。

ウ　救急・救助、医療及び消火の各活動実施体制の整備

エ　緊急輸送活動実施体制の整備

オ　避難活動実施体制の整備

カ　防災訓練の実施

(ｱ)　事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。

(ｲ)　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

２　応急対策

市（消防本部）は、高圧ガス等の施設が被害を受けた場合、関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。また、住民に対し必要な広報を行い被害の拡大を防ぐ。

〔施設の管理者〕

⑴　石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類、取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類や規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

ア　災害が発生するおそれのある場合の措置

㈠　情報及び警報等を確実に把握する。

㈡　消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。

㈢　施設内の警戒を厳重にする。

㈣　危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤構築等の措置をとる。

イ　災害発生の場合の措置

㈠　消防機関及びその他の関係機関への通報

㈡　消防設備（アの(イ)項）を使用し災害の防除に努める。

㈢　危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。

㈣　消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。

㈤　災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に押さえるように努める。

⑵　高圧ガスの保安対策

施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア　災害事故の急報及び現場措置

㈠　通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

㈡　現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

ａ　初期消火、漏洩閉止等の作業

ｂ　付近住民への通報

ｃ　二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）

ｄ　その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

㈢　防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

イ　通報の内容

通報するときの内容は次のとおりである。

㈠　事故発生の場所・日時

㈡　現場（通報時の実情と、とっている措置）

㈢　被害の状況

㈣　原因となったガス名

㈤　応援の要請、その他必要事項

ウ　通報系統

通報系統は、次のとおりとする。(高圧ガス災害発生時の通報系統図)

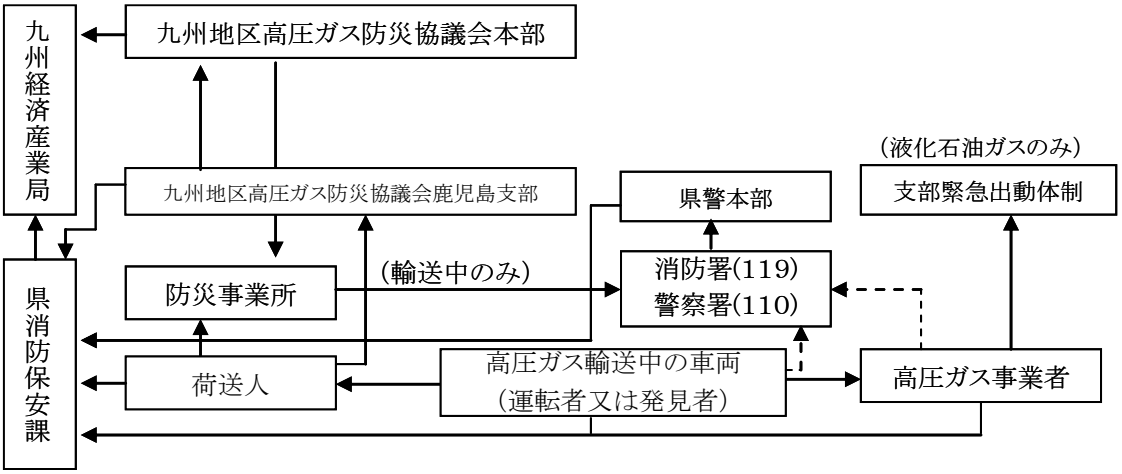

〔注１〕防災事業所とは、九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。
〔注２〕------▶は通報、 ――――▶は連絡

3　危険物等の対策

市（消防本部）は、危険物施設等が被害を受けた場合、関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。

〔危険物取扱機関の管理者等〕

⑴　火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

ア　保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

イ　道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

ウ　搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

⑵　電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

ア　災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。

イ　危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。

ウ　出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

⑶　毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健

ア　施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。

イ　県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

４　活動体制の確立

第２章第１節「応急活動体制の確立」に準ずる。

５　広域的な応援体制の整備
第２章第３節「広域応援体制」に準ずる。

６　被害情報の報告
市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。
〔事業者〕
大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

７　医療及び消火活動の整備
⑴　医療活動の整備
第２章第 20 節「医療、助産計画」に準ずる。
⑵　消火活動の整備
第２章第 12 節「消防計画」に準ずる。

８　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
第２章第 14 節「輸送計画」に準ずる。

９　避難収容活動
⑴　避難誘導の実施
第２章第 13 節「避難計画」に準ずる。
⑵　避難場所
第２章第 13 節「避難計画」に準ずる。
⑶　要配慮者への配慮
第２章第 13 節「避難計画」に準ずる。

10　被災者等への的確な情報伝達活動
第２章第 10 節「災害広報計画」に準ずる。

第４節　林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、市(消防本部)をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

１　森林の現状について
垂水市の地形として、七岳(881m)と大箆柄岳(1,237m)・御岳(1,182m)を結ぶ高隈山系を中心とした山間地域があり、この支脈が錦江湾方向へ逐次傾斜を成して延びている。高隈山地の北西側山麓部に位置する大野原台地は良材の排出地でもある。
また、垂水市の総面積は 16,203ha であり、その内の森林面積は 12,563 ha となっており、総土地面積の 77.5%を森林が占めている。更に、垂水市の森林は急峻な山間地域とシラス土壌の丘陵地域に分布しており人家に隣接しているのが特徴である。このため、ひとたび林野火災が発生した際には消火活動が困難となることが予想され、貴重な森林資源をいたずらに焼失する可能性及び火災の拡大状況によっては人家への延焼等市民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性がある。

２　予防対策

⑴　広報活動の充実

市(消防本部)及び国・県は、森林保有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施し、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及・啓発に努める。

⑵　予防体制の強化

市は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。

森林保有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

⑶　防災組織の育成

市等防災関係機関は、森林管理者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

⑷　予防施設、防災資機材の整備

市は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

⑸　情報の収集・連絡手段の整備等

ア　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第１章第 10 節「通信・広報体制（機器等）整備」に準ずる。

⑹　防災組織の整備

ア　応急活動実施体制の整備

イ　防災組織相互の連携体制の整備

ウ　広域応援体制の整備

第１章第９節「防災組織の整備」に準ずる。

⑺　緊急輸送活動実施体制の整備

第２章第 14 節「輸送計画」に準ずる。

⑻　避難活動実施体制の整備

第２章第 13 節「避難計画」に準ずる。

⑼　防災訓練の実施

ア　事故発生時、機関相互に的確に連携できるよう、防災訓練を実施する。

イ　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

３　応急対策

⑴　活動体制

ア　現地災害対策本部の設置による応急活動

市は、火災を覚知した場合は、現地災害対策本部を設置し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、近隣の市町等への応援出動要請の準備を行う。

イ　災害対策本部の設置による応急活動

大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

ウ　空中消火体制

市は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

エ　通信連絡体制

市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市町、関係機関等に

通報する。また、市は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。

（林野火災通報連絡図）

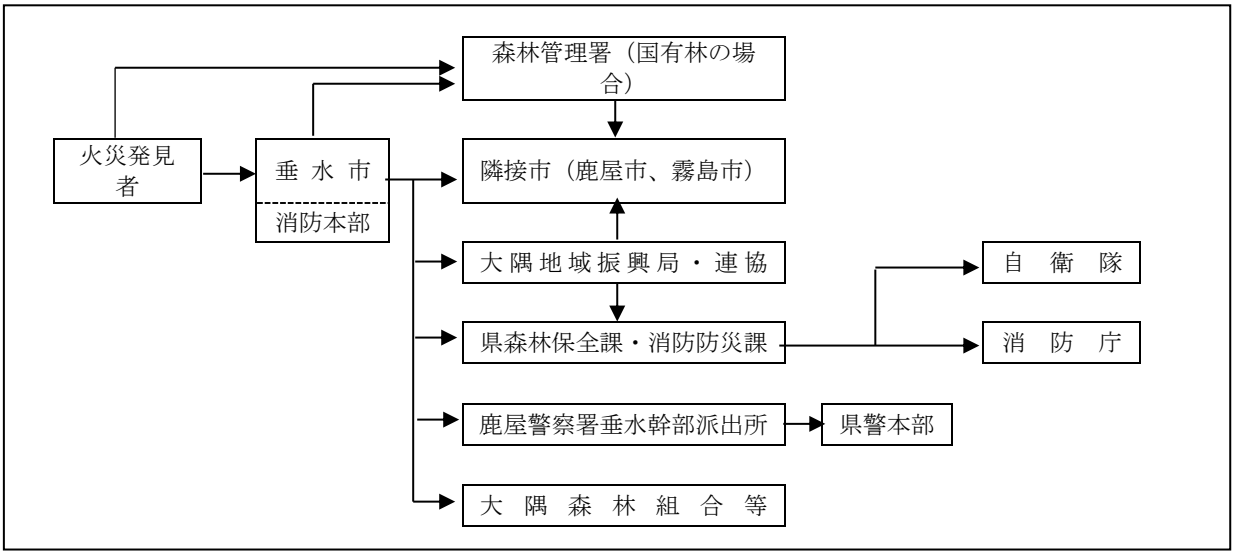

オ　災害情報の収集・連絡体制の整備

第２章第８節「災害情報等の収集・伝達」に準ずる。

⑵　関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
大隅森林管理署	⑴ 国有林に係る火災対策の総括的な業務 ⑵ 国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 ⑶ 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 ⑷ 国有林内への立入り制限、火の使用制限等 ⑸ 国有林に係る火災関係情報の広報
市消防本部	⑴ 火災対策の総括的な業務 ⑵ 救難及び捜索、消火・延焼防止作業 ⑶ 関係機関への情報伝達 ⑷ 関係機関への協力要請 ⑸ 立入り制限、火の使用制限等 ⑹ 火災関係情報の広報 ⑺ 避難所の設置及び運営 ⑻ 広域応援
鹿児島海上保安部	⑴ 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 ⑵ 救護班の緊急輸送
陸上自衛隊第12普通科連隊	⑴ 災害状況等情報の収集、通報 ⑵ 救難及び捜索、消火・延焼防止作業 ⑶ 防災資機材の輸送 ⑷ 付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第１航空群	⑴ 災害状況等情報の収集、通報 ⑵ 避難及び捜索、消火・延焼防止作業 ⑶ 防災資機材の海上輸送

鹿児島県	⑴ 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ⑵ 消防・防災ヘリコプターによる空中消火、避難誘導等 ⑶ 応援要請 ⑷ 被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	⑴ 警備活動 ⑵ 災害状況等情報の収集 ⑶ 救出救助活動 ⑷ 立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	負傷者の収容並びに手当

4　広域的な応援体制の整備

第２章第３節「広域応援体制」に準ずる。

5　救急・救助、医療及び消火活動の整備

⑴　医療活動実施体制の整備

第２章第 20 節「医療、助産計画」に準ずる。

⑵　消火活動実施体制の整備

第２章第 12 節「消防計画」に準ずる。

6　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動実施体制の整備

第２章第 14 節「輸送計画」に準ずる。

7　避難収容活動の整備

⑴　避難誘導の実施

第２章第 13 節「避難計画」に準ずる。

⑵　避難場所の指定

第２章第 13 節「避難計画」に準ずる。

⑶　要配慮者への配慮

第２章第 13 節「避難計画」に準ずる。

8　被災者等への的確な情報伝達活動実施体制の整備

第２章第 10 節「災害広報計画」に準ずる。

9　施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

⑴　市、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

⑵　市、県及び国は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第４章　災害復旧・復興

【公共土木施設等の災害復旧】

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠である。このため、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を講ずる。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

１　災害復旧事業等の計画策定

指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

２　災害復旧事業等の実施要領

⑴　災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

⑵　査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

⑶　緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

⑷　復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。

⑸　査定修了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施工の促進を図る。

⑹　査定に落ちたもので、なお、今後危うくされるものについては、その重要度により県又は市単独災として行うよう計画する。

⑺　大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の不足等のため工事は円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

⑻　災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

⑼　大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

３　事業計画の種別

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害のつど検討作成するものとする。

⑴　公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画
イ　海岸公共土木施設災害復旧事業計画
ウ　砂防設備災害復旧事業計画
エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画
オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
カ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
キ　道路公共土木施設災害復旧事業計画
ク　港湾公共土木施設災害復旧事業計画
ケ　漁港公共土木施設災害復旧事業計画

⑵　農林水産施設災害復旧事業計画
⑶　都市災害復旧事業計画
⑷　上下水道災害復旧事業計画
⑸　住宅災害復旧事業計画
⑹　住宅福祉施設災害復旧事業計画
⑺　公共利用施設、病院等災害復旧事業計画
⑻　学校教育施設災害復旧事業計画
⑼　社会教育施設災害復旧事業計画
⑽　その他の災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定

１　激甚災害に関する調査
市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

２　特別財政援助額の交付手続等
市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

【被災者の災害復旧・復興支援】

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

第３節　被災者の災害復旧・復興支援

被災者の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築にも十分に配慮する。

１　生活相談
市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。他の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

機関名	相談の内容等
市	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	１ 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に、被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 ２ 市をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	県警察本部及び警察署に警察安全相談窓口を設置して住民の心配や要望等の相談に応じる。

消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署・所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。 １ 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 ２ 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ３ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 ４ 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施

２　災害廃棄物等の処理

⑴　処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分場地の確保

市は災害廃棄物の処理処分方法の確立に努める。

市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画も踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について環境省と連携して市を支援する。

⑵　リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や市の計画も踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、県ではリサイクルの技術面の指導、業者あっせん等を、環境省と連携して行う。

⑶　環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

⑷　計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画を踏まえ定めるものとする。なお、県は円滑な災害廃棄物処理を促進するため、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰する。

ア　危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

イ　損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

ウ　災害廃棄物の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等の規定に従い、適正な処理を進める。

⑸　損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

⑹　建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

３　借地借家制度の特例の適用に関する事項

⑴　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

ア　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(以下「法」という。)第２条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。

イ　市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて２部提出する。

㈠　市の面積

㈡　罹災土地の面積

㈢　市の建物戸数

㈣　滅失戸数

㈤　災害の状況

㈥　その他(罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。)

⑵　法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

４　罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

県は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

５　被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

６　災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

第４節　災害復旧資金計画

１　基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものである。

２　資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別によるものとする。

⑴　農林漁業関係の融資

ア　天災融資法による天災融資制度【経営資金】

イ　日本政策金融公庫【中小企業事業：災害復旧貸付】【国民生活事業：災害貸付】

⑵　商工業関係の融資

ア　日本政策金融公庫【中小企業事業：災害復旧貸付】【国民生活事業：災害貸付】

イ　鹿児島県融資制度緊急災害対策資金【運転設備資金、設備資金】

ウ　商工組合中央金庫【災害復旧資金】

⑶　民生関係の融資

ア　生活福祉資金(福祉費(災害援護経費))

イ　災害援護資金

⑷　住宅資金の融資

ア　災害復興住宅建設及び補修資金

イ　一般個人住宅の災害特別資金

ウ　地すべり関連住宅資金

第３編　地震災害対策

第１章　災害予防

地震災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう耐震対策等を講じておくことが基本となる。

このため、建物の耐震補強を推進するとともに、地域住民に対する家具等の転倒、落下防止措置等の対策を促進する。なお、施策の実施に当たっては、地震災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

第１節　災害の想定

大正３年の桜島の大爆発時には、多量の降灰、砂礫の飛散と合わせて、大爆発の数時間後に強烈な地震が発生し、大爆発と地震による被害は、周辺数十キロメートルの広範囲に及んでいる。また、鹿児島湾直下をはじめとした直下型地震の可能性も否定できない。

したがって、今後、大きな災害を引き起こす地震や津波が発生することも十分考えられるため、平常から地震や津波の被害に備える体制を整えておくことが必要である。

地震災害対策の策定に当たっては、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の地震や津波に係る災害発生状況を考慮するとともに、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成 26 年 2 月)で明らかにされた各種被害の想定結果を踏まえたものである。

なお、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成 26 年 2 月)では、可能な限り定量的な被害数値が算出されているが、これらの作業は、有史以来近年に至る地震の発生履歴や本県の地震環境の特性を踏まえ、発生の可能性の高い複数の地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを設定して行われたものである。

しかしながら、本想定は一定の仮定を置いて算出した結果であり、今後、活断層調査等が進められ、県の地震環境がより詳しく解明されれば、想定条件が変わる可能性もあり、また、現実の災害時には、これらとは異なる被害状況となることもあり得るため、想定結果の数値のみを固定的に捉えないよう留意する必要がある。

１　津波をもたらす想定地震等の概要

津波をもたらす地震等の大きさは、鹿児島県地域防災計画策定上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に想定され、鹿児島県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方に基づき検討されたものである。

- 地域における過去最大級の地震と同レベル以上の地震（基本はＭ７又はＭ８）
- 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定
- 本県への影響及び地震等発生の可能性を考慮
  （本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
- 国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、再検討可能な想定
- 県内全市町村の直下にマグニチュード６クラスの地震を想定

以上の考え方に基づき設定された想定地震源等の概要は、次のとおりである。

番号	想定地震等の位置	気象庁マグニチュード(Mj)	モーメントマグニチュード(Mw)	震源断層上端の深度（km）	津波
1	鹿児島湾直下	７．１	６．６	３	○
2	県西部直下(市来断層帯近辺)	７．２	６．７	１	○
3	甑島列島東方沖（甑断層帯近辺）	７．５	６．９	１	○
4	県北西部直下(出水断層帯近辺)	７．０	６．５	３	―
5	熊本県南部(日奈久断層帯近辺)	７．３	６．８	３	○
6	県北部直下(人吉盆地南縁断層近辺)	７．１	６．６	２	―
7	南海トラフ（４連動） (東海・東南海・南海・日向灘)	―	地震：９．０ 津波：９．１	１０	○
8	種子島東方沖	―	８．２	１０	○
9	トカラ列島太平洋沖	―	８．２	１０	○
10	奄美群島太平洋沖（北部）	―	８．２	１０	○
11	奄美群島太平洋沖（南部）	―	８．２	１０	○
12	桜島北方沖(桜島の海底噴火)	―	―	―	○
13	桜島東方沖(桜島の海底噴火)	―	―	―	○

（注）気象庁マグニチュード（Mj）とモーメントマグニチュード（Mw）について

断層による内陸の地震（番号 1～6）は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュー（Mj）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。

プレート境界の海溝型の地震（番号 7～11）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。

２　想定地震等の最大震度及び想定される津波の概要

鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成 26 年 2 月)による本市に係る津波の想定結果は、次のとおりである。

番号	想定地震等の位置		想定地震の最大震度	垂水市		
				津波到達予定時刻（分）		最大津波高(m)（地殻変動考慮）（初期潮位 1.44 T.P.m を含む）
				津波の高さ +1ｍ	最大津波	
1	鹿児島湾直下		６強	―	３４	２．３５
2	県西部直下(市来断層帯近辺)		５弱	―	―	―
3	甑島列島東方沖(甑断層帯近辺)		4	―	―	―
4	県北西部直下(出水断層帯近辺)		4	―	―	―
5	熊本県南部(日奈久断層帯近辺)		4	―	―	―
6	県北部直下(人吉盆地南縁断層近辺)		4	―	―	―
7	南海トラフ（４連動）	（CASE　５） (四国沖～九州沖)	５強～６弱	１０１	３４１	３．２６
		（CASE　11） (室戸岬沖～日向灘)		１０２	３５５	３．２９
8	種子島東方沖		６弱	―	１４５	２．３４
9	トカラ列島太平洋沖		５弱	１５５	１５５	２．５１
10	奄美群島太平洋沖（北部）		3	―	１９９	１．９１
11	奄美群島太平洋沖（南部）		3	―	１８９	１．８２

12	桜島北方沖 （桜島の海底噴火Ａ）	牛根境	―	5	5	5．82
		二川	―	6	7	3．24
		牛根麓	―	7	15	2．79
		垂水港	―	―	19	1．84
13	桜島東方沖 （桜島の海底噴火Ｂ）	牛根境	―	2	2	9．40
		二川	―	2	2	7．64
		牛根麓	―	2	2	7．68
		垂水港	―	―	15	1．84

（注）津波の計算条件は以下のとおり。
- 計　算　時　間：津波が発生してから６時間
- 堤　防　条　件：堤防なし。
- 地殻変動条件：地盤の隆起・沈降量を考慮、ただし陸域の地盤が隆起する場合は防災上危険側を考える観点から隆起しないものとして評価
- 初期潮位条件：県内の検潮所（験潮所）において観測された 10 年間（2002 年１月～2011 年 12 月）の塑望平均満潮位（垂水市の初期潮位：1.44（東京湾平均海面（T.P）からの高さ）m）

３　液状化の危険度の想定

液状化とは、地震動により主に地下水を含む砂層で地盤が泥水のようになり、比重の重いものが沈んだり、逆に軽いものは浮き上がる現象である。また、液状化の危険度は、震源に近い軟弱な地盤が堆積する沖積低地で高くなるが、震源から離れたところでも、地盤の状況により高くなると予測される。鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成 26 年 2 月)による本市に係る想定震源別の液状化危険度想定結果は、次のとおりである。

番号	想定震源等の位置		垂水市液状化危険度想定の概要
1	鹿児島湾直下		①　海潟地区～浜平方面の海岸線近傍で液状化の可能性が大 ②　本城川河川沿いの一部で液状化の可能性が中 ③　二川地区～牛根境地区及び中央地区～新城地区の海岸線及び河川の近傍で液状化の可能性が中～小
2	県西部直下		な　し
3	甑島列島東方沖		
4	県北西部直下		
5	熊本県南部		
6	県北部直下		
7	南海トラフ （４連動）	基本ケース	①　二川、海潟、中央地区の一部で液状化の可能性大 ②　二川地区～牛根境地区及び中央地区～新城地区の海岸線及び河川の近傍で液状化の可能性が小
		東側ケース	①　北部～南部にかけての海岸線及び河川の近傍で液状化の可能性が小 ②　本城川河川沿いの一部に液状化の可能性が中 ③　二川地区～牛根境地区及び中央地区～新城地区の海岸線及び河川の近傍で液状化の可能性が小
		西側ケース	①　海潟地区～浜平方面の海岸線近傍で液状化の可能性が大 ②　本城川河川沿いの一部に液状化の可能性が中 ③　二川地区～牛根境地区及び中央地区～新城地区の海岸線及び河川の近傍で液状化の可能性が中～小
		陸側ケース	
8	種子島東方沖		
9	トカラ列島太平洋沖		な　し
10	奄美群島太平洋沖（北部）		
11	奄美群島太平洋沖（南部）		

4　斜面崩壊危険度の想定

斜面崩壊とは集中豪雨などによって斜面が不安定になり崩壊に至ることである。このうち、地下数m～10mですべり運動を伴い崩壊に至るものを「地すべり崩壊」又は「地すべり性崩壊」という。

斜面の安定性は、地下水の影響を受けるが、発生機構(メカニズム)については個性があり一概にはいえない。多くの場合、降雨や融雪等による亀裂の発達等の複数の要因が関連し合って発生すると考えられている。鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成 26 年 2 月)による本市に係る想定震源別の斜面崩壊危険度想定結果は、次のとおりである。

番号	想定震源等の位置		垂水市地震時危険度ランクの概要※
1	鹿児島湾直下		市内全般にわたり急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区における危険性が高い。
2	県西部直下		危険性は低い。
3	甑島列島東方沖		
4	県北西部直下		
5	熊本県南部		
6	県北部直下		
7	南海トラフ（４連動）	基本ケース	全般的に危険性は低いが、牛根麓（桜島口付近）付近で危険性がある。
		東側ケース	
		西側ケース	全般的に危険性はあるが、牛根麓（桜島口付近）付近で危険性が高い。
		陸側ケース	全般的に危険性は低いが、牛根麓（桜島口付近）付近で危険性がある。
8	種子島東方沖		全般的に危険性があり、特に二川、牛根麓(桜島口付近)、新城付近で危険性が高い。
9	トカラ列島太平洋沖		な し
10	奄美群島太平洋沖（北部）		
11	奄美群島太平洋沖（南部）		

※　危険度とは、県把握の斜面崩壊危険個所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）中、斜面諸元調査実施箇所対象とした地震時の相対的な危険度をいう。

5　被害の想定

鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成 26 年 2 月)による本市の最大被災ケースにおける被害想定は、次のとおりである。

○被害想定の前提条件
- 被害想定は、季節、時刻がことなり想定される被害が異なる３種類のシーンを設定。
- 風速は、各市町村の最寄りの観測所における平均風速と最大風速を設定。
- 避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高＋呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」の４パタンを設定

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼 12 時	・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕 18 時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞在者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ダッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支援による影響が大きい。

- 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
- 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

⑴　建物被害等

ア　全壊・焼失棟数(最大風速)

最大被災ケース		液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考)堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
鹿児島湾直下	冬・18 時	730	90	10	―	180	1,000	―

注:「―」は、わずかを示す。

イ　半壊棟数（最大風速）

最大被災ケース		液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考)堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
鹿児島湾直下	冬・18 時	2,200	1,000	30	―	10	3,200	―

注:「―」は、わずかを示す。

ウ　ブロック塀等倒壊軒数

最大被災ケース	塀軒数				倒壊軒数			
想定地震等	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	合計	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	合計
鹿児島湾直下	1,500	330	340	2,200	290	180	60	530

エ　自動販売機転倒台数、屋外落下物発生建物棟数

最大被災ケース	自動販売機台数	自動販売機転倒台数	屋外落下物が想定される建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数
想定地震等				
鹿児島湾直下	690	10	100	20

⑵　人的被害（最大風速、早期避難率低）

ア　死者数

最大被災ケース		建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀等の転倒、屋外落下物	合計	(参考)堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
桜島の海底噴火(桜島東方沖)	冬・深夜			520			520	

イ　負傷者数

最大被災ケース		建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀等の転倒、屋外落下物	合計	(参考)堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
桜島の海底噴火(桜島東方沖)	夏・12 時			180			180	

ウ　重傷者数

最大被災ケース		建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀等の転倒、屋外落下物	合計	(参考)堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
鹿児島湾直下	冬・深夜	90	―	0	―	―	90	―

注:「―」は、わずかを示す。

エ　要救助者

最大被災ケース		揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)数	津波被害に伴う要救助者・要捜索者数	
想定地震等	季節・時刻		要救助者数	要捜索者数
鹿児島湾直下	冬・深夜	10		
桜島の海底噴火(桜島東方沖)	冬・深夜		―	680

注:「―」は、わずかを示す。

⑶　上水道被害（断水人口及び断水率（%））

最大被災ケース		給水人口	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月	
想定地震等	季節・時刻		断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
鹿児島湾直下	冬・18 時	17,200	7,300	42	6,700	39	3,800	22	380	2

⑷　電力被害（停電軒数）

最大被災ケース		電灯軒数	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月	
想定地震等	季節・時刻		停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
鹿児島湾直下	冬・18 時	8,200	100	1	30	－	－	－	－	－

注：「－」は、わずかを示す。

⑸　通信（電話）被害

ア　固定電話不通回線数

最大被災ケース		回線数	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月	
想定地震等	季節・時刻		不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
鹿児島湾直下	冬・18 時	5,900	140	2	－	－	－	－	－	－

注：「－」は、わずかを示す。

イ　携帯電話不通ランク

最大被災ケース		被災直後		被災１日後		被災４日後		被災１週間後	
想定地震等	季節・時刻	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク
鹿児島湾直下	冬・18 時	3	－	－	－	－	－	－	－

注１：携帯電話不通ランク　A:非常につながりにくい、B:つながりにくい、C:ややつながりにくい
注２：回線が物理的に繋がっているかを評価しているため、輻輳の影響は考慮していない。
注３：「－」は、わずかを示す。

⑹　交通施設被害

ア　道路、鉄道施設被害（箇所）

最大被災ケース	道路		鉄道	
想定地震等	津波浸水域	津波浸水域外	津波浸水域	津波浸水域外
鹿児島湾直下	－	20		

注：「－」は、わずかを示す。

イ　港湾・漁港施設被害（箇所）

最大被災ケース	港湾・漁港			
想定地震等	岸壁		その他係留施設	
	岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
鹿児島湾直下	10	－	30	20

注：「－」は、わずかを示す。

ウ　被災防潮堤延長

最大被災ケース	防潮堤延長（m）	被災防潮堤延長（m）
想定地震等		
桜島の海底噴火（桜島東方沖）	4,700	830

⑺　生活支障の被害

ア　避難者数（最大風速）

最大被災ケース		被災１日後			被災１週間後			被災１ヶ月後		
想定地震等	季節・時刻	避難者			避難者			避難者		
			避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
鹿児島湾直下	冬・18時	1,400	850	570	2,300	1,200	1,200	1,700	520	1,200

イ　帰宅困難者

外出者（就業者・通学者）数	帰宅困難者数
5,700	670

ウ　物資需給量（最大風速）

最大被災ケース		被災１日後			被災１週間後			被災１ヶ月後		
想定地震等	季節・時刻	食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）	食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）	食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
鹿児島湾直下	冬・18時	3,100	20,000	1,700	4,200	11,500	2,300	1,900	1,100	1,000

⑻　災害廃棄物発生量（最大風速）

最大被災ケース		災害廃棄物（万トン）			災害廃棄物（万m^3）		
想定地震等	季節・時刻	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
鹿児島湾直下	冬・18時	10	－	10～10	－	－	10～10

注：「－」は、わずかを示す。

⑼　その他

ア　エレベータ閉じ込め者数

最大被災ケース		閉じ込めにつながるエレベータ停止建物棟数（棟）			閉じ込めにつながるエレベータ停止台数（台）			エレベータ閉じ込め者数（人）		
想定地震等	季節・時刻	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
鹿児島湾直下	冬・18時	0	－	－	－	－	－	0	－	－

注：「－」は、わずかを示す。

イ　孤立する可能性のある集落数

最大被災ケース	農業集落		漁業集落	
想定地震等	孤立する条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数	孤立する条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数
（空欄）	7	0	0	

注：被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

⑽　被害額

最大被災ケース		建物	資産	ライフライン				
想定地震等	季節・時刻			上水道	下水道	電力	通信（電話）	ガス
鹿児島湾直下	冬・18時	580	160	－	0	－	－	－

（億円）

交通				土地	災害廃棄物	合計
道路	鉄道	港湾・漁港	その他の公共土木施設	農地		
10	0	110	50	－	10	930

注１：「－」は、わずかを示す。
注２：被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第２節　地震災害防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、斜面災害、液状化等の被害を受け易く、地震時においても、土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、平成 13 年４月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を検討していく。

１　災害危険箇所の警戒避難体制の整備

市は、地震が発生した場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

特に、土砂災害警戒区域においては早期に警戒避難体制を整備する。

⑴　避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、人家等に被害を与えるおそれがある危険個所がある地区を避難対象地区に指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

⑵　避難計画の整備

市は、特に災害危険個所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成するものとする。

ア　災害危険箇所の概況の把握

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際の留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ　住民への情報伝達方法の整備

防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ　避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性を十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響のない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ　避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

オ　避難指示等の基準の設定

⑺　市は地震活動の状況等を十分把握するとともに、建物が倒壊する危険性のある場合、土砂災害等の発生が予想される場合、出火・延焼が予想される場合、有毒ガス事故が発生した場合など、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

⑴　市は強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を発令するなど、速やかに的確な避難指示等を発令するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑

な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を居住者等に可能な限り伝達するように努めるものとする。

(ｳ)　地震発生後は、土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし、土砂災害警戒区域・危険箇所等の情報をもとに鹿児島県河川砂防情報システムによる危険度レベル(レベル１、２、３、４)、気象庁ホームページのキキクル（危険度分布：土砂災害、浸水害、洪水)、気象庁の防災情報提供システム(鹿児島地方気象台提供：垂水市の防災情報)などを合わせて総合的に判断し、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して住民の避難行動が開始されるよう基準を定めることに努める。

⑶　住民の自主的避難の指導

市は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り住民に提供するよう努めるものとする。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づき組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう指導する。

２　災害危険箇所等の調査結果の周知

⑴　災害危険箇所の点検体制の確立

市は、防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

⑵　災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア　市は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ　市独自に、新たに把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

⑶　災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア　災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を地域防災計画に明示・位置付ける。

イ　災害危険箇所のほか、避難場所等を明記した防災マップの作成・掲示・配布

ウ　広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

３　宅地造成地の災害防止対策

⑴　「宅地造成等規制法」に基づき、県が実施する行政指導監督に協力し、宅地造成者又は施行者に万全の措置をとらせるものとする。

⑵　県及び市は、大規模な災害時の宅地被害を軽減するため、県民に対し日常点検の必要性など、宅地防災に関する意識向上のための啓発等に努める。

県内の大規模盛土造成地を有する２５市町（垂水市は除く。（H30 年））は、大規模盛土造成地の位置等を示した大規模盛土造成地マップを公表しており、当該地の優先度評価や安全性把握調査の実施に努める。また、市町村は、液状化ハザードマップの作製及び公表に努める。

第３節　農業災害の防止対策

１　農地防災・保全施設の整備

本市はシラス等の特殊土壌が広く分布し、地震が発生した場合には、農地の隆起・陥没や斜面崩壊等の災害が多発し、農地、農業用施設、農作物、人家等に被害が及ぶおそれがある。 これらの被害を防止、軽減するために、排水路、ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い農村地域の災害発生防止に努める。

特に被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、県と連携を図りながら、関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

２　被害想定区域や避難場所等を地図化したハザードマップの整備

防災重点農業用ため池等の農業水利施設については、万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第４節　防災構造化の推進

市は、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な環境の整備を推進する。

また、擁壁・ブロック塀等の工作物については、設計時に地震時の安全性を考慮しているか、落下や倒壊の危険はないか、十分に点検し、必要な補強・補修、防止措置を講ずる。

１　防災的土地利用の推進

市は、新規開発等の事業に際して、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

⑴　宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第３条により指定された宅造工事規制区域内で行う宅造工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

⑵　建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第 39 条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

⑶　危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

２　建築物の不燃化の推進

⑴　不燃化の推進

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、耐火建築物等の建築を促進し不燃化の促進を図る。

⑵　消火活動困難地域の解消

市は、消火活動困難地域の解消に努める。

⑶　延焼遮断帯等の整備

市は、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

⑷　消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

⑸　その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

3　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

⑴　擁壁の安全化

市は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安全性を考慮しているが、橋梁定期点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

⑵　ブロック塀等の安全化

市は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

⑶　窓ガラス等落下物の安全化

市は、これまでに実施している定期報告制度や年２回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

4　防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

5　防災行動計画

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

6　液状化災害の防止対策

⑴　法令の遵守

市は、建築基準法に基づく建築物の液状化対策を考慮し、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、 耐震基準等に関する法令自体の遵守を対策の第一の重点とする。

⑵　農地災害の防止対策

地震時の農地等の災害は、斜面崩壊、周辺河川やため池の決壊等による二次災害として現れる。市は、今後、地震に伴う土砂崩壊防止・湛水から農地、農業用施設等を防護するため、地震対策上不可欠な農道、農業集落道及び農業用排水施設等について、緊急的な利用も考慮した農業用施設の整備を検討していく。

第５節　建築物災害の防止対策の推進

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）に定める「県建築物耐震改善促進計画」（平成 19 年７月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

1　公共施設及び防災基幹施設の耐震化

市の庁舎、消防の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。このため、市は、これらの防災基幹施設や公共施設等の災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮して耐震化の推進に努める。

２　一般建築物の耐震化の住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

⑴　耐震化の必要性の啓発

既存建物については、広報誌等を活用し耐震化の必要性を啓発する。

⑵　専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、耐震化の向上に向けた知識の普及啓発を実施する。

⑶　住民に対する啓発内容

ア　建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律について

イ　がけ地近接危険住宅の移転等

ウ　コンクリートブロック造りの塀等の安全対策

第６節　施設等の災害防止対策の推進

上下水道、電力、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救急等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、施設の災害防止対策を推進する。

１　上水道施設の災害防止

⑴　地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、各水道事業者は災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策により地震災害に強い上水道施設の整備を推進する。

ア　水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化

イ　老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進

ウ　浄水場等の耐震化・停電対策の推進

エ　広域的なバックアップ体制の推進

オ　飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

⑵　復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

２　下水道施設の災害防止

⑴　地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道事業者は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

ア　耐震性の劣る配管から鋳鉄管等への敷設替えの推進

イ　老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進

ウ　広域的なバックアップ体制の推進

エ　処理場等の耐震化・停電対策の推進

⑵　集中監視システムの活用

下水道事業管理者における浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

３　その他のライフライン施設の災害防止

市は、電気・通信等事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、災害防止対策の推進に努める。

４　道路・橋りょうの災害防止

⑴　道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、各道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

ア　所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため、所管道路については、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

イ　所管道路の橋りょうにおける耐震対策工事

所管道路における橋りょうの機能を確保するため、各管理者においては、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な橋りょうについて、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

ウ　トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

⑵　緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間(又は、防災拠点へのアクセス道路)について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

⑶　道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、地震に伴い道路上に散乱した事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第７節　災害危険物等事前措置計画

本計画は、地震災害が発生するおそれがあるとき、災害危険物等に対する管理者(占有者及び所有者を含む。以下同じ。)の保管措置について確認し、又は指示し、災害発生を防止しようとするものである。

１　実施責任者

災害危険物等の保管措置に関する指示等については市長が行う。(災害対策基本法第 59 条)担当は、土木対策部と消防対策部が協力して行う。

２　管理責任者

災害危険物等の管理者は、災害警報等が発令されたとき、管理する危険な設備又は物件等の保安

措置について再確認し、保安について更に万全の措置を講ずるものとする。

３　市長の指示等

⑴　保安措置の確認

災害危険物等による災害が発生するおそれがあるときは、特に必要と認める災害危険物等の保安措置について確認するものとする。

⑵　保安措置の指示

⑴ 項により災害危険物の保安措置が十分でないと認めるときは、管理者に対し保安措置を十分とるよう指示するものとする。この場合、特に必要があると認めるときは、鹿屋警察署長及び鹿児島海上保安部長に対し保安措置に関する指示を行うよう要請するものとする。

⑶　指示等の方法

指示は、各指示者がその組織内で編成する巡視要員等により行うのものとする。

⑷　指示等の期間

指示等は、災害警報発令により必要な時間行うものとする。

⑸　指示等の内容

指示等は危険物等による災害の防止に必要と認められる補修、補強、移転 、除去、使用の停止処理、整理、移動、撤去等の措置について行うものとする。

（注）　災害危険物の種類は、次のとおりである。

がけくずれのおそれのある土地、風害をおこすおそれのある広告物、煙突類、農業用ため池、電気関係施設、火薬類、石油、高圧ガスおよび放射性物資等。

第８節　地震防災研究の推進

市及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

１　地域危険度の調査研究

市は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、防災マップ等の作成に努める。

２　シラス防災対策についての調査研究

特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

３　重要防災基幹施設等の防災性能についての調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性等について県の協力を得て調査研究に努める。

【迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】

地震災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。ここでは、このような震災応急活動体制への事前の備えについて定める。

第９節　防災組織の整備

大地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整

備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による防災力向上を図る。

１　応急活動実施体制の整備

⑴　職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

このため、実情に応じ専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話などの参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。なお、市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、以下の対策を推進する。

⑵　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、平常時から特に次の点について習熟する。

ア　動員配備・参集方法

イ　本部の設営方法

ウ　防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

２　平常時の連絡調整体制の整備

⑴　情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

⑵　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

ア　市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

イ　市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常無線通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

３　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。 このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

⑴　連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

⑵　自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

４　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

⑴　市及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

⑵　特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

５　「大隅地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」

大隅地域の県管理河川で発生しうる大規模な浸水害に備え、鹿児島県、気象庁、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するため設立された。

⑴　位置付け

水防法第 15 条の 10 の規定に基づき「大隅地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）として組織され、都道府県大規模氾濫減災協議会に位置付けられる。

⑵　目　的

「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、市町村等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、かつ計画的に推進することにより、大隅地域の県管理河川流域において、洪水氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

⑶　構　成

垂水市、鹿屋市、曽於市、志布志市、大崎町、錦江町、南大隅町、肝付町、鹿児島県、大隅地域振興局、国交省大隅河川国道事務所、鹿児島地方気象台

⑷　対象河川

本城川、雄川、その他大隅地域の県管理河川流域における一級河川大淀川及び二級河川を対象とする。

⑸　取組、実施事項

ア　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

イ　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び大隅地域の県管理河川流域の水害に強い地域づくりを実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

ウ　毎年、開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

エ　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第 10 節　通信・広報体制（機器等）整備

大地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市は災害に強い複数の通信回線の確

保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＩｏＴ、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

１　通信施設及び機器の整備

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）設備の保守整備に努める。

また、既存の防災行政無線の後継機器として、コミュニティＦＭ放送の整備を推進する。

２　通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

⑴　通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

⑵　通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

３　関係機関の通信手段の活用

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

４　広報体制の整備

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）を通じて市民に提供するため、緊急情報提供システム、Ｌアラート(災害情報共有システム)を効果的に活用する。

また、インターネット（県庁ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Ｗｅｂ）やＬアラート(災害情報共有システム)、緊急速報(エリアメール等)、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。。

第11節　消防体制の整備

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との救助･救急体制を含めた協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。また、地震による大規模な複合災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

第 12 節　避難体制の整備

地震災害時には、数多くの地域で多くの住民が避難する事態が予想される。

このため、災害時における市長等の避難指示権者が行う避難指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

1　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

⑴　指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。なお、避難路についても浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

⑵　指定避難所等

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等(県立学校については県教育委員会)の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2　指定避難所の整備

⑴　市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、冷暖房、照明等の整備に努めるものとする。市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

⑵　指定避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

⑶　指定避難所における救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者にも配慮した避難実施に必要な施設・設備についても整備に努め、被災者による被災情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備に努める。

⑷　指定避難所において停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

３　避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これらの物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

４　避難体制の整備

⑴　災害危険箇所の警戒体制の確立

市は地震情報、地震動特別警報、地震動警報及び地震動予報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

⑵　土砂災害警戒区域内の避難体制の確立

市は土砂災害防止法第８条に基づき、各警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

⑶　避難指示等・誘導体制の整備

ア　基本方針

市長は地震の発生に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、地震災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

イ　市長が行う避難指示等は、「避難指示等に関するガイドライン」を踏まえて行う。

ウ　市長以外の避難指示権者は関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ避難指示等を行う。

エ　市長は関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

オ　避難指示等の基準の策定

㈠　市長は、災害の種類、地域、その他により異なるが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

㈡　国及び県は、市に対し避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

㈢　県は、市に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行うものとする。

カ　避難指示等の実施要領

⑺　市長以外の避難指示権者が避難指示等を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、市長に通知する。

⑴　市長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難指示等を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事(県危機管理防災課及び大隅地方振興局)へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

⑷　避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員を配置し、車両による移送などの方法を講じておく。

⑸　自主避難体制の整備

ア　市は、各種災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。

イ　自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

ウ　住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、市や防災関係機関に連絡するものとする。

※　指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い、市町村が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、市町村の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市町村は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について要すれば検討を行うものとする。

⑹　広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

⑺　避難指示等の伝達方法の周知

ア　避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

⑺　関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

⑴　サイレン、鐘による伝達

⑼　防災行政無線による伝達

㈥　広報車等の呼かけによる伝達

㈦　報道機関を通じて行うテレビ、ラジオ(コミュニティＦＭ放送を含む。)、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、地上デジタル放送、有線放送、電話等の利用による伝達

イ　伝達方法の周知

市長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

ウ　浸水想定区域における洪水予報等の伝達

市は浸水想定区域内の一定の地下街等及び要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

エ　伝達方法の工夫

市は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

5　要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府:25.8)や「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県:26.2)を参考に作成した「垂水市避難行動要支援者避難支援等プラン」（27.10.29)に基づき、次の点に留意し地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

⑴　避難指示等の伝達体制の確立

市は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

⑵　地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

⑶　要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

6　避難訓練

市は、自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、各種災害を想定した避難訓練を実施する。

7　各種施設における避難体制の整備

⑴　学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

市長及び教育長は、市内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、整備しておく。

ア　集団避難計画の作成

⑺　教育長は、市内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

⑴　児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

⑼　災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

イ　避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

ウ　避難誘導体制の強化

⑺　避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるようにあらかじめ連絡網を整備しておく。

⑴学校長等は、おおむね次の事項について計画し集団避難が安全迅速に行われるようにする。

ａ　災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

ｂ　避難所の指定

ｃ　避難順位及び避難所までの誘導責任者

ｄ　児童生徒等の携行品

ｅ　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

⑵　社会福祉施設や病院等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」（寝たきりの高齢者や障害者、重症患者、妊産婦、新生児、乳幼児等）が多く自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている。

（水防法第 15 条の３、土砂災害防止法第８条の２）

ア　避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努めるものとする。

イ　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ　設備の整備・物資の確保

社会福祉施設や病院等の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

エ　防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

⑶　不特定多数の者が出入りする施設における避難体制等の整備

ア　防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

イ　組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

ウ　緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

エ　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

８　避難所の開設、収容体制の整備

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

⑴　避難所の開設・収容体制

ア　避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた市長が行う。市長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

イ　福祉避難所等の確保

市は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力を得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

ウ　適切な避難所収容体制の構築

市は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Ｗｅｂや市独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。また、市は指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

⑵　避難所の運営体制の整備

市は、避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成 29 年９月、鹿児島県）、「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和３年８月改定）及び「避難所における感染症対策マニュアル（新型コロナウィルス感染症拡大防止を踏まえた避難所運営）」（令和２年６月１日：垂水市）に基づき、避難所の管理運営体制の整備に努める。

市はマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

⑶　避難所の生活環境改善システムの整備

市は関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

⑷　避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第 13 節　複合災害体制の整備

市及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

また、市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第 14 節　救助・救急体制の整備

地震時には、建物倒壊、火災、地すべり等の被害の可能性が危惧され、 多数の救助救急事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

１　救助・救急体制の整備

地震災害時には多数の建物被害が発生し、数十から数百の要救出現場や多数の重軽傷者が予想されるので、市は救助・救急体制の整備に努める。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

⑴　市（常備消防を含む）の救助・救急体制の整備

ア　常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ　市は予想される災害、特に建物倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に　検討する。

ウ　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ　傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ　地震・津波災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

⑵　救助の実施体制の構築

市は県と災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

２　救助用装備・資機材等の整備

⑴　水防関係

ア　水防資材、器材の備蓄場所と数量は、水防計画による。

イ　実施予定時期

毎年４月中に行う。

ウ　実施要領

各倉庫に資材、器材受払簿を点検し、不用若しくは使用に耐えないものがあるときは、返納の手続きをとり、また不足するときは水防計画に基づいて補充する。

⑵　消防関係

消防計画により実施する。

【住民の防災活動の促進】

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、市は県と連携して、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組により、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体と

しての防災意識の向上を図るものとする。

1　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

2　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

3　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

4　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第 15 節　防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。市民は自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から地震に備えるとともに、地震に関する防災訓練や各種防災知識の普及・啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働するものとする。

また、市民は被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市及び県と連携・協働し、市民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。このため、市及び関係機関は、自主防災思想の普及・徹底を図るものとする。

さらに、市は、大規模な地震災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努め、また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第 16 節　防災知識の普及・啓発

地震災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、地震に係る災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、地震防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、地震災害に関する防災教育を実施する。

また、市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、市民への避難場所、避難所及び避難経路等の事前確認の重要性、地震情報等の積極的入手の重要性について周知に努める。

なお、防災知識の普及・啓発の推進に当たっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。

1　市民への防災広報等による防災知識の普及・啓発

⑴　普及の方法

防災知識の普及は、防災週間や防災関連行事等において、次の媒体を利用して行うほか、労働安全・交通安全等災害対策安全運動の一環として各対策実施機関の対策内容に応じた災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高めるとともに、防災知識の普及を図るものとする。なお、普及

に際しては、要配慮者の地域における支援体制の整備や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行うものとする。

ア　広報誌（市報たるみず）、その他印刷物の発行
イ　防災行政無線
ウ　広報車の巡回
エ　地区別講習会の開催
オ　県防災研修センター
カ　市ホームページ
キ　その他（新聞、ラジオ、テレビ）

⑵　実施内容

ア　住民等の責務

⑺　市民及び事業者

a　自ら災害に備えるための手段を講じること
b　自発的に防災活動に参加すること

⑴　自主防災組織
⑵　自らの組織を活用して、地域における防災対策を行うこと
⑶　自発的に防災活動に参加するとともに、市及び防災関係機関と連携、協働すること

イ　地域防災計画の概要

ウ　災害予防措置

⑺　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

⑴　家庭での予防・安全対策

a　災害に備えた「最低３日、推奨１週間」の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
b　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
c　負傷防止や避難路確保の観点からの家具等の転倒防止対策
d　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

⑼　出火防止、初期消火等の心得
⑶　家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動
⑷　緊急避難場所や避難所での行動
⑸　災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
⑹　災害危険箇所の周知
⑺　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
⑻　負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
⑼　船舶等の避難措置
⑽　農作物の災害予防事前措置
⑾　その他

エ　災害応急措置

⑺　災害対策の組織、編成、分掌事務
⑴　災害調査及び報告の要領、連絡方法
⑵　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
⑶　災害時の心得

a　災害情報の聴取並びに聴取方法
b　停電時の照明

c　非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
d　屋根・雨戸等の補強
e　排水溝の整備
f　初期消火、出火防止の徹底
g　避難の方法、避難路、避難場所の確認
h　高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

㈦　その他

オ　災害復旧措置

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

カ　被災地支援

キ　その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

⑶ 普及の時期

普及内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

２　学校教育・社会教育等における防災知識の普及・啓発

幼稚園、保育園、小・中・義務教育学校、高等学校における学校教育等は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜、訓練や講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫してつつ実施する。また、市は、各学校等において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災センター（防災出前講座を含む。）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。いずれの場合も、地震・津波に関する基礎的知識、防災情報（特に緊急地震速報や津波警報等）、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特性や過去の地震・津波の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

３　旅行者等への防災知識の普及

市は、観光関係の事業者等を通じて、垂水市を訪れる旅行者等に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、ビジターセンター、大規模災害の遺構であるジオパーク等を通じて、大規模災害履歴についての知識の普及を図るとともに、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

４　災害教訓の伝承

市は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第 17 節　防災訓練の効果的実施

地震災害に対して各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合

的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

１　防災訓練の目標・内容の設定

⑴　防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、市、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

⑵　訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

ア　動員訓練、非常参集訓練
イ　通信連絡訓練
ウ　水防訓練
エ　避難訓練
オ　医療・救護訓練
カ　給水・給食（炊飯）訓練
キ　輸送訓練
ク　消防訓練
ケ　広域応援協定に基づく合同訓練
コ　流出油災害対策訓練
サ　その他必要な訓練

２　訓練の企画・準備

⑴　訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。例えば、水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件(異常乾燥、強風等)等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

⑵　訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討して行う。

⑶　訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、鹿屋警察署垂水幹部派出所に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し、協力を得る。

３　訓練の方法

市は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等による被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市消防、自衛隊等の防災関係機関と協力する。また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常無線通信協議会、民間企業、ＮＰＯ法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に

十分配慮するなどして実践的な訓練になるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

⑴　市等が行う訓練

市は、市域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

ア　訓練内容

㈠　消防訓練
㈡　通信訓練
㈢　水防訓練
㈣　避難訓練
㈤　救出訓練
㈥　救助訓練
㈦　炊き出し訓練

イ　非常通信訓練

市は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

ウ　避難訓練

㈠　市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を毎年１回以上実施する。
㈡　市教育委員会及び市内小・中・義務教育学校は、それぞれ定める避難計画に基づき、各学校の避難訓練を毎年１回以上実施する。
㈢　市長は社会福祉施設、宿泊施設、公民館等多数の人が集合居住する施設の管理者に対し避難計画の作成、訓練実施について指導を行う。施設の管理者は、避難計画に基づき適宜、避難訓練を実施する。

エ　急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

オ　水防訓練

㈠　時期

毎年雨期前に行う。

㈡　場所

河畔又は海岸

㈢　参加者

消防署職員、消防団員、土木対策部職員、その他関係者

㈣　訓練内容

水防計画により実施する。

カ　消防訓練

消防計画により実施する。

⑵　その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

⑶　事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、市、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、毎年１回以上の避難訓練（図上訓練を含む）を実施するように努める。

⑷　広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、

協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

４　訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第 18 節　自主防災組織の育成強化

地震災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく、地区の住民や事業所・企業・団体等の自主的な防災組織が必要である。このため、市は地震災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地区住民、事業所・企業・団体等による自主防災組織の育成強化を図る。

１　自主防災組織の組織化の促進

⑴　自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

ア　土石流、地すべり、急傾斜地崩壊危険箇所等災害が見込まれる地区
イ　土砂災害警戒区域等のある区域
ウ　河川氾濫の災害が見込まれる地区
エ　津波危険のある地区
オ　家屋密集等消防活動困難地区
カ　高齢化の進んでいる過疎地区
キ　その他危険地区

⑵　自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることにかんがみ、次の事項に留意する。

ア　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
イ　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

⑶　自主防災組織の組織づくり

振興会等の既存の組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

ア　振興会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
イ　振興会の自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
ウ　企業・団体等の既存の防火計画を発展させて防災力の強化を図り、防火管理者等をリーダーとして、組織として位置付ける。

２　自主防災組織の活動の推進

⑴　自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び活動計画を定める。

⑵　自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画に基づき、平常時の活動においても、災害発生

時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア　平常時の活動

(ｱ)　防災に関する知識の普及

(ｲ)　防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施

(ｳ)　情報の収集伝達体制の確立

(ｴ)　火気使用設備器具等の点検

(ｵ)　防災用資機材の備蓄及び点検等

(ｶ)　斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ　災害発生時の活動

(ｱ)　地域内の被害状況等の情報収集

(ｲ)　住民に対する避難指示等の伝達、確認

(ｳ)　避難誘導

(ｴ)　救出・救護の実施及び協力

(ｵ)　出火防止及び初期消火

(ｶ)　炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第 19 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第 20 節　防災ボランティアの育成強化

大規模な地震災害時においては、個人のほか、専門分野の防災ボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時における防災ボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広い防災ボランティアの育成強化のための対策を推進する。

１ 防災ボランティアとの連携体制の整備

市は、平常時から、地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

⑴　防災ボランティア活動参加啓発及び知識の普及

市は、平常時から、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

⑵　防災ボランティアの登録、把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努め

るとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

⑶　大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

３　ボランティアの種類と活動内容

市がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。また、ボランティア活動のすべてを市において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

⑴　一般労力提供型ボランティア

ア　炊き出し、物資の仕分・配給への協力
イ　避難所の運営への協力
ウ　安否情報、生活情報の収集・伝達
エ　清掃等の衛生管理

⑵　専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

ア　災害支援ボランティア講習修了者
イ　アマチュア無線技士
ウ　医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
エ　建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
オ　船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
カ　通訳（外国語、手話）

第 21 節　防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動や訓練を行うよう促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意工夫をしていく。また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第 22 節　事業所等の自主防災体制の強化

１　事業所・企業・団体等における自主防災組織等の設置

⑴　自主防災組織等の設置の指導

大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油ガス等の危険物を保有する場所等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自主防災組織等を設置するよう指導する。

⑵　自主防災組織等の設置対象施設

ア　大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う貯蔵所及び取扱所
ウ　多数の従業員がいる事業所等で、自主防災組織等を設置し、災害防止に当たることが効果的

である施設

⑶　自主防災組織等の設置要領

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第８条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所・企業・団体等相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

２　自主防災組織等の活動の推進

⑴　自主防災組織等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

⑵　自主防災組織等の活動の推進

ア　平常時

(ｱ)　防災訓練

(ｲ)　施設及び整備等の点検整備

(ｳ)　従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

(ｱ)　情報の収集伝達

(ｲ)　出火防止及び初期消火

(ｳ)　避難誘導・救出救護

第 23 節　要配慮者の安全確保

１　要配慮者の把握

市は、市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。特に、避難に当たって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

２　避難行動要支援者対策

⑴　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市は、地域防災計画に基づき、総務課と福祉課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

⑵　個別避難計画の作成

市は、地域防災計画に基づき、総務課と福祉課との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

⑶　避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

ア　市は、地域防災計画において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ　市は、地域防災計画に定めるところにより消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

ウ　市は、地域防災計画に定めるところにより消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

　また、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

オ　市は地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3　緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

4　防災設備・物資・資機材等の整備

⑴　市は、災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

⑵　社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

　また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

5　在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害にできるだけあわないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のた

めの地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市は、地域包括ケアの拠点としての地域包括支援センターをはじめとして、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6　外国人対策

⑴　外国人への情報提供

外国人に対しては、外国人登録の際などに居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

⑵　相談窓口の開設

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行うよう努めるものとする。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。【公益社団法人 鹿児島県国際交流協会：鹿児島市山下町 14-50 電話:099-221-6620 FAX:099-221-6643】

7　観光客・旅行者対策

観光・宿泊施設等の事業者は、施設利用者の安全確保と避難体制の整備を図る。

第 24 節　業務（事業）継続計画の策定等

1　市の業務継続計画の策定

大規模な災害が発生した場合、災害発生直後から人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に極めて大きな制約を受ける可能性が高い。そうした状況下において、市としては、災害復旧・復興対策等の応急業務を迅速に実施するとともに、市民の生活を支えるための継続性の高い通常業務も併せて実施する必要がある。

このため、平常時に大規模災害の発生を想定し、その際の応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定し、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても適切な業務執行を行うことができるよう全庁的業務継続計画（ＢＣＰ）及びマニュアルの策定に努めるとともに、策定した計画については、必要に応じて継続的に見直し改善を図る。

2　企業防災の促進

⑴　企業による防災活動の推進

大規模な地震災害が発生した場合、企業においても業務を継続するための必要な資源に極めて大きな制約を受ける可能性が高いことは言うまでもない。そうした状況下において、企業がそれぞれの関係分野で市の災害復旧・復興対策等の応急業務を積極的に支援することが、地域の早期の災害復旧・復興を図るためには極めて重要である。

このため、地元企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、 事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン

の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、余震や建物の倒壊、火災等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

⑵　市の支援

国（内閣府、経済産業省等）、県、市及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員にいたる職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市は国（内閣府、経済産業省等）及び県と連携して、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第２章　災害応急対策

【活動体制の確立】

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第１節　応急活動体制の確立

地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

1　状況等に応じた活動体制の確立

市は市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。このため、市長は、自らを本部長として、市に「災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

また、災害対策本部が設置される前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で必要があると認めるときは、「災害警戒本部」を設置し、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など小規模な災害の発生に対処する体制をとる。なお、設置の時期及び活動内容は次を基準とする。

種　別	配備時期	活動内容
情報等収集体制	○震度３の地震が発生した場合 ○市域内に津波注意報が発令されたとき ○その他市長が特に必要と認めた場合	1　総務課安心安全係が、関係機関との連携により、各種情報の収集・配布を行う。 2　事態の推移に伴い速やかに上位体制に移行しうる体制とする。
災害警戒本部	○震度４の地震が発生した場合 ○市域内に津波警報が発令されたとき ○その他市長が特に必要と認めた場合	1　各警戒部がそれぞれ所掌する事務分担に応じて､突発的災害等に対し応急措置をとり､救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2　事態の推移に伴い速やかに上位体制に移行しうる体制とする。
災害対策本部	○震度５弱以上の地震が発生した場合 ○市域内に大津波警報が発令されたとき ○その他市長が特に必要と認めた場合	各対策部が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。

2　活動体制

⑴　情報等収集体制

この体制は、気象情報その他の条件から状況の推移によっては、災害の発生が予測される場合に、災害警戒本部又は災害対策本部の迅速かつ適切な設置を図るため、気象情報等及び災害情報の収集伝達活動を行うため、防災担当職員等による情報等収集体制を確立する。

気象情報等収集体制の設置場所は、総務課長の指定する場所とする。

⑵　災害警戒本部の体制

ア　小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立

を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置する。

イ　災害警戒本部の組織

(ｱ)　本部長(市長)

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(ｲ)　副本部長(副市長)

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ｳ)　本部に各対策部及び部長を、各部に班及び班長を置く。

(ｴ)　本部会議は本部長、副本部長、各対策部長で構成する。

(ｵ)　各対策本部に対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

(ｶ)　その他の事項に関しては、「垂水市災害警戒本部規程」による。

ウ　災害警戒本部の廃止基準

災害警戒本部は、次の基準に該当する場合は廃止する。

(ｱ)　災害対策本部が設置された場合

(ｲ)　当該災害に対する応急対策等の措置が終了した場合

(ｳ)　災害が発生するおそれがなくなった場合

(ｴ)　市長が適当と認めた場合

⑶　災害対策本部の体制

災害対策本部の組織、編成、所掌事務及び災害対策要員の動員は、「垂水市災害対策本部規程」の定めるところによる。

ア　災害対策本部の組織

(ｱ)　本部長(市長)

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(ｲ)　副本部長(副市長)

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ｳ)　本部に各対策部及び部長を、各部に班及び班長を置く。

(ｴ)　本部会議は本部長、副本部長、各対策部長で構成する。

(ｵ)　各対策本部に対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

(ｶ)　その他の事項に関しては、「垂水市災害対策本部規程」による。

イ　設置場所

市役所庁舎(庁舎被災の場合は垂水市市民館に設置、垂水市市民館が被災の場合は、その都度、市長が災害対策本部設置場所を指示する。)

ウ　災害対策本部の廃止基準

本部長は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったと認めるときは、本部を廃止する。

エ　本部を設置又は廃止したときは防災関係機関、住民に対し次により通知、公表するものとする。

<table>
<tr><th>通知・公表先</th><th>担当対策班</th><th>通知又は公表の方法</th></tr>
<tr><td>市各対策部長</td><td rowspan="3">総務対策部本部連絡班</td><td rowspan="3">電話その他迅速な方法</td></tr>
<tr><td>県（危機管理防災課
及び大隅地域振興局）</td></tr>
<tr><td>鹿屋警察署
垂水幹部派出所</td></tr>
<tr><td>放送機関</td><td rowspan="2">企画広報部広報班</td></tr>
<tr><td>住民</td><td>防災行政無線、有線放送、広報車その他迅速な方法</td></tr>
<tr><td>その他必要と認める機関</td><td>総務対策部本部連絡班</td><td>電話その他迅速な方法</td></tr>
</table>

⑷　現地災害対策本部の設置及び廃止

本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置することができるものとする。現地対策本部は、「垂水市現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにする。

ア　本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めたときは、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

イ　本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を県・関係機関・住民に通知・公表するものとする。

ウ　現地本部に現地対策本部長(以下「現地本部長」という。)、現地災害対策本部員及び現地災害本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

エ　現地本部長は、災害対策本部と緊密な連絡をとりながら、本部長が指示した事務を行い、現地本部の事務を掌握する。なお、現地本部長は、事態の推移等により本部長が指示した事務以外の事務を行う必要があると認められるときは、あらかじめ本部長の指示を受けるものとする。

ただし、緊急を要し、本部長の指示を受けるいとまがないときは、自らの判断で必要な事務を行うものとする。この場合、速やかに本部長に報告するものとする。

オ　本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるときは、現地本部を廃止する。

３　垂水市災害対策本部と防災関係機関との協力系統

垂水市災害対策本部　代 32-1111
直 32-1097

構成	市長部局 (監査、選管、議会、農委を含む)　32-1111 32-1097 新城支所　35-2001 牛根支所　36-2001 消防本部　32-1019 教育委員会　32-7211 32-0224

県 (県警察を含む)	鹿児島県災害対策本部　代　099-286-2111 直　099-286-2256 夜間　099-286-2256
	大隅地域振興局(大隅地域振興局本庁舎) 代　52-2083
	知事部局　代　099-286-2111 教育長　代　099-286-2111 鹿児島県警察本部　代　099-206-0110 鹿屋警察署垂水幹部派出所　32-0110
自衛隊	自衛隊鹿児島地方協力本部　099-253-8920 陸上自衛隊第 12 普通科連隊　0995-46-0350 海上自衛隊第１航空群　43-3111
指定地方行政機関	鹿児島地方気象台　099-250-9913 鹿児島海上保安部　099-222-6681 国土交通省　九州地方整備局 大隅河川国道事務所　65-2541 垂水国道維持出張所　32-4751 農林水産省　九州農政局 鹿屋駐在所　43-3222
指定公共機関及び指定地方公共機関	NTT 西日本鹿児島支店　「0120-444-113」又は「113」 九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所　0120-986-806 鹿児島交通株式会社　鹿屋営業所　0994-65-2258 いわさきコーポレーション株式会社 鴨池・垂水フェリー　垂水営業所　32-0001
公共団体	垂水漁業協同組合　32-1165 牛根漁業協同組合　32-1389 垂水市土地改良区　32-1111

4　地震対策

震度５弱以上の強い地震を感じた場合は、次の自衛措置をとる。

⑴　情報連絡要員(垂水市災害対策本部規程の各対策部班長)は情報等の収集を行う。

⑵　非常参集要員は直ちに市役所に参集し、被害状況等の情報を収集するとともに、必要な措置をとる。

非　常　参　集　要　員			
総 務 課 長	企 画 政 策 課 長	財 政 課 長	税 務 課 長
生活環境課長	土　木　課　長	福 祉 課 長	保 健 課 長
農 林 課 長	水産商工観光課長	水 道 課 長	教育総務課長
総 務 課 職 員	余　白		

⑶　市長は警戒本部を設置し、情報の収集に努めるとともに被害が甚大で必要と認められる場合は災害対策本部を設置する。

⑷　市役所職員は、電話の不通等により地震情報の伝達ができない場合、テレビ放送等の情報を踏まえ、必要があると認められる場合は自発的に市役所に参集し、地域防災計画の所要の措置を講じる。

5　津波対策

近地地震が日向灘や鹿児島県の近海で発生した場合、津波予報が発表される以前に津波の第一波が沿岸に到着することがある。このため、震度４以上の強い地震を感じた場合は、次の自衛措置をとる。

⑴　津波予報中枢から何等かの通報が届くまで、少なくとも３０分間は海面状態の監視を続けて津波の不意の襲来に備えるなど万全の対策をとる。

⑵　このような場合には、津波予報の発表をできるだけ早期に知るため地震発震後１時間以上その他のラジオ、テレビの視聴による情報収集に努める。

なお、停電の場合及び避難先での情報入手には携帯ラジオ等を利用する。

6　組織の確立

地震、津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。このため、特に、市長は、避難措置実施の第一次責任者として適切な避難措置を講ずる。

なお、地震発生時に市長と連絡がとれない場合の職務権限順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	職　名
1	副　市　長
2	総 務 課 長
3	企画政策課長

大地震により災害が発生したときは、第２編第２章第１節「応急活動体制の確立」の定めるところにより、直ちに垂水市災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を実施する。なお、対策本部を設置する市役所庁舎が被災した場合は、垂水市市民館に設置することとし、垂水市市民館も被災して使用できない場合は、その都度、市長が災害対策本部設置場所を指示する。また、消防本部、支所等の防災拠点施設が機能喪失・低下した場合を想定した検討を推進することとする。

⑴　現地対策本部

大地震により被害が発生し、本部長が災害対策上特に必要と認めるときは 、現地対策本部を設置するものとする。

⑵　執務時間外における市職員の緊急動員

関係職員は、大地震により災害が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し配備体制につくものとする。

第２節　災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。このため、災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みであるときは、市長は速やかに知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

１　災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

（災害救助法第１３条、鹿児島県災害救助法施行細則）

２　災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる次に掲げる適用基準に該当する市において、現に救助を必要とする者に対して行う。

⑴　災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

⑵　次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき

ア　市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表の基準１号以上であること。

イ　県内において 1,500 世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準２号以上であること。

ウ　県内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ　市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（３号後段基準）

(ｱ)　当該災害が隔絶した地域発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

(ｲ)　被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

３　被災世帯の算定基準

⑴　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

⑵　世帯及び住家の単位

世帯：生計を一にしている実際の生活単位

住家：現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

⑶　住家の滅失等の認定

ア　住家が全壊・全焼、流失したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

イ　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

ウ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

⑴及び⑵に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

（垂水市の災害救助法適用基準）

人　口（住民基本台帳に基づく人口：令和４年６月１日現在）	基　準	
	１号	２号
１３，７３９	５０	２５

4　市長に委任されている事務

⑴　避難所の設置
⑵　炊き出しその他による食品の給与
⑶　飲料水の供給
⑷　被災者の救出
⑸　学用品の給与
⑹　埋 葬
⑺　障害物の除去

5　市長にその都度委任される事務

⑴　応急仮設住宅の供与
⑵　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑶　医療
⑷　助産
⑸　被災住宅の応急修理
⑹　遺体の捜索・処理
⑺　輸送
⑻　労働力の確保及び供給

6　災害救助法の適用手続き

災害に対し、市における災害が、本節「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。（連絡先：危機管理課危機管理係ＮＴＴ回線：０９９－２８６－２２５５）

第３節　広域応援体制

地震による大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、市及び各防災関係機関独自では対処することが困難な事態が予想される。このため市は、県、他市町村及び防災関係機関とあらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点か

ら遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

１　消防機関の応援協力

市は、大規模な災害（地震に伴う火災を含む）が発生し、市の消防力だけれは災害応急対策を実施することが困難な場合で、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。なお、細部については消防本部の計画による。

２　県及び市町村相互の応援協力

⑴　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は、災害が発生し、市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア　市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し応援を求める。

イ　ア項の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等の人命に関わるような発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。また、災害応急対策の実施については応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

ウ　県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

⑵　県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。

⑶　市内所在機関相互の応援協力

災害が大規模となった場合、市は実施する応急措置について、市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等に、応援協力を要請する。

３　応援の受入れ体制の確立

市は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

４　防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積等を行う駐車場、広場等を一体的に備えた広域防災拠点の確保に努める。また、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第４節　自衛隊派遣要請計画

大地震が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が

予想される。このため、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣が、効率的かつ迅速に行われるよう、災害派遣と受入体制を整える。

１　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

⑴　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑵　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑶　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑷　災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合

⑸　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

⑹　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

⑺　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続き

⑴　災害派遣の要請の要求

災害から市民の生命、財産、を確保するため、市長が必要と認めたとき、県知事に災害派遣の要請を要求する。また県知事は、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要望により行う。この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。市長は、通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知しなければならない。

⑵　災害派遣要請の要求手続

ア　市が行う災害派遣要請の要求手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって知事に要求する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

(ｱ)　災害の情況及び派遣を要請する事由

(ｲ)　派遣を希望する期間

(ｳ)　派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ)　その他参考となるべき事項

イ　知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、資料編「様式：自衛隊災害派遣要請」）に示した依頼文書に必要事項を記入し、その活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ウ　県知事への災害派遣要請要求の連絡場所

県担当部局	主管課	所在地	電話番号（直通）
危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番１号	099-286-2256
総務部	人事課		099-286-2045

県民生活局	生活・文化課	鹿児島市鴨池新町10番１号	099-286-2518
環境林務部	環境林務課		099-286-3332
保健福祉部	保健医療福祉課		099-286-2662
農政部	農政課		099-286-3091
土木部	監理課		099-286-3488
	河川課		099-286-3586
商工労働水産部	商工政策課		099-286-2929
教育委員会	総務福利課		099-286-5190
出納室	会計課		099-286-3765
警察本部	警備課		099-286-0110

エ　県知事への災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知する。

オ　要請先(指定部隊等の長)

自衛隊法第 83 条第１項及び第２項の規定により、県知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長（鹿児島県関係）は次のとおりである。

(ｱ)　陸上自衛隊　第 12 普通科連隊長兼国分駐屯地司令
(ｲ)　海上自衛隊　佐世保地方総監
(ｳ)　海上自衛隊　第１航空群司令
(ｴ)　航空自衛隊　第５航空団司令兼新田原基地司令

カ　鹿児島県災害派遣連絡窓口（防衛省防災業務計画）

連絡窓口	主管課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊　第 12 普通科連隊	第３科	霧島市国分福島 2－4－14	0995-46-0350 (内線:235) (夜間:302)
海上自衛隊　佐世保地方総監部	防衛部第３室	長崎県佐世保市平瀬町無番地	0956-23-7111 (内線:3225)
海上自衛隊　第１航空群司令部	運用幕僚	鹿児島県鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 (内線:2218) (夜間:2222)
航空自衛隊　西部航空方面隊司令部	防衛部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 (内線:2348) (夜間:2203)

キ　関係機関の連絡先

関係機関	主管課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊　西部方面総監部	防衛部	熊本県熊本市東町 1-1-1	096-368-5111
陸上自衛隊　第８師団司令部	防衛班	熊本県熊本市八景水谷 2-17-1	096-343-3141
航空自衛隊　第５航空団司令部	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田 19581	0983-35-1121
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 号	099-253-8920
鹿児島海上保安部	警備救難課	鹿児島県鹿児島市泉町 18-2-50	099-222-6681
鹿児島空港事務所	総務課	鹿児島県霧島市溝辺町麓 838	0995-58-4440

３　自衛隊の災害派遣活動

⑴　県知事から派遣の要請があった場合（防衛省防災業務計画）

ア　災害派遣要請の受理の要領

要請の受理の要領は、部隊等の災害派遣実施の担任区分等現地の実情に応じ、指定部隊等の長が要請権者と協議して取り決める。

指定部隊等の長は、災害派遣要請を文書によって受理するものとするが、特に緊急を要する場合は口頭、電信又は電話によって受理し、事後速やかに文書を提出させる。

イ　指定部隊の長の措置

指定部隊の長は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

⑵　災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

区　分	活　動　内　容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	火災に際しては、利用可能な車両その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所轄に属する物品の無償貸し付け及び譲与等に関する省令（平成 29 年３月 31 日外防衛省令第６号（第３次改正））」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4　災害派遣部隊の自衛官の権限等（自衛隊法）

災害派遣の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において市長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	⑴　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令 ⑵　他人の土地、建物等の一時使用等 ⑶　現場の被災工作物等の除去等 ⑷　住民等を応急措置の業務に従事させる ⑸　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第63条第3項 第64条第8項 第64条第8項 第65条第3項 第76条第3項	通常生ずべき損失の補償第82条 除去した工作物等の保管第64条第9項 従事者に対する損害の補償第84条
自衛隊法	⑴　警察官がその場にいない場合の避難等の措置 ⑵　警察官がその場にいない場合に救助等のための立入 ⑶　天災等により海上で救助が必要な場合の救助	第94条	警察官職務執行法第4条及び第6条 海上保安庁法第16条

5　災害派遣部隊の受入体制

⑴　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的･的確･効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

⑵　作業計画及び資器材の準備

各関係防災機関の長は、自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解をあらかじめ取りつけておくものとする。

⑶　連絡員の配備

派遣された部隊が、効率的かつ円滑に活動できるよう部隊の誘導及び本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配備する。

⑷　宿舎等の配慮

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

6　ヘリコプターの受入準備

通常、ヘリコプターが飛行場(空港・ヘリポート)以外の場所に離着陸する場合、使用するヘリコプターごとに飛行場外離着陸場の許可(航空法第 79 条但書)を得る必要がある。

ただし、航空機の事故、海難、ビル火災、地震・風水害等の災害、山火事等の場合に、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の捜索又は救助を任務とするヘリコプター並びに国土交通省の依頼により捜索又は救助を行うヘリコプターは、許可がなくても離着陸することができる。(航空法第 81 条の２)受入準備として次を行う。

⑴　離着陸及び進入空域に、ヘリコプターの離着陸の障害となる物件(クレーン等)がある場合はそれを除去し、着陸帯に近接して道路がある場合は、離着陸の際に通行止め等の必要な措置を講じて事故の防止を図る。

⑵　木片、小石等ヘリコプターにより吹き飛ばされるおそれのあるものは、でき得る限り除去し、着陸帯がグランド等である場合は、散水などにより砂塵対策を講じること。

なお、散水時には、Hマークの石灰には散水しないこと。

⑶　ヘリコプターの離着陸時は、着陸帯への人の出入りを禁止して事故防止に努めるとともに、吹流しを設置して、ヘリコプターに地上の風向きを知らせる。なお、吹流しが設置できない場合及び自衛隊等の大型機が離着陸する場合は、発煙筒により風向きを知らせること。
⑷　離着陸場近傍に消防車を待機させることが望ましい。（資料編：ヘリコプター発着場の基準及び表示要領）

７　災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。（資料編：様式　自衛隊災害派遣撤収）

８　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。
⑴　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
⑵　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
⑶　派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
⑷　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
⑸　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第５節　技術者、技能者及び労働者の確保計画

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者（以下「技術者等」と称する。）の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

この計画は、災害対策に必要な技術者等の動員を円滑に行い、災害対策の万全を期するものである。

１　実施責任者

市長は、技術者等の動員雇用を行う。鹿屋公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により技術者等の供給あっせんを行う。防災関係機関等の長は、自己の災害対策に支障をおよぼさない範囲で、技術者等を派遣して応援を実施する。市における担当は、土木対策部とする。

２　技術者等の確保順位

技術者等の確保は、おおむね次により行う。
⑴　防災関係機関の常用労働者及び関係業者等の労働者の動員
⑵　鹿屋公共職業安定所のあっせんによる労働者の動員
⑶　防災関係機関等の応援派遣による技術者等の動員
⑷　緊急時において従事命令等による技術者等の強制動員

３　公共職業安定所の労働者供給あっせん

⑴　労働者あっせん手続、方法

市長は、第２項による自らの労働者確保が困難な場合は、鹿屋公共職業安定所に次の事項を明示して必要な労働者の紹介あっせんを要請するものとする。

ア　必要労働者数
イ　男女別内訳

ウ　作業の内容
エ　作業実施機関
オ　賃金の額
カ　労働時間
キ　作業場所の所在
ク　残業の有無
ケ　労働者の搬送方針
コ　その他必要な事項

⑵　賃金の額

市が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

4　応援要請による技術者等の動員

防災関係機関等は、第２項による自らの技術者等確保が困難な場合は、次の事項を明示して他の防災機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図るものとする。

⑴　派遣を要請する理由
⑵　派遣を要請する職員の職種別人員数
⑶　派遣を必要とする期間
⑷　派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑸　その他職員等の派遣について必要な事項

5　従事命令等による労働者の動員

災害応急対策の緊急実施のため、第２項の手段による技術者等の確保が困難な場合は、各法律に基づく次の強制命令執行により、技術者等の確保を図るものとする。

⑴　命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防吏員又は消防団員
水防作業		水防法第 24 条	水防管理者、消防長
災害救助作業		災害救助法第７条第１項	知事
	協力命令	災害救助法第８条	
災害応急対策作業 （除：災害救助法救助）	従事命令	災害対策基本法第 71 条第１項	
	協力命令	災害対策基本法第 71 条第２項	知事（委任を受けた場合市長）
災害応急対策作業 （全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	市長
		災害対策基本法第 65 条第２項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第 65 条第３項	自衛官
		警察官職務執行法第４条	警察官

⑵　命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場附近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住するもの又は水防の現場にある者

災害救助、災害応急対策作業 （災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	1　医師、歯科医師又は薬剤師 2　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3　土木技術者又は建築技術者 4　大工、左官又はとび職 5　土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 6　地方鉄道業者及びその従事者 7　軌動経営者及びその従事者 8　自動車運送事業者及びその従事者 9　船舶運送業者及びその従事者 10　港湾運送業者及びその従事者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

⑶　従事命令等の執行

ア　知事の従事命令執行は、次の方法による。

(ｱ)　災害救助法が適用されたとき……同法に基づく従事命令（担当：くらし保健福祉部社会福祉課）

(ｲ)　災害救助法が適用されないとき…災害対策基本法に基づく従事命令（担当：危機管理防災局危機管理課）

(ｳ)　知事（知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。）の従事命令の執行に際しては、方法等の定める令書を交付するものとする。

イ　知事以外の従事命令等発令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第６節　ボランティアとの連携等

災害発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市では防災ボランティアへの参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が円滑かつ迅速に行われるよう環境整備を行うともに必要な知識を普及する。

1　ボランティアの受入れ、支援体制

⑴　ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、放送機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

⑵　被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

ア　災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会は市と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティ

アセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

イ　近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な場所に社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

２　ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、近隣支援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、災害ボランティアセンター、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

【初動期の応急対策】

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第７節　地震情報等の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報等は基本的な情報である。

このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

１　地震に関する情報の発表

⑴　緊急地震速報

ア　緊急地震速報は大きく分けて「警報」と「予報」の2種類がある。また、「警報」の中でも予想震度が大きいものを「特別警報」に位置付けている。

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

イ　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

ウ　これまで緊急地震速報は、震度の予想によって発表されてきたが、令和5年2月1日から、発表基準に長周期地震動階級の予想値※１を追加して提供することとされ、長周期地震動階級３以上を予想した場合でも、緊急地震速報（警報）が発表される。また長周期地震動階級１以上を予想した場合は、緊急地震速報（予報）が発表される。

⑵　地震の発生に伴い伝達される情報の種類は、次のとおりである。

緊急地震速報	発表条件	内容・発表条件
特別警報（地震動特別警報）	緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上が予想される場合	特別警報の対象となる、最大震度6弱以上をもたらすような巨大地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること及

		び、特別警報と通常の警報をごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せずに発表する。
緊急地震速報（警報）	地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上と予想された場合	１　地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ２　強い揺れ（震度５弱以上）が予想される地域及び震度４が予想される地域名（全国を約200に分割） ３　緊急地震速報（警報）で続報を発表する場合 ⑴　緊急地震速報を発表した後の解析により、震度３以下と予想されていた地域が震度５弱以上と予想された場合に、続報を発表する。 ⑵　続報では、新たに震度5弱以上が予想された地域及び新たに震度４が予想された地域を発表する。 ⑶　落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報（誤報）のみ取り消すこととし、例えば震度５弱と予想していた地域が震度３以下との予想となった場合などは取り消さない。
	長周期地震階級３以上を予想した場合	※１
	１　いずれかの地震観測点において、Ｐ波またはＳ波の振幅が100ガル以上となった場合 ２　地震計で観測された地震波を解析した結果、震度・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが３．５以上、または最大予測震度が３以上である場合	１　地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値 ２　地震の規模（マグニチュード）の推定値 ３　予測される最大震度が震度３以下のときは、予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度） ４　予測される最大震度が震度４以上のときは、地域名に加えて、 ⑴　震度４以上と予測される地域の揺れの大きさ（震度）の予測値（予測震度） ⑵　その地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）
	長周期地震階級１以上を予想した場合	※２
震度速報	・震度３以上	・地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甑島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の８地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表

震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上※３ ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 ・震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上※４	・震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや 地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

※１　長周期地震動階級関連解説表（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況との関連）

	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備　考
	長周期地震動階級１ （やや大きな揺れ）	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	―
	長周期地震動階級２ （大きな揺れ）	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	―
	長周期地震動階級３ （非常に大きな揺れ）	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
	長周期地震動階級４ （極めて大きな揺れ）	立っていることが出来ず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、店頭するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

※２　長周期地震動階級を与える絶対速度応答ベクトル Sva（減衰定数 5%）の範囲

	長周期地震動階級	絶対速度応答ベクトル Sva（減衰定数 5%）の値 （対象周期Ｔ　1.5 秒<Ｔ<8.0 秒）※当面、周期 1.6 秒から 7.8 において、0.2 秒刻みで計算する。
	長周期地震動階級１	5 cm/s≦Sva<15 cm/s
	長周期地震動階級２	15 cm/s≦Sva<50 cm/s
	長周期地震動階級３	50 cm/s≦Sva<100 cm/s
	長周期地震動階級４	100 cm/s≦Sva

※３　気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

※４　地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

⑶　南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。当該情報の種類と発表条件は表「南海トラフ地震に関連する情報の情報名及び情報発表条件」のとおり。

南海トラフ地震に関連する情報の情報名及び情報発表条件

情報名		情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※ 次の４つのキーワードが付記され発表される。		・　南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・　観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		・　観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・　「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

２　警報等伝達系統図

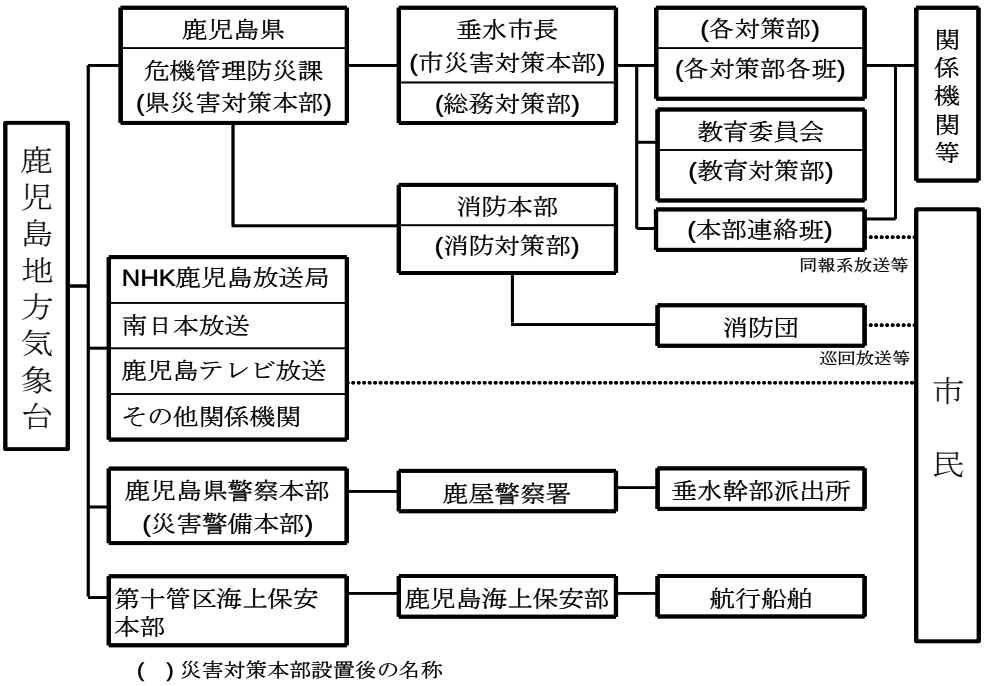

( ) 災害対策本部設置後の名称

３　警報等の受領責任及び伝達方法

⑴　関係機関から通報される警報等は、垂水市消防長(以下「消防長」という。)において受領する。

⑵　警報等を受領した消防長は、総務課長に通報するものとする。

⑶　警報等を受領した総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めたとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨を報告する。

⑷　消防長から通報される警報等の受領は、次の事項を文書で記録する。

ア　警報等又は災害の種類

イ　発表又は発生日時

ウ　警報等又は災害の内容

エ　送託者及び受託者の職、氏名

オ　その他必要な事項

４　地震情報等の収集

防災関係機関及び各事業所は、地震情報等についてテレビ、ラジオ等により積極的に収集するものとする。

第８節　災害情報等の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報等は基本的な情報である。

このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

１　災害情報等の収集・伝達

市は、市内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内(海上を含む。)で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

なお、市は被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

２　収集すべき災害情報等の内容

⑴　人的被害(死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。)

⑵　住家被害(全壊、倒壊、床上浸水等)

⑶　津波・高潮被害状況(人的被害状況、倒壊家屋状況)
⑷　土砂災害(人的・住家・公共施設被害を伴うもの)
⑸　出火件数、又は出火状況
⑹　二次災害危険箇所(土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など)
⑺　輸送関連施設被害(道路、港湾、漁港)
⑻　ライフライン施設被害(電気、電話、水道、下水道施設被害)
⑼　避難状況、救護所開設状況
⑽　災害対策本部設置等の状況
⑾　災害の状況及びその及ぼす社会的影響から報告する必要があると認められるもの

3　人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は市が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和４年５月 13 日）に基づき市町村等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

4　災害情報等の収集要領

災害発生時における被害状況を迅速かつ正確に把握するため、調査員として市職員をあてる。各職員の調査担当区域は、別に定めるとおりとし、通常登庁前に調査を実施するものとする。

ただし、各職員が勤務中のときは、本部長の指示をまって調査するものとする。

収集すべき災害情報等の内容は災害調査様式によるものとする。(資料編：様式　災害調査)

5　災害情報等収集報告系統

防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、市その他関係機関と密接な関係があると思われるものについては、市災害対策本部及びその他の関係機関に通報連絡するものとする。

また、通報連絡を受けた市災害対策本部は、被害概況を調査し、できるだけ早期に県災害対策本部に報告するものとする。

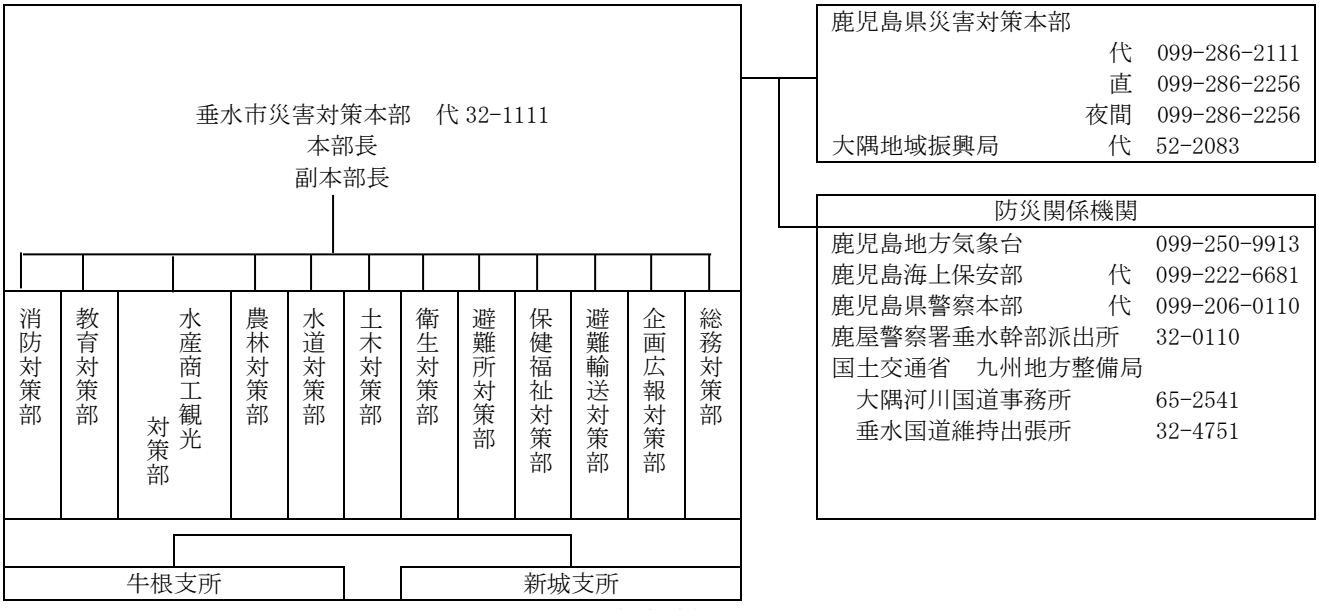

６　災害情報等の通報及び報告要領

⑴　災害発生のおそれがある異常現象の通報

ア　発見者の通報

異常現象を発見したものは、直ちに次のとおり通報するものとする。

災害の種類	通報先
河川の漏水等水防に関するもの	消防本部、総務課、土木課
火災発生に関するもの	消防本部
津波、その他気象、地震、水象に関するもの	消防本部、総務課
海難に関するもの	警察署、海上保安部、消防署、総務課

イ　警察官、消防団長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察官及び消防職員（消防団員を含む。）は、直ちに市長（総務課）に通報するものとする。

ウ　市長の通報

ア、イ項及びその他により異常現象を了知した市長は直ちに次の機関に通報するものとする。

(ｱ)　気象、地震、火山、水象に関するものは鹿児島地方気象台

通報先：観測予報課　電話番号

(ｲ)　その他異常現象により災害発生が予想される隣接市町村

(ｳ)　その他異常現象により予想される災害の対策実施機関

⑵　⑴項以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

ア　各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務対策部長を経て、本部長へ報告する。総務対策部長は、災害情報等収集報告系統に基づいて所要の向きに報告する。

イ　⑴項による報告の時期は、はじめに災害情報を了知したとき、又は災害が発生したとき及び大きな災害が新たに発生したとき、そのつど報告するものとする 。ただし、本部長が報告の時期について特に指示したときはこの限りではない。

ウ　各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策、実施状況の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理し、本部長及び災害情報等収集報告系統に基づいて報告する。

７　災害報告の様式

災害報告については、特に法令に定める場合を除き、「災害状況速報」（資料編：様式 災害状況速報）によるものとする。

第９節　災害通信計画

本計画は、災害に関する予警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理、伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して、通信連絡体制の万全を期するものとする。

１　各種通信施設の利用

災害時における通信連絡は、通信施設に被災状況等により異なるが、おおむね次の方法で行うものとする。なお、他の機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等について協議し、災害時に利用できるよう努めるものとする。

⑴　公衆電気通信施設の利用方法

ア　一般加入電話による通信

それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

イ　災害時優先電話による通信

施設の被害その他により加入電話の利用が制限される場合は、非常災害時の災害時優先電話

を利用し、通話の優先利用を図るものとする。

⑵　専用通信施設の利用

公衆電話通信施設の利用ができなくなり、緊急通信の必要がある場合は次にかかげる専用通信施設の利用を図る。利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア　県防災行政無線による通信

県内全域の主な所在官公署との通信連絡

イ　消防無線電話による通信

消防本部の消防無線電話を利用し、消防無線移動局を通じ、通信連絡をする。

ウ　警察電話による通信

鹿屋警察署垂水幹部派出所の警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する駐在所等を経て通信連絡をする。

エ　警察無線電話による通信

鹿屋警察署垂水幹部派出所の警察無線電話を利用し、イに準じて通信連絡をする。

オ　非常無線通信による通信

各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で有線通信電報が不通となり利用できないとき、通話が遠くてはっきりしないとき、又は通信が復そうして長時間かかるためその非常通報の目的を達成することができないときは、県防災計画により非常無線通信を利用して通信連絡する。

なお、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

２　通信途絶時における応急措置

有線、無線の全通信施設が利用不能となる最悪事態の場合は、通信可能な地域まで、各種交通機関を利用する等あらゆる手段をつくして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図るものとする。なお、災害時における非常通信に関する対応方針は次のとおりとする。

⑴　消防用無線に関しては、固定局を消防本部及び牛根分遣所とし、移動局を海潟、牛根麓方面に開局、情報連絡等その他応急対策に当たる。

⑵　水道課無線に関しては、固定局を水道課内に置き、避難所との連絡業務に当たる。

⑶　アマチュア無線に関しては、守秘義務等の措置を講じた上で、ボランティアを連絡業務に当てることができるものとする。

⑷　九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、ＭＣＡ用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器を配備しており、市は九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに無償で貸与する。

第 10 節　災害広報計画

地震災害時は、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。本計画は、住民及び放送機関に対する災害情報、被害状況その他の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものである。

１　実施責任者

市長は、市内における災害情報、被害状況その他災害に関する広報を行う。担当は主として広報

班とする。

2　実施要領

⑴　各対策部長は、所管事項について広報を要する事項が生じたときは、直接広報班長へ通知するものとする。

⑵　企画広報対策部長は、収集した災害情報等のなかで広報を要すると認めるものについては、速やかに広報班長へ通知し災害広報に万全を期するものとする。

⑶　⑴項及び⑵項により通知を受けた広報班は、速やかに市民及び放送機関へ広報するものとする。

⑷　広報班は各対策部が収集する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し必要に応じて災害現場に出向き、写真等の取材活動を実施するものとする。

3　市民に対する広報の方法

市民に対する災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、防災行政無線、広報車、広報紙、有線放送及び放送機関等を通じて行うものとする。なお、地震時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

⑴　沿岸部の住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告

市は、津波が襲来するおそれがある場合、事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

⑵　地震発生直後の広報

市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア　出火防止、初期消火の喚起・指示

イ　倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示(転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示)

⑶　地震発生後、事態が落ちついた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の避難所の状況

ウ　混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するようになど。

エ　安否情報

安否情報については、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」を活用するよう広報する。

オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

4　放送機関に対する情報発表の方法

市の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜放送機関に発表する。放送機関に対する放送の依頼は、原則として市が県知事に対して要請し、事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事が行う。(資料編：災害時における放送要請等について)

なお、県への要請を補完するため、県への直接要請も行う。

5　広報の内容

⑴　気象警報等の発令又は解除

⑵　災害対策本部の設置又は解除

⑶　災害防止の事前対策

⑷　災害応急対策状況
⑸　被害状況
　ア　被害種別
　イ　被害発生日時
　ウ　被害発生区域
　エ　被害状況
⑹　その他必要と認められる事項

第 11 節　土砂災害等の防止対策

地震時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。このため、市は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、河川災害・土砂災害応急対策を実施する。

１　地震時の河川災害の防止対策

⑴　地震による河川等施設の被害状況等の把握

市は、河川管理者等と協力し、「垂水市水防計画」に定めた方法に基づき、河川施設の被害状況等の把握に努める。また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。なお、ため池については、市町村等管理者がため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

⑵　地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

ア　地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

イ　溜池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

ウ　河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

２　地震時の土砂災害の防止対策

⑴　危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

⑵　地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

ア　土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、市は県と協力し、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

イ　警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

第 12 節　消防計画

地震災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、市(消防本部)を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防本部は、現有の消防力(装備・車両・水利等)の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。また、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。具体的な消防活動については、垂水市消防計画による。

第 13 節　避難計画

地震の発生により、その場所に居住、あるいは滞在することに危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を指示する等の措置をとる必要が生じる。本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害から住民を保護するため、市長等が行う避難指示等の基準要領等を定めて危険区域内の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

1　避難の指示

⑴　指示の実施責任者

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって以下のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

(避難指示の責任者と要件)

責任者	指示を行う要件	根拠法規
市長	○　市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、指示を行う。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの指示に関する措置を市長に代わって実施する。	災害対策基本法第 60 条
警察官	○　市長が措置をとることができないと認められるとき、市長から要請があったとき、若しくは市民の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の市民に避難を指示する。	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
水防管理者 (市長)	○　洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に避難を指示する。	水防法第 29 条
県知事、その命を受けた県職員	○　洪水及び地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に避難を指示する。	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
自衛官	○　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難を指示する。	自衛隊法第 94 条

⑵　避難指示後の避難者誘導

避難指示後の避難者誘導は、市長及び避難指示権者が協力して実施する。また、避難所の開設、収容は市長が行い、災害救助法が適用された場合には知事が行う。

なお、知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し、知事による実施を待つことのできないときは、市長は知事の補助機関として行うものとする。この場合市長は緊急事項について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指示をうけるものとする。

2　避難指示等の基本方針

⑴　要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置を行う。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

⑵　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

⑶　避難指示等の実施

ア　市長が実施する避難指示等は、原則として高齢者等避難及び避難指示の２段階に分けて実施するものとする。

ただし、状況に応じ段階を経ず直ちに避難指示を行うことができる。

イ　市長以外の避難指示権者は各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行うものとする。

３　避難指示等の実施要領

⑴　避難指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施するように努めるものとする。

⑵　高齢者等避難の発令は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間をさけ、昼間に行うように努めるものとする。

⑶　高齢者等避難の発令に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等避難期間に応じた準備をあわせて指示するものとする。

⑷　市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときには、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか市長(消防本部)に直ちに通知するものとする。

⑸　市長は、自ら避難の指示を行ったとき、避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知をうけたときは、直ちに知事等(危機管理防災課及び大隅地域振興局)へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

⑹　市長の避難指示等実施

市長が避難指示等を行う場合は、⑴項から⑸項にかかげる要領によるもののほか次により行うものとする。

ア　市長の行う避難指示等の市における実施担当者は、消防長とする。

イ　消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害地域の住民を、避難させる必要があると認めるときは、第２項に基づき避難指示等を行うものとする。

ウ　消防長は、自ら避難指示等を行ったとき、及び避難指示権者から避難指示を行った旨の通知をうけたときは直ちに総務対策部長及び避難対策部長へ報告通知するものとする。

エ　ウ項により消防長から通知をうけた総務対策部長は、第１節「応急活動体制の確立」第３項の系統図に基づき、直ちに関係機関へ報告、通知するものとする。

同じくウ項により消防長から通知をうけた避難対策部長は、避難所の開設その他救助対策につき、直ちに必要な措置をとるものとする。

４　避難指示等の伝達方法

⑴　住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により早急に周知徹底をはかるものとする。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア　関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

イ　サイレン、鐘による伝達

ウ　防災行政無線による伝達

エ　広報車等の呼かけによる伝達

オ　放送機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達

カ　避難指示等のために使用する信号は、次の信号によるものとする。

区　分	サイレン	警　鐘
高齢者等避難	５秒・１５秒休止・５秒	１点打・休止・１点打
避難指示	１分・　５秒休止・１分	連打（乱打）

⑵　消防長は、避難指示等を行う場合、消防の車両により拡声広報を行うほか、必要な場合は、広報班長へ連絡し、防災行政無線による広報及び広報車を出動させるよう依頼するものとする。

⑶　孤立化集落対策

ア　県「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

イ　孤立化のおそれのある集落においては、自主防災組織を育成・強化し、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、集落内の防災力の向上に努める。

ウ　孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。（資料編：県「孤立化集落対策マニュアル」）

５　避難指示等の発令

⑴　市は、地震活動の状況等を十分把握するとともに、建物が倒壊する危険性のある場合、土砂災害等の発生が予想される場合、出火・延焼が予想される場合、有毒ガス事故が発生した場合など、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

⑵　市は、強い揺れ(震度４程度以上)を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を発令するなど、速やかに的確な避難指示等を発令するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を居住者等に伝達するものとする。

⑶　警戒区域の設定

地震に伴う各種の災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

⑷　避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
緊急安全確保	警戒レベル５	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・　指定緊急避難所等への立ち退き避難をすることが却って危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

避難指示	警戒レベル4	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・　危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル3	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・　高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※　避難を案了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・　高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早目の避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水・高潮注意報	警戒レベル2	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難計画を確認 ・　ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
早期注意情報	警戒レベル1	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。 ・　防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

（注）　突発的な災害の場合、市長から避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について居住者等は、津波のおそれがある地域にいる時や海沿いにいる時に、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが重要である。

6　避難の方法

⑴　避難誘導

ア　各地区ごとの避難誘導は当該地区の消防分団が行い、誘導責任者は当該消防分団長とする。

イ　避難経路は、災害時の状況に応じ、適宜定めるものとし、その決定に当たっては、最も安全な方法で実施するものとする。

ウ　避難場所が比較的遠距離の場合は、避難のため集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

エ　避難経路中、危険箇所には標識、なわ張りをするとか、誘導員を配置する。

オ　誘導に際しては、できるだけ車両、ロープ等資器材を利用して安全をはかるようにする。

カ　携帯品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

⑵　避難の順位

ア　いかなる場合においても、高齢者、幼児、婦女子、病人等を優先して行うものとする。

イ　災害の種別、災害発生の時期等を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するものとする。

⑶　携帯品の制限

ア　携帯品は、必要最小限度の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ　避難が比較的長期にわたると予想されるときの携帯品は、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

⑷　自主避難

地震後の豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

（前兆現象）

災害の種類	兆　候
がけ崩れ	・ がけに亀裂ができる。 ・ がけから水が湧いてくる。 ・ 小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	・ 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 ・ 地面にひび割れができる。 ・ 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったりする。
土石流	・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 ・ 渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合 ・ 降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰きとどめられているおそれがあるため。）

7　避難所の設置及び管理

避難所は、原則として学校、公民館等の公的建物の他、企業等が有する建物も避難予定場所に定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。これらの適当な既存施設がない場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するものとする。

なお、振興会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

⑴　指定避難所

ア　第１次避難所(資料編「避難場所、避難所等」参照)

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者（旅行者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として最初に開設した学校及び市民館等の公共施設等の避難所である。

イ　予備避難所(資料編「避難場所、避難所等」参照)

災害の状況等により第１次避難所だけでは対応できない場合、又は第１次避難所の一部が使用できない場合などに予め備えた避難所である。

⑵　福祉避難所(資料編「避難場所、避難所等」参照)

指定避難所での共同生活が困難な高齢者や障害者、妊婦ら要配慮者に配慮して開設する避難所である。なお、開設は、市の施設及び社会福祉施設等の管理者との協議による。

⑶　避難所の開設及び管理

ア　避難所の開設及び管理は、避難対策部長が本部長の指示により行うものとする。この場合避難対策部長は、救助業務の具体的な計画をたて、各避難所業務が円滑に行われるよう指導するものとする。

また、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視

点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

イ　避難収容所班長の業務は、おおむね次のとおりとする。

(ｱ)　避難所の設置に関すること。

ａ　本部長の指示による避難所の開設及び閉鎖

ｂ　避難所の開設及び閉鎖に関する避難所要員への通知

(ｲ)　避難所の管理に関すること。

ａ　収容状況の調査及び本部長への通知

ｂ　関係帳簿等の整備

ｃ　避難所施設の保全管理

ｄ　避難所施設管理者との連絡調整

(ｳ)　避難所における救助活動に関すること。

ａ　施設入所者に対する災害情報の広報伝達

ｂ　避難者に対する給食、衣料及び物資等の配給

ｃ　救助金品の受付（一時保管を含む）及び受付記録の援護班長への通知

ｄ　その他必要な救助活動

(ｴ)　避難所業務の引継ぎに関すること。

ａ　重要引継事項の文書による引継ぎ

ｂ　避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

ウ　避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに、県危機管理防災課、大隅地域振興局及び地元警察署等関係機関に連絡する。

エ　避難所のライフラインの回復に時間を要することが見積もられる場合や、道路の寸断による孤立が続くことが見積もられる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

⑷　県災害派遣福祉チーム（鹿児島ＤＣＡＴ）の派遣要請

ア　鹿児島ＤＣＡＴの活動内容

県は、大規模災害発生時に被災地の市町村からの要請等に基づき、避難所等で災害時要配慮者に対し福祉的な支援を行う。

イ　鹿児島ＤＣＡＴの出動

県は、避難所を設置する被災地の市町村から鹿児島ＤＣＡＴの派遣要請があった場合等に、「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に定める派遣基準に基づき、同協定締結団体の会員等に対し、チーム員の派遣を要請する。

ウ　鹿児島ＤＣＡＴの構成

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで１チーム４～６名程度で構成される。

８　小・中・義務教育学校児童生徒等の集団避難

市教育委員会の小・中・義務教育学校児童生徒等の集団避難計画は、次のとおりとする。

⑴　実施の基本

ア　教育長は、市内児童生徒の集団避難計画について、各学校長に対し各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成させるものとする。

イ　教育長等の児童生徒の避難措置は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

⑵　実施方法

ア　教育長は災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し必要な避難措置をとらせるものとする。

イ　学校長は教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は、臨機に児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。

ウ　児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

⑶　実施要領

ア　教育長の避難指示等は、市長等の指示により行うほか、児童生徒の安全性を考慮して早期に実施すること。

イ　教育長の避難指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険がせまっている学校から順次指示する。

ウ　児童生徒の避難順位は、低学年、疾病異常者を優先して行う。

エ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、安全が確認された段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

オ　災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

⑷　留意事項

ア　教育長は、各学校への通報、連絡が敏速、確実に行われるようにかねてから連絡網を整備しておくこと。

イ　学校長は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

(ｱ)　災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

(ｲ)　避難場所の指定

(ｳ)　避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(ｴ)　児童、生徒の携行品

(ｵ)　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ　危険な校舎、高層建築の校舎については、特にかねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ　災害が学校内又は学校附近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ｱ)　各集落の教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(ｲ)　集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所(がけくずれ、危険橋、堤防)の通行を避ける。

カ　児童生徒が、家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

キ　学校長は、災害種別に応じた避難訓練をかねてから実施する。

⑸　避難場所

ア　教育長は、市の地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めるものとする。

イ　学校が市の地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合、児童生徒をその保護者に引き渡す。

⑹　幼稚園・保育園の集団避難

小・中・義務教育学校の児童生徒の集団避難に準ずる。

9　病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を確立し、施設

職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

10　広域避難

各機関の対応については、次のとおりである。

なお、市は大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る協定の締結や、被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

機関名	内　容
市町村	⑴　市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 ⑵　広域避難を要請した市町村長は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。 ⑶　避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。 ⑷　その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	⑴　市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。 ⑵　市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行う。
国	⑴　国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。 ⑵　市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が協議を行う。

11　帰宅困難者に係る対策

⑴　県民等への啓発

県は、県民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

⑵　一時滞在施設等の確保等

市は県と協力して一時滞在施設(発災から72時間(原則３日間)程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。)及び帰宅支援ステーション(発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。)の確保等に努める。

ア　一時滞在施設

(ｱ)　施設の確保

a　県は、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。

b　市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

(ｲ)　施設の開設

a　市は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。

b　市は県と連携して、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

(ｳ)　情報提供

a　市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

b　市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を県及び関係市町村に情報提供する。

c　市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

イ　帰宅支援ステーション

(ｱ)　施設の確保

a　県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

b　市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

(ｲ)　施設の設置

a　市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。

b　県は、市の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

(ｳ)　情報提供

市は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を県及び関係市町村に情報提供する。

⑶　公共交通機関に関する情報提供

ア　県は、公共交通機関の状況把握を行い、市町村へ伝達する。

イ　市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

⑷　避難所の案内

市は、自らが開設した一時滞在施設において、３日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第14節　輸送計画

地震災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、輸送に係る道路、港湾施設等の被害状況を確認したうえで、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

１　実施責任者

罹災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送は、市長が行うものとする。なお、市有輸送力をもってしても輸送を確保できないときは関係機関の応援を求めるものとする。

担当は、本部連絡班とし、主として救助物資、応急対策用資器材等、救出された罹災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

2　災害輸送の種別

災害輸送は、次のうちもっとも適切な方法により行うものとする。

⑴　貨物自動車、乗合自動車等による輸送
⑵　船舶による輸送
⑶　航空機による輸送
⑷　人員等による輸送

3　災害時における人員、物資等の優先輸送

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおりである。

⑴　人員

救出された罹災者、避難を要する罹災者、応急対策従事者等

⑵　物資、資器材等

食糧、飲料水、医薬品、衛生材料等

4　輸送力の確保等

⑴　確保の順位

ア　市有車両等の市有輸送力
イ　市以外の公共機関の輸送力
ウ　公共的機関の輸送力
エ　民間輸送力（事業用及び自家用）

⑵　市有輸送力による輸送

ア　主管

物資人員の輸送に供しうる市有車両については、本部連絡班の所管とする。

イ　輸送要員

輸送は、本部連絡班が行うものとするが、不足する場合には各対策部の応援を求めるものとする。

ウ　輸送の要請

輸送の要請は、各対策部が本部連絡班に対し、次の事項を明示して、できるだけ早めに行うものとする。

(ｱ)　輸送日時
(ｲ)　輸送区間
(ｳ)　輸送の目的
(ｴ)　輸送対象の員数、品名、数量
(ｵ)　その他必要な事項

エ　配車及び派遣

輸送の要請を受けた本部連絡班長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度道路施設の状況等を考慮のうえ必要な場合は、両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣するものとする。

⑶　市有以外の輸送力の輸送

ア　要請

輸送要請が大きく市有輸送力のみによって、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場

合には、本部長は、次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。なお、要請に際しては第４、ウ項にさだめる事項及び必要車両数を明示するものとする。

（輸送力確保要請先）

種　別	輸送内容	要請先	電話番号
道路輸送	営業車両 自衛隊車両	鹿児島陸運事務所 陸上自衛隊第 12 普通科連隊 海上自衛隊第１航空群	099-254-6171 0995-46-0350 43-3111
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	九州運輸局鹿児島海運支局管理課 鹿児島海上保安部	099-222-5661 099-222-6681
航空輸送	民間航空機 自衛隊機	鹿児島県危機管理防災課 海上自衛隊第１航空群	099-286-2268 43-3111
人力輸送	自衛隊員	陸上自衛隊第 12 普通科連隊	0995-46-0350

イ　市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、市災害対策本部に属するものとする。

ウ　配車(船)等

車両(船)の配車(船)、その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて本部連絡班長が行う。

エ　費用の基準

(ｱ)　輸送業者の輸送又は車両等(自家用、事業用を含む)の借上に伴う費用は、災害救助法に準ずる。

(ｲ)　官公署その他公共性質をもった団体(森林組合、漁業組合、農協協同組合等)が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

５　緊急輸送に伴う表示

本部連絡班長は、鹿児島県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されたときは、公安委員会に申請して緊急輸送車両証明書及び緊急輸送車両標章の交付を受けるものとする。

６　関係帳簿等の整備

本部連絡班長は、輸送業務の実施に際しては、次にかかげる帳簿等を整備、保管するものとする。

⑴　輸送記録簿

⑵　燃料及び消耗品受払簿

⑶　その他必要な書類

第 15 節　交通規制等対策計画

地震災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

１　交通規制等実施責任者

⑴　実施責任者

交通規制は、次の区分に応じた各実施責任者が行う。

区　分	実施責任者	範　囲	関係法令
道路管理者	国道-国土交通大臣 県道-知 事 市道-市 長	1　道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき	道路法第 46 条
公安委員会	県公安委員会 警察署長 警察官	1　災害応急対策に従事するもの、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるため必要があると認められるとき、道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれのある場合	災害対策基本法第 76 条 道路交通法第 6 条
海上保安部	海上保安官	1　船舶交通安全のため、必要があると認めるとき 2　海上保安官がその職務を行うため周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき	海上保安庁法第 18 条
港湾管理者	知 事	水域施設(船舶、泊地及び舟だまり)の使用に関し必要な規則	港湾法第 12 条第 4 項の 2

⑵　実施要領

ア　各実施権者が行う交通規制は、それぞれ定める業務計画による。

イ　市長が行う道路管理者として交通規制は、次の要領による。担当は土木対策部とする。

(ｱ)　情報収集及び関係機関への通報

土木対策部長は、交通施設の被害等に関する情報を入手したときには、ただちに当該施設管理者及び警察へ通報するものとする。

(ｲ)　調査及び規制の実施

市が管理する道路施設等の被害に関する情報を入手したときは、土木対策部長は施設の被害及び危険の程度を調査し、必要に応じて交通を規制するものとする。

(ｳ)　規制に関する通報

規制の実施に際しては、土木対策部長は市長の指示により、警察署長へ規制実施箇所及び期間、迂回路等について通報するとともに、通行車両に対し標識の設置等適当な方法で交通規制及び迂回路等を周知させるものとする。

⑶　相互連絡

各道路管理者と警察署長は、相互に密接な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察署長へ、警察署長にあっては道路管理者へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通報するものとする。

⑷　発見者等の通報

災害時に道路橋梁等の交通施設の危険な状況、また交通がきわめて混乱している状況を発見した者は、すみやかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2　災害における交通マネジメント

九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※１）及び交通システムマネジメント（※２）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。県は、市町村の要請があっ

たとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※１　交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※２　交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

【事態安定期の応急対策】

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

第 16 節　食糧供給計画

震災時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食糧を調達し、被災者に供給する。

１　実施責任者

災害時における罹災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達、供給は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。

なお、食糧の調達及び供給は、援護班が担当するものとする。

２　主食(米穀または乾パン)の調達

⑴　通常の場合の調達

ア　市長は、災害時における次の給食を実施しようとするときは、知事に対し主食(米穀または乾パン)の必要数量の報告を行い、調達をするものとする。

(ｱ)　罹災者に対し、炊出しにより給食を行う必要がある場合

(ｲ)　罹災者により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

(ｳ)　災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ　知事への報告は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

ウ　知事への報告に当たっては、必要数量、罹災者数及び災害応急対策員数等所要事項を連絡するものとする。なお、必要数量の算定に当たっては、次の１人当り配給数量を基礎とする。

(ｱ)　アの(ｱ)項の場合　１食当り精米　２００グラムの範囲内

(ｲ)　アの(ｲ)項の場合　１食当り精米　４００グラムの範囲内

(ｳ)　アの(ｳ)項の場合　１食当り精米　３００グラムの範囲内

エ　受領要領

(ｱ)　販売業者の手持米を調達する場合は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を受取り、所定の限度数量の範囲内で供給を実施する。

(ｲ)　災害救助法が適用され、災害の状況により(ｱ)項によることが不可能な場合に政府所有米穀を調達しようとするときは知事に報告し、知事は農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

への要請を通じて受託事業体より現品の交付をうける。

⑵　緊急の場合の調達

市長は、通信、交通等の途絶により、知事に報告ができない場合は、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請する。

市長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、市担当者は県担当者に必ず連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により、県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

⑶　知事及び農林水産省の連絡先

連絡先	所在地	電話番号
知事 県農政課	鹿児島市鴨池新町 10 番１号	代 099-286-2111 099-286-3085
農林水産省農産局 農産政策部貿易業務課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-1354 FAX 03-6744-1391

３　他の主食(パン、その他)及び副食、調味料の調達

市は、主食(米穀又は乾パン)の調達をするまでの間、又は緊急必要な場合は米穀又は乾パン以外の主食(パン、その他)及び副食、調味料等を市内の販売業者及び製造業者より調達する。

なお、市は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

４　炊出し及び食糧の給与

⑴　炊出し及び食糧の給与対象者は、おおむね次のとおりする。

ア　炊出し対象者

(ｱ)　避難指示(緊急)により避難所に収容された者であること。

(ｲ)　住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水等のため炊事できない者

(ｳ)　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、船舶の旅客等で、その必要のある者

(ｴ)　相当の事由により、住家で避難生活をしている者

イ　食糧品給与対象者

被害をうけ、一時縁故地へ避難する必要のある者

⑵　炊出しの方法

ア　炊出し(材料の確保を含む。)は、援護班長が行い、災害の規模が大きく、従事者が不足する場合は必要に応じ、女性会、日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。

イ　炊出しに必要な施設及び器材は、できるだけ学校給食施設等の利用をはかり、なお必要な場合はすみやかに仮施設等を建設するものとする。

５　炊出し等の費用及び期間等

炊出し等の費用及び期間等については、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

６　関係帳簿等の整備

援護班長は、次の関係帳簿等を整備するものとする。

⑴　炊出し受給者名簿

⑵　食糧品現品給与簿

⑶　炊出しその他による食品給与用物品受払簿
⑷　炊出し用物品借用簿
⑸　その他必要な書類

第 17 節　衣料、生活必需品、その他物資供給計画

震災時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

１　実施責任者

罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。

なお、物資の調達、給与及び貸与に関する業務は、垂水市援護班が担当するものとする。

２　給与又は貸与の対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）及び床上・床下浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

３　給与又は貸与の方法

⑴　物資の購入及び配分計画

援護班は、世帯講成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て各避難所の避難収容班に通知する。

⑵　物資の調達

ア　物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、緊急の際の調達可能数量を把握しておくものとする。

イ　災害救助法が適用された場合における災害救助法による衣料、寝具の調達は、知事(県福祉政策課)からの給与による。

ウ　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、その燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

⑶　物資の集積場所

調達した物資又は救助物資等の集積場所は、援護班長がその都度定めるものとする。

⑷　物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、各避難所にあっては避難収容所班が、その他にあっては援護班が配分計画により、災害対策要員及び地域の振興会長等の協力を求めて迅速、かつ、的確に実施するものとする。特に罹災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある罹災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品が給与されるよう努める。

４　給与又は貸与の費用及び期間等

給与又は貸与の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

５　義援物資、金品の保管及び配分

⑴　市に送付された罹災者に対する義援物資、金品は、援護班において受け付け、記録、保管する。
⑵　物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資等の数量等により計画的に配分する。

６　関係帳簿等の整備
援護班は、関係する帳簿等を整備、保管するものとする。

第 18 節　給水計画

地震災害時には、給水施設が広域にわたり被災する可能性があり、用水の確保が急務である。このため、応急給水の諸方法を定めて被災地に対する円滑な給水を期す。

１　実施責任者
災地に対する給水は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。なお担当は、上水道・簡易水道給水区域は水道班が消防対策部の協力を得て行うものとし、集落水道区域は衛生班が水道班の協力を得て、それぞれ行うものとする。

２　補給水利の種別、所在、水量等
災害における応急給水を円滑に行うため、用水の補給水源として別表のとおり確保し補給水利として活用するものとする。災害が広範囲の場合など必要な場合は、水道法第 40 条による水道用水の緊急応援を知事に要請する。

３　給水量
被災地における最低給水量は、おおむね１人１日２０リットルとするが、状況に応じて給水量を増減する。

４　給水方法
⑴　取水
給水のための取水は消火栓から行い、これが不能の場合は２の補給水源等から行うものとする。
⑵　消毒等
取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ過及び浄水剤の投入等により消毒を行うものとする。
⑶　供給
供給の方法は、次のうち被災の状況に応じ適当な方法により行うものとする。
ア　搬送用容器によるもの
「かん」「ポリエチレン袋」等の容器に入れ、市の車両等により搬送給水する。
イ　給水車両等によるもの
水槽付消防車等により給水する。
ウ　応急仮設貯水槽の設置によるもの
大災害又は緊急その他必要な場合は、仮設貯水槽を設置して給水する。
⑷　広報
給水を行うときは、日時、場所、その他必要な事項を住民に広報するものとする。

５　給水施設等の応急復旧
⑴　水道班は、給水施設の応急復旧に際しては、早期給水をはかるため、必要最小限度の用水確保を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行うものとする。
⑵　水道班の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、管工事組合の応援を求めるものとする。

６　給水の費用及び期間等

飲料水供給のための費用及び期間等については、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

7　関係帳簿等の整備

給水を行うときは、次の帳簿等を整備保管するものとする。

⑴　飲料水供給記録簿

⑵　その他必要な書類

別　表：(補給水利の区分、水源地名、水源種別等)

区　分	水源地名	水源種別	施設能力(m3/日)
上水道	中谷川水源地	表流水	4,400
	本城川水源地		2,200
	曲尾水源地		1,100
	新城水源地	地下水	800
	海潟水源地		新田300、中俣360
簡易水道等	境簡易水道水源地	地下水	340
	浮津水源地	湧　水	120
	深港水源地		75
	二川水源地		135
	上ノ原水源地		75
簡易水道等	中浜水源地	表流水	75
	辺田水源地	地下水	150
	麓水源地	湧　水	135
	小浜水源地		45
	脇登水源地		60
	源園水源地	表流水	75
	下市木水源地	湧　水	180
	中市木水源地		150
	上市木水源地		60
	野久妻水源地		60
	大野原水源地	表流水	90
	小谷・段簡易水道水源地	地下水	72
	岳野水源地	湧　水	60
計			11,117

第 19 節　応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理計画

震災時には、住居の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

更に、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害から、住民の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

なお、被災建築物の応急危険度判定を実施するに当たり、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

１　実施責任者

罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法において知事から委任された場合も含め、市長が行うものとする。

なお、応急仮設住宅(プレハブ住宅を除く)の建設及び応急修理は、建築班が、応急仮設住宅(プレハブ住宅)の建設及び入居管理については、援護班が、それぞれ担当するものとする。

２　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設については、対象者、戸数、規模、着工及び期間等は、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

３　建設資材の調達

応急仮設住宅(プレハブ住宅を除く)の建設及び応急修理に必要な建築資材の調達は、次の方法のいずれかによる。

⑴　国有林野産物の(木材)払い下げ申請書又は、災害救助法適用による応急仮設資材の払い下げ申請書を県(関係部局)に提出する。

⑵　鹿屋営林署から資材の売渡しを受ける。

⑶　各請負建設業者に一括請負をさせる。

４　関係帳簿等の整備

援護班は、「災害救助事務手引き」(鹿児島県社福第 1221 号 平成 21 年３月６日)に基づき、応急仮設住宅に係る帳簿を整備保管するものとする。

５　被災宅地及び被災建築物の危険度判定の実施

⑴　宅地及び建築物に災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地及び被災建築物の危険度判定士の派遣を県に要請し、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、被災宅地及び被災建築物の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ市は県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

⑵　被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また国及び県は市の活動の支援に努めるものとする。

第 20 節　医療、助産計画

地震災害時の初期の医療活動については、救命活動を必要な期間実施する。市をはじめとする防災関係機関は、事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺の長期化に対応するため、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため避難生活が長期化した被災者については、健康状況の把握やメンタルヘルスケア等を行う。

１　実施責任者

災害のため医療、助産の途を失った者の医療及び助産は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、関係機関の協力を得て市長が行い、救護班が担当するものとする。

２　医療

⑴　対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失ったものに対して応急的に行う。

⑵　範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術、その他治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

⑶　医療の方法

ア　医療は、市域の医療機関の協力を求めて行う。

イ　救護班の編成及び構成は、災害の程度に応じ、救護班長がその都度定めるものとする。

⑷　救護所の処置

医療の万全を期するため、災害の状況に応じて市域の医療機関の協力を求め、適当な場所に救護所を設置するものとする。

⑸　収容施設

救護のため収容を必要とする場合は、市域の医療機関の協力を求め、収容するものとする。

3　助産

⑴　対象者

助産の対象者は、災害発生の日の以前又は以降７日以内の分べん者であって災害のため助産の途を失った者とする。

⑵　範囲

ア　分べんの扶助

イ　分べん前、分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料支給

⑶　助産の実施

助産は、医師及び助産師等の協力を得て救護班が担当し、その数及び配備については、災害の程度に応じ本部長がその都度決定する。

4　医薬品、衛生材料等の確保

医療、助産活動に必要な医療機械器具、薬品等資材については、病院等に必要最小限度備蓄し、不足する場合は医薬品業者から緊急調達するものとする。

5　患者及び医療器具、医薬品の輸送

消防対策部の救急車及び本部連絡班の輸送車両をもって輸送にあたるが、緊急やむを得ない場合は、民間タクシー業者並びに自衛隊の協力を要請して行うものとする。

6　医療、助産の期間及び費用

医療、助産の期間及び費用は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

7　関係帳簿等の整備

医療及び助産に関係する帳簿を整備保管するものとする。

8　被災者の健康状態の把握

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理に努める。

⑴　必要に応じ、避難所への救護所等の設置やDPAT派遣等により心のケアを含めた対策を行う。

⑵　高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
⑶　保健師等による巡回相談を行う。

9　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、ＤＰＡＴや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾病患者に対する相談体制を確立する必要がある。

⑴　メンタルヘルスケア

ア　保健所を拠点に精神相談室が設けられ、被災者に対する相談体制が確立されるので、これを活用する。
イ　情報提供及び電話相談のために精神保健福祉センターを活用する。
※　鹿児島県精神保健センター：鹿児島市小野一丁目 1-1(℡099-218-4755)
ウ　被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

⑵　精神疾患患者対策

ア　避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、関係機関と連携を取り治療の継続などの対応に努める。また、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう体制を確立する。
イ　災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。
ウ　措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

⑶　災害派遣精神医療チーム(ＤＰＡＴ)の派遣要請及び受入れ

必要に応じ、県に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するとともに、ＤＰＡＴの受け入れに掛かる調整、活動拠点の確保等を行う。

⑷　ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）

突然の災害に遭遇し、被災し、自らの意思で制御できない事態に陥った場合、発災後おおむね１か月ないし半年を経過した頃からＰＴＳＤ症状の被災者が現れる。ＰＴＳＤは、人間の存在・生命に危機的影響を及ぼす異常な状況における正常な反応であるので、ケアに当たっては、正しい知識を持ち、発症者に「正常な反応」であることをきちんと伝えて対応する必要がある。

被災者に対する配慮事項は次のとおりである。

ア　相手の感情を受けとどめ、過度の励ましを控える。
イ　災害の状況等をあらかじめ慎重に分析・理解し、被災者がフラッシュバック(思い出したくないことの再体験)を起こさないよう細心の注意を払う。
ウ　精神保健福祉相談及び電話相談を行うなどの被災者に対する相談体制を確立する。
(ｱ)　行政や放送機関等は、被災体験について被災者本人から無理に聞き出さないようにする。特に被害で抑制されていた感情を、受容的・共感的環境の中で解放させることが大切であり、本人の表明を積極的に持つ。
(ｲ)　学校教育の中では、安易に被災体験を絵や作文に書かせるようなことをしない。
(ｳ)　防災訓練そのものがフラッシュバックを起こすおそれもあるので、実施に当たっては十分に配慮する。

⑸　救護者に対する配慮

警察や消防、自衛隊など救助・救急に当たる救援者は、災害現場の最前線にいてPTSD(CIS～クリティカル・インシデント・ストレス)にかかりやすいことから、その予防策が必要である。

ア　災害現場では、ベテランと若手のローテーションを組む。
イ　リーダーに対しては、できるだけメンタルヘルスの専門職をサポーターとして活用する。

ウ　メンタルヘルスの専門職を参加させてグループディスカッションを行う。その日の出来事や感情をありのまま語り合うディブリーフィングを積極的に実施する。

⑹　支援体制の確立

臨床心理士会、医師会、行政のスタッフなどが連携しあい、被災者に対する共通理解と心理的支援の確立を図る。

10　緊急医療

市長は発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。さらに災害時に多数の負傷者が発生し、また医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となった場合、ＤＭＡＴ及び救護班による緊急医療を県知事に要請する。

⑴　保健医療活動の総合調整の実施について

県（保健医療調整本部）及び保健所が、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び保健師等（以下「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行う。

⑵　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

ア　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

イ　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の出動を要請する。

⑶　ＤＭＡＴ

ア　ＤＭＡＴの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で、急性期（発災後、おおむね 48 時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

イ　ＤＭＡＴの出動

(ｱ) 知事による出動要請

知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。

(ｲ) 出動要請の特例

ＤＭＡＴの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、(ｱ)の規定にかかわらず、次のａ、ｂに掲げるとおりとし、知事が承認したＤＭＡＴの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

ａ　消防長又は市長による出動要請の特例

消防長又は市長は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。この場合において、消防長又

は市長は速やかに知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）に報告し、その承認を得るものとする。

b　ＤＭＡＴ指定病院の長の判断による出動の特例

ＤＭＡＴ指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するＤＭＡＴを出動させることができる。この場合において、当該ＤＭＡＴ指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ　DMAT の編成と所在地

(ｱ)　ＤＭＡＴの編成

ＤＭＡＴは、原則として医師１名以上、看護師２名以上及び業務調整員１名を含む５人で編成する。

(ｲ)　ＤＭＡＴの所在地（令和４年３月 31 日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃　平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃　鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃　桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃　南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曽於医師会立病院	曽於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃　城山町 8 番 1 号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1 丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1

⑷　救護班

ア　救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期(発災後３日間)から事態安定期(発災後４日～14 日間)に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

イ　救護班の出動

(ｱ)　市長による出動要請

市長は、必要に応じて国立病院機構・公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

(ｲ)　知事による出動要請

知事(くらし保健福祉対策部保険医療福祉班)は、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

(ｳ)　他県等広域の出動要請

知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口９県災害時相互応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

ウ　救護班の編成

(ｱ)　国立病院機構の職員による救護班

(ｲ)　効率・公的医療機関の職員による救護班

(ｳ)　日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班

(ｴ)　鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

エ　救護班の構成

救護班名	班長医師	班　員				計	備考
		薬剤師	看護師	事　務	連絡員		
国立病院気候救護班	1	1	4	1	1	8	４班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10 班
	県立病院４、済生会鹿児島病院１、出水総合医療センター１、枕崎市立病院１、鹿児島市立病院２、済生会川内病院１						
日本赤十字社鹿児島支部救護班	1		3	2		6	８班
県医師会救護班	1		2			3	45 班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53 班

（注）上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

オ　鹿屋保健所管内救護班の所在地

施設名	所在地	電話番号	班数
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目 8-8	0994-42-5101	1
鹿屋市医師会	鹿屋市西原三丁目 7－39	0994-43-4757	2
肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川 135-3 （肝属郡医師会立病院内）	0994-22-3111	1
肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富 470-1	0994-65-0099	1
鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町 6-2	0994-41-5607	3
肝付歯科医師会	垂水市田神 3510-1 （川畑歯科医院内）	0994-32-7788	3

⑸　ＤＰＡＴ(Disaster Psychiatric Stress Disorder：災害派遣精神医療チーム)

ア　ＤＰＡＴの活動内容

大規模な自然災害の発生時に、被災地域において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

イ　ＤＰＡＴの出動

知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）はＤＰＡＴの派遣基準に照らしＤＰＡＴの派遣が必要と認める時は、ＤＰＡＴ登録病院の長にＤＰＡＴの派遣を要請する。

ウ　ＤＰＡＴの編成と所在地

(ｱ)　ＤＰＡＴの編成

ＤＰＡＴは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、１チーム３～５名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減して編成できるものとする。なお、ＤＰＡＴのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

(ｲ)　ＤＰＡＴの所在地（令和３年９月１日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
県立姶良病院	姶良市平松 6067	0995-65-3138	3
谷山病院	鹿児島市小原町 8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿 7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉 100	0995-42-0560	1

第 21 節　防疫計画

震災時には、多量のごみ・災害廃棄物の発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

１　実施責任者

災害時における防疫に必要な措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び予防接種法に基づき市長が行い、防疫については、衛生対策部が担当するものとする。

２　防疫の方法

⑴　疫学検査及び健康診断

患者が現に発生している地域、避難所、帯水地域、その他環境の良好でない地域に対して緊急度に応じ、計画的に順次実施し、患者の早期発見に努める。

⑵　臨時予防接種

避難所あるいは環境衛生上、病毒伝播のおそれのある地域において患者若しくは保菌者が発見され、流行のおそれのある場合は、速やかに知事（予防課長）に連絡し、その指示を受けて臨時予防接種を行うものとする。

⑶　消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。

なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し十分な消毒が行えるような方法により実施する。

⑷　ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により実施する。

３　患者等に対する措置

避難所及び被災地域において感染症の患者等を発見したときは、感染症法に基づいた対応をとるものとする。

４　生活用水の供給

生活用水の使用停止期間中は、継続して生活用水を供給するものとする。

なお生活用水の供給は、第 18 節「給水計画」に基づき実施する。

５　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

⑴　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努めるとともに、その保管場所を生活環境課とする。

⑵　県の疫学調査班の編成

県（保健所）は、疫学調査のための疫学調査班の編成計画を作成する。

疫学調査班は、各保健所１班とし、１班の編成は医師１名、保健師又は看護師１名、事務連絡員１名の３名を基準とする。

⑶　市の感染症予防班の編成

市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇用した作業員をもって編成する。

第 22 節　清掃計画

震災時には、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

１　実施責任者

被災地における汚物の収集、処分等は、市長が行うものとするが、実施困難な状況にあるときは、県に応援あっせんを依頼して行うこととし、衛生対策部が担当するものとする。

２　汚物の収集、運搬及び処分の方法

汚物の収集、運搬等については、現有の人員、施設を活用するほか、必要により汚物取扱業者の協力を得て実施するものとするが、災害が大きく市のみでは実施困難と認められるときは、県に応援あっせんを要請し、被災の軽微な又は被災をまぬがれた隣接市町からの応援を得て実施するものとする。

⑴　ごみの処分

原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合は、野天焼き、埋立等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

⑵　し尿の処理

原則としてし尿処理施設で行うものとするが、やむを得ない場合は、農村還元埋没等環境衛生上支障のない方法により処分するものとする。

⑶　し尿処理対策

ア　仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成26年2月)、県災害廃棄物処理計画(平成30年３月)及び垂水市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

イ　広域応援体制の整備

市は県と連携し日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

３　汚物の収集、運搬及び処分の応援体制の確立

市は、県災害廃棄物処理計画及び垂水市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）を踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておくものとする。

４　死亡獣畜の処理方法(所轄保健所長の許可を受けて処理する場合)

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

⑴　死亡獣畜を運搬するときは、へい獣が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
⑵　死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却したへい獣までの深さは１メートル以上とし、かつ地表面30センチメートル以上の盛土をすること。
⑶　死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
⑷　埋却現場には、その旨を標示すること。
⑸　埋却した死亡獣畜は、埋却後１年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 23 節　行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画

震災時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、捜索、収容等を早急に実施する必要がある。このため、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）の捜索を計画的かつ合理的に行う体制の確立と、遺体の収容及び埋葬等の対応要領について定めるものである。

なお、計画の実施に際しては、遺族の意向に沿った形での迅速かつ丁寧な対応に努めるものとする。

また、混乱した現場においては、ともすれば遺族感情を考慮せず、死者に対する礼を失し事務的な取り扱いになりがちとなるため、衆人環視の中にあっても、冷静・沈着に対応し、適切な取り扱いを常に念頭において行動する。

１　実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、市長が鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部と協力して行い、遺体の収容、処理及び埋葬等の対応は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。

なお、行方不明者の捜索は消防対策部、遺体の収容、埋葬等は衛生対策部が、それぞれ担当するものとする。

２　行方不明者の捜索

⑴　捜索の対象

災害により行方不明の状態にある者で、生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全ての者

⑵　市捜索隊の設置

鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部と協力して行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要により市に捜索隊を置く。

⑶　市捜索隊の編成

捜索隊は、災害の規模、行方不明者数、捜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部員及び消防団員を中心に、その他の対策部要員をもって編成する。なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

３　関係機関への通報及び応援の要請

⑴　市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに鹿屋警察署(垂水幹部派出所)に通報するものとする。この場合行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、鹿児島海上保安部にも通報し、捜索を依頼するものとする。なお、通報事項は、次のとおりとする。

ア　行方不明者の人員数、性別、特徴
イ　行方不明となった年月日、時刻等
ウ　行方不明となっていると思われる地域
エ　その他行方不明の状況

⑵　応援の要請

市単独で対処できない場合においては、隣接市町又は県に応援を要請する。隣接市町又は県に応援を要請する場合は、上記⑴ア～エの事項を明示して要請する。

4　捜索の方法

⑴　行方不明者の捜索に当っては、市長、鹿屋警察署長(垂水幹部派出所長)及び鹿児島海上保安部長は、できるだけ事前に打合せを行うものとし、次の要領で実施するものとする。

捜索の範囲等	捜索の方法
捜索の範囲が広い場合	ア　捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ　捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ　各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め重点的に行う。
捜索の範囲が比較的狭い場合	ア　災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ　災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ　り災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。
捜索場所が河川、湖沼の場合	ア　平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ　災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ　合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

⑵　広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

⑶　装備資材

捜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、市で所有する車両、舟艇等が不足する時は関係機関に対し協力を依頼する。

5　行方不明者の発見後の収容、処理

⑴　負傷者等の収容

市捜索隊が捜索の結果、負傷者、病人等救護を要する者を発見したとき又は、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部より救護を要する者の引き渡しをうけたときはすみやかに医療機関に収容するものとする。

⑵　遺体の収容

捜索隊が捜索の結果遺体を発見したときは、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)又は海上保安部署長に通報し、警察官若しくは海上保安官による検視等を受け、その後、遺族等の引取人へ引渡し又は遺体安置所に収容するものとする。また、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)又は鹿児島海上保安部から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに寺院、公民館、学校等から災害の状況等を考慮し、適切な遺体安置所を設けて収容するものとする。万が一犠牲者が多数発生すると予想される場合には、集中遺体安置所を設けるものとする。

※　検視とは、検察官、またはその代理人によって行われる死体の状況捜査のこと。

⑶　遺体安置所の設置

遺体安置所の設置に際しては次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

ア　遺体を公衆の面前に晒さない場所である。

イ　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理作業に便利である。

ウ　警察官等が実施する遺体の検視等及び身元確認が容易に行える場所である。

エ　遺体の数に相応する施設である。

オ　駐車場があり、長期間使用できる。

⑷　医療機関との連携

捜索に際しては負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるように、衛生対策部は鹿屋警察署(垂水幹部派出所)、鹿児島海上保安部及び医療機関と緊密な連絡をとるものとする。

6　遺体の処理

⑴　遺族等への引き渡し

収容した遺体は、身元を確認し、遺族等に引き渡すものとする。なお、身元不明者については、引き続き身元の確認にあたるものとする。警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され現地での検視が困難である場合は、遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、ＤＮＡ鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

⑵　遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ引取人である遺族等の申し出があった場合は、可能な限り速やかに遺族等に引き渡すものとする。

遺体の識別が困難なとき、伝染病の予防上必要なとき又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施するものとする。

⑶　検案

死亡の確認及び死因究明のための検案は、本章第 20 節「医療」９「緊急医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会、肝属郡医師会等と連携し一般開業医の協力を求めて行うものとする。

※　検案とは、医師又は獣医師が死体に対し死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断することである。

⑷　遺体の一時保存

遺体の識別、身元の究明等に時日を要し、又は遺体が多数で短時日に埋葬できない場合は、適切な場所に一時保存するものとする。

7　遺体の埋葬

⑴　埋葬の対象

身元の判明しない遺体又は遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際、死亡したもので各種事情により埋葬をできない者に対して埋葬を行うものとする。担当は、衛生対策部とする。

⑵　埋葬の実施

埋葬は、一時的混乱期にあるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により行うものとするが、原則として火葬する。なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬に当たっては火葬又は土葬とする。

ウ　被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

8　身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要な全ての資料を保存するようにし、各種の広報、照合、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

９　行方不明者の捜索等の費用及び期間等

行方不明者の捜索及び収容処理のために費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

10　必要帳票等の整備

⑴　市は、行方不明者(遺体)の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備、保存する。

ア　救助実施記録日計表

イ　被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ　被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿

エ　被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

⑵　市は、埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合、次の書類・帳簿等を整備、保存する。

ア　救助実施記録日計表

イ　埋葬台帳

ウ　埋葬費支出関係証拠書類

【社会基盤の応急対策】

電力、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶等の交通施設等は、震災による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、速やかな社会基盤の応急対策を講ずる。

第 24 節　電力施設災害応急対策計画

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。なお、電力施設に関する災害応急対策については、九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所が行うものとする。

第 25 節　水道施設災害応急対策計画

震災時には、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。このため、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

水道事業者は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう耐震性に配慮した水道施設の整備を図るとともに被災した場合であっても、その早急な普及が可能な整備を図ることを基本として次の対策を講じるものとする。

１　大地震においても最低限の必要な給水を確保できる施設整備を実施する。

２　情報発電システム・監視・制御システムについても、地震時にも十分に機能を発揮できるものとして設備する。

３　水道施設の広域化を推進し、水源の多元化・多系統化・施設間等の整備促進を図る。

４　耐震性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、施設の老朽化・地形地質の状況を勘案し、優先度を見極め計画的に耐震化を推進する。

第 26 節　電気通信施設災害応急対策計画

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。このため、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

NTT 西日本鹿児島支店は、電信電話施設について建物・整備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

第 27 節　公共土木施設耐震対策計画

道路・港湾・漁港・河川等の公共施設は、市民の日常生活や社会経済活動上欠くことが出来ないものであり、また地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。これらの施設被害は災害時における避難・救護・復旧対策の大きな支障となり得る。したがって、これらの公共土木施設については、速やかな災害復旧はもとより、事前の予防措置を講じておくことが重要である。

１　道路(橋梁・トンネルを含む)施設

災害時における住民の避難・消防・医療活動・緊急物資の輸送活動等に欠くことが出来ない施設であることから、各道路管理者は、耐震点検を定期的に実施し、橋梁・トンネル等を含めた道路の耐震対策事業を計画的にする。また、各道路管理者は、特に重要となる道路の防災対策・及び改良整備を促進し、これらを有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動の円滑化に寄与するものとする。

２　港湾、漁港施設

海上交通ルートは、地震災害による避難・救助・緊急物資及び資材等の輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすものであり、その拠点を整備しておく必要がある。このため、これらの整備について国及び県に要請し早期実現を図る。

３　河川・海岸施設

各管理者は耐震性に配慮した施設の整備促進をしておく必要がある。このため、これらの整備について、国及び県に要請し早期実現を図る。

第 28 節　文教等対策計画

地震災害時には、多数の園児、児童生徒の被災が予想され、学校等施設も多大な被害を受ける。

また、学校等施設は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することが予想され、その調整も必要である。このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

１　実施責任者

市立学校における災害時の応急教育の確保は、教育対策部が行うものとする。

２　応急対策

⑴　休校措置

ア　大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を有線放送その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。

ウ　休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行うものとする。

⑵　教育施設の確保

ア　施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合は、できるだけすみやかに修理を施し、施設の確保に努めるものとする。

イ　普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用するものとする。

ウ　校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用するものとする。

エ　応急仮校舎の建設

ア～ウ項までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討するものとする。

⑶　教育職員の確保

学校教育班は、教育職員の罹災状況を把握し、教育職員が不足する場合は、次によりその確保をはかるものとする。

ア　学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内操作による。

イ　市内操作

学校内操作が困難なときは、市立学校間において操作するものとする。

ウ　市外操作

市内操作が困難なときは、県教育委員会に他市からの操作を要請するものとする。

エ　臨時職員

教育職員の確保には、ア～ウ項の方法による外、教育免状所有者で現職にない者を臨時に確保することを検討するものとする。

⑷　応急教育実施上の留意事項

災害の状況に応じ、２部授業等の方法によりできるだけ応急授業を行うよう努め、授業の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないよう留意する。

イ　教育施設が公民館等学校外施設によるときは、授業方法、児童の保健等に留意する。

ウ　通学道路、その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ　学校が避難所に利用される場合は、施設入所者と児童生徒がそれぞれに支障とならないよう留意する。

オ　授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習勉学の方法等を周知徹底させる。

⑸　罹災児童生徒に対する学用品の給与

ア　給与対象

教育班は、児童の罹災状況を把握し、災害救助法に準じて給与対象者を定めるものとする。

イ　給与の品目、費用、期間

給与の品目、費用及び期間は、災害救助法に準ずる。

ウ　調達方法

教科書については、県教育委員会、文房具、通学用品等については、会計班で調達するものとする。

３　学校給食

⑴　教育班は、給食施設が被害をうけ、給食が実施できないときは、建築班と協議して必要な応急修理を行うものとする。応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努めるものとする。

⑵　器具、原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

⑶　学校が避難所として使用される場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しとの調整に留意するものとする。
⑷　衛生上支障のないよう十分留意するものとする。
⑸　給食の一時中止
次の場合には、給食を一時中止する。
ア　感染症の発生、その他食品衛生上の危険が予想されるとき。
イ　給食物資の確保が困難なとき。
ウ　その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

４　関係帳簿等の整備
文教対策の実施に際しては、次の帳簿に所要事項を記録整備するものとする。
⑴　学用品購入（配分）計画表
⑵　学用品交付簿
⑶　学用品出納に関する帳簿
⑷　その他必要な帳簿

５　幼稚園、保育園の対策
第１項～4 項に準ずる。

第 29 節　農林水産物対策計画

地震災害時には、農地の陥没隆起、港湾施設の崩壊、周辺河川やため池の決壊等による二次災害の発生が予想される。このため、応急、事後の各段階において、関係機関と連携し必要な措置を行う。

１　応急対策
⑴　農林水産物応急対策
ア　種苗確保
(ｱ)　災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、農業協同組合などに必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。
(ｲ)　市長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して必要量の確保に努めるものとする。
イ　病害虫防除対策
(ｱ)　緊急防除対策の樹立
災害により病害虫が発生し又はそのおそれがあるときは、病害虫緊急防除対策を樹立する。
(ｲ)　緊急防除指導班の編成
特に必要と認めたときは、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底をはかるものとする。
なお、広域にわたって病害虫の発生がみられるときは、空中防除散布等を考慮する。
(ｳ)　農薬の確保
災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県経済農業協同組合連合会等関係機関に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。
⑵　家畜応急対策
ア　家畜の防疫
家畜の伝染病に対処するため、災害地の家畜及び畜舎に対して県（家畜保健所）及び獣医師会の協力を得て、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして市に届出を行わせるとともに家畜防疫員の指示により処理するものとする。

イ　飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行うものとする。

⑶　水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

ア　災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合はその生産を確保するために関係機関と連携を図るものとする。

イ　病害虫の防疫指導

災害により水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策について指導を依頼するものとする。

２　事後対策

災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を講じ、農林漁業者に周知徹底をはかるとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行うものとする。

第 30 節　動物保護対策計画

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

１　飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市は、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

２　避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

３　危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第 31 節　民間団体協力要請計画

災害の規模が大きく、対策要員に不足を生ずるときは、災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を要請するものとする。

１　要請方法

本部連絡班長は協力に要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力を要請する。

⑴　業務の内容
⑵　場所
⑶　期間
⑷　必要人員数
⑸　その他必要な事項

２　協力を要請する業務の内容

⑴　災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
⑵　救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕

⑶　罹災者に対する炊き出し、給水の奉仕
⑷　警察官等の指示にもとづく、罹災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
⑸　関係機関の行う被害調査、警報、伝達の連絡奉仕

（民間団体の組織と活動内容）

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
振興会 自主防災組織 土木建築業者 農業協同組合 商工会 その他の団体	ア 応援を必要とする理由 イ 作業の内容 ウ 従事場所 エ 就労予定期間 オ 所要人員 カ 集合場所 キ その他参考事項	ア 被災者に対する炊出作業 イ 被災者に対する救出作業 ウ 救助物資の輸送配給作業 エ 清掃防疫援助作業 オ 被害状況の通報連絡作業 カ 応急復旧作業現場における軽備な作業 キ その他必要とする作業

第 32 節　災害警備計画

災害警備については、鹿児島県地域防災計画に定める災害警備基本計画により鹿屋警察署長が行うものとする。

第 33 節　その他災害応急対策に必要な事項

市は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

１　応急公用負担計画

市長の権限（災対法第 64 条、65 条）

⑴　権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

⑵　公用負担の内容

ア　物的公用負担(災対法第 64 条)

(ｱ)　土地建物その他の工作物の一時使用
(ｲ)　土石、竹木その他の物件の使用又は収用
(ｳ)　現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

イ　人的公用負担（災対法第 65 条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

⑶　公用負担の手続き等

ア　物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要す。（災対法第 64 条、同法施行令第 24 条～27 条、行政代執行法第５条、６条）

イ　人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

⑷　損失補償及び損害補償

災対法第 82 条第１項、84 条第１項の規定による。

２　従事命令等による労働力の確保

災害対策を実施するための人員が不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努めるが、その種類・執行者及び対象者等は、次のとおりである。

⑴　従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法規	執行者
災害応急対策 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第 65　条第１項及び第２項	市 長、警察官、海上保安官、自衛官
災害応急対策 （災害救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71　条第１項及び第２項	知事及び知事から委託を受けた市長
災害応急対策 （災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法第４条第１項	警察官
消防	従事命令	消防法第 29　条第５項、第 35　条の７、第 36 条	消防吏員、消防団員
水防	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

⑵　従事命令・協力者の対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法による市長・警察官又は海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市の区域の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者及びその物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令（消防作業）	火災及び水災を除く他の災害の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長又は消防機関の長の従事命令（水防作業）	水防の現場にある者又は区域内に居住する者

⑶　公用令書の交付

従事命令若しくは、協力命令を発するとき又は発した命令を変更若しくは取り消すときは、公用令書を交付するものとする。（※ 従事命令・協力命令等の様式は、資料編を参照）

３　被災宅地危険度判定の実施

市は、宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。なお、被災宅地危険度判定を実施するに当たり、判定士の派遣を県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果の標示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第３章　災害復旧・復興

【公共土木施設等の災害復旧】

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠である。このため、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を講ずる。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

１　災害復旧事業等の計画策定

指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

２　災害復旧事業等の実施要領

⑴　災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
⑵　査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
⑶　緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
⑷　復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
⑸　査定修了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施工の促進を図る。
⑹　査定に落ちたもので、なお、今後危うくされるものについては、その重要度により県又は市単独災として行うよう計画する。
⑺　大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の不足等のため工事は円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
⑻　災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
⑼　大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

３　事業計画の種別

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害のつど検討作成するものとする。

⑴　公共土木施設災害復旧事業計画
ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画
イ　海岸公共土木施設災害復旧事業計画
ウ　砂防設備災害復旧事業計画
エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画
オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

カ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
キ　道路公共土木施設災害復旧事業計画
ク　港湾公共土木施設災害復旧事業計画
ケ　漁港公共土木施設災害復旧事業計画

⑵　農林水産施設災害復旧事業計画
⑶　都市災害復旧事業計画
⑷　上下水道災害復旧事業計画
⑸　住宅災害復旧事業計画
⑹　住宅福祉施設災害復旧事業計画
⑺　公共利用施設、病院等災害復旧事業計画
⑻　学校教育施設災害復旧事業計画
⑼　社会教育施設災害復旧事業計画
⑽　その他の災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定

１　激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

２　特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

【被災者の災害復旧・復興支援】

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

第３節　被災者の災害復旧・復興支援

被災者の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築にも十分に配慮する。

１　生活相談

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。他の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

機関名	相談の内容等
市	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	１ 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に、被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 ２ 市をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。

県警察本部	県警察本部及び警察署に警察安全相談窓口を設置して住民の心配や要望等の相談に応じる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署・所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。 １ 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 ２ 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ３ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 ４ 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施

２　災害廃棄物等の処理

⑴　処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分場地の確保

市は、災害廃棄物の処理処分方法の確立に努める。市内で、災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画も踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について環境省と連携して市を支援する。

⑵　リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や市の計画も踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、県ではリサイクルの技術面の指導、業者あっせん等を、環境省と連携して行う。

⑶　環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

⑷　計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧･復興を効果的に行うため､災害廃棄物の処理を復旧･復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画を踏まえ、定めるものとする。

なお、県は円滑な災害廃棄物処理を促進するため、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰する。

ア　危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

イ　損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

ウ　災害廃棄物の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等の規定に従い、適正な処理を進める。

⑸　損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

⑹　建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

３　借地借家制度の特例の適用に関する事項

⑴　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

ア　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。

イ　市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて２部提出する。

(ｱ)　市の面積
(ｲ)　罹災土地の面積
(ｳ)　市の建物戸数
(ｴ)　滅失戸数
(ｵ)　災害の状況
(ｶ)　その他(罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。)

⑵　法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

４　罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

県は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

５　被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

６　災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

第４節　災害復旧資金計画

１　基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手

段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものである。

２　資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別によるものとする。

⑴　農林漁業関係の融資

ア　天災融資法による天災融資制度【経営資金】

イ　日本政策金融公庫【中小企業事業：災害復旧貸付】【国民生活事業：災害貸付】

⑵　商工業関係の融資

ア　日本政策金融公庫【中小企業事業：災害復旧貸付】【国民生活事業：災害貸付】

イ　鹿児島県融資制度緊急災害対策資金【運転設備資金、設備資金】

ウ　商工組合中央金庫【災害復旧資金】

⑶　民生関係の融資

ア　生活福祉資金(福祉費(災害援護経費))

イ　災害援護資金

⑷　住宅資金の融資

ア　災害復興住宅建設及び補修資金

イ　一般個人住宅の災害特別資金

ウ　地すべり関連住宅資金

第４編　津波災害対策

第１章　災害予防

津波災害に際して、人的被害の軽減を図るためには、津波に関する情報を如何に早く入手して、津波が到達する前に安全な場所に避難を完了することが基本となる。

また、津波による建物の倒壊、流失被害の軽減を図るためには、防潮堤の構築等の各種防災事業を推進し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう対策を講じておくことが基本となる。このため、これらに関する対策を講ずる。

なお、施策の実施に当たっては、津波災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

第１節　災害の想定

１　災害の履歴

これまで、桜島の大爆発に伴う山体崩壊やその後に発生することが予想される地震及び鹿児島湾直下をはじめとした直下型地震が万が一発生した場合には、沿岸部の地域に大きな災害を引き起こす津波が発生することが予想されている。

過去の記録に残る県内の津波による被害は、1605 年(慶長９年 12 月 16 日)大隅から薩摩にかけての海浜に大浪が寄せて来て建物や人も多数被害を受けてとか、1707 年(宝永４年 10 月４日)に地震で海水が大いに溢れて種子島東岸地域で人家が１０家流出したというものがある。

また、桜島沖海底噴火に伴う津波に関するものとしては、次がある安永８年 10 月１日(1779 年 11 月９日)からの桜島噴火の際、島の北東側に 1 年程で９島(その後の合体や浸食により現存は４島)が生成したが海底噴火に伴う津波が安永９年７月６日(1780 年８月６日)以降記録されている。

近年では、1960 年(昭和 35 年５月 23 日)のチリ地震津波で、日本各地では、地震発生後ほぼ一昼夜を経て津波の襲来をうけており、鹿児島県内でも各地に浸水被害が発生し、特に奄美大島では 637 戸の床上浸水、1、321 戸の床下浸水による被害が発生している。

今後、日向灘で大規模な地震が発生した場合、津波の第一波は地震発生後 20 分以内で大隅東岸に到達することが予想されており、これが満潮時と重なると更に災害を大きくすることが予想される。このように稀ではあるが、県内でも過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想される。また、2012 年８月に、国が想定した南海トラフの巨大地震による津波への対応も検討する必要がある。

２　津波被害の記録(江戸時代までのもの)

⑴　南海トラフ沿いの地震による津波

ア　慶長地震津波

慶長９年 12 月 16 日(1605 年２月３日)のマグニチュード８級の南海トラフ沿いの地震(震源域は房総沖と徳島県沖の 2 箇所で他地域との連動は未確定)による。

本県での遡上域など被害は未詳であるが、東目[大隅]から西目[薩摩]にかけて海浜に大浪が寄せて来て、建屋のことは言うに及ばず、人も多数被害を受けた旨の記録（樺山権左衛門尉久の譜の中の島津義久書状）がある。

イ　外所地震による津波

寛文２年９月 19 日(1662 年 10 月 30 日)に日向灘で起きたマグニチュード７級の「外所(とん

ところ／とんどころ)地震」による津波は、延岡市付近で３～４ｍ、宮崎市付近で４～５ｍ、志布志湾付近で２～３ｍと推定されている。

ウ　宝永地震津波

宝永４年 10 月(1707 年 10 月 28 日)のマグニチュード８超の東海・東南海・南海連動型の地震による津波で大分や宮崎では死者や多くの家屋の流失の記録があり、津波高は３～４ｍと推定されている。

地震で潮水が大いに溢れ、[西之表市太平洋側の]現和村の庄司浦で人家が十軒流失したとの記録(種子島家の家譜)があり、種子島北部での津波高５～６ｍとした論文(羽鳥、1985)がある。

⑵　桜島沖海底噴火に伴う津波

ア　安永８年 10 月１日(1779 年 11 月９日)から桜島の噴火の際、島の北東側に１年程で９島(その後の合体や浸食により現存は４島)が生成したが、海底噴火による津波が安永９年７月６日(1780 年８月６日)以降記録されている。

イ　安永９年８月 11 日(1780 年９月９日)は、浪が上がること三丈[９ｍ]ほど、[島の西部で城下側に突き出した袴腰北部の]小池浜辺りで二丈[６ｍ]ほどで、10 月４日(10 月 31 日)も大浪上がるとの記録がある。

大波で(福山町など)近くの町や田や人家等に被害を与え、城下にまで高汐が上がり、海辺の侍屋鋪並びに町家を破壊したところが多く、屋鋪 417 箇所・家 798 軒・石垣２㎞ 等の被災と人的報告はなかったことが幕府に報告されている。

ウ　安永 10 年３月 18 日(1781 年４月 11 日)、高免村の前にできた島が燃え上がり、泥を噴き上げる量が膨大で、津波の上がる規模が大きく、白浜村の男５人・女１人が波にさらわれ亡くなり、谷山からの漁師３人死亡・４人不明という記録の分や噴出物による被災者を含むと思われる死者８人・行方不明者７人の幕府への報告がなされている。

３　災害の想定

津波災害対策の策定に当たっては、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の津波や地震災害の発生状況を考慮するとともに、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成 26 年２月)で明らかにされた各種被害の想定結果を踏まえたものである。

なお、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成 26 年２月)では、可能な限り定量的な被害数値が算出されているが、これらの作業は、有史以来近年に至る地震の発生履歴や本県の地震環境の特性を踏まえ、発生の可能性の高い複数の地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを設定して行われたものである。

しかしながら、本想定は一定の仮定を置いて算出した結果であり、今後、活断層調査等が進められ、県の地震環境がより詳しく解明されれば、想定条件が変わる可能性もあり、また、現実の災害時には、これらとは異なる被害状況となることもあり得るため、想定結果の数値のみを固定的に捉えないよう留意する必要がある。

⑴　津波をもたらす想定地震等の概要

津波をもたらす地震等の大きさは、鹿児島県地域防災計画策定上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に想定され、鹿児島県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方に基づき検討されたものである。

・地域における過去最大級の地震と同レベル以上の地震（基本はＭ７又はＭ８）
・可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定
・本県への影響及び地震等発生の可能性を考慮
（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
・国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、再検討可能な想定
・県内全市町村の直下にマグニチュウド６クラスの地震を想定

以上の考え方に基づき設定された想定地震源等の概要は、次のとおりである。

番号	想定地震等の位置	気象庁マグニチュード(Mj)	モーメントマグニチュード(Mw)	震源断層上端の深度（km）	津波
1	鹿児島湾直下	７．１	６．６	３	○
2	県西部直下(市来断層帯近辺)	７．２	６．７	１	○
3	甑島列島東方沖（甑断層帯近辺）	７．５	６．９	１	○
4	県北西部直下(出水断層帯近辺)	７．０	６．５	３	―
5	熊本県南部(日奈久断層帯近辺)	７．３	６．８	３	○
6	県北部直下(人吉盆地南縁断層近辺)	７．１	６．６	２	―
7	南海トラフ（４連動） (東海・東南海・南海・日向灘)	―	地震：９．０ 津波：９．１	１０	○
8	種子島東方沖	―	８．２	１０	○
9	トカラ列島太平洋沖	―	８．２	１０	○
10	奄美群島太平洋沖（北部）	―	８．２	１０	○
11	奄美群島太平洋沖（南部）	―	８．２	１０	○
12	桜島北方沖(桜島の海底噴火)	―	―	―	○
13	桜島東方沖(桜島の海底噴火)	―	―	―	○

（注）気象庁マグニチュード（Mj）とモーメントマグニチュード（Mw）について
断層による内陸の地震（番号 1～6）は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュー（Mj）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。プレート境界の海溝型の地震（番号 7～11）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。

⑵　想定される津波の概要

平成 25 年３月に鹿児島県が取りまとめた「鹿児島県地震等災害予測調査中間報告（災害想定の概要)」による本市に係る津波の想定結果は、次のとおりである。

番号	想定地震等の位置		想定地震の最大震度	垂水市		
				津波到達予定時刻（分）		最大津波高(m)（地殻変動考慮）（初期潮位 1.44T.P.m を含む)
				津波の高さ+１m	最大津波	
1	鹿児島湾直下		６強	―	３４	２．３５
2	県西部直下(市来断層帯近辺)		５弱	―	―	―
3	甑島列島東方沖(甑断層帯近辺)		4	―	―	―
4	県北西部直下(出水断層帯近辺)		4	―	―	―
5	熊本県南部(日奈久断層帯近辺)		4	―	―	―
6	県北部直下(人吉盆地南縁断層近辺)		4	―	―	―
7	南海トラフ（４連動）	(CASE　５)（四国沖～九州沖）	５強～６弱	１０１	３４１	３．２６
		(CASE　11)（室戸岬沖～日向灘）		１０２	３５５	３．２９
8	種子島東方沖		６弱	―	１４５	２．３４
9	トカラ列島太平洋沖		５弱	１５５	１５５	２．５１
10	奄美群島太平洋沖（北部）		3	―	１９９	１．９１
11	奄美群島太平洋沖（南部）		3	―	１８９	１．８２
12	桜島北方沖（桜島の海底噴火Ａ）	牛根境	―	5	5	５．８２
		二川	―	6	7	３．２４
		牛根麓	―	7	１５	２．７９
		垂水港	―	―	１９	１．８４
13	桜島東方沖（桜島の海底噴火Ｂ）	牛根境	―	2	2	９．４０
		二川	―	2	2	７．６４
		牛根麓	―	2	2	７．６８
		垂水港	―	―	１５	１．８４

（注）津波の計算条件は以下のとおり。

・計　算　時　間：津波が発生してから６時間

・堤　防　条　件：堤防なし。

・地殻変動条件：地盤の隆起・沈降量を考慮、ただし陸域の地盤が隆起する場合は防災上危険側を考える観点から隆起しないものとして評価

・初期潮位条件：県内の検潮所（験潮所）において観測された 10 年間（2002 年１月～2011 年 12 月）の塑望平均満潮位（垂水市の初期潮位：1.44m（東京湾平均海面（T.P）からの高さ））

⑶　被害の想定

本市沿岸部は、標高５ｍ未満の地域が散在しており、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成26年2月)に示された南海トラフの巨大地震に伴う最大津波高約３．５ｍを想定した場合、国道220号線より海岸側に位置する住家等は、損壊・流失、もしくは浸水被害の可能性が大きいなお、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成26年2月)による本市の最大被災ケースにおける被害想定は、次のとおりである。

・被害想定の前提条件

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼12時	・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞在者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ダッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支援による影響が大きい。

・その他

・被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

・堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。

ア　建物被害

津波による建物被害は想定されない。

イ　人的被害

最大被災ケース		津波被害者数
想定地震等	季節・時刻	
桜島の海底噴火（桜島東方沖）	冬・深夜	520

ウ　ライフライン等被害

⑺　地中埋設管及び配電柱・電話柱被害

鹿児島県内における上水道・下水道・ガスの地中埋設管、配電柱、電話柱の被害箇所数をみると､各施設とも､鹿児島湾直下想定地震の被害が最も大きくなることが予測されている。

したがって、本市においても、本市に係る想定地震の中で最も近い当該想定地震の被害が最も大きくなることが予測される。

⑴　道路及び鉄道施設被害

道路、鉄道施設とも、主に盛土と切土で被害が発生し、想定地震ごとの被害発生路線に局地性があると予測され､鹿児島湾直下想定地震のケースが最も大きくなると予測されている。したがって、本市においても、本市に係る想定地震の中で最も近い当該想定地震の被害が最も大きくなることが予測される。

⑼　港湾・漁港施設被害

港湾の被害は、震源に近い港湾で使用できない岸壁の延長の割合が５割を越え、想定地震ごとの被害発生施設に局地性があると予測され、鹿児島湾直下想定地震のケースが最も大き

くなり、鹿児島湾に面した港湾・漁港の４割が被害程度も高くなると予測されており、海上輸送等が非常に困難となることが予想されている。したがって、本市においても、本市に係る想定地震の中で最も近い当該想定地震の被害が最も大きくなることが予測される。

エ　火災被害

鹿児島湾直下想定地震のケースで出火・焼失数が最も多くなると予測されている。したがって、本市においても、本市に係る想定地震の中で最も近い当該想定地震の出火・焼失被害が最も大きくなることが予測される。

オ　生活支援・防災活動上の障害

震源に近い地域では、交通施設の直接被害や交通渋滞等により移動・輸送に大きな障害が発生することが予想される。また、住宅の喪失・一部破損やライフラインへの被害による居住の制約、さらに食糧・飲料水・物資、電気、通信、教育などの制約が発生することが予想される。

カ　その他参考となるデータ

平成 24 年度版鹿児島県地域防災計画に示された津波を誘発する想定地震ごとの鹿児島県全体の各被害の想定は、次のとおりである。

想定項目＼想定地震		鹿児島湾直下	日向灘	奄美大島近海
建物被害（棟）	大破	17,542	3,452	4,146
	中破	65,593	14,431	7,034
ライフライン等被害（箇所）	上水道	8,460	939	1,734
	下水道	403	6	147
	ガス管	8,656	9	302
	配電柱	1,795	80	304
	電話柱	2,050	41	153
	道路	314	173	38
	鉄道	75	33	0
	出火	276	84	96
	焼失（延焼を含む）	1,242	3	41
人的被害（人）	死者 倒壊焼失	1,664	257	98
	死者 津波	0	0	17
	負傷者	11,898	2,845	1,916
	要救出者	334	57	84
	避難者	43,182	4,074	9,781
	断水世帯(世帯)	374,342	43,041	36,310

第２節　津波災害防止対策の推進

津波対策については、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波に関する知識向上と意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波に係る災害危険を解消するための事前対策を検討していく。

１　津波に強いまちづくり

⑴　市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね５分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

⑵　県は、津波災害のおそれのある区域について各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を設定する。

県及び市は、当該津波浸水想定を踏まえて施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、整合的な施設整備に努める。

⑶　県及び市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

⑷　県及び市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

⑸　県及び市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

⑹　県及び市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

⑺　市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

⑻　市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

⑼　市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

⑽　津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

⑾　市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

⑿　県及び市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、 生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

⒀　県及び市は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

⒁　県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のア

クセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

⑮　県及び市は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

2　津波災害の防止対策

⑴　海岸保全施設の整備方策

県は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施している。市は、今後とも、引き続き、海岸保全施設の整備を国・県へ要望していく。

⑵　海岸保全施設の耐震化・液状化対策

市は県と連携し従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、地震及び津波災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討等を行う。

⑶　標高マップの作成、配布

市沿岸部全域の標高マップを作成、沿岸部居住の市民に配布し、津波襲来時の避難に役立てる。

⑷　標高標識の整備

道路及び避難経路沿いに標高を示す標識を設置して市民等に周知することにより、津波襲来時の避難に役立てる。

3　津波災害危険予想地域の把握

⑴　津波被害予測調査結果等の周知

鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成26年2月)による本市に係る想定される津波の概要は、第１節第３項「災害の想定」に示したとおりであり、海岸線付近を中心に甚大な被害が予想される。このため、沿岸住民に対し周知するよう努める。

⑵　津波危険の把握

市は、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成 26 年 2 月)や国の機関等の津波関連調査の結果を踏まえ、過去の災害記録等も活用しつつ、被害が予想される市の津波災害危険予想地域を把握するため、必要に応じ、以下の内容を調査するように努める。

ア　沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
イ　避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
ウ　指定避難場所等の配置状況や堅牢度等の調査
エ　指定避難場所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
オ　その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、非難階段の有無）
カ　危険区域内に居住する住民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討
キ　過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

4　津波災害に対する広報・避難体制の整備

⑴　避難の勧告指示の伝達・広報体制の整備

津波に関する予警報が発表された場合は、防災行政無線や消防車による伝達を行うものとする。

⑵　津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する区域や港湾敷地の浸水等の被害も予想されることから、これらの地域については重点的に避難体制をとるものとする。

5　津波災害に関する意識啓発の推進

⑴　各種広報媒体を活用した津波広報

市は、広報紙等の広報媒体を活用し、市民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。

⑵　津波災害に関する知識の普及

日頃から津波に対する次のような注意事項を繰り返して周知する。

ア　震度４程度以上の地震を覚知したとき、または弱い地震であってもゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ　ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて正しい情報を入手する。

ウ　地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

エ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

⑶　自主避難の啓発

津波については個人による自主避難行動が重要であることから、その啓発に努める。

第３節　農業災害の防止対策

１　農地防災・保全施設の整備

本市は海岸線に近いところに耕作地が多く分布し、津波が発生した場合には、海岸線近くの耕作地で浸水、災害廃棄物の流入による被害が多発し、農地、農業用施設、農作物、人家等に被害が及ぶおそれがある。これらの被害を防止、軽減するために、浸水防止のための土手の構築、排水路、ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い農村地域の災害発生防止に努める。

特に被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、県と連携を図りながら、関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

２　被害想定区域や避難場所等を地図化したハザードマップの整備

防災重点農業用ため池等の農業水利施設については、万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第４節　建築物の安全化

１　県、市及び施設管理者は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

２　県及び市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

３　県及び市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第５節　施設等の災害防止対策の推進

上下水道、電力、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設等は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが津波により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救急等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、津波災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、施設の災害防止対策を推進する。廃棄物処理施設につい

ては、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

１　緊急輸送道路ネットワークの形成

津波襲来直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

２　道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、津波襲来に伴い道路上に散乱した車両、倒壊物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を早期に回復できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第６節　災害危険物等事前措置計画

本計画は、災害が発生するおそれがあるとき、災害危険物等に対する管理者(占有者及び所有者を含む。以下同じ。)の保管措置について確認し又は指示し、災害発生を防止しようとするものである。

１　実施責任者

災害危険物等の保管措置に関する指示等については市長が行う。(災害対策基本法第 59 条）担当は、土木対策部と消防対策部が協力して行う。

２　管理責任者

災害危険物等の管理者は、災害警報等が発令されたとき、管理する危険な設備又は物件等の保安措置について再確認し、保安について更に万全の措置を講ずるものとする。

３　市長の指示等

⑴　保安措置の確認

災害危険物等による災害が発生するおそれがあるときは、特に必要と認める災害危険物等の保安措置について確認するものとする。

⑵　保安措置の指示

⑴ 項により災害危険物の保安措置が十分でないと認めるときは、管理者に対し保安措置を十分とるよう指示するものとする。この場合、特に必要があると認めるときは、鹿屋警察署長及び鹿児島海上保安部長に対し保安措置に関する指示を行うよう要請するものとする。

⑶　指示等の方法

指示は、各指示者がその組織内で編成する巡視要員等により行うのものとする。

⑷　指示等の期間

指示等は、災害警報発令により必要な時間行うものとする。

⑸　指示等の内容

指示等は危険物等による災害の防止に必要と認められる補修、補強、移転 、除去、使用の停止処理、整理、移動、撤去等の措置について行うものとする。

(注)　災害危険物の種類は、次のとおりである。

がけくずれのおそれのある土地、風害をおこすおそれのある広告物、煙突類、農業用ため池、電気関係施設、火薬類、石油、高圧ガスおよび放射性物資等。

第７節　津波防災研究成果の活用

市は、関係研究機関の津波及び津波防災に関する研究に協力するとともに成果の活用に努める。

１　重要防災基幹施設等の防災性能

津波による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性等について県の協力を得て調査研究に努める。

２　地域危険度の把握

市は、地域の災害危険性を関係研究機関の研究成果により把握し、防災マップ等の作成に努める。

【迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】

津波災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。ここでは、このような震災応急活動体制への事前の備えについて定める。

第８節　防災組織の整備

津波が発生し襲来した場合、その津波に巻き込まれ人命の喪失をはじめ、家屋の倒壊流失、火災、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による防災力向上を図る。

１　応急活動実施体制の整備

⑴　職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

このため、実情に応じ専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話などの参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、以下の対策を推進する。

⑵　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、平常時から特に次の点について習熟する。

ア　動員配備・参集方法

イ　本部の設営方法

ウ　防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

２　平常時の連絡調整体制の整備

⑴　情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、

平常時から、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

⑵　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

ア　市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

イ　市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常無線通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

３　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

⑴　連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

⑵　自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

４　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

⑴　市及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

⑵　特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

５　「大隅地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」

大隅地域の県管理河川で発生しうる大規模な浸水害に備え、鹿児島県、気象庁、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するため設立された。

⑴　位置付け

水防法第 15 条の 10 の規定に基づき「大隅地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）として組織され、都道府県大規模氾濫減災協議会に位置付けられる。

⑵　目　的

「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、市町村等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、かつ計画的に推進することにより、大隅地域の県管理河川流域において、洪水氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

⑶　構　成

垂水市、鹿屋市、曽於市、志布志市、大崎町、錦江町、南大隅町、肝付町、鹿児島県、大隅地域振興局、国交省大隅河川国道事務所、鹿児島地方気象台

⑷　対象河川

本城川、雄川、その他大隅地域の県管理河川流域における一級河川大淀川及び二級河川を対象とする。

⑸　取組、実施事項

ア　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

イ　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び大隅地域の県管理河川流域の水害に強い地域づくりを実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

ウ　毎年、開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

エ　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第９節　通信・広報体制（機器等）の整備

大地震に伴う津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

１　通信施設及び機器の整備

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）設備の保守整備に努める。

また、既存の防災行政無線の後継機器として、コミュニティＦＭ放送の整備を推進する。

２　通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われる様に、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

⑴　通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

⑵　通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

３　関係機関の通信手段の活用

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

４　広報体制の整備

大規模な災害発生時に放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオ(コミュニティＦＭ放送を含む。)を通じて市民に提供するため、緊急情報提供システム、Ｌアラート(災害情報共有システム)を効果的に活用する。また、インターネット(県庁ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Ｗｅｂ)やＬアラート(災害情報共有システム)、緊急速報(エリアメール等)、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。。

第 10 節　消防体制の整備

津波災害が発生し、その後の津波襲来のおそれがなく消防活動が可能な状況になった場合、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、津波襲来を考慮した、消防活動の組織、方法及び関係機関との救助・救急体制を含めた協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに装備、資機材等の整備を推進するとともに、資機材の高台への搬送要領、高台の消防活動拠点の設定等についても検討を進める。また、津波による大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

第 11 節　避難体制の整備

津波災害時には、数多くの地域で多くの住民が避難する事態が予想される。このため、災害時における市長等の避難指示権者が行う避難指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避所について必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

特に、浸水想定区域については、その伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、総合防災マップの配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

⑴　指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。なお、避難路についても浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

⑵　指定避難所等

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者

を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等(県立学校については県教育委員会)の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

２　指定避難所の整備

⑴　市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、冷暖房、照明等の整備に努めるものとする。市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

⑵　指定避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

⑶　指定避難所における救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者にも配慮した避難実施に必要な施設・設備についても整備に努め、被災者による被災情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備に努める。

⑷　指定避難所において停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

３　避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これらの物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

４　避難体制の整備

⑴　災害危険箇所の警戒体制の確立

市は、津波警報・注意報、津波情報、津波予報（以下、「津波警報等」という。）が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

⑵　津波の浸水想定区域内の避難体制の確立

市は鹿児島県津波浸水想定に基づき、津波浸水想定区域内における警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

⑶　避難指示等・誘導体制の整備

ア　基本方針

市長は、津波の発生に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊

急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、津波災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

イ　市長が行う避難指示等は、「避難指示等に関するガイドライン」を踏まえて行う。

ウ　市長以外の避難指示権者は関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ避難指示等を行う。

エ　市長は関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

オ　避難指示等の基準の策定

(ｱ)　市長は、災害の種類、地域、その他により異なるが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(ｲ)　国及び県は、市に対し避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(ｳ)　県は、市に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行うものとする。

カ　避難指示等の実施要領

(ｱ)　市長以外の避難指示権者が避難指示等を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、市長に通知する。

(ｲ)　市長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難指示等を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課及び大隅地方振興局）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

⑷　避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は(以下略)

イ　災害の種類、危険地域(以下略)

ウ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員を配置し、車両による移送などの方法を講じておく。

⑸　自主避難体制の整備

ア　市は、各種災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。

イ　自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

ウ　住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、市や防災関係機関に連絡するものとする。

※　指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い、市町村が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、市町村の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また身近な施設を利用す

るため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市町村は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について要すれば検討を行うものとする。

⑹　広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

⑺　避難指示等の伝達方法の周知

ア　避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

(ｱ)　関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

(ｲ)　サイレン、鐘による伝達

(ｳ)　防災行政無線による伝達

(ｴ)　広報車等の呼かけによる伝達

(ｵ)　報道機関を通じて行うテレビ、ラジオ(コミュニティＦＭ放送を含む。)、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、地上デジタル放送、有線放送、電話等の利用による伝達

イ　伝達方法の周知

市長は、津波浸水想定区域での避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから津波浸水想定区域内の住民に周知徹底を図る。

ウ　津波浸水想定区域における津波警報等の伝達

市は津波浸水想定区域内の要配慮者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように津波警報等の伝達方法を定めるものとする。

エ　伝達方法の工夫

市は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

5　要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、次の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府:25.8)や「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」(鹿児島県:26.2)を参考に作成した「垂水市避難行動要支援者避難支援等プラン」(27.10.29)に基づき、次の点に留意し地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

⑴　避難指示等の伝達体制の確立

市は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、津波浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市町村地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めることが義務づけられている。（水防法第 15 条の３、土砂災害防止法第８条の２）

⑵　地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

⑶　要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

6　避難訓練

市は、自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、各種災害を想定した避難訓練を実施する。

7　各種施設における避難体制の整備

⑴　学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

市長及び教育長は、市内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、整備しておく。

ア　集団避難計画の作成

(ｱ)　教育長は、市内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

(ｲ)　児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

(ｳ)　災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

イ　避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

ウ　避難誘導体制の強化

(ｱ)　避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるようにあらかじめ連絡網を整備しておく。

(ｲ)　学校長等は、概ね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

a　災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法
b　避難所の指定
c　避難順位及び避難所までの誘導責任者
d　児童生徒等の携行品
e　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

⑵　社会福祉施設や病院等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」（寝たきりの高齢者や障害者、重症患者、妊産婦、新生児、乳幼児等）が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている。（水防法第 15 条の３、土砂災害防止法第８条の２）

ア　避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努めるものとする。

イ　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ　設備の整備・物資の確保

社会福祉施設や病院等の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

エ　防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

⑶　不特定多数の者が出入りする施設における避難体制等の整備

ア　防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

イ　組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

ウ　緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

エ　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

８　避難所の開設、収容体制の整備

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

⑴　避難所の開設・収容体制

ア　避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた市長が行う。市長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

イ　福祉避難所等の確保

市は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力を得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

ウ　適切な避難所収容体制の構築

市は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Ｗｅｂや市独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。また、市は指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

⑵　避難所の運営体制の整備

市は、避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成 29 年９月、鹿児島県）、「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和３年８月改定）及び「避難所における感染症対策マニュアル（新型コロナウィルス感染症拡大防止を踏まえた避難所運営）」（令和２年６月１日：垂水市）に基づき、避難所の管理運営体制の整備に努める。

市はマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感

染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

⑶　避難所の生活環境改善システムの整備

市は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

⑷　避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

9　津波避難計画の策定

津波発生時の避難を円滑に行うため、津波による浸水が想定される地域においては、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

⑴　津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。

⑵　津波避難計画の検討に当たっては、住民、自主防災組織、ＮＰＯ法人、消防機関、警察等の多様な主体の参画を得て実施する。

⑶　地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。

⑷　津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。

⑸　津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。

ア　津波浸水予想地域、津波到達時間
イ　避難対象地域
ウ　避難先（避難目標地点、避難場所、避難ビル）及び避難経路（避難路、避難経路）
エ　避難困難地域
オ　初動体制
カ　津波情報の収集・伝達
キ　高齢者等避難・避難指示の発令
ク　津波防災教育・啓発
ケ　津波避難訓練の実施
コ　その他留意点【資料編「垂水市津波避難計画」参照】

10　避難誘導体制の整備

⑴　市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

⑵　市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

⑶　市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保

育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

⑷　市は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第 12 節　複合災害体制の整備

市及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

また、市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第 13 節　救助・救急体制の整備

津波や地震時には、浸水、建物倒壊、火災等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

１　救助・救急体制の整備

津波や地震時には、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、市は救助・救急体制の整備に努める。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

⑴　市（常備消防を含む）の救助・救急体制の整備

ア　常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ　市は予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討する。

ウ　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ　傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ　地震・津波災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

⑵　救助の実施体制の構築

市は県と災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

２　救助用装備・資機材等の整備

⑴　水防関係

ア　水防資材、器材の備蓄場所と数量は、水防計画による。

イ　実施予定時期：毎年４月中に行う。

ウ　実施要領

各倉庫に資材、器材受払簿を点検し、不用若しくは使用に耐えないものがあるときは、返納の手続きをとり、また不足するときは水防計画に基づいて補充する。

⑵　消防関係

消防計画により実施する。

【住民の防災活動の促進】

津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、市は県と連携し、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組により、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

１　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

２　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

３　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

４　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第 14 節　防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。市民は自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から津波に備えるとともに、津波に関する防災訓練や各種防災知識の普及・啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働するものとする。

また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市と連携・協働し、市民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。このため、市及び関係機関は、自主防災思想の普及・徹底を図るものとする。さらに、市は、津波災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努め、また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第 15 節　防災知識の普及・啓発

津波災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、津波に係る災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ津波に関する防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、津波防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波災害に関する防災教育を実施する。

また、市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、市民への避難場所、避難所及び避難経路等の事前確認の重要性、津波情報等の積極的入手と早期判断による早めの自主避難の重要性について周知に努める。

なお、防災知識の普及・啓発の推進に当たっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。

1　市民への防災広報等による防災知識の普及・啓発

⑴　普及の方法

防災知識の普及は、防災週間や防災関連行事等において、次の媒体を利用して行うほか、労働安全・交通安全等災害対策安全運動の一環として各対策実施機関の対策内容に応じた災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高めるとともに、防災知識の普及を図るものとする。なお、普及に際しては、要配慮者の地域における支援体制の整備や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行うものとする。

ア　広報誌（市報たるみず)、その他印刷物の発行

イ　防災行政無線

ウ　広報車の巡回

エ　地区別講習会の開催

オ　県防災研修センター

カ　市ホームページ、その他（新聞、ラジオ、テレビ）

⑵　実施内容

ア　住民等の責務

(ｱ)　市民及び事業者

a　自ら災害に備えるための手段を講じること

b　自発的に防災活動に参加すること

(ｲ)　自主防災組織

(ｳ)　自らの組織を活用して、地域における防災対策を行うこと

(ｴ)　自発的に防災活動に参加するとともに、市及び防災関係機関と連携、協働すること

イ　地域防災計画の概要

ウ　災害予防措置

(ｱ)　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(ｲ)　家庭での予防・安全対策

a　災害に備えた「最低３日、推奨１週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

b　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

c　負傷防止や避難路確保の観点からの家具等の転倒防止対策

d　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(ｳ)　出火防止、初期消火等の心得

(ｴ)　家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

(ｵ)　緊急避難場所や避難所での行動

(ｶ)　災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(ｷ)　災害危険箇所の周知

(ｸ)　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(ｹ)　負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(ｺ)　船舶等の避難措置

(ｻ)　農作物の災害予防事前措置

(ｼ)　その他

エ　災害応急措置

(ｱ)　災害対策の組織、編成、分掌事務

(ｲ)　災害調査及び報告の要領、連絡方法
(ｳ)　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
(ｴ)　災害時の心得
ａ　災害情報の聴取並びに聴取方法
ｂ　停電時の照明
ｃ　非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
ｄ　屋根・雨戸等の補強
ｅ　排水溝の整備
ｆ　初期消火、出火防止の徹底
ｇ　避難の方法、避難路、避難場所の確認
ｈ　高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援
(ｵ)　その他

オ　災害復旧措置
家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

カ　被災地支援

キ　その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

⑶　普及の時期
普及内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

2　学校教育・社会教育等における防災知識の普及・啓発

幼稚園、保育園、小・中・義務教育学校、高等学校における学校教育等は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜、訓練や講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫してつつ実施する。また、市は、各学校等において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災センター（防災出前講座を含む。）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。いずれの場合も、台風や豪雨等の気象現象等に関する基礎知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

3　旅行者等への防災知識の普及

市は、観光関係の事業者等を通じて、垂水市を訪れる旅行者等に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、ビジターセンター、大規模災害の遺構であるジオパーク等を通じて、大規模災害履歴についての知識の普及を図るとともに、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

4　災害教訓の伝承

市は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第 16 節　防災訓練の効果的実施

津波災害に対して各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、津波の種類（高さ）及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

１　防災訓練の目標・内容の設定

⑴　防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、市、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

⑵　訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

ア　動員訓練、非常参集訓練
イ　通信連絡訓練
ウ　水防訓練
エ　避難訓練
オ　医療・救護訓練
カ　給水・給食（炊飯）訓練
キ　輸送訓練
ク　消防訓練
ケ　広域応援協定に基づく合同訓練
コ　流出油災害対策訓練
サ　その他必要な訓練

２　訓練の企画・準備

⑴　訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件（異常乾燥、強風等）等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

⑵　訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討して行う。

⑶　訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、鹿屋警察署垂水幹部派出所に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し、協力を得る。

３　訓練の方法

市は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等による被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等につ

いて具体的な設定を行い、市消防、自衛隊等の防災関係機関と協力する。

また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常無線通信協議会、民間企業、ＮＰＯ法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練になるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

⑴　市等が行う訓練

市は、市域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

ア　訓練内容

(ｱ)　消防訓練
(ｲ)　通信訓練
(ｳ)　水防訓練
(ｴ)　避難訓練
(ｵ)　救出訓練
(ｶ)　救助訓練
(ｷ)　炊き出し訓練

イ　非常通信訓練

市は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

ウ　避難訓練

(ｱ)　市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を毎年１回以上実施する。
(ｲ)　市教育委員会及び市内小・中・義務教育学校は、それぞれ定める避難計画に基づき、各学校の避難訓練を毎年１回以上実施する。
(ｳ)　市長は社会福祉施設、宿泊施設、公民館等多数の人が集合居住する施設の管理者に対し避難計画の作成、訓練実施について指導を行う。施設の管理者は、避難計画に基づき適宜、避難訓練を実施する。

エ　急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

オ　水防訓練

(ｱ)　時期
毎年雨期前に行う。
(ｲ)　場所
河畔又は海岸
(ｳ)　参加者
消防署職員、消防団員、土木対策部職員、その他関係者
(ｴ)　訓練内容
水防計画により実施する。

カ　消防訓練

消防計画により実施する。

⑵　その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

⑶　事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、市、消防機関そ

の他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、毎年１回以上の避難訓練（図上訓練を含む）を実施するように努める。

⑷　広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

４　訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第 17 節　自主防災組織の育成強化

津波災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく、地区の住民や事業所・企業・団体等の自主的な防災組織が必要である。

このため、市は津波災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地区住民、事業所・企業・団体等による自主防災組織の育成強化を図る。

１　自主防災組織の組織化の促進

⑴　自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

ア　津波による浸水の危険のある地区

イ　家屋密集等消防活動困難地区

ウ　高齢化の進んでいる過疎地区

エ　その他危険地区

⑵　自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることにかんがみ、次の事項に留意する。

ア　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

⑶　自主防災組織の組織づくり

振興会等の既存の組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

ア　振興会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ　振興会の自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ　企業・団体等の既存の防火計画を発展させて防災力の強化を図り、防火管理者等をリーダーとして、組織として位置付ける。

２　自主防災組織の活動の推進

⑴　自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び活動計画を定める。

⑵　自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア　平常時の活動

(ｱ)　防災に関する知識の普及
(ｲ)　防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
(ｳ)　情報の収集伝達体制の確立
(ｴ)　火気使用設備器具等の点検
(ｵ)　防災用資機材の備蓄及び点検等
(ｶ)　浸水危険地区の掌握・点検

イ　災害発生時の活動

(ｱ)　地域内の被害状況等の情報収集
(ｲ)　住民に対する避難指示等の伝達、確認
(ｳ)　避難誘導
(ｴ)　救出・救護の実施及び協力
(ｵ)　出火防止及び初期消火
(ｶ)　炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第 18 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第 19 節　防災ボランティアの育成強化

津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

１　防災ボランティアとの連携体制の整備

市は、平常時から、地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

⑴　防災ボランティア活動参加啓発及び知識の普及

市は、平常時から、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

⑵　防災ボランティアの登録、把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努め

るとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

⑶　大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

３　ボランティアの種類と活動内容

市がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。また、ボランティア活動のすべてを市において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

⑴　一般労力提供型ボランティア

ア　炊き出し、物資の仕分・配給への協力
イ　避難所の運営への協力
ウ　安否情報、生活情報の収集・伝達
エ　清掃等の衛生管理

⑵　専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

ア　災害支援ボランティア講習修了者
イ　アマチュア無線技士
ウ　医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
エ　建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
オ　船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
カ　通訳(外国語、手話)

第 20 節　防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動や訓練を行うよう促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意工夫をしていく。また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第 21 節　事業所等の自主防災体制の強化

１　事業所・企業・団体等における自主防災組織等の設置

⑴　自主防災組織等の設置の指導

大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油ガス等の危険物を保有する場所等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自主防災組織等を設置するよう指導する。

⑵　自主防災組織等の設置対象施設

ア　大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う貯蔵所及び取扱所
ウ　多数の従業員がいる事業所等で、自主防災組織等を設置し、災害防止に当たることが効果的

である施設

⑶　自主防災組織等の設置要領

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第８条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所・企業・団体等相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

２　自主防災組織等の活動の推進

⑴　自主防災組織等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

⑵　自主防災組織等の活動の推進

ア　平常時

(ｱ)　防災訓練

(ｲ)　施設及び整備等の点検整備

(ｳ)　従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

(ｱ)　情報の収集伝達

(ｲ)　出火防止及び初期消火

(ｳ)　避難誘導・救出救護

第 22 節　要配慮者の安全確保

１　要配慮者の把握

市は、市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。特に、避難に当たって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

２　避難行動要支援者対策

⑴　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市は、地域防災計画に基づき、総務課と福祉課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

⑵　個別避難計画の作成

市は、地域防災計画に基づき、総務課と福祉課との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

⑶　避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

ア　市は、地域防災計画において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ　市は、地域防災計画に定めるところにより消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

ウ　市は、地域防災計画に定めるところにより消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

　また、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

オ　市は地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3　緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者が災害発生時に迅速･的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

4　防災設備・物資・資機材等の整備

⑴　市は、災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

⑵　社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧､飲料水､介護用品､医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

5　在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害にできるだけあわないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のた

めの地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。また、市は、地域包括ケアの拠点としての地域包括支援センターをはじめとして、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6　外国人対策

⑴　外国人への情報提供

外国人に対しては、外国人登録の際などに居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

⑵　相談窓口の開設

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行うよう努めるものとする。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。【公益社団法人 鹿児島県国際交流協会：鹿児島市山下町 14-50 電話:099-221-6620 FAX:099-221-6643】

7　観光客・旅行者対策

観光・宿泊施設等の事業者は、施設利用者の安全確保と避難体制の整備を図る。

第 23 節　業務(事業)継続計画の策定等

1　市の業務継続計画の策定

大規模な津波被害が発生した場合、その被害範囲は広範囲にわたり、災害発生直後から人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に極めて大きな制約を受ける可能性が高い。そうした状況下において、市としては、災害復旧・復興対策等の応急業務を迅速に実施するとともに、市民の生活を支えるための継続性の高い通常業務も併せて実施する必要がある。

このため、平常時に大規模災害の発生を想定し、その際の応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定し、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても適切な業務執行を行うことができるよう全庁的業務継続計画（ＢＣＰ）及びマニュアルの策定に努めるとともに、策定した計画については、必要に応じて継続的に見直し改善を図る。

2　企業防災の促進

⑴　企業による防災活動の推進

大規模な津波被害が発生した場合、企業においても業務を継続するための必要な資源に極めて大きな制約を受ける可能性が高いことは言うまでもない。そうした状況下において、企業がそれぞれの関係分野で市の災害復旧・復興対策等の応急業務を積極的に支援することが、地域の早期の災害復旧・復興を図るためには極めて重要である。

このため、地元企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、 事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン

の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、道路の冠水、瓦礫の散乱、更なる津波の襲来等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

⑵　市の支援

国（内閣府、経済産業省等）、県、市及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員にいたる職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市は国（内閣府、経済産業省等）及び県と連携して、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第２章　災害応急対策

【活動体制の確立】

津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第１節　応急活動体制の確立

津波災害の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。このため、特に発災直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は身の安全を確保しつつ自主参集に努める。

１　状況等に応じた活動体制の確立

市は市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。このため、市長は、自らを本部長として、市に「災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。また、災害対策本部が設置される前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で必要があると認めるときは、「災害警戒本部」を設置し、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など小規模な災害の発生に対処する体制をとる。なお、設置の時期及び活動内容は次を基準とする。

種　別	配備時期	活動内容
情報等収集体制	○震度３の地震が発生した場合 ○市域内に津波注意報が発令されたとき ○その他市長が特に必要と認めた場合	１　総務課安心安全係が、関係機関との連携により、各種情報の収集・配布を行う。 ２　事態の推移に伴い速やかに上位体制に移行しうる体制とする。
災害警戒本部	○震度４の地震が発生した場合 ○市域内に津波警報が発令されたとき ○その他市長が特に必要と認めた場合	１　各警戒部がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的災害等に対し応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 ２　事態の推移に伴い速やかに上位体制に移行しうる体制とする。
災害対策本部	○震度５弱以上の地震が発生した場合 ○市域内に大津波警報が発令されたとき ○その他市長が特に必要と認めた場合	各対策部が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。

２　活動体制

⑴　情報等収集体制

この体制は、気象情報その他の条件から状況の推移によっては、災害の発生が予測される場合に、災害警戒本部又は災害対策本部の迅速かつ適切な設置を図るため、気象情報等及び災害情報の収集伝達活動を行うため、防災担当職員等による情報等収集体制を確立する。

気象情報等収集体制の設置場所は、総務課長の指定する場所とする。

⑵　災害警戒本部の体制

ア　小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置する。

イ　災害警戒本部の組織

(ｱ)　本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(ｲ)　副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ｳ)　本部に各対策部及び部長を、各部に班及び班長を置く。

(ｴ)　本部会議は本部長、副本部長、各対策部長で構成する。

(ｵ)　各対策本部に対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

(ｶ)　その他の事項に関しては、「垂水市災害警戒本部規程」による。

ウ　災害警戒本部の廃止基準

災害警戒本部は、次の基準に該当する場合は廃止する。

(ｱ)　災害対策本部が設置された場合

(ｲ)　当該災害に対する応急対策等の措置が終了した場合

(ｳ)　災害が発生するおそれがなくなった場合

(ｴ)　市長が適当と認めた場合

⑶　災害対策本部の体制

災害対策本部の組織、編成、所掌事務及び災害対策要員の動員は、「垂水市災害対策本部規程」の定めるところによる。

ア　災害対策本部の組織

(ｱ)　本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(ｲ)　副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ｳ)　本部に各対策部及び部長を、各部に班及び班長を置く。

(ｴ)　本部会議は本部長、副本部長、各対策部長で構成する。

(ｵ)　各対策本部に対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

(ｶ)　その他の事項に関しては、「垂水市災害対策本部規程」による。

イ　設置場所

市役所庁舎（庁舎被災の場合は垂水市市民館に設置、垂水市市民館が被災の場合は、その都度、市長が災害対策本部設置場所を指示する。）

ウ　災害対策本部の廃止基準

本部長は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったと認めるときは、本部を廃止する。

エ　本部を設置又は廃止したときは、防災関係機関、住民に対し次により通知、公表するものとする。

<table>
<tr><th>通知・公表先</th><th>担当対策班</th><th>通知又は公表の方法</th></tr>
<tr><td>市各対策部長</td><td rowspan="3">総務対策部本部連絡班</td><td rowspan="3">電話その他迅速な方法</td></tr>
<tr><td>県（危機管理防災課
及び大隅地域振興局）</td></tr>
<tr><td>鹿屋警察署
垂水幹部派出所</td></tr>
<tr><td>放送機関</td><td rowspan="2">企画広報部広報班</td><td rowspan="2">防災行政無線、有線放送、広報車その他迅速な方法</td></tr>
<tr><td>住民</td></tr>
<tr><td>その他必要と認める機関</td><td>総務対策部本部連絡班</td><td>電話その他迅速な方法</td></tr>
</table>

⑷　現地災害対策本部の設置及び廃止

本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置することができるものとする。

現地対策本部は、「垂水市現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにする。

ア　本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ　本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を県・関係機関・住民に通知・公表するものとする。

ウ　現地本部に現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

エ　現地本部長は、災害対策本部と緊密な連絡をとりながら、本部長が指示した事務を行い、現地本部の事務を掌握する。

なお、現地本部長は、事態の推移等により本部長が指示した事務以外の事務を行う必要があると認められるときは、あらかじめ本部長の指示を受けるものとする。ただし、緊急を要し、本部長の指示を受けるいとまがないときは、自らの判断で必要な事務を行うものとする。この場合、速やかに本部長に報告するものとする。

オ　本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるときは、現地本部を廃止する。

3　垂水市災害対策本部と防災関係機関との協力系統

垂水市災害対策本部 代　32-1111 直　32-1097			
構成	市長部局 （監査、選管、議会、農委を含む）　32-1111 32-1097 新城支所　35-2001 牛根支所　36-2001 消防本部　32-1019 教育委員会　32-7211 32-0224		
		県 （県警察を含む）	鹿児島県災害対策本部　代　099-286-2111 直　099-286-2256 夜間　099-286-2256
			大隅地域振興局（大隅地域振興局本庁舎） 代　52-2083
			知事部局　代　099-286-2111
			教育長　代　099-286-2111
			鹿児島県警察本部　代　099-206-0110
			鹿屋警察署垂水幹部派出所　32-0110
		自衛隊	自衛隊鹿児島地方協力本部　099-253-8920
			陸上自衛隊第12普通科連隊　0995-46-0350
			海上自衛隊第１航空群　43-3111
		指定地方行政機関	鹿児島地方気象台　099-250-9913
			鹿児島海上保安部　099-222-6681
			国土交通省　九州地方整備局
			大隅河川国道事務所　65-2541
			垂水国道維持出張所　32-4751
			農林水産省　九州農政局
			鹿屋駐在所　43-3222
		指定公共機関及び指定地方公共機関	NTT西日本鹿児島支店　「0120-444-113」又は「113」
			九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所　0120-986-806
			鹿児島交通株式会社　鹿屋営業所　0994-65-2258
			いわさきコーポレーション株式会社 鴨池・垂水フェリー　垂水営業所32-0001
		公共団体	垂水漁業協同組合　32-1165
			牛根漁業協同組合　32-1389
			垂水市土地改良区　32-1111

4　津波対策

近地地震が日向灘や鹿児島県の近海で発生した場合、津波予報が発表される以前に津波の第一波が沿岸に到着することがある。また、チリ沖やインドネシア沖などで発生した大地震に伴う遠地津波の場合、津波が九州南部に到達するまでに概ね半日から１日程度の時間がある。

このため、日本近海での震度４以上の強い地震を感じた場合、あるいは、チリ沖やインドネシア沖などでマグニチュード７～８の大地震の発生を聴知した場合は、次の自衛措置をとる。

⑴　情報連絡要員（垂水市災害対策本部規程の各対策部班長）は、情報等の収集を行う。

⑵　非常参集要員は、身の安全を確保しながら直ちに市役所に参集し、被害状況等の情報を収集するとともに必要な措置をとる。

非　常　参　集　要　員			
総 務 課 長	企 画 政 策 課 長	財 政 課 長	税 務 課 長
生活環境課長	土　木　課　長	福 祉 課 長	保 健 課 長
農 林 課 長	水産商工観光課長	水 道 課 長	教育総務課長
総 務 課 職 員	余　白		

⑶　市長は、市役所庁舎内又は安全な市の施設内に警戒本部を設置し、情報の収集に努めるとともに、被害が甚大で必要と認められる場合は、災害対策本部を設置する。

⑷　市役所職員は、地震災害等により電話が不通となった場合で地震や津波の情報伝達ができない場合、テレビ放送等の情報を踏まえ職員自らが必要と判断した場合は、自発的に市役所に参集し、地域防災計画の所要の措置を講じる。

⑸　津波予報中枢から何等かの通報が届くまで、少なくとも３０分間は海面状態の監視を続けて津波の不意の襲来に備えるなど万全の対策をとる。

⑹　津波予報の発表状況をできるだけ早期に知るため地震発震後１時間以上その他のラジオ、テレビを視聴するように努める。

なお、停電の場合及び避難先での情報入手には携帯ラジオ等を利用する。

５　組織の確立

津波発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。このため、特に、市長は、避難措置実施の第一次責任者として適切な避難措置を講ずる。

なお、津波発生時に市長と連絡がとれない場合の職務権限順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	職　名
1	副　市　長
2	総 務 課 長
3	企画政策課長

津波により災害が発生した時は、第２編第２章第１節「応急活動体制の確立」の定めるところにより、直ちに垂水市災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を実施する。

なお、対策本部を設置する市役所庁舎が被災した場合は、垂水市市民館に設置することとし、垂水市市民館も被災して使用できない場合は、その都度、市長が災害対策本部設置場所を指示する。

⑴　現地対策本部

津波襲来により大規模災害が発生し、本部長が災害対策上特に必要と認めるときは 、現地対策本部を設置するものとする。

⑵　執務時間外における市職員の緊急動員

関係職員は、津波襲来から身の安全を守ることを最優先に行動するとともに、大規模災害が発生したことを知ったときは、「津波警報」解除後に直ちに登庁し配備体制につくものとする。

なお、市役所庁舎が倒壊・流失した場合は、市長が対策本部を設置した場所に向うものとする。

第２節　災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。このため、災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みであるときは、市長は速やかに知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

１　災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

（災害救助法第１３条、鹿児島県災害救助法施行細則）

２　災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる次に掲げる適用基準に該当する市において、現に救助を必要とする者に対して行う。

⑴　災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

⑵　次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき

ア　市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表の基準１号以上であること。

イ　県内において 1,500 世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準２号以上であること。

ウ　県内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ　市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（３号後段基準）

(ｱ)　当該災害が隔絶した地域発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

(ｲ)　被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

３　被災世帯の算定基準

⑴　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

⑵　世帯及び住家の単位

世帯：生計を一にしている実際の生活単位

住家：現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

⑶　住家の滅失等の認定

ア　住家が全壊・全焼、流失したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占

める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

イ　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

ウ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの、⑴及び⑵に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

（垂水市の災害救助法適用基準）

人 口（住民基本台帳に基づく人口：令和４年６月１日現在）	基　準	
	１号	２号
１３，７３９	５０	２５

４　市長に委任されている事務

⑴　避難所の設置
⑵　炊き出しその他による食品の給与
⑶　飲料水の供給
⑷　被災者の救出
⑸　学用品の給与
⑹　埋 葬
⑺　障害物の除去

５　市長にその都度委任される事務

⑴　応急仮設住宅の供与
⑵　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑶　医療
⑷　助産
⑸　被災住宅の応急修理
⑹　遺体の捜索・処理
⑺　輸送
⑻　労働力の確保及び供給

６　災害救助法の適用手続き

災害に対し、市における災害が、本節「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。（連絡先：危機管理課危機管理係ＮＴＴ回線：０９９－２８６－２２５５）

第３節　広域応援体制

津波による大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、市及び各防災関係機関独自では対処することが困難な事態が予想される。

このため市は、県、他市町村及び防災関係機関とあらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

１　消防機関の応援協力

市は、大規模な災害（地震に伴う火災を含む）が発生し、市の消防力だけれは災害応急対策を実施することが困難な場合で、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき迅速に応援要請を行う。なお、細部については消防本部の計画による。

２　県及び市町村相互の応援協力

⑴　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は、災害が発生し、市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア　市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し応援を求める。

イ　ア項の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等の人命に関わるような発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。また、災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

ウ　県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

⑵　県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。

⑶　市内所在機関相互の応援協力

災害が大規模となった場合、市は実施する応急措置について、市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等に、応援協力を要請する。

３　応援の受入れ体制の確立

市は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

４　防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積等を行う駐車場、広場等を一体的に備えた広域防災拠点の確保に努める。また、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第４節　自衛隊派遣要請計画

津波が発生した場合、被害は広範囲に及び市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想されることは、前節で述べたとおりである。このため、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣が、効率的かつ迅速に行われるよう、災害派遣と受入体制を整える。

１　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

⑴　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
⑵　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
⑶　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
⑷　災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
⑸　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
⑹　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
⑺　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続き

⑴　災害派遣の要請の要求

災害から市民の生命、財産、を確保するため、市長が必要と認めたとき、県知事に災害派遣の要請を要求する。また県知事は、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要望により行う。この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

市長は、通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知しなければならない。

⑵　災害派遣要請の要求手続

ア　市が行う災害派遣要請の要求手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって知事に要求する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

(ｱ)　災害の情況及び派遣を要請する事由
(ｲ)　派遣を希望する期間
(ｳ)　派遣を希望する区域及び活動内容
(ｴ)　その他参考となるべき事項

イ　知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、資料編「様式：自衛隊災害派遣要請」）に示した依頼文書に必要事項を記入し、その活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ウ　県知事への災害派遣要請要求の連絡場所

県担当部局	主管課	所在地	電話番号（直通）
危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番１号	099-286-2256
総務部	人事課		099-286-2045
県民生活局	生活・文化課		099-286-2518
環境林務部	環境林務課		099-286-3332
保健福祉部	保健医療福祉課		099-286-2662
農政部	農政課		099-286-3091

土木部	監理課	鹿児島市鴨池新町10番１号	099-286-3488
	河川課		099-286-3586
商工労働水産部	商工政策課		099-286-2929
教育委員会	総務福利課		099-286-5190
出納室	会計課		099-286-3765
警察本部	警備課		099-286-0110

エ　県知事への災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知する。

オ　要請先（指定部隊等の長）

自衛隊法第83条第１項及び第２項の規定により、県知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長（鹿児島県関係）は次のとおりである。

(ｱ)　陸上自衛隊　第 12 普通科連隊長兼国分駐屯地司令
(ｲ)　海上自衛隊　佐世保地方総監
(ｳ)　海上自衛隊　第１航空群司令
(ｴ)　航空自衛隊　第５航空団司令兼新田原基地司令

カ　鹿児島県災害派遣連絡窓口（防衛省防災業務計画）

連絡窓口	主管課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊　第 12 普通科連隊	第３科	霧島市国分福島 2－4－14	0995-46-0350 (内線:235) (夜間:302)
海上自衛隊　佐世保地方総監部	防衛部第３室	長崎県佐世保市平瀬町無番地	0956-23-7111 (内線:3225)
海上自衛隊　第１航空群司令部	運用幕僚	鹿児島県鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 (内線:2218) (夜間:2222)
航空自衛隊　西部航空方面隊司令部	防衛部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 (内線:2348) (夜間:2203)

キ　関係機関の連絡先

関係機関	主管課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊　西部方面総監部	防衛部	熊本県熊本市東町 1-1-1	096-368-5111
陸上自衛隊　第８師団司令部	防衛班	熊本県熊本市八景水谷 2-17-1	096-343-3141
航空自衛隊　第５航空団司令部	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田 19581	0983-35-1121
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 号	099-253-8920
鹿児島海上保安部	警備救難課	鹿児島県鹿児島市泉町 18-2-50	099-222-6681
鹿児島空港事務所	総務課	鹿児島県霧島市溝辺町麓 838	0995-58-4440

３　自衛隊の災害派遣活動

⑴　県知事から派遣の要請があった場合（防衛省防災業務計画）

ア　災害派遣要請の受理の要領

要請の受理の要領は、部隊等の災害派遣実施の担任区分等現地の実情に応じ、指定部隊等の長が要請権者と協議して取り決める。

指定部隊等の長は、災害派遣要請を文書によって受理するものとするが、特に緊急を要する場合は口頭、電信又は電話によって受理し、事後速やかに文書を提出させる。

イ　指定部隊の長の措置

指定部隊の長は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

⑵　災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

区　分	活　動　内　容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	火災に際しては、利用可能な車両その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所轄に属する物品の無償貸し付け及び譲与等に関する省令（平成 29 年３月 31 日外防衛省令第６号（第３次改正））」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

４　災害派遣部隊の自衛官の権限等（自衛隊法）

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警

察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	⑴　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令 ⑵　他人の土地、建物等の一時使用等 ⑶　現場の被災工作物等の除去等 ⑷　住民等を応急措置の業務に従事させる ⑸　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第63条第3項 第64条第8項 第64条第8項 第65条第3項 第76条第3項	通常生ずべき損失の補償第82条 除去した工作物等の保管第64条第9項 従事者に対する損害の補償第84条
自衛隊法	⑴　警察官がその場にいない場合の避難等の措置 ⑵　警察官がその場にいない場合に救助等のための立入 ⑶　天災等により海上で救助が必要な場合の救助	第94条	警察官職務執行法第4条及び第6条 海上保安庁法第16条

5　災害派遣部隊の受入体制

⑴　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的･的確･効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

⑵　作業計画及び資器材の準備

各関係防災機関の長は、自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解をあらかじめ取りつけておくものとする。

⑶　連絡員の配備

派遣された部隊が、効率的かつ円滑に活動できるよう部隊の誘導及び本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配備する。

⑷　宿舎等の配慮

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

6　ヘリコプターの受入準備

通常、ヘリコプターが飛行場(空港・ヘリポート)以外の場所に離着陸する場合、使用するヘリコプターごとに飛行場外離着陸場の許可（航空法第 79 条但書）を得る必要がある。ただし、航空機の事故、海難、ビル火災、地震・風水害等の災害、山火事等の場合に、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の捜索又は救助を任務とするヘリコプター並びに国土交通省の依頼により捜索又は救助を行うヘリコプターは、許可がなくても離着陸することができる。(航空法第 81 条の２)

受入準備として次を行う。

⑴　離着陸及び進入空域に、ヘリコプターの離着陸の障害となる物件(クレーン等)がある場合はそれを除去し、着陸帯に近接して道路がある場合は、離着陸の際に通行止め等の必要な措置を講じて事故の防止を図る。

⑵　木片、小石等ヘリコプターにより吹き飛ばされるおそれのあるものは、でき得る限り除去し、着陸帯がグランド等である場合は、散水などにより砂塵対策を講じること。

なお、散水時には、Hマークの石灰には散水しないこと。

⑶　ヘリコプターの離着陸時は、着陸帯への人の出入りを禁止して事故防止に努めるとともに、吹

流しを設置して、ヘリコプターに地上の風向きを知らせる。
　なお、吹流しが設置できない場合及び自衛隊等の大型機が離着陸する場合は、発煙筒により風向きを知らせること。
⑷　離着陸場近傍に消防車を待機させることが望ましい。（資料編：ヘリコプター発着場の基準及び表示要領）

７　災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議
　市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。（資料編：様式　自衛隊災害派遣撤収）

８　経費の負担
　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。
⑴　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
⑵　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
⑶　派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
⑷　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
⑸　その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は自衛隊と市が協議する。

第５節　技術者、技能者及び労働者の確保計画

津波災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者（以下「技術者等」と称する。）の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。この計画は、災害対策に必要な技術者等の動員を円滑に行い、災害対策の万全を期するものである。

１　実施責任者
　市長は、技術者等の動員雇用を行う。鹿屋公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により労務者の供給あっせんを行う。防災関係機関等の長は、自己の災害対策に支障をおよぼさない範囲で、技術者等を派遣して応援を実施する。市における担当は、土木対策部とする。

２　技術者等の確保順位
　技術者等の確保は、おおむね次により行う。
⑴　防災関係機関の常用労働者及び関係業者等の労働者の動員
⑵　鹿屋公共職業安定所のあっせんによる労働者の動員
⑶　防災関係機関等の応援派遣による技術者等の動員
⑷　緊急時において従事命令等による技術者等の強制動員

３　公共職業安定所の労働者供給あっせん
⑴　労働者あっせん手続、方法
　市長は、第２項による自らの労働者確保が困難な場合は、鹿屋公共職業安定所に次の事項を明示して必要な労働者の紹介あっせんを要請するものとする。
ア　必要労働者数
イ　男女別内訳
ウ　作業の内容

エ　作業実施機関
オ　賃金の額
カ　労働時間
キ　作業場所の所在
ク　残業の有無
ケ　労働者の搬送方針
コ　その他必要な事項

⑵　賃金の額

市が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

4　応援要請による技術者等の動員

防災関係機関等は、第２項による自らの技術者等確保が困難な場合は、次の事項を明示して他の防災機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図るものとする。

⑴　派遣を要請する理由
⑵　派遣を要請する職員の職種別人員数
⑶　派遣を必要とする期間
⑷　派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑸　その他職員等の派遣について必要な事項

5　従事命令等による労働者の動員

災害応急対策の緊急実施のため、第２項の手段による技術者等の確保が困難な場合は、各法律に基づく次の強制命令執行により、技術者等の確保を図るものとする。

⑴　命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防吏員又は消防団員
水防作業		水防法第 24 条	水防管理者、消防長
災害救助作業		災害救助法第７条第１項	知事
	協力命令	災害救助法第８条	
災害応急対策作業（除：災害救助法救助）	従事命令	災害対策基本法第 71 条第１項	
	協力命令	災害対策基本法第 71 条第２項	知事（委任を受けた場合市長）
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	市長
		災害対策基本法第 65 条第２項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第 65 条第３項	自衛官
		警察官職務執行法第４条	警察官

⑵　命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場附近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住するもの又は水防の現場にある者

災害救助、災害応急対策作業 （災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	1　医師、歯科医師又は薬剤師 2　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3　土木技術者又は建築技術者 4　大工、左官又はとび職 5　土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 6　地方鉄道業者及びその従事者 7　軌動経営者及びその従事者 8　自動車運送事業者及びその従事者 9　船舶運送業者及びその従事者 10　港湾運送業者及びその従事者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

⑶　従事命令等の執行

ア　知事の従事命令執行は、次の方法による。

(ｱ)　災害救助法が適用されたとき　…同法に基づく従事命令（担当：くらし保健福祉部社会福祉課）

(ｲ)　災害救助法が適用されないとき…災害対策基本法に基づく従事命令（担当：危機管理防災局危機管理課）

(ｳ)　知事（知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。）の従事命令の執行に際しては、方法等の定める令書を交付するものとする。

イ　知事以外の従事命令等発令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第６節　ボランティアとの連携等

大規模な津波災害が発生した場合には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。このため、市では防災ボランティアへの参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が円滑かつ迅速に行われるよう環境整備を行うともに必要な知識を普及する。

１　ボランティアの受入れ、支援体制

⑴　ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、放送機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

⑵　被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

ア　災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会は、市と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

イ　近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な場所に社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

2　ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、近隣支援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、災害ボランティアセンター、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

【初動期の応急対策】

津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、可能な限り速やかに各種情報を収集・伝達を行うとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、救助・救急用装備・資機材の調達、緊急輸送手段等の確保のほか、火災防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第７節　津波に関する情報の収集・伝達

津波災害発生直後の初動期における応急対策を進める上で、その後に随時発表される地震情報・津波予報等は基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

１　大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分（※一部の地震については約２分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表される。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・津波注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。この様に予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で表現した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表される。

※　日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

⑴　津波警報等の種類と津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	１０ｍ超 （１０ｍ<予想の高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		１０ｍ （５ｍ<予想の高さ≦10m）		
		５ｍ （３ｍ<予想の高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ<予想の高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2m<予想の高さ≦１ｍ）	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

⑵　津波警報等の留意事項

ア　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を変更する場合がある。

ウ　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

⑴　津波情報の種類と内容

種　類	内　容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表（発表される津波の高さは、⑴ 津波警報等の種類と津波の高さ等参照）
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※１
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※２

※１　津波観測に関する情報

⑴　沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

⑵　最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内　容
大津波警報を発表中	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※２　沖合の津波観測に関する情報

⑴　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

⑵　最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

⑶　ただし、沿岸からの距離が100㎞を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容（沿岸から100㎞ 程度以内にある沖合の観測点）】

警報・注意報の発表状況	沿岸で観測される津波の高さ	内　容
大津波警報を発表中	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容（沿岸から100㎞を超える沖合の観測点）】

警報・注意報の発表状況	発表基準	内　容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（ 沿岸から100㎞以内にある沖合の観測点） において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

⑵　津波情報の留意事項等

ア　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ｱ)　津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(ｲ)　津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ　津波観測に関する情報

(ｱ)　津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(ｲ)　場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ　沖合の津波観測に関する情報

(ｱ)　津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(ｲ)　津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

３　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報の発表基準と発表内容】

情報の種類	内　容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

【鹿児島県沿岸の属する津波予報区】

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の４ つに分けられる。

なお、垂水市が属する津波予報区は下の表のとおりである。

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島	奄美群島・トカラ列島
区　域	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。）	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。）	鹿児島県（西之表市、熊毛郡、及び鹿児島郡三島村に限る。）	鹿児島県（奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。）
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 南大隅町	鹿児島市、姶良市、霧島市、**垂水市**、鹿屋市、南大隅町、指宿市、錦江町、南九州市、枕崎市、南さつま市、日置市、いちき串木野市、阿久根市、長島町、出水市、薩摩川内市	西之表市、中種子町 南種子町、三島村 屋久島町	奄美市、竜郷町、喜界町、大和村、宇検村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、十島村

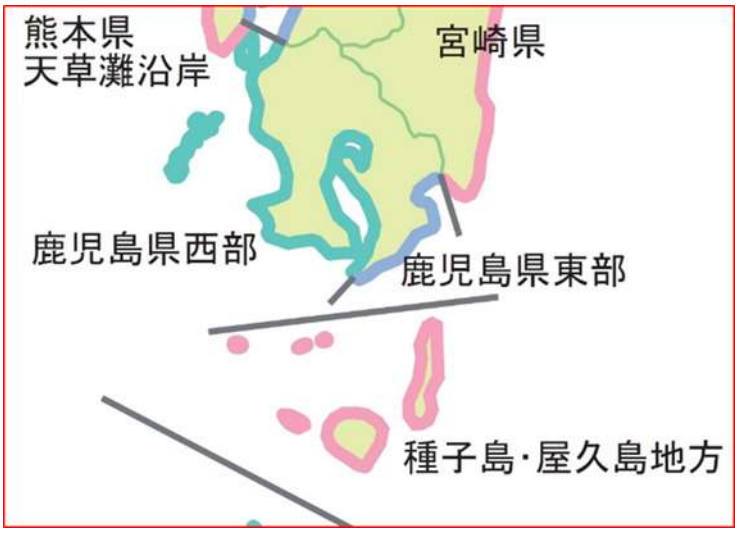

4　警報等伝達系統図

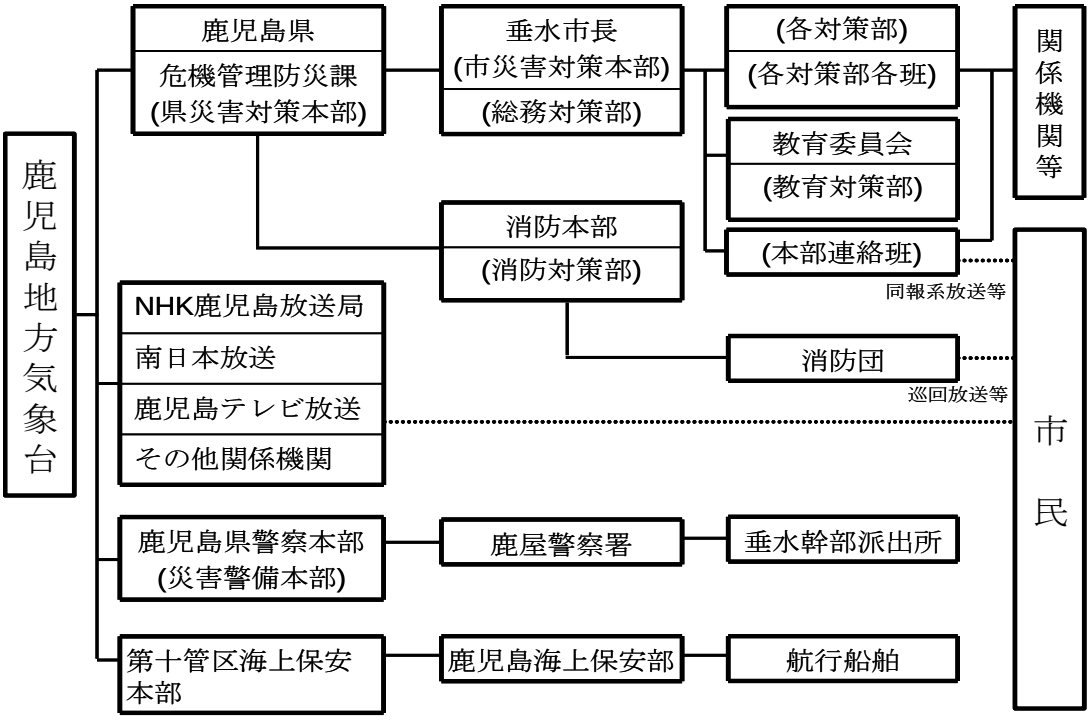

(　)災害対策本部設置後の名称

5　警報等の受領責任及び伝達方法

⑴　関係機関から通報される警報等は、垂水市消防長(以下「消防長」という。)において受領する。

⑵　警報等を受領した消防長は、総務課長に通報するものとする。

⑶　警報等を受領した総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めたとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨を報告する。

⑷　消防長から通報される警報等の受領は、次の事項を文書で記録する。

ア　警報等又は災害の種類

イ　発表又は発生日時

ウ　警報等又は災害の内容

エ　送託者及び受託者の職、氏名

オ　その他必要な事項

６　津波情報等の収集

防災関係機関及び各事業所は、津波情報等についてテレビ、ラジオ等により積極的に収集するものとする。

第８節　災害情報等の収集・伝達

津波発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報等は基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

１　災害情報等の収集・伝達

市は、市内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、市は被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

２　収集すべき災害情報等の内容

⑴　人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
⑵　住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
⑶　津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
⑷　土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
⑸　出火件数、又は出火状況
⑹　二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
⑺　輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
⑻　ライフライン施設被害（電気、電話、水道、下水道施設被害）
⑼　避難状況、救護所開設状況
⑽　災害対策本部設置等の状況
⑾　災害の状況及びその及ぼす社会的影響から報告する必要があると認められるもの

３　人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は市が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市は県に連絡する。当

へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和４年５月13日）に基づき市町村等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

4　災害情報等の収集要領

災害発生時における被害状況を迅速かつ正確に把握するため、調査員として市職員をあてる。各職員の調査担当区域は、別に定めるとおりとし、通常登庁前に調査を実施するものとする。

ただし、各職員が勤務中のときは、本部長の指示をまって調査するものとする。収集すべき災害情報等の内容は災害調査様式によるものとする。（資料編：様式　災害調査）

5　災害情報等収集報告系統

防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、市その他関係機関と密接な関係があると思われるものについては、市災害対策本部及びその他の関係機関に通報連絡するものとする。

また、通報連絡を受けた市災害対策本部は、被害概況を調査し、できるだけ早期に県災害対策本部に報告するものとする。

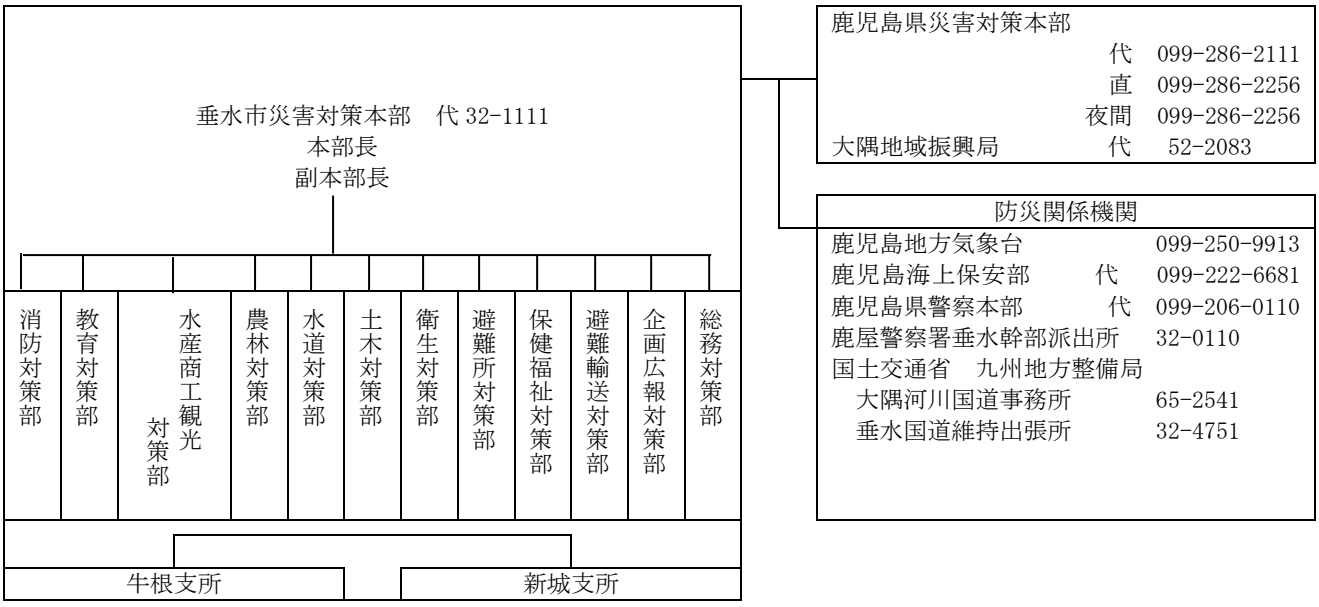

6　災害情報等の通報及び報告要領

⑴　災害発生のおそれがある異常現象の通報

ア　発見者の通報

異常現象を発見したものは、直ちに次のとおり通報するものとする。

災害の種類	通報先
河川の漏水等水防に関するもの	消防本部、総務課、土木課
火災発生に関するもの	消防本部
津波、その他気象、地震、水象に関するもの	消防本部、総務課
海難に関するもの	警察署、海上保安部、消防署、総務課

イ　警察官、消防団長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察官及び消防職員(消防団員を含む。)は、直ちに市長(総務課)に通報するものとする。

ウ　市長の通報

ア、イ項及びその他により異常現象を了知した市長は直ちに次の機関に通報するものとする。

(ｱ)　気象、地震、火山、水象に関するものは鹿児島地方気象台

通報先：観測予報課　電話番号

(ｲ)　その他異常現象により災害発生が予想される隣接市町村

(ｳ)　その他異常現象により予想される災害の対策実施機関

⑵　⑴項以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

ア　各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務対策部長を経て、本部長へ報告する。総務対策部長は、災害情報等収集報告系統に基づいて所要の向きに報告する。

イ　⑴項による報告の時期は、はじめに災害情報を了知したとき、又は災害が発生したとき及び大きな災害が新たに発生したとき、そのつど報告するものとする 。ただし、本部長が報告の時期について特に指示したときはこの限りではない。

ウ　各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策、実施状況の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理し、本部長及び災害情報等収集報告系統に基づいて報告する。

7　災害報告の様式

災害報告については、特に法令に定める場合を除き、「災害状況速報」（資料編：様式 災害状況速報）によるものとする。

第９節　災害通信計画

本計画は、災害に関する予警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理、伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して、通信連絡体制の万全を期するものとする。

1　各種通信施設の利用

災害時における通信連絡は、通信施設に被災状況等により異なるが、おおむね次の方法で行うものとする。なお、他の機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等について協議し、災害時に利用できるよう努めるものとする。

⑴　公衆電気通信施設の利用方法

ア　一般加入電話による通信

それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

イ　災害時優先電話による通信

施設の被害その他により加入電話の利用が制限される場合は、非常災害時の災害時優先電話を利用し、通話の優先利用を図るものとする。

⑵　専用通信施設の利用

公衆電話通信施設の利用ができなくなり、緊急通信の必要がある場合は次にかかげる専用通信施設の利用を図る。利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア　県防災行政無線による通信

県内全域の主な所在官公署との通信連絡

イ　消防無線電話による通信

消防本部の消防無線電話を利用し、消防無線移動局を通じ、通信連絡をする。

ウ　警察電話による通信

鹿屋警察署垂水幹部派出所の警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する駐在所等を経て通信連絡をする。

エ　警察無線電話による通信

鹿屋警察署垂水幹部派出所の警察無線電話を利用し、イに準じて通信連絡をする。

オ　非常無線通信による通信

各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で有線通信電報が不通となり利用できないとき、通話が遠くてはっきりしないとき、又は通信が復そうして長時間かかるためその非常通報の目的を達成することができないときは、県防災計画により非常無線通信を利用して通信連絡する。

なお、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

２　通信途絶時における応急措置

有線、無線の全通信施設が利用不能となる最悪事態の場合は、通信可能な地域まで、各種交通機関を利用する等あらゆる手段をつくして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

なお、災害時における非常通信に関する対応方針は次のとおりとする。

⑴　消防用無線に関しては、固定局を消防本部及び牛根分遣所とし、移動局を海潟、牛根麓方面に開局、情報連絡等その他応急対策に当たる。

⑵　水道課無線に関しては、固定局を水道課内に置き、避難所との連絡業務に当たる。

⑶　アマチュア無線に関しては、守秘義務等の措置を講じた上で、ボランティアを連絡業務に当てることができるものとする。

⑷　九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、ＭＣＡ用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器を配備しており、市は九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに無償で貸与する。

第 10 節　災害広報計画

津波災害に伴う火災や二次災害などの様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要な情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、津波襲来時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。本計画は、住民及び放送機関に対する災害情報、被害状況その他の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものである。

１　実施責任者

市長は、市内における災害情報、被害状況その他災害に関する広報を行い、主として広報班が担当するものとする。

２　実施要領

⑴　各対策部長は、所管事項について広報を要する事項が生じたときは、直接広報班長へ通知するものとする。

⑵　企画広報対策部長は、収集した災害情報等のなかで広報を要すると認めるものについては、速やかに広報班長へ通知し災害広報に万全を期するものとする。

⑶　⑴項及び⑵項により通知を受けた広報班は、速やかに市民及び放送機関へ広報するものとする。

⑷　広報班は各対策部が収集する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し必要に応じて災害現場に出向き、写真等の取材活動を実施するものとする。

３　市民に対する広報の方法

市民に対する災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、防災行政無線、広報車、広報紙、有

線放送及び放送機関等を通じて行うものとする。なお、津波発生時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

⑴　沿岸部の住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告

市は、津波が襲来するおそれがある場合、事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

⑵　津波発生直後の広報

市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。津波発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ津波に対応した防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア　津波の規模、到達予定時刻に関する情報
イ　高台等への避難の喚起・指示
ウ　避難の方法
エ　隣近所等の要配慮者への対応の喚起・指示

⑶　津波発生後、住民が避難を開始した段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
イ　地区別の避難所の状況
ウ　混乱防止の呼びかけ
不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するようになど。
エ　安否情報
安否情報については、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」を活用するよう広報する。
オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

４　放送機関に対する情報発表の方法

市の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜放送機関に発表する。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として市が県知事に対して要請し、事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事が行う。（資料編：災害時における放送要請等について）なお、県への要請を補完するため、県への直接要請も行う。

５　広報の内容

⑴　気象警報等の発令又は解除
⑵　災害対策本部の設置又は解除
⑶　災害防止の事前対策
⑷　災害応急対策状況
⑸　被害状況
ア　被害種別
イ　被害発生日時
ウ　被害発生区域
エ　被害状況
⑹　その他必要と認められる事項

第 11 節　消防計画

津波襲来後には、東日本大震時にも見受けられたように流出した油脂類等が断線した電線の火花や流されてきた船などの漂流物が石油タンクに衝突して発火するなど、陸上、海上を問わず火災が発生することが予想される。したがって、繰り返し襲来する津波に警戒しつつ、市（消防本部）を中心に、

住民、自主防災組織、各事業所の組織等の協力も得ながら消防活動を行う必要がある。

このため、消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。また、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。具体的な消防活動については、垂水市消防計画による。

第 12 節　避難計画

津波襲来により、その場所に居住、あるいは滞在することが危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を指示する等の措置をとる必要が生じる。

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害から住民を保護するため、市長等が行う避難指示等の基準要領等を定めて危険区域内の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

１　避難の指示

⑴　指示の実施責任者

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって以下のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

（避難指示の責任者と要件）

責任者	勧告・指示を行う要件	根拠法規
市　長	○　市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、指示を行う。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの指示に関する措置を市長に代わって実施する。	災害対策基本法第 60 条
警察官	○　市長が措置をとることができないと認められるとき、市長から要請があったとき、若しくは市民の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の市民に避難を指示する。	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条
水防管理者（市長）	○　洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に避難を指示する。	水防法第 29 条
県知事その命を受けた県職員	○　洪水及び地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に避難を指示する。	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
自衛官	○　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難を指示する。	自衛隊法第 94 条

⑵　避難指示(緊急)後の避難者誘導

避難指示後の避難者誘導は、市長及び避難指示権者が協力して実施する。また、避難所の開設、収容は、市長が行い、災害救助法が適用された場合には、知事が行う。

なお、知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し、知事による実施を待つことのできないときは、市長は知事の補助機関として行うものとする。この場合市長は緊急事項について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指示を受けるものとする。

２　避難指示等の基本方針

⑴　要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置を行う。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

⑵　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

⑶　避難指示等の実施

ア　市長が実施する避難指示等は、原則として高齢者等避難、避難指示の２段階に分けて実施するものとする。

ただし、状況に応じ、段階を経ず直ちに避難指示を行うことができる。

イ　市長以外の避難指示権者は各法律に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行うものとする。

３　避難指示等の実施要領

⑴　避難指示等は迅速にしかも関係者に徹底するような方法で、実施するように努めるものとする。

⑵　高齢者等避難の発令は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間をさけ、昼間に行うように努めるものとする。

⑶　高齢者等避難の発令に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等避難期間に応じた準備をあわせて指示するものとする。

⑷　市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときには、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか市長（消防本部）に直ちに通知するものとする。

⑸　市長は、自ら避難の指示を行ったとき、避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知をうけたときは、直ちに知事等（危機管理防災課及び大隅地域振興局）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

⑹　市長の避難指示等実施

市長が避難指示等を行う場合は、⑴項から⑸項にかかげる要領によるもののほか次により行うものとする。

ア　市長の行う避難指示等の市における実施担当者は、消防長とする。

イ　消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害地域の住民を、避難させる必要があると認めるときは、第２項に基づき避難指示等を行うものとする。

ウ　消防長は、自ら避難指示等を行ったとき、及び避難指示権者から避難指示を行った旨の通知をうけたときは直ちに総務対策部長及び避難対策部長へ報告通知するものとする。

エ　ウ項により消防長から通知をうけた総務対策部長は、第１節「応急活動体制の確立」第３項の系統図に基づき、直ちに関係機関へ報告、通知するものとする。同じくウ項により消防長から通知をうけた避難対策部長は、避難所の開設その他救助対策につき、直ちに必要な措置をとるものとする。

４　避難指示等の伝達方法

⑴　住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により早急に周

知徹底をはかるものとする。なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア　関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
イ　サイレン、鐘による伝達
ウ　防災行政無線による伝達
エ　広報車等の呼かけによる伝達
オ　放送機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達
カ　避難指示等のために使用する信号は、次の信号によるものとする。

区　分	サイレン	警　鐘
高齢者等避難	５秒・１５秒休止・５秒	１点打・休止・１点打
避難指示	１分・　５秒休止・１分	連打（乱打）

⑵　消防長は、避難指示等を行う場合、消防の車両により拡声広報を行うほか、必要な場合は、広報班長へ連絡し、防災行政無線による広報及び広報車を出動させるよう依頼するものとする。

⑶　孤立化集落対策

ア　県「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

イ　孤立化のおそれのある集落においては、自主防災組織を育成・強化し、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、集落内の防災力の向上に努める。

ウ　孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。（資料編：県「孤立化集落対策マニュアル」）

５　避難指示等の発令

⑴　どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、強い揺れ(震度４程度以上)を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、高齢者等避難は発令せず、直ちに避難指示を発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を居住者等に伝達するものとする。

なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震(遠地地震)に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを踏まえ、避難指示等の発令を検討するものとする。

⑵　警戒区域の設定

津波に伴う各種の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策に従事する者以外の者の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

⑶　避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
緊急安全確保	警戒レベル５	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・　指定緊急避難所等への立ち退き避難をすることが却って危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル４	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・　危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル３	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・　高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※　避難を案了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・　高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早目の避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水・高潮注意報	警戒レベル２	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難計画を確認 ・　ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
早期注意情報	警戒レベル１	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。 ・　防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

（注）　突発的な災害の場合、市長から避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について居住者等は、津波のおそれがある地域にいる時や海沿いにいる時に、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが重要である。

６　避難の方法

⑴　避難誘導

ア　各地区ごとの避難誘導は当該地区の消防分団が行い、誘導責任者は当該消防分団長とする。

イ　避難経路は、災害時の状況に応じ、適宜定めるものとし、その決定に当たっては、最も安全な方法で実施するものとする。

ウ　避難場所が比較的遠距離の場合は、避難のため集合場所を定め、できるだけ集団で避難する

ようにする。

エ　避難経路中、危険箇所には標識、なわ張りをするとか、誘導員を配置する。

オ　誘導に際しては、できるだけ車両、ロープ等資器材を利用して安全をはかるようにする。

カ　携帯品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

⑵　避難の順位

ア　いかなる場合においても、高齢者、幼児、婦女子、病人等を優先して行うものとする。

イ　災害の種別、災害発生の時期等を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するものとする。

⑶　携帯品の制限

ア　携帯品は、必要最小限度の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ　避難が比較的長期にわたると予想されるときの携帯品は、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

7　避難所の設置及び管理

避難所は、原則として学校、公民館等の公的建物の他、企業等が有する建物も避難予定場所に定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。これらの適当な既存施設がない場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するものとする。

なお、振興会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

⑴　指定避難所

ア　第１次避難所（○箇所：資料編「避難場所、避難所等」参照）

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者(旅行者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として最初に開設した学校及び市民館等の公共施設等)の避難所である。

イ　予備避難所（○箇所：資料編「避難場所、避難所等」参照）

災害の状況等により第１次避難所だけでは対応できない場合、又は第１次避難所の一部が使用できない場合などに予め備えた避難所である。

⑵　福祉避難所（７箇所：資料編「避難場所、避難所等」参照）

指定避難所での共同生活が困難な高齢者や障害者、妊婦ら要配慮者に配慮して開設する避難所である。なお、開設は、市の施設及び社会福祉施設等の管理者との協議による。

⑶　避難所の開設及び管理

ア　避難所の開設及び管理は、避難対策部長が本部長の指示により行うものとする。この場合避難対策部長は、救助業務の具体的な計画をたて、各避難所業務が円滑に行われるよう指導するものとする。また、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

イ　避難収容所班長の業務は、おおむね次のとおりとする。

(ｱ)　避難所の設置に関すること。

a　本部長の指示による避難所の開設及び閉鎖

b　避難所の開設及び閉鎖に関する避難所要員への通知

(ｲ)　避難所の管理に関すること。

a　収容状況の調査及び本部長への通知

b　関係帳簿等の整備
c　避難所施設の保全管理
d　避難所施設管理者との連絡調整

(ｳ)　避難所における救助活動に関すること。
a　施設入所者に対する災害情報の広報伝達
b　避難者に対する給食、衣料及び物資等の配給
c　救助金品の受付（一時保管を含む）及び受付記録の援護班長への通知
d　その他必要な救助活動

(ｴ)　避難所業務の引継ぎに関すること。
a　重要引継事項の文書による引継ぎ
b　避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

ウ　避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに県危機管理防災課、大隅地域振興局及び地元警察署等関係機関に連絡する。

エ　避難所のライフラインの回復に時間を要することが見積もられる場合や、道路の寸断による孤立が続くことが見積もられる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

⑷　県災害派遣福祉チーム（鹿児島ＤＣＡＴ）の派遣要請

ア　鹿児島ＤＣＡＴの活動内容

県は、大規模災害発生時に被災地の市町村からの要請等に基づき、避難所等で災害時要配慮者に対し福祉的な支援を行う。

イ　鹿児島ＤＣＡＴの出動

県は、避難所を設置する被災地の市町村から鹿児島ＤＣＡＴの派遣要請があった場合等に、「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に定める派遣基準に基づき、同協定締結団体の会員等に対し、チーム員の派遣を要請する。

ウ　鹿児島ＤＣＡＴの構成

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで１チーム４～６名程度で構成される。

8　小・中・義務教育学校児童生徒等の集団避難

市教育委員会の小・中・義務教育学校児童生徒等の集団避難計画は、次のとおりとする。

⑴　実施の基本

ア　教育長は、市内児童生徒の集団避難計画について、各学校長に対し各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成させるものとする。

イ　教育長等の児童生徒の避難措置は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

⑵　実施方法

ア　教育長は災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し必要な避難措置をとらせるものとする。

イ　学校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は、臨機に児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。

ウ　児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

⑶　実施要領

ア　教育長の避難指示等は、市長等の指示により行うほか、児童生徒の安全性を考慮して早期に実施すること。

イ　教育長の避難指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険がせまっている学校から順次指示する。

ウ　児童生徒の避難順位は、低学年、疾病異常者を優先して行う。

エ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、安全が確認された段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

オ　災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

⑷　留意事項

ア　教育長は、各学校への通報、連絡が敏速、確実に行われるようにかねてから連絡網を整備しておくこと。

イ　学校長は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

(ｱ)　災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

(ｲ)　避難場所の指定

(ｳ)　避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(ｴ)　児童、生徒の携行品

(ｵ)　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ　危険な校舎、高層建築の校舎については、特にかねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ　災害が学校内又は学校附近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ｱ) 各集落の教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(ｲ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所(がけくずれ、危険橋、堤防)の通行を避ける。

カ　児童生徒が家庭にある場合における、臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

キ　学校長は、災害種別に応じた避難訓練をかねてから実施する。

⑸　避難場所

ア　教育長は、市の地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めるものとする。

イ　学校が市の地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合、児童生徒をその保護者に引き渡す。

⑹　幼稚園・保育園の集団避難

小・中・義務教育学校の児童生徒の集団避難に準ずる。

9　病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

10　広域避難

各機関の対応については、次のとおりである。

なお、市は大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る協定の締結や、被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

機関名	内　容
市町村	⑴　市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 ⑵　広域避難を要請した市町村長は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。 ⑶　避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。 ⑷　その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	⑴　市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。 ⑵　市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
国	⑴　国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。 ⑵　市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が協議を行う。

11　帰宅困難者に係る対策

⑴　県民等への啓発

県は、県民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

⑵　一時滞在施設等の確保等

市は県と協力して、一時滞在施設（発災から72時間（原則３日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

ア　一時滞在施設

(ｱ)　施設の確保

a　県は、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。

b　市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

(ｲ)　施設の開設

a　市は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。

b　市は県と連携して、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

(ｳ)　情報提供

a　市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

b　市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を県及び関係市町村に情報提供する。
c　市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

イ　帰宅支援ステーション

(ｱ)　施設の確保

a　県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。
b　市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

(ｲ)　施設の設置

a　市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。
b　県は、市の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

(ｳ)　情報提供

市は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を県及び関係市町村に情報提供する。

⑶　公共交通機関に関する情報提供

ア　県は、公共交通機関の状況把握を行い市へ伝達する。
イ　市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

⑷　避難所の案内

市は、自らが開設した一時滞在施設において、３日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第 13 節　輸送計画

津波災害時においては、津波の第１波が襲来した後も、その後に繰り返し襲来する津波の第２波、第３波に警戒しながら、更なる避難や救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。このため、輸送に係る道路、港湾施設等の被害状況を確認したうえで、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

１　実施責任者

罹災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送は、市長が行うものとする。なお、市有輸送力をもってしても輸送を確保できないときは、関係機関の応援を求めるものとする。担当は本部連絡班とし、主として救助物資、応急対策用資器材等、救出された罹災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

２　災害輸送の種別

災害輸送は、次のうちもっとも適切な方法により行うものとする。

⑴　貨物自動車、乗合自動車等による輸送
⑵　船舶による輸送
⑶　航空機による輸送
⑷　人員等による輸送

３　災害時における人員、物資等の優先輸送

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおりである。

⑴　人員

救出された罹災者、避難を要する罹災者、応急対策従事者等

⑵　物資、資器材等

食糧、飲料水、医薬品、衛生材料等

4　輸送力の確保等

⑴　確保の順位

ア　市有車両等の市有輸送力

イ　市以外の公共機関の輸送力

ウ　公共的機関の輸送力

エ　民間輸送力（事業用及び自家用）

⑵　市有輸送力による輸送

ア　主管

物資人員の輸送に供しうる市有車両については、本部連絡班の所管とする。

イ　輸送要員

輸送は、本部連絡班が行うが、不足する場合には各対策部の応援を求めるものとする。

ウ　輸送の要請

輸送の要請は、各対策部が本部連絡班に対し、次の事項を明示して、できるだけ早めに行うものとする。

(ｱ)　輸送日時

(ｲ)　輸送区間

(ｳ)　輸送の目的

(ｴ)　輸送対象の員数、品名、数量

(ｵ)　その他必要な事項

エ　配車及び派遣

輸送の要請を受けた本部連絡班長は車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度道路施設の状況等を考慮のうえ必要な場合は両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣するものとする。

⑶　市有以外の輸送力の輸送

ア　要請輸送要請が大きく市有輸送力のみによって、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は、次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保する。

なお、要請に際しては、第４、ウ項にさだめる事項及び必要車両数を明示するものとする。

（輸送力確保要請先）

種　別	輸送内容	要請先	電話番号
道路輸送	営業車両 自衛隊車両	鹿児島陸運事務所 陸上自衛隊第 12 普通科連隊 海上自衛隊第１航空群	099-254-6171 0995-46-0350 43-3111
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	九州運輸局鹿児島海運支局管理課 鹿児島海上保安部	099-222-5661 099-222-6681
航空輸送	民間航空機 自衛隊機	鹿児島県危機管理防災課 海上自衛隊第１航空群	099-286-2268 43-3111
人力輸送	自衛隊員	陸上自衛隊第 12 普通科連隊	0995-46-0350

イ　市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、市災害対策本部に属するものとする。

ウ　配車（船）等

車両(船)の配車(船)、その他輸送作業に関する指示等は市有車両等の場合に準じて本部連絡班長が行う。

エ　費用の基準

(ｱ)　輸送業者の輸送又は車両等(自家用、事業用を含む)の借上に伴う費用は、災害救助法に準ずる。

(ｲ)　官公署その他公共性質をもった団体(森林組合、漁業組合、農協協同組合等)が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

5　緊急輸送に伴う表示

本部連絡班長は、鹿児島県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されたときは、公安委員会に申請して緊急輸送車両証明書及び緊急輸送車両標章の交付を受けるものとする。

6　関係帳簿等の整備

本部連絡班長は、輸送業務の実施に際しては、次にかかげる帳簿等を整備、保管するものとする。

⑴　輸送記録簿

⑵　燃料及び消耗品受払簿

⑶　その他必要な書類

第 14 節　交通規制等対策計画

津波災害時には、海岸に近い道路の損壊、橋りょう等の交通施設の流失等の被害が発生するとともに、道路が土砂やがれき等に覆われ通行できない状況となり、緊急輸送等に支障を来すことが予想される。また、海上においても津波の引きによる瓦礫の海上流出により海上輸送や航路障害等の発生が予想される。このため、津波警報等が解除された後に、できるだけ速やかに基幹道路の啓開を行うとともに、必要に応じて迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

1　交通規制等実施責任者

⑴　実施責任者

交通規制は、次の区分に応じた各実施責任者が行う。

区　分	実施責任者	範　囲	関係法令
道路管理者	国道-国土交通大臣 県道-知事 市道-市長	1　道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる時	道路法第 46 条
公安委員会	県公安委員会 警察署長 警察官	1　災害応急対策に従事するもの、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるため必要があると認められるとき、道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれのある場合	災害対策基本法第 76 条 道路交通法第６条
海上保安部	海上保安官	1　船舶交通安全のため、必要があると認めるとき 2　海上保安官がその職務を行うため周囲の状況から真にやむを得ないと認める時	海上保安庁法第 18 条
港湾管理者	知事	水域施設(船舶、泊地及び舟だまり)の使用に関し必要な規則	港湾法第 12 条第４項の２

⑵　実施要領

ア　各実施権者が行う交通規制は、それぞれ定める業務計画による。

イ　市長が行う道路管理者として交通規制は、次の要領による。担当は土木対策部とする。

(ｱ)　情報収集及び関係機関への通報

土木対策部長は、交通施設の被害等に関する情報を入手したときには、ただちに当該施設管理者及び警察へ通報するものとする。

(ｲ)　調査及び規制の実施

市が管理する道路施設等の被害に関する情報を入手したときは、土木対策部長は施設の被害及び危険の程度を調査し、必要に応じて交通を規制するものとする。

(ｳ)　規制に関する通報

規制の実施に際しては、土木対策部長は市長の指示により、警察署長へ規制実施箇所及び期間、迂回路等について通報するとともに、通行車両に対し標識の設置等適当な方法で交通規制及び迂回路等を周知させるものとする。

⑶　相互連絡

各道路管理者と警察署長は、相互に密接な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察署長へ、警察署長にあっては道路管理者へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通報するものとする。

⑷　発見者等の通報

災害時に道路橋梁等の交通施設の危険な状況、また交通がきわめて混乱している状況を発見した者は、すみやかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

２　災害における交通マネジメント

九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※１）及び交通システムマネジメント（※２）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※１　交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※２　交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

【事態安定期の応急対策】

津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては民生安定に関する避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、あるいは産業廃棄物やごみ処理等の対策を効果的に実施する。

また、大規模な津波災害においては、長期化が予想される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める。

第 15 節　食糧供給計画

津波災害時には、住居の倒壊や流失、ライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食糧を調達し、被災者に供給する。

１　実施責任者

災害時における罹災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達、供給は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。

なお、食糧の調達及び供給は、援護班が担当するものとする。

２　主食（米穀または乾パン）の調達

⑴　通常の場合の調達

ア　市長は、災害時における次の給食を実施しようとするときは、知事に対し主食（米穀または乾パン）の必要数量の報告を行い、調達をするものとする。

(ｱ)　罹災者に対し、炊出しにより給食を行う必要がある場合

(ｲ)　罹災者により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

(ｳ)　災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ　知事への報告は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

ウ　知事への報告に当たっては、必要数量、罹災者数及び災害応急対策員数等所要事項を連絡するものとする。なお、必要数量の算定に当たっては、次の１人当り配給数量を基礎とする。

(ｱ)　アの(ｱ)項の場合　１食当り精米　２００グラムの範囲内

(ｲ)　アの(ｲ)項の場合　１食当り精米　４００グラムの範囲内

(ｳ)　アの(ｳ)項の場合　１食当り精米　３００グラムの範囲内

エ　受領要領

(ｱ)　販売業者の手持米を調達する場合は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を受取り、所定の限度数量の範囲内で供給を実施する。

(ｲ)　災害救助法が適用され、災害の状況により(ｱ)項によることが不可能な場合に政府所有米穀を調達しようとするときは知事に報告し、知事は農林水産省農産局農産政策部貿易業務課への要請を通じて受託事業体より現品の交付をうける。

⑵　緊急の場合の調達

市長は、通信、交通等の途絶により、知事に報告ができない場合は、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請する。

市長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、市担当者は県担当者に必ず連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により、県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

⑶　知事及び農林水産省の連絡先

連絡先	所在地	電話番号
知事 県農政課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	代 099-286-2111 099-286-3085
農林水産省農産局 農産政策部貿易業務課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-1354 FAX 03-6744-1391

３　他の主食（パン、その他）及び副食、調味料の調達

市は、主食（米穀又は乾パン）の調達をするまでの間、又は緊急必要な場合は米穀又は乾パン以外の主食（パン、その他）及び副食、調味料等を市内の販売業者及び製造業者より調達する。

なお、市は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

４　炊出し及び食糧の給与

⑴　炊出し及び食糧の給与対象者は、おおむね次のとおりする。

ア　炊出し対象者

(ｱ)　避難指示（緊急）により避難所に収容された者であること。

(ｲ)　住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等のため炊事できない者

(ｳ)　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、船舶の旅客等で、その必要のある者

(ｴ)　相当の事由により、住家で避難生活をしている者

イ　食糧品給与対象者

被害をうけ、一時縁故地へ避難する必要のある者

⑵　炊出しの方法

ア　炊出し（材料の確保を含む。）は、援護班長が行い、災害の規模が大きく、従事者が不足する場合は必要に応じ、女性会、日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。

イ　炊出しに必要な施設及び器材は、できるだけ学校給食施設等の利用をはかり、なお必要な場合はすみやかに仮施設等を建設するものとする。

５　炊出し等の費用及び期間等

炊出し等の費用及び期間等については、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

６　関係帳簿等の整備

援護班長は、次の関係帳簿等を整備するものとする。

⑴　炊出し受給者名簿

⑵　食糧品現品給与簿

⑶　炊出しその他による食品給与用物品受払簿

⑷　炊出し用物品借用簿

⑸　その他必要な書類

第 16 節　衣料、生活必需品、その他の物資供給計画

津波災害時には、住居の倒壊や流失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、必要に応じ、関係機関に対し、備蓄する生活必需品に給与に関する支援を要請する。

１　実施責任者

罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。なお、物資の調達、給与及び貸与に関する業務は、垂水市援護班が担当するものとする。

２　給与又は貸与の対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）及び床上・床下浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

3　給与又は貸与の方法

⑴　物資の購入及び配分計画

援護班は、世帯講成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て各避難所の避難収容班に通知する。

⑵　物資の調達

ア　物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、緊急の際の調達可能数量を把握しておくものとする。

イ　災害救助法が適用された場合における災害救助法による衣料、寝具の調達は、知事（県福祉政策課）からの給与による。

ウ　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、その燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

⑶　物資の集積場所

調達した物資又は救助物資等の集積場所は、援護班長がその都度定めるものとする。

⑷　物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、各避難所にあっては避難収容所班が、その他にあっては援護班が配分計画により、災害対策要員及び地域の振興会長等の協力を求めて迅速、かつ、的確に実施するものとする。特に罹災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある罹災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品が給与されるよう努める。

4　給与又は貸与の費用及び期間等

給与又は貸与の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

5　義援物資、金品の保管及び配分

⑴　市に送付された罹災者に対する義援物資、金品は、援護班において受け付け、記録、保管する。

⑵　物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資等の数量等により計画的に配分する。

6　関係帳簿等の整備

援護班は、関係する帳簿等を整備、保管するものとする。

第 17 節　給水計画

津波災害時には、給水施設が広域にわたり被災する可能性があり、用水の確保が急務である。
このため、応急給水の諸方法を定めて被災地に対する円滑な給水を期す。

1　実施責任者

災地に対する給水は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。なお、担当は、上水道・簡易水道給水区域は、水道班が消防対策部の協力を得て行うものとし、集落水道区域は、衛生班が水道班の協力を得て、それぞれ行うものとする。

２　補給水利の種別、所在、水量等

災害における応急給水を円滑に行うため、用水の補給水源として別表のとおり確保し補給水利として活用するものとする。災害が広範囲の場合など必要な場合は、水道法第 40 条による水道用水の緊急応援を知事に要請する。

３　給水量

被災地における最低給水量は、おおむね１人１日２０リットルとするが、状況に応じて給水量を増減する。

４　給水方法

⑴　取水

給水のための取水は消火栓から行い、これが不能の場合は２の補給水源等から行うものとする。

⑵　消毒等

取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ過及び浄水剤の投入等により消毒を行うものとする。

⑶　供給

供給の方法は、次のうち被災の状況に応じ適当な方法により行うものとする。

ア　搬送用容器によるもの

「かん」「ポリエチレン袋」等の容器に入れ、市の車両等により搬送給水する。

イ　給水車両等によるもの

水槽付消防車等により給水する。

ウ　応急仮設貯水槽の設置によるもの

大災害又は緊急その他必要な場合は、仮設貯水槽を設置して給水する。

⑷　広報

給水を行うときは、日時、場所、その他必要な事項を住民に広報するものとする。

５　給水施設等の応急復旧

⑴　水道班は、給水施設の応急復旧に際しては、早期給水をはかるため、必要最小限度の用水確保を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行うものとする。

⑵　水道班の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、管工事組合の応援を求めるものとする。

６　給水の費用及び期間等

飲料水供給のための費用及び期間等については、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

７　関係帳簿等の整備

給水を行うときは、次の帳簿等を整備保管するものとする。

⑴　飲料水供給記録簿

⑵　その他必要な書類

別表：（補給水利の区分、水源地名、水源種別等）

区　分	水源地名	水源種別	施設能力（m3/日）
上水道	中谷川水源地	表流水	4,400
	本城川水源地		2,200
	曲尾水源地		1,100
	新城水源地	地下水	800
	海潟水源地		新田300、中俣360

簡易水道等	境簡易水道水源地	地下水	340
	浮津水源地	湧　水	120
	深港水源地		75
	二川水源地		135
	上ノ原水源地		75
	中浜水源地	表流水	75
	辺田水源地	地下水	150
	麓水源地	湧　水	135
	小浜水源地		45
	脇登水源地		60
	源園水源地	表流水	75
	下市木水源地	湧　水	180
	中市木水源地		150
	上市木水源地		60
	野久妻水源地		60
	大野原水源地	表流水	90
	小谷・段簡易水道水源地	地下水	72
	岳野水源地	湧　水	60
計			11,117

第 18 節　応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理計画

津波災害時には、住居の流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

１　実施責任者

罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法において知事から委任された場合も含め、市長が行うものとする。

なお、応急仮設住宅（プレハブ住宅を除く）の建設及び応急修理は建築班が、応急仮設住宅（プレハブ住宅）の建設及び入居管理については援護班が、それぞれ担当するものとする。

２　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設については、対象者、戸数、規模、着工及び期間等は、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

３　建設資材の調達

応急仮設住宅（プレハブ住宅を除く）の建設及び応急修理に必要な建築資材の調達は、次の方法のいずれかによる。

⑴　国有林野産物の（木材）払い下げ申請書又は、災害救助法適用による応急仮設資材の払い下げ申請書を県（関係部局）に提出する。

⑵　鹿屋営林署から資材の売渡しを受ける。

⑶　各請負建設業者に一括請負をさせる。

４　関係帳簿等の整備

援護班は、「災害救助事務手引き」（鹿児島県社福第 1221 号 平成 21 年３月６日）に基づき、応急仮設住宅に係る帳簿を整備保管するものとする。

５　被災宅地及び被災建築物の危険度判定の実施

⑴　宅地及び建築物に災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地及び被災建築物の危険度判定士の派遣を県に要請し、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、被災宅地及び被災建築物の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、市は県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

⑵　被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また国及び県は市の活動の支援に努めるものとする。

第 19 節　医療、助産計画

津波災害時の初期の医療活動については、救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化に対応するため、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため避難生活が長期化した被災者については、健康状況の把握やメンタルヘルスケア等を行う。

１　実施責任者

災害のため医療、助産の途を失った者の医療及び助産は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、関係機関の協力を得て市長が行い、救護班が担当するものとする。

２　医療

⑴　対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失ったものに対して応急的に行う。

⑵　範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術、その他治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

⑶　医療の方法

ア　医療は、市域の医療機関の協力を求めて行う。

イ　救護班の編成及び構成は、災害の程度に応じ、救護班長がその都度定めるものとする。

⑷　救護所の処置

医療の万全を期するため、災害の状況に応じて市域の医療機関の協力を求め、適当な場所に救護所を設置するものとする。

⑸　収容施設

救護のため収容を必要とする場合は、市域の医療機関の協力を求め、収容するものとする。

３　助産

⑴　対象者

助産の対象者は、災害発生の日の以前又は以降７日以内の分べん者であって災害のため助産の

途を失った者とする。

⑵　範囲

ア　分べんの扶助

イ　分べん前、分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料支給

⑶　助産の実施

助産は、医師及び助産師等の協力を得て救護班が担当し、その数及び配備については、災害の程度に応じ本部長がその都度決定する。

4　医薬品、衛生材料等の確保

医療、助産活動に必要な医療機械器具、薬品等資材については、病院等に必要最小限度備蓄し、不足する場合は医薬品業者から緊急調達するものとする。

5　患者及び医療器具、医薬品の輸送

消防対策部の救急車及び本部連絡班の輸送車両をもって輸送にあたるが、緊急やむを得ない場合は、民間タクシー業者並びに自衛隊の協力を要請して行うものとする。

6　医療、助産の期間及び費用

医療、助産の期間及び費用は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

7　関係帳簿等の整備

医療及び助産に関係する帳簿を整備保管するものとする。

8　被災者の健康状態の把握

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理に努める。

⑴　必要に応じて、避難所への救護所等の設置やＤＰＡＴ派遣等により、心のケアを含めた対策を行う。

⑵　高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

⑶　保健師等による巡回相談を行う。

9　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、ＤＰＡＴや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾病患者に対する相談体制を確立する必要がある。

⑴　メンタルヘルスケア

ア　保健所を拠点に精神相談室が設けられ、被災者に対する相談体制が確立されるので、これを活用する。

イ　情報提供及び電話相談のために精神保健福祉センターを活用する。

※　鹿児島県精神保健センター：鹿児島市小野一丁目 1-1(℡099-218-4755)

ウ　被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

⑵　精神疾患患者対策

ア　避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、関係機関と連携を取り治療の継続などの対応に努める。また、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう体制を確立する。

イ　災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医

療の提供を行う。

ウ　措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

⑶　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請及び受入れ

必要に応じ、県に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するとともに、ＤＰＡＴの受け入れに掛かる調整、活動拠点の確保等を行う。

⑷　ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）

突然の災害に遭遇し、被災し、自らの意思で制御できない事態に陥った場合、発災後おおむね一箇月ないし半年を経過した頃からＰＴＳＤ症状の被災者が現れる。

ＰＴＳＤは、人間の存在・生命に危機的影響を及ぼす異常な状況における正常な反応であるので、ケアに当たっては、正しい知識を持ち、発症者に「正常な反応」であることをきちんと伝えて対応する必要がある。被災者に対する配慮事項は次のとおりである。

ア　相手の感情を受けとどめ、過度の励ましを控える。

イ　災害の状況等をあらかじめ慎重に分析・理解し、被災者がフラッシュバック（思い出したくないことの再体験）を起こさないよう細心の注意を払う。

ウ　精神保健福祉相談及び電話相談を行うなどの被災者に対する相談体制を確立する。

（ｱ）　行政や放送機関等は、被災体験について被災者本人から無理に聞き出さないようにする。特に被害で抑制されていた感情を、受容的・共感的環境の中で解放させることが大切であり、本人の表明を積極的に持つ。

（ｲ）　学校教育の中では、安易に被災体験を絵や作文に書かせるようなことをしない。

（ｳ）　防災訓練そのものがフラッシュバックを起こすおそれもあるので、実施に当たっては十分に配慮する。

⑸　救護者に対する配慮

警察や消防、自衛隊など救助・救急に当たる救援者は、災害現場の最前線にいてＰＴＳＤ（ＣＩＳ～クリティカル・インシデント・ストレス)にかかりやすいことから、その予防策が必要である。

ア　災害現場では、ベテランと若手のローテーションを組む。

イ　リーダーに対しては、できるだけメンタルヘルスの専門職をサポーターとして活用する。

ウ　メンタルヘルスの専門職を参加させてグループディスカッションを行う。その日の出来事や感情をありのまま語り合うディブリーフィングを積極的に実施する。

⑹　支援体制の確立

臨床心理士会、医師会、行政のスタッフなどが連携しあい、被災者に対する共通理解と心理的支援の確立を図る。

10　緊急医療

市長は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。さらに災害時に多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となった場合、ＤＭＡＴ 及び救護班による緊急医療を県知事に要請する。

⑴　保健医療活動の総合調整の実施について

県（保健医療調整本部）及び保健所が、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び保健師等（以下「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行う。

⑵　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

ア　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

イ　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の出動を要請する。

⑶　ＤＭＡＴ

ア　ＤＭＡＴの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で、急性期（ 発災後、おおむね 48 時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

イ　ＤＭＡＴの出動

(ｱ)　知事による出動要請

知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。

(ｲ)　出動要請の特例

ＤＭＡＴの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、(ア)の規定にかかわらず、次のａ、ｂに掲げるとおりとし、知事が承認したＤＭＡＴの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

ａ　消防長又は市長による出動要請の特例

消防長又は市長は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。この場合において、消防長又は市長は速やかに知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）に報告し、その承認を得るものとする。

ｂ　ＤＭＡＴ指定病院の長の判断による出動の特例

ＤＭＡＴ指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するＤＭＡＴを出動させることができる。この場合において、当該ＤＭＡＴ指定病院の長は速やかに知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）に報告し、その承認を得るものとする。

ウ　ＤＭＡＴの編成と所在地

(ｱ)　ＤＭＡＴの編成

ＤＭＡＴは、原則として医師１名以上、看護師２名以上及び業務調整員１名を含む５人で編成する。

(ｲ)　ＤＭＡＴの所在地（令和４年３月 31 日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃　平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃　鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃　桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃　南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曽於医師会立病院	曽於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎１丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃　城山町８番１号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島１丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1

⑷　救護班

ア　救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後３日間）から事態安定期（発災後４日～１４日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

イ　救護班の出動

(ｱ)　市長による出動要請

市長は、必要に応じて国立病院機構・公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

(ｲ)　知事による出動要請

知事(くらし保健福祉対策部保険医療福祉班)は、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

(ｳ)　他県等広域の出動要

知事(くらし保健福祉対策部保険医療福祉班)は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口９県災害時相互応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

ウ　救護班の編成

⑺　国立病院機構の職員による救護班

⑴　効率・公的医療機関の職員による救護班

⑼　日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班

⑽　鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

エ　救護班の構成

救護班名	班長医師	班　員				計	備考
		薬剤師	看護師	事　務	連絡員		
国立病院気候救護班	1	1	4	1	1	8	4班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院４、済生会鹿児島病院１、出水総合医療センター１、枕崎市立病院１、鹿児島市立病院２、済生会川内病院１						
日本赤十字社鹿児島支部救護班	1		3	2		6	8班
県医師会救護班	1		2			3	45班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53班

（注）上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

オ　鹿屋保健所管内救護班の所在地

施設名	所在地	電話番号	班数
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目 8-8	0994-42-5101	1
鹿屋市医師会	鹿屋市西原三丁目 7－39	0994-43-4757	2
肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川 135-3 （肝属郡医師会立病院内）	0994-22-3111	1
肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富 470-1	0994-65-0099	1
鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町 6-2	0994-41-5607	3
肝付歯科医師会	肝属郡肝付町新富 107-4 （あげの歯科医院内）	0994-65-4444	3

⑸　ＤＰＡＴ(Disaster Psychiatric Stress Disorder：災害派遣精神医療チーム)

ア　ＤＰＡＴの活動内容

大規模な自然災害の発生時に、被災地域において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

イ　ＤＰＡＴの出動

知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）はＤＰＡＴの派遣基準に照らしＤＰＡＴの派遣が必要と認める時は、ＤＰＡＴ登録病院の長にＤＰＡＴの派遣を要請する。

ウ　ＤＰＡＴの編成と所在地

(ｱ)　ＤＰＡＴの編成

ＤＰＡＴは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、１チーム３～５名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減して編成できるものとする。なお、ＤＰＡＴのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

(ｲ)　ＤＰＡＴの所在地（令和３年９月１日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
県立姶良病院	姶良市平松 6067	0995-65-3138	3
谷山病院	鹿児島市小原町 8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿 7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉 100	0995-42-0560	1

第 20 節　防疫計画

津波災害時には、広範囲にわたる多量のごみ・産業廃棄物の発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。

特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

1　実施責任者

災害時における防疫に必要な措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び予防接種法に基づき市長が行い、防疫については、衛生対策部が担当するものとする。

2　防疫の方法

⑴　疫学検査及び健康診断

患者が現に発生している地域、避難所、帯水地域、その他環境の良好でない地域に対して緊急度に応じ、計画的に順次実施し、患者の早期発見に努める。

⑵　臨時予防接種

避難所あるいは環境衛生上、病毒伝播のおそれのある地域において患者若しくは保菌者が発見され、流行のおそれのある場合は、速やかに知事（予防課長）に連絡し、その指示を受けて臨時予防接種を行うものとする。

⑶　消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。

なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し十分な消毒が行えるような方法により実施する。

⑷　ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により実施する。

3　患者等に対する措置

避難所及び被災地域において感染症の患者等を発見したときは、感染症法に基づいた対応をとるものとする。

4　生活用水の供給

生活用水の使用停止期間中は、継続して生活用水を供給するものとする。

なお生活用水の供給は、第 17 節「給水計画」に基づき実施する。

5　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

⑴　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努めるとともに、その保管場所を生活環境課とする。

⑵　県の疫学調査班の編成

県（保健所）は、疫学調査のための疫学調査班の編成計画を作成する。

疫学調査班は、各保健所１班とし、１班の編成は医師１名、保健師又は看護師１名、事務連絡員１名の３名を基準とする。

⑶　市の感染症予防班の編成

市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇用した作業員をもって編成する。

第 21 節　清掃計画

津波災害時には、広範囲にわたる大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。

特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

１　実施責任者

被災地における汚物の収集、処分等は、市長が行うものとするが、実施困難な状況にあるときは、県に応援あっせんを依頼して行うこととし、衛生対策部が担当するものとする。

２　汚物の収集、運搬及び処分の方法

汚物の収集、運搬等については、現有の人員、施設を活用するほか、必要により汚物取扱業者の協力を得て実施するものとするが、災害が大きく市のみでは実施困難と認められるときは、県に応援あっせんを要請し、被災の軽微な又は被災をまぬがれた隣接市町からの応援を得て実施するものとする。

⑴　ごみの処分

原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合は、野天焼き、埋立等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

⑵　し尿の処理

原則としてし尿処理施設で行うものとするが、やむを得ない場合は、農村還元埋没等環境衛生上支障のない方法により処分するものとする。

⑶　し尿処理対策

ア　仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成26年2月)、県災害廃棄物処理計画(平成30年３月)及び垂水市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

イ　広域応援体制の整備

市は県と連携し日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

３　汚物の収集、運搬及び処分の応援体制の確立

市は、県災害廃棄物処理計画及び垂水市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）を踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておくものとする。

４　死亡獣畜の処理方法(所轄保健所長の許可を受けて処理する場合)

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

⑴　死亡獣畜を運搬するときは、へい獣が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。

⑵　死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却したへい獣までの深さは１メートル以上とし、かつ地表面30センチメートル以上の盛土をすること。

⑶　死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。

⑷　埋却現場には、その旨を標示すること。

⑸　埋却した死亡獣畜は、埋却後１年間は発掘しないこと。

ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 22 節　行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画

津波災害時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、捜索、収容等を早急に実施する必要がある。このため、災害により行方不明になっている者(生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て)の捜索を計画的かつ合理的に行う体制の確立と、遺体の収容及び埋葬等の対応要領について定めるものである。

なお、計画の実施に際しては、遺族の意向に沿った形での迅速かつ丁寧な対応に努めるものとする。また、混乱した現場においては、ともすれば遺族感情を考慮せず、死者に対する礼を失し事務的な取り扱いになりがちとなるため、衆人環視の中にあっても、冷静・沈着に対応し、適切な取り扱いを常に念頭において行動する。

１　実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、市長が鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部と協力して行い、遺体の収容、処理及び埋葬等の対応は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。なお、行方不明者の捜索は消防対策部、遺体の収容、埋葬等は衛生対策部が、それぞれ担当するものとする。

２　行方不明者の捜索

⑴　捜索の対象

災害により行方不明の状態にある者で、生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全ての者

⑵　市捜索隊の設置

鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部と協力して行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要により市に捜索隊を置く。

⑶　市捜索隊の編成

捜索隊は、災害の規模、行方不明者数、捜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部員及び消防団員を中心に、その他の対策部要員をもって編成する。

なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

３　関係機関への通報及び応援の要請

⑴　市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに鹿屋警察署(垂水幹部派出所)に通報するものとする。この場合行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、鹿児島海上保安部にも通報し、捜索を依頼するものとする。なお、通報事項は、次のとおりとする。

ア　行方不明者の人員数、性別、特徴
イ　行方不明となった年月日、時刻等
ウ　行方不明となっていると思われる地域
エ　その他行方不明の状況

⑵　応援の要請

市単独で対処できない場合においては、隣接市町又は県に応援を要請する。

隣接市町又は県に応援を要請する場合は、上記⑴ア～エの事項を明示して要請する。

４　捜索の方法

⑴　行方不明者の捜索に当っては、市長、鹿屋警察署長(垂水幹部派出所長)及び鹿児島海上保安部長は、できるだけ事前に打合せを行うものとし、次の要領で実施するものとする。

捜索の範囲等	捜索の方法
捜索の範囲が広い場合	ア　捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ　捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ　各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め重点的に行う。

捜索の範囲が比較的狭い場合	ア　災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ　災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ　り災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。
捜索場所が河川、湖沼の場合	ア　平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ　災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ　合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

⑵　広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

⑶　装備資材

捜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、市で所有する車両、舟艇等が不足する時は関係機関に対し協力を依頼する。

5　行方不明者の発見後の収容、処理

⑴　負傷者等の収容

市捜索隊が捜索の結果、負傷者、病人等救護を要する者を発見したとき又は、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部より救護を要する者の引き渡しをうけたときはすみやかに医療機関に収容するものとする。

⑵　遺体の収容

捜索隊が捜索の結果遺体を発見したときは、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)又は海上保安部署長に通報し、警察官若しくは海上保安官による検視等を受け、その後、遺族等の引取人へ引渡し又は遺体安置所に収容するものとする。また、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)又は鹿児島海上保安部から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに寺院、公民館、学校等から災害の状況等を考慮し、適切な遺体安置所を設けて収容するものとする。万が一犠牲者が多数発生すると予想される場合には、集中遺体安置所を設けるものとする。

※　検視とは、検察官、またはその代理人によって行われる死体の状況捜査のこと。

⑶　遺体安置所の設置

遺体安置所の設置に際しては次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

ア　遺体を公衆の面前に晒さない場所である。
イ　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理作業に便利である。
ウ　警察官等が実施する遺体の検視等及び身元確認が容易に行える場所である。
エ　遺体の数に相応する施設である。
オ　駐車場があり、長期間使用できる。

⑷　医療機関との連携

捜索に際しては負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるように、衛生対策部は鹿屋警察署(垂水幹部派出所)、鹿児島海上保安部及び医療機関と緊密な連絡をとるものとする。

6　遺体の処理

⑴　遺族等への引き渡し

収容した遺体は、身元を確認し、遺族等に引き渡すものとする。なお、身元不明者については、引き続き身元の確認にあたるものとする。

警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、ＤＮＡ鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

⑵　遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ引取人である遺族等の申し出があった場合は、可能な限り速やかに遺族等に引き渡すものとする。

遺体の識別が困難なとき、伝染病の予防上必要なとき又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施するものとする。

⑶　検案

死亡の確認及び死因究明のための検案は、本章第 20 節「医療」９「緊急医療」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会、肝属郡医師会等と連携し一般開業医の協力を求めて行うものとする。

※　検案とは、医師又は獣医師が死体に対し死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断することである。

⑷　遺体の一時保存

遺体の識別、身元の究明等に時日を要し、又は遺体が多数で短時日に埋葬できない場合は、適切な場所に一時保存するものとする。

７　遺体の埋葬

⑴　埋葬の対象

身元の判明しない遺体又は遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際、死亡したもので各種事情により埋葬をできない者に対して埋葬を行うものとする。担当は、衛生対策部とする。

⑵　埋葬の実施

埋葬は、一時的混乱期にあるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により行うものとするが、原則として火葬する。なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬に当たっては火葬又は土葬とする。

ウ　被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

８　身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要な全ての資料を保存するようにし、各種の広報、照合、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

９　行方不明者の捜索等の費用及び期間等

行方不明者の捜索及び収容処理のために費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

10　必要帳票等の整備

⑴　市は、行方不明者(遺体)の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備、保存する。

ア　救助実施記録日計表

イ　被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ　被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿

エ　被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

⑵　市は、埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合、次の書類・帳簿等を整備、保存する。

ア　救助実施記録日計表
イ　埋葬台帳
ウ　埋葬費支出関係証拠書類

第 23 節　障害物の除去計画

本計画は津波災害地において住家及びその周辺、その他の場所に土石、竹木等の障害物が流入し、日常生活及び公益上著しい支障をおよぼしているとき、これを除去し、民生の安定及び公益の増進を図るものとする。

１　実施責任者

障害物のうち住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め市長が行い、消防対策部の協力を得て土木班が担当するものとする。

なお、障害物のうち公共その他の場所に流入した障害物の除去は、所管しているところの管理者が行う。

２　障害物の除去の対象

災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のために生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象は、次の事項に該当するものとする。

⑴　当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
⑵　居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか又は屋敷内に運びこまれているため家の出入りが困難な状態にあること。
⑶　自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。
⑷　住家が半壊又は床上浸水をうけているものであること。
⑸　応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。

３　除去の方法

⑴　作業要員

除去作業には、主として土木班があたるが、被害が大規模な場合には地元住民の協力を得るほか、必要な場合は、自衛隊の派遣を要請する。

⑵　機械器具の確保

作業に使用する機械、トラック、その他必要機械器具は、市の機械等を動員する。

なお、不足する場合は、建設業者の請負工事によるほか、災害の状況に応じて措置する。

４　障害物の保管等

土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項を留意して保管する。

⑴　安全な場所の選定

障害物の大小によるが、原則として再び人命財産に被害を与えない場所を選定する。

⑵　道路交通の障害とならない場所を選定する。
⑶　盗難等の危険のない場所を選定する。
⑷　工作物等を保管したときは、保管を始めた日から１４日間その工作物名等を公示する。

５　障害物の保管期間及び帰属

保管した工作物等又は売却した代金は、公示の日から起算して６カ月を経過しても返還する相手方が不明確で返還できないときには、その工作物又は売却した代金は、市に帰属するものとする。

6　障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等は滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。

7　障害物除去の費用、期間等

災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

第 24 節　文教等対策計画

地震災害時には、多数の園児、児童生徒の被災が予想され、学校等施設も多大な被害を受ける。

また、学校等施設は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することが予想され、その調整も必要である。このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

1　実施責任者

市立学校における災害時の応急教育の確保は、教育対策部が行うものとする。

2　応急対策

⑴　休校措置

ア　大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を有線放送その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。

ウ　休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行うものとする。

⑵　教育施設の確保

ア　施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合は、できるだけすみやかに修理を施し、施設の確保に努めるものとする。

イ　普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用するものとする。

ウ　校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用するものとする。

エ　応急仮校舎の建設

ア～ウ項までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討するものとする。

⑶　教育職員の確保

学校教育班は、教育職員の罹災状況を把握し、教育職員が不足する場合は、次によりその確保をはかるものとする。

ア　学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内操作による。

イ　市内操作

学校内操作が困難なときは、市立学校間において操作するものとする。

ウ　市外操作

市内操作が困難なときは、県教育委員会に他市からの操作を要請するものとする。

エ　臨時職員

教育職員の確保には、ア～ウ項の方法による外、教育免状所有者で現職にない者を臨時に確保することを検討するものとする。

⑷　応急教育実施上の留意事項

災害の状況に応じ、２部授業等の方法によりできるだけ応急授業を行うよう努め、授業の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないよう留意する。

イ　教育施設が公民館等学校外施設によるときは、授業方法、児童の保健等に留意する。

ウ　通学道路、その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ　学校が避難所に利用される場合は、施設入所者と児童生徒がそれぞれに支障とならないよう留意する。

オ　授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習勉学の方法等を周知徹底させる。

⑸　罹災児童生徒に対する学用品の給与

ア　給与対象

教育班は、児童の罹災状況を把握し、災害救助法に準じて給与対象者を定めるものとする。

イ　給与の品目、費用、期間

給与の品目、費用及び期間は、災害救助法に準ずる。

ウ　調達方法

教科書については、県教育委員会、文房具、通学用品等については、会計班で調達するものとする。

３　学校給食

⑴　教育班は、給食施設が被害をうけ、給食が実施できないときは、建築班と協議して必要な応急修理を行うものとする。応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努めるものとする。

⑵　器具、原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

⑶　学校が避難所として使用される場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しとの調整に留意するものとする。

⑷　衛生上支障のないよう十分留意するものとする。

⑸　給食の一時中止

次の場合には、給食を一時中止する。

ア　感染症の発生、その他食品衛生上の危険が予想されるとき。

イ　給食物資の確保が困難なとき。

ウ　その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

４　関係帳簿等の整備

文教対策の実施に際しては、次の帳簿に所要事項を記録整備するものとする。

⑴　学用品購入（配分）計画表

⑵　学用品交付簿

⑶　学用品出納に関する帳簿

⑷　その他必要な帳簿

５　幼稚園、保育園の対策

第１項～4 項に準ずる。

第 25 節　農林水産物対策計画

津波災害時には、農作物の流失は無論のこと、農地内への大量の土砂や災害廃棄物の流入及び堆積、

港湾施設の崩壊、周辺河川やため池の決壊等による二次災害の発生が予想される。このため、応急、事後の各段階において、関係機関と連携し必要な措置を行う。

１　応急対策

⑴　農林水産物応急対策

ア　種苗確保

(ｱ)　災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、農業協同組合などに必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

(ｲ)　市長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して必要量の確保に努めるものとする。

イ　病害虫防除対策

(ｱ)　緊急防除対策の樹立

災害により病害虫が発生し又はそのおそれがあるときは、病害虫緊急防除対策を樹立する。

(ｲ)　緊急防除指導班の編成

特に必要と認めたときは、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底をはかるものとする。なお、広域にわたって病害虫の発生がみられるときは、空中防除散布等を考慮する。

(ｳ)　農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県経済農業協同組合連合会等関係機関に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

⑵　家畜応急対策

ア　家畜の防疫

家畜の伝染病に対処するため、災害地の家畜及び畜舎に対して県（家畜保健所）及び獣医師会の協力を得て、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして市に届出を行わせるとともに家畜防疫員の指示により処理するものとする。

イ　飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行うものとする。

⑶　水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

ア　災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合はその生産を確保するために関係機関と連携を図るものとする。

イ　病害虫の防疫指導

災害により水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策について指導を依頼するものとする。

２　事後対策

災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を講じ、農林漁業者に周知徹底をはかるとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行うものとする。

第 26 節　動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

１ 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められて

いることから、市は、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

２ 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

３ 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第 27 節　民間団体協力要請計画

災害の規模が大きく、対策要員に不足を生ずるときは、災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を要請するものとする。

１　要請方法

本部連絡班長は協力に要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力を要請する。

⑴　業務の内容
⑵　場所
⑶　期間
⑷　必要人員数
⑸　その他必要な事項

２　協力を要請する業務の内容

⑴　災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
⑵　救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
⑶　罹災者に対する炊き出し、給水の奉仕
⑷　警察官等の指示にもとづく、罹災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
⑸　関係機関の行う被害調査、警報、伝達の連絡奉仕

（民間団体の組織と活動内容）

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
振興会 自主防災組織 土木建築業者 農業協同組合 商工会 その他の団体	ア 応援を必要とする理由 イ 作業の内容 ウ 従事場所 エ 就労予定期間 オ 所要人員 カ 集合場所 キ その他参考事項	ア 被災者に対する炊出作業 イ 被災者に対する救出作業 ウ 救助物資の輸送配給作業 エ 清掃防疫援助作業 オ 被害状況の通報連絡作業 カ 応急復旧作業現場における軽備な作業 キ その他必要とする作業

第 28 節　災害警備計画

災害警備については、鹿児島県地域防災計画に定める災害警備基本計画により鹿屋警察署長が行うものとする。

第 29 節　電力施設災害応急対策計画

電力施設に関する災害応急対策については、九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所が行うものとする。

第 30 節　その他災害応急対策に必要な事項

市は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

１　応急公用負担計画

市長の権限（災対法第 64 条、65 条）

⑴　権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

⑵　公用負担の内容

ア　物的公用負担（災対法第 64 条）

(ｱ)　土地建物その他の工作物の一時使用

(ｲ)　土石、竹木その他の物件の使用又は収用

(ｳ)　現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

イ　人的公用負担（災対法第 65 条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

⑶　公用負担の手続き等

ア　物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要す。（災対法第 64 条、同法施行令第 24 条～27 条、行政代執行法第５条、６条）

イ　人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

⑷　損失補償及び損害補償

災対法第 82 条第１項、84 条第１項の規定による。

２　従事命令等による労働力の確保

災害対策を実施するための人員が不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努めるが、その種類・執行者及び対象者等は、次のとおりである。

⑴　従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法規	執行者
災害応急対策 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65　条第１項及び第２項	市 長、警察官、海上保安官、自衛官
災害応急対策 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71　条第１項及び第２項	知事及び知事から委託を受けた市長
災害応急対策 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第４条第１項	警察官
消　防	従事命令	消防法第 29　条第５項、第 35　条の７、第 36 条	消防吏員、消防団員

水　防	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

⑵　従事命令・協力者の対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法による市長・警察官又は海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市の区域の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者及びその物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令（消防作業）	火災及び水災を除く他の災害の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長又は消防機関の長の従事命令（水防作業）	水防の現場にある者又は区域内に居住する者

⑶　公用令書の交付

従事命令若しくは、協力命令を発するとき又は発した命令を変更若しくは取り消すときは、公用令書を交付するものとする。（※ 従事命令・協力命令等の様式は、資料編を参照）

3　被災宅地危険度判定の実施

市は、宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災宅地危険度判定を実施するに当たり、判定士の派遣を県に要請する。被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果の標示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第３章　災害復旧・復興

【公共土木施設等の災害復旧】

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠である。このため、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を講ずる。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

１　災害復旧事業等の計画策定

指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

２　災害復旧事業等の実施要領

⑴　災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
⑵　査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
⑶　緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
⑷　復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
⑸　査定修了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施工の促進を図る。
⑹　査定に落ちたもので、なお、今後危うくされるものについては、その重要度により県又は市単独災として行うよう計画する。
⑺　大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の不足等のため工事は円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
⑻　災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
⑼　大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

３　事業計画の種別

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害のつど検討作成するものとする。

⑴　公共土木施設災害復旧事業計画
ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画
イ　海岸公共土木施設災害復旧事業計画
ウ　砂防設備災害復旧事業計画

エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画
オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
カ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
キ　道路公共土木施設災害復旧事業計画
ク　港湾公共土木施設災害復旧事業計画
ケ　漁港公共土木施設災害復旧事業計画

⑵　農林水産施設災害復旧事業計画
⑶　都市災害復旧事業計画
⑷　上下水道災害復旧事業計画
⑸　住宅災害復旧事業計画
⑹　住宅福祉施設災害復旧事業計画
⑺　公共利用施設、病院等災害復旧事業計画
⑻　学校教育施設災害復旧事業計画
⑼　社会教育施設災害復旧事業計画
⑽　その他の災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定

１　激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

２　特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

【被災者の災害復旧・復興支援】

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

第３節　被災者の災害復旧・復興支援

被災者の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築にも十分に配慮する。

１　生活相談

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。他の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

機関名	相 談 の 内 容 等
市	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に、被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 2 市をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	県警察本部及び警察署に警察安全相談窓口を設置して住民の心配や要望等の相談に応じる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署・所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施

2　災害廃棄物等の処理

⑴　処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分場地の確保

市は、災害廃棄物の処理処分方法の確立に努める。

市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画も踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について環境省と連携して市を支援する。

⑵　リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や市の計画も踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、県ではリサイクルの技術面の指導、業者あっせん等を、環境省と連携して行う。

⑶　環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

⑷　計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画を踏まえ、定めるものとする。

なお、県は円滑な災害廃棄物処理を促進するため、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰する。

ア　危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

イ　損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

ウ　災害廃棄物の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

⑸　損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

⑹　建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

3　借地借家制度の特例の適用に関する事項

⑴　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

ア　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。

イ　市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて２部提出する。

(ｱ)　市の面積
(ｲ)　罹災土地の面積
(ｳ)　市の建物戸数
(ｴ)　滅失戸数
(ｵ)　災害の状況
(ｶ)　その他（罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

⑵　法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

4　罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。県は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

5　被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

６　災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡(行方不明を含む。以下この項においては同じ。)した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

第４節　災害復旧資金計画

１　基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものである。

２　資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別によるものとする。

⑴　農林漁業関係の融資

ア　天災融資法による天災融資制度【経営資金】

イ　日本政策金融公庫【中小企業事業：災害復旧貸付】【国民生活事業：災害貸付】

⑵　商工業関係の融資

ア　日本政策金融公庫【中小企業事業：災害復旧貸付】【国民生活事業：災害貸付】

イ　鹿児島県融資制度緊急災害対策資金【運転設備資金、設備資金】

ウ　商工組合中央金庫【災害復旧資金】

⑶　民生関係の融資

ア　生活福祉資金(福祉費(災害援護経費))

イ　災害援護資金

⑷　住宅資金の融資

ア　災害復興住宅建設及び補修資金

イ　一般個人住宅の災害特別資金

ウ　地すべり関連住宅資金

第５編　火山災害対策

第１章　災害予防

桜島は、歴史時代で最も古い和銅元年(708 年)の噴火以来、大小 30 余回の噴火が記されており、安永噴火(1779年)や大正噴火(1914年)等のように多量の火山灰と溶岩を伴うような大規模な山腹噴火が、約百～ 数百年の間隔で起こっている。また、大正噴火後しばらく静穏であったが、昭和10年(1935)年以降、南岳山頂及び南岳東山腹の昭和火口から繰り返し爆発的噴火が発生するなど、活発な火山活動が続いている。このようなことから、桜島の大規模な爆発的噴火に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、桜島の噴火から市民等の生命・身体を守ることを目的に、火山災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

なお、施策の実施に当たっては、火山災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

第１節　災害の想定

１　桜島大正噴火の経過と本市域での被害

大正３年（1914 年）の１月上旬より地熱の上昇や温泉の変動が顕著になり、地震も多発するようになった。１月 12 日早朝から南岳山頂付近から白煙が上がりはじめ、午前 10 時頃引の平付近から噴火が起こった。続いて鍋山の山腹でも噴火が起こった。放出された火山灰や軽石で黒神集落はほとんど埋没した。13 日 20 時頃、西側火口から溶岩が流出しはじめ、横山、小池、赤水集落を埋めつくし海まで達した。14 日朝、東側の火口から溶岩が流出しはじめ、瀬戸、脇、有村集落を埋めつくした。さらに、１月末には、瀬戸海峡を埋めつくし、桜島は大隅半島と陸続きになった。

垂水市域（当時の行政区分で肝属郡牛根村、垂水村、新城村）での被害は軽石や火山灰などの降下火砕物によるものとその後の降雨による土石流によるものがほとんどであった。牛根村では１月 12 日午前 10 時過ぎに人頭大からこぶし大の軽石が降下しはじめ、13 日以降は火山灰が降下した。15 日、16 日がピークで、２月上旬まで降灰は続いた。軽石は陸上ばかりでなく海面をも覆い、軽石の浮上層の厚さは 60 センチ以上にもなり、船舶の航行が著しく阻害された。

表：垂水市域での降下火砕物堆積厚

村　名	堆積厚	村　名	堆積厚
垂　水	３～　３０ cm	新　城	３cm
牛　根	１８～１０５ cm	花　岡	１５cm
百　引	４５～　６０ cm	鹿　屋	１．５ ～６cm

牛根村では降下火砕物により小学校と村役場の建物が倒壊した。東桜島からの人や牛根村民は高隈方面へ避難したが、途中で４名が死亡した。

２　噴火前兆現象

桜島火山は、大きな噴火の際には、その噴火前兆現象と考えられる様々な火山の異常と思われる現象が起こっている。将来起こるであろう大きな噴火の際にも、そうした火山の異常と思われる現象がいくつか発生し、発見または観測されることが考えられる。

ただし、本市域では、桜島区域に比べ、これらの噴火前兆現象は顕著に生じないと考えられる。

⑴　周辺地域での地震

桜島やその周辺地域で地震が起こる。

⑵　桜島での微小地震、重力変動、地殻変動等地球物理的変化

気象庁、京都大学防災研究所付属火山活動研究センター、鹿児島大学理学部付属南西島弧地震火山観測所が行っている常時観測によって、微小地震、重力変動、地殻変動等わずかな地球物理的変化が観測される。また、火山ガスの成分の変化も起こる。

⑶　有感地震の頻発

大きな噴火の数日前から、桜島の近くでの地震が発生する。噴火が近づくにつれて地震の回数と激しさは増加する。

⑷　地下水量・井戸水の変化

井戸水の推移が急に増減する。ところによっては湧水の現われるところもある。また、井戸水の水温上昇も起こる。

⑸　地温の異常上昇

大きな噴火の数日前から土地の温度が高まる。

⑹　動物の異常挙動

地温の上昇、地震動、火山ガスの臭い等に反応して、動物が日常と違う挙動をしたり、ふだん山中にいる動物が人家周辺に出現する。

⑺　白煙の噴出

マグマの上昇に伴い、地下水が沸騰し白煙をあげる。大きな噴火の直前に起こり、新たに白煙を噴出した地点付近が新しい噴火口となる可能性がある。

⑻　地鳴り

大きな噴火の数日前から地鳴りが起こる。

⑼　目に見える地形変化（土地の昇降、地割れ、海岸線の変化）

地殻変動が活発化し、地割れ、地面の傾動、海岸線の変化、山崩れやがけ崩れ等が顕著に見られるようになる。

⑽　海の変化（海水の変色、水温の上昇、水泡の発生、魚の死）

大きな噴火が近づくと、海水の変色、水温の上昇、水泡の発生、さらに、そうした海の変化に伴って魚類のへい死・浮上などがみられる。

なお、これらの前兆現象は過去の噴火実績に基づくものである。将来の大きな噴火の際にこうした前兆現象が確実に起こるとは限らないので、注意が必要である。

３　予想される諸現象と本市域への影響

桜島火山の今後の大噴火に伴う現象の想定は、その規模、噴火場所、災害要因等がどのようであるか、現在の科学でも困難である。今後、大正３年の噴火程度のもの、あるいはそれ以上の桜島全体が噴火口となり、島が消滅してしまうほどの噴火等、いずれの可能性も考えられる。

しかし、桜島が消滅してしまうほどの噴火は自治体の対応の限界を超えるものである。そこで、噴火記録の中で最も大きかったといわれる文明、安永、大正の噴火程度を想定の対象とし、なかでも最も記録が整理されている大正３年の噴火規模及びそれに伴う現象に基づいて想定し策定計画を検討・実施する。大正噴火規模のものが当時と同じ条件で発生することは考えにくいので、別の条件下で噴火現象の強さや影響の及ぶ範囲を検討しておくことが噴火災害対策を考える上で重要である。平成１８年度に桜島火山の噴火災害危険区域予想図が作成され、予測される主な災害要因の影響範囲等が推定されている。

そこで、本計画においては大正３年の実績と予測結果の両方を想定災害とする。

⑴　予想される噴火のシナリオ

桜島火山は、過去の噴火の経過等から見て、次のような噴火のシナリオが予測される。

前兆現象の発生	○　周辺地域での地震 ○　微小地震、重力変動、地殻変動等地球物理的変化 ○　有感地震の頻発 ○　地下水量、井戸水の変化 ○　地温の異常上昇 ○　動物の異常挙動 ○　白煙の噴出 ○　地鳴り ○　土地の変化（土地の昇降、地割れ、海岸線の変化） ○　海の変化（海水の変色、水温上昇、水泡の発生、魚の死）

⇩

噴火の開始	○　山腹からの噴煙活動 ○　火山ガスの噴出 ○　岩塊の噴出 ○　爆発的噴火 ○　多量の降下火砕物（軽石、火山灰）の噴出 ○　火砕流の流下（数分で海岸付近まで到達） ○　溶岩の流下（数時間から数日で海岸付近まで到達） ○　大きな地震の発生（本格的な噴火期の前期に発生） ○　津波の発生（海底噴火や大きな山体崩壊により発生）

⇩

噴火の終息	○　地盤の変動 ○　桜島島内での土石流、泥流の頻発 ○　降灰区域での土石流、山崩れの頻発

⑵　予測される火山災害要因と本市への影響

桜島火山ではいろいろな規模の噴火が過去に起こっている。噴火の規模によって発生する災害要因の種類は異なるし、本市への影響も大きく異なってくる。

なお、噴火の規模、災害要因及び本市への影響は次のように整理される。

表：噴火による災害要因と本市への影響

噴火規模	過去の事例	災害要因	本市への影響
小さな噴火	１９５０年代から現在まで続いている噴火	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 土石流	△ ○ △ ○
中程度の噴火	１９４６年の昭和噴火	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 火山ガス 土石流	○ ◎ ○ △ ○ ○
大きな噴火	１９１４年の大正噴火 １７７９年の安永噴火	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 火山ガス 津波 地殻変動 地震 土石流	○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ◎
巨大な噴火	約１１、０００年前の桜島火山最大の噴火	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 山体崩壊 火山ガス 津波 地殻変動 地震 土石流	○ ◎ ○ ○ ◎ ○ ◎ ◎ ◎ ◎

（注）　本市域への影響　：　◎影響が極めて大きい、○影響がかなり大きい、
△影響することもある

ア　噴出岩塊

爆発、特に初期の大きな爆発において直径数１０㎝から数㎝の岩塊を相当多量噴出する。桜島の南東部に噴火口が生じた場合は、本市域まで岩塊が到達する。

しかし、それ以外の場合は本市域への影響が比較的小さいと考えられる。

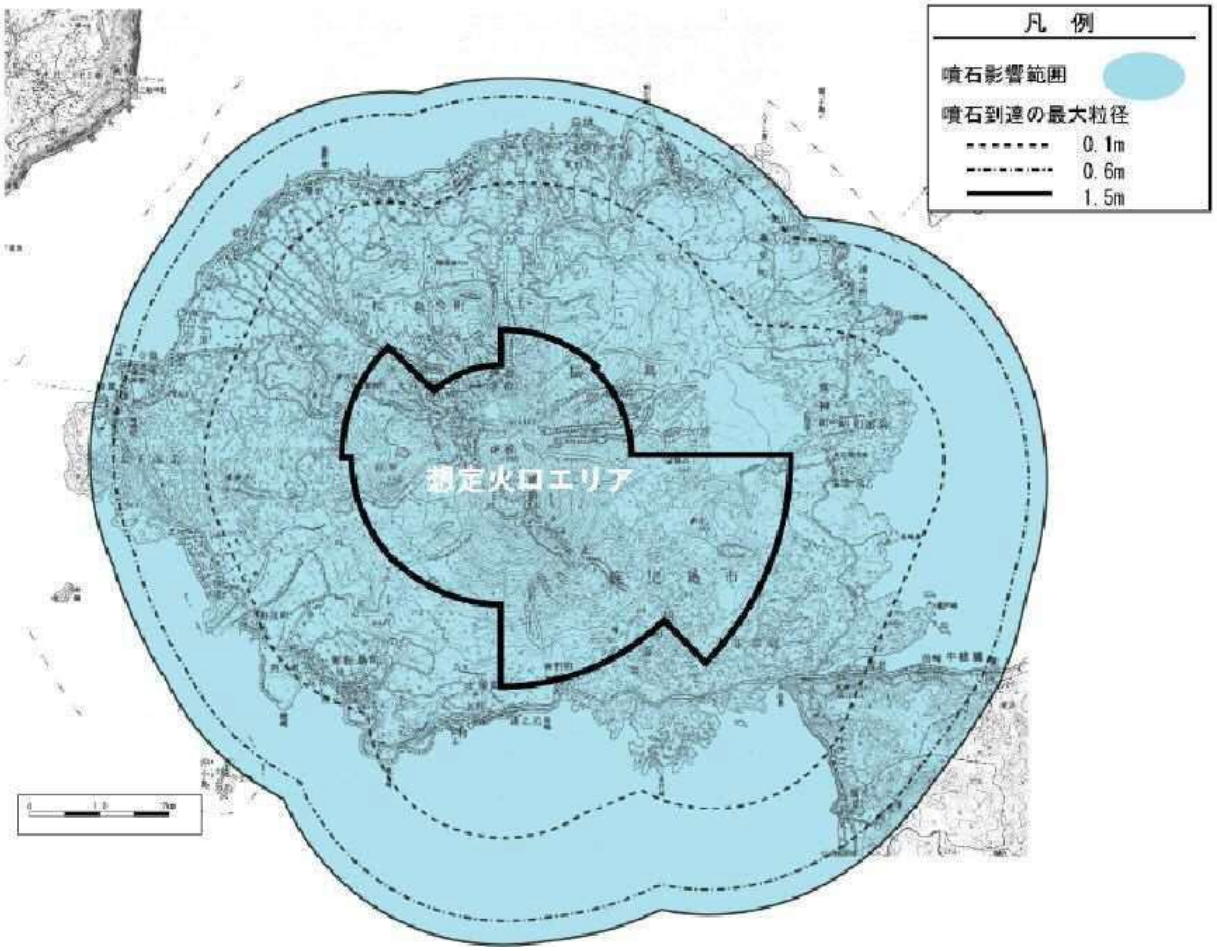

噴石影響範囲図

イ　降下火砕物（軽石・火山灰）

中程度より大きな噴火では、軽石や火山灰を多く含む噴煙柱が成層圏まで達する。噴煙柱は初め上にあがるが、次第に上層風に流され、風下側に傾いていく。

降下火砕物のうち粒経の大きなものは桜島島内に降下する。降下時間が早く、粒経の大きな火砕物は熱せられたまま降下する。直径１０数㎝程度の降下火砕物が直撃すると人間や家畜が死亡したり、車両等が破壊されたりする。

降下火砕物が厚く堆積すると弱い木造建物やビニールハウス等が破壊される。農作物には甚大な被害が出る。熱せられた火砕物が降下したところでは、火災も発生する。火山灰が多量に降下しても人間がそれによって死に至ることはないと思われるが、相当期間は通常の生活を続けていくことが困難である。火山灰が多量に降下している時はかなり暗くなる。

本市域に最も影響が大きい災害要因で、上層風が西ないし北西の風の場合には、本市域に降下火砕物が１ｍ近い厚さで堆積することが予測される。また、降灰の軸が本市域を横断すると一時的に地域の分断が起こり、情報伝達や避難指示（緊急）など応急活動に支障がでることも考えられる。

降灰影響範囲図（ 特定ケース： 夏期）

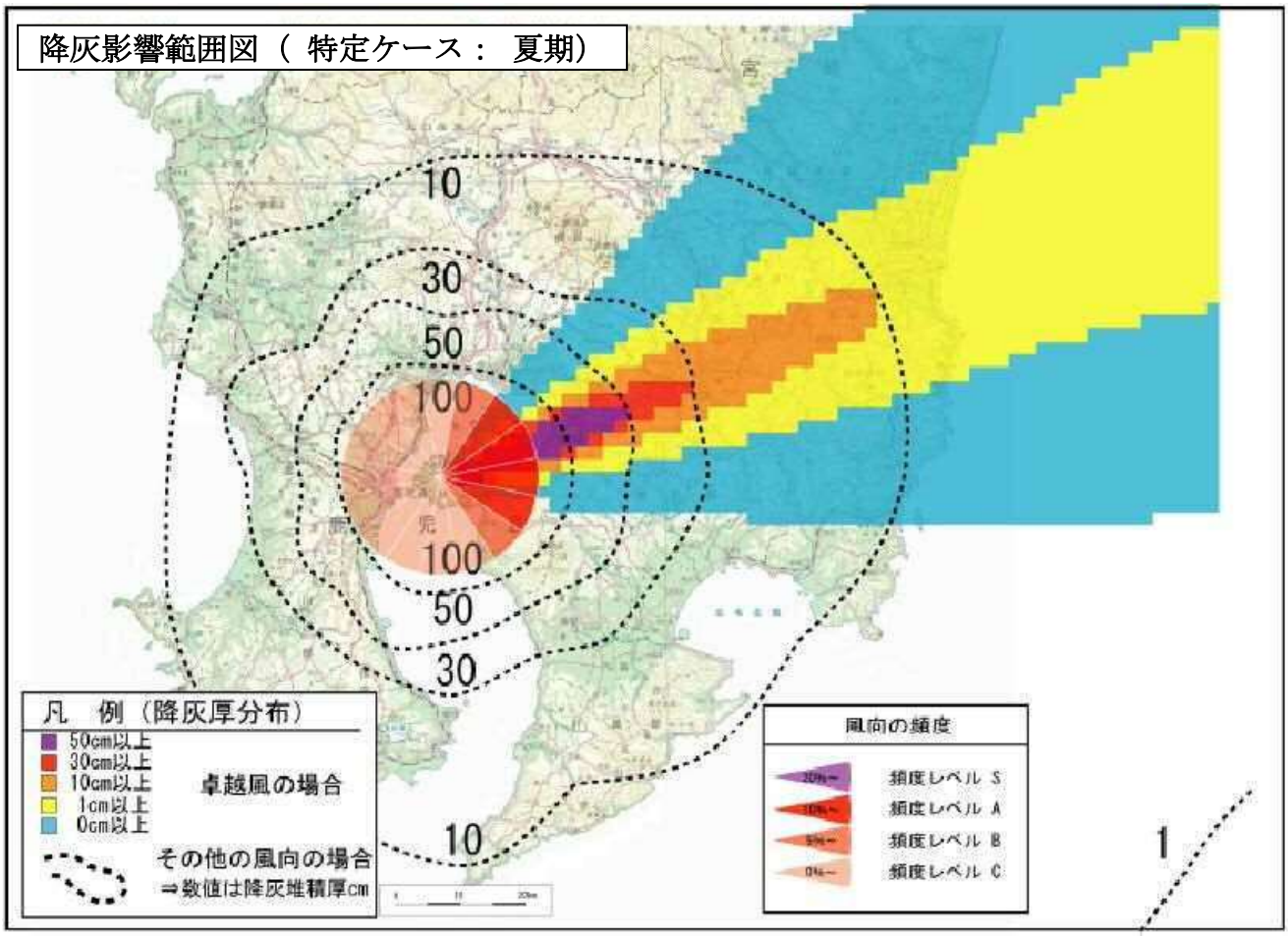

降灰影響範囲図（ 特定ケース： 冬期）

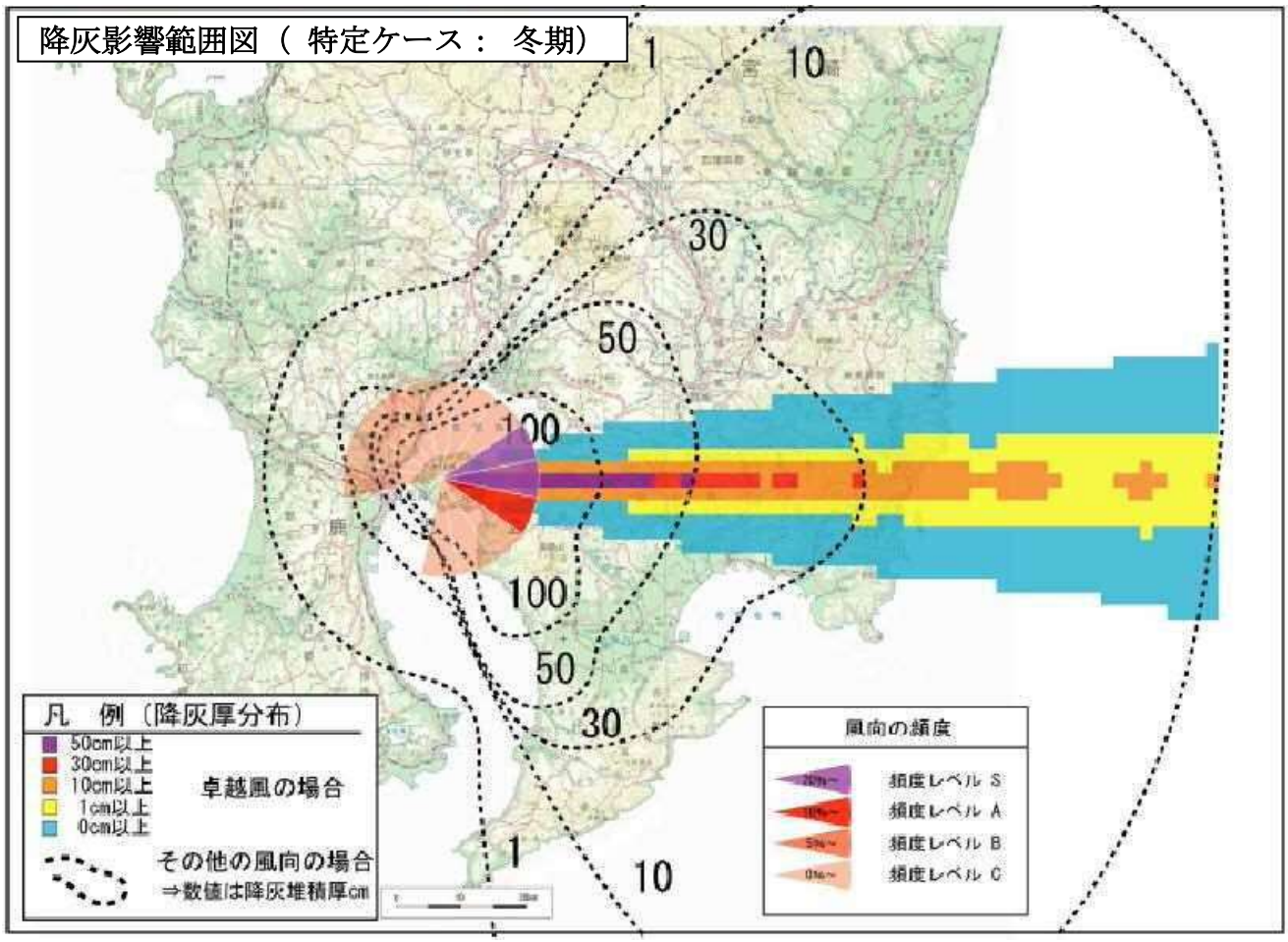

ウ　火砕流

大きな噴煙柱が立ち、それが崩壊することで火砕流が発生する。火砕流は岩塊や細粒物質を多く含む高速の流れで、流下域では破壊的な被害が生じる。

高温の噴煙柱が崩壊する場合は火砕流も高温で、火砕流の周辺部での熱風（火砕サージ）により、火災が発生する。桜島で発生することが予想される火砕流は小型火砕流である。火砕流の本体が流下、堆積したところでは、建物や樹木はなぎ倒され、焼失し、埋没する。

桜島南西山麓で火砕流が発生した場合でも、火砕流の本体が本市域まで達することは起こりにくい。ただし、桜島にごく近い区域では熱風（火砕サージ）の影響を受けることがある。山腹噴火で発生する火砕流は、火砕流となってから１～２分で海岸まで達する。

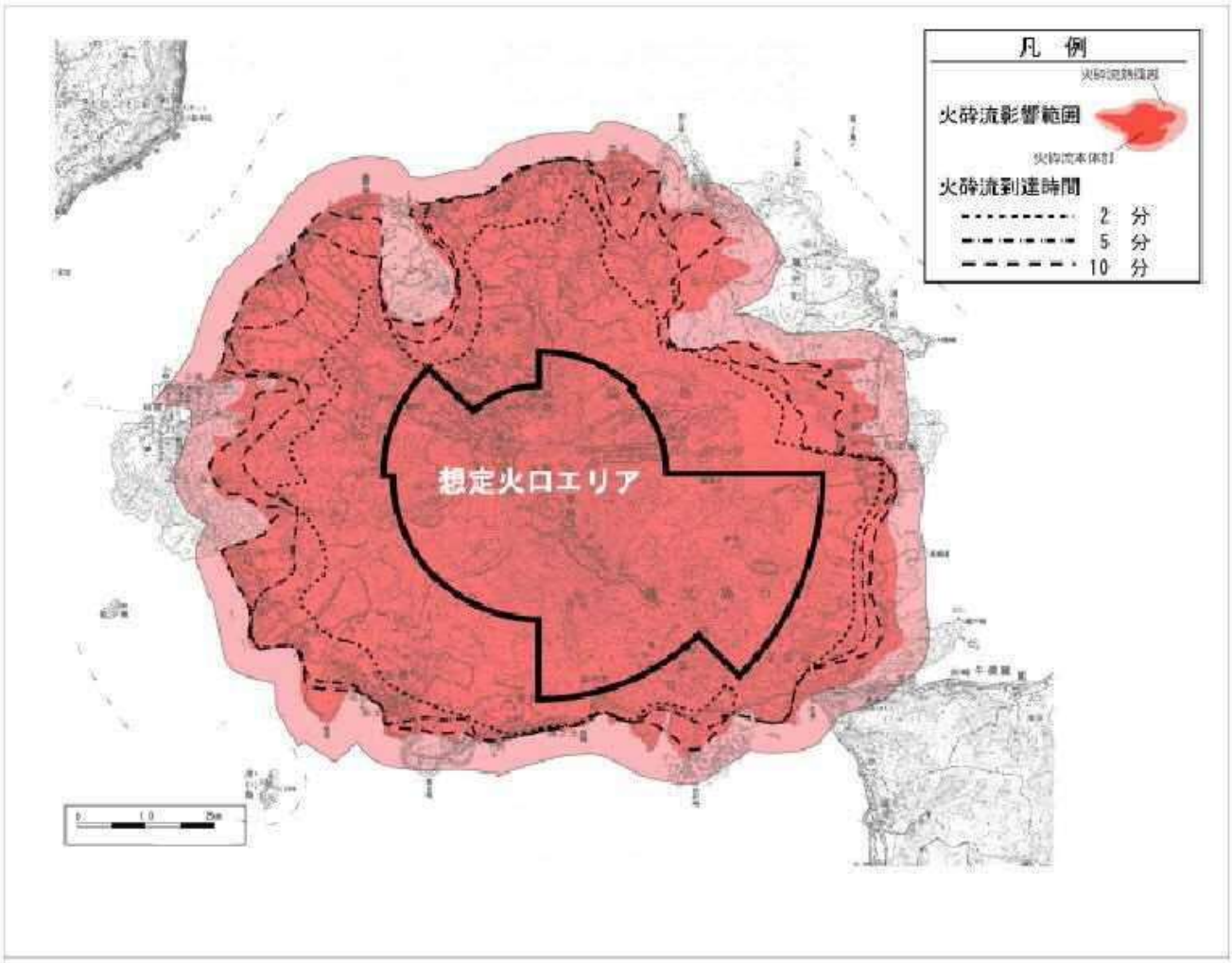

火砕流影響範囲及び到達時間図

エ　溶岩流

噴火口から数日間にわたって多量の溶岩が噴出し、周辺の低所に流出するものと考えられる。桜島火山の溶岩は粘性が高いため、比較的流速が遅く、避難が手遅れになることは少ない。

桜島南西山麓で多量の溶岩流が発生した場合、海を埋めて溶岩流の本体が本市域まで達することも起こりうる。この際にも地域の分断が起こる可能性がある。

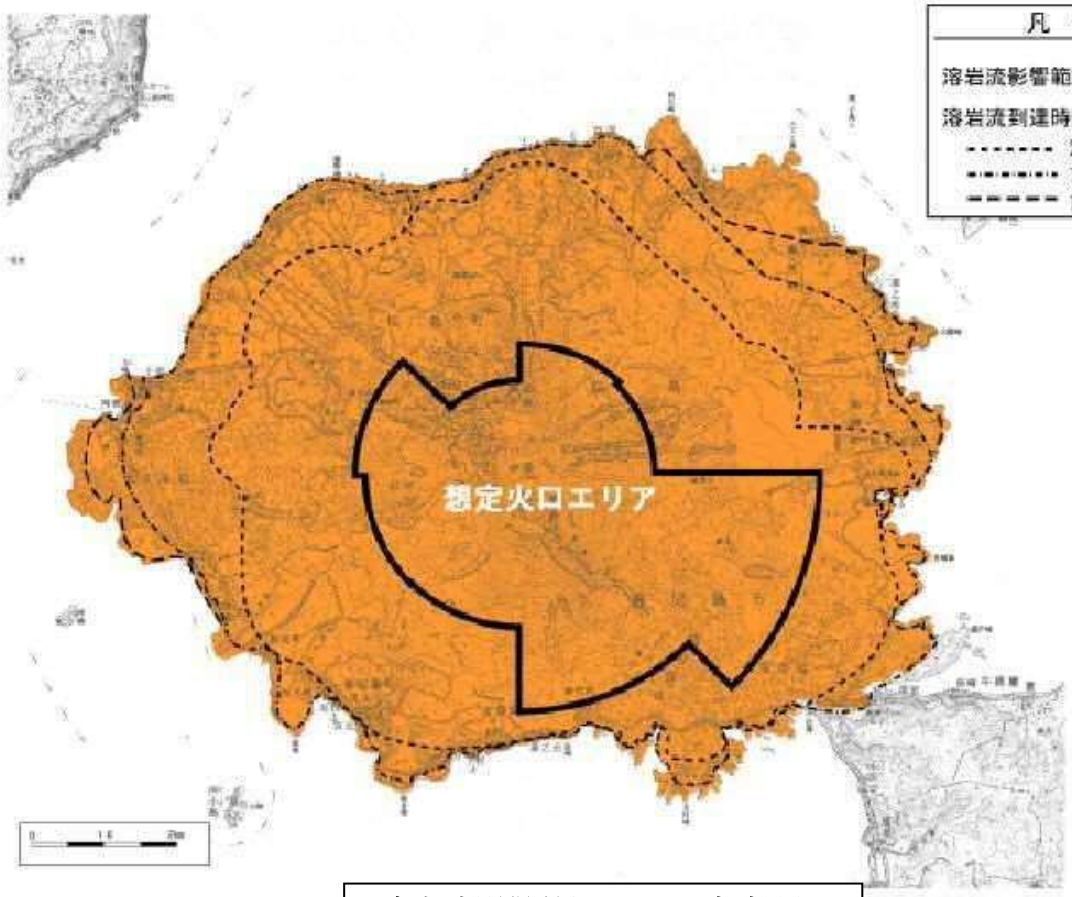

溶岩流影響範囲及び到達時間図

オ　火山ガス・噴煙

初期の噴火においては水蒸気を主体とするガスを噴出するものと考えられる。

硫化水素、二酸化イオウ、二酸化炭素等有害な火山ガスの量は少なく人的被害は少ない。噴火口から離れるほど拡散され、火山ガスの濃度は低くなるが、谷地形のところではガス道となっているところもあり、噴煙が垂れ込むことにより、その中に含まれるガスが人間に影響することもある。強風時には問題とならないが、西ないし北西の微風の際には本市域に火山ガスが流れ込むことがある。

カ　空振

爆発的噴火にともなって、空振が発生することがある。空振によって窓ガラスが破壊されるなどの被害が出ることがある。爆発的噴火の際、本市域でも空振による窓ガラスの破損等の被害が出ることがある。

キ　地震

最初の爆発と前後して、マグニチュード７程度の地震が発生するものと考えられ、桜島及び周辺地域では震度５～６程度のゆれが起こるところもあり、弱い地盤上の建物や弱い建物の倒壊、ビルの外壁、ガラス等の落下、ブロック塀・石塀の倒壊、埋設管の破損、電気通信の支障等の被害が発生することが起こる可能性がある。強い地震動によって、急傾斜地や道路のり面

が崩壊することもある。また、地震によって死傷者の出るおそれもある。

ク　地殻変動

多量の噴出物を出したあと、地盤の沈降が起こる。特に、海岸付近では地盤の沈降の影響を受けやすく、海岸構造物の破損、低地部での浸水、さらに台風時の高潮被害等が発生することが考えられる。地殻変動による地盤や構造物の破壊は、地震動による一過性の破壊と違い、長期間にわたって徐々に進行する可能性がある。

ケ　地下水・温泉変動

大きな噴火の前兆現象、あるいは噴火のあとの現象として、地下の水脈が変動して地下水・温泉に異常が発生することがある。地下水・温泉変動は水温の変化や水量の変化に現われる。地下水・温泉変動が大きな被害をもたらすことはないが水源の確保等に支障がでることがある。

コ　土石流

本市域の山地に多量の降下火砕物が堆積し、植生の被害が顕著なところでは、噴火後の降雨によって土石流が発生する。土石流の発生は噴火後数年間続く。

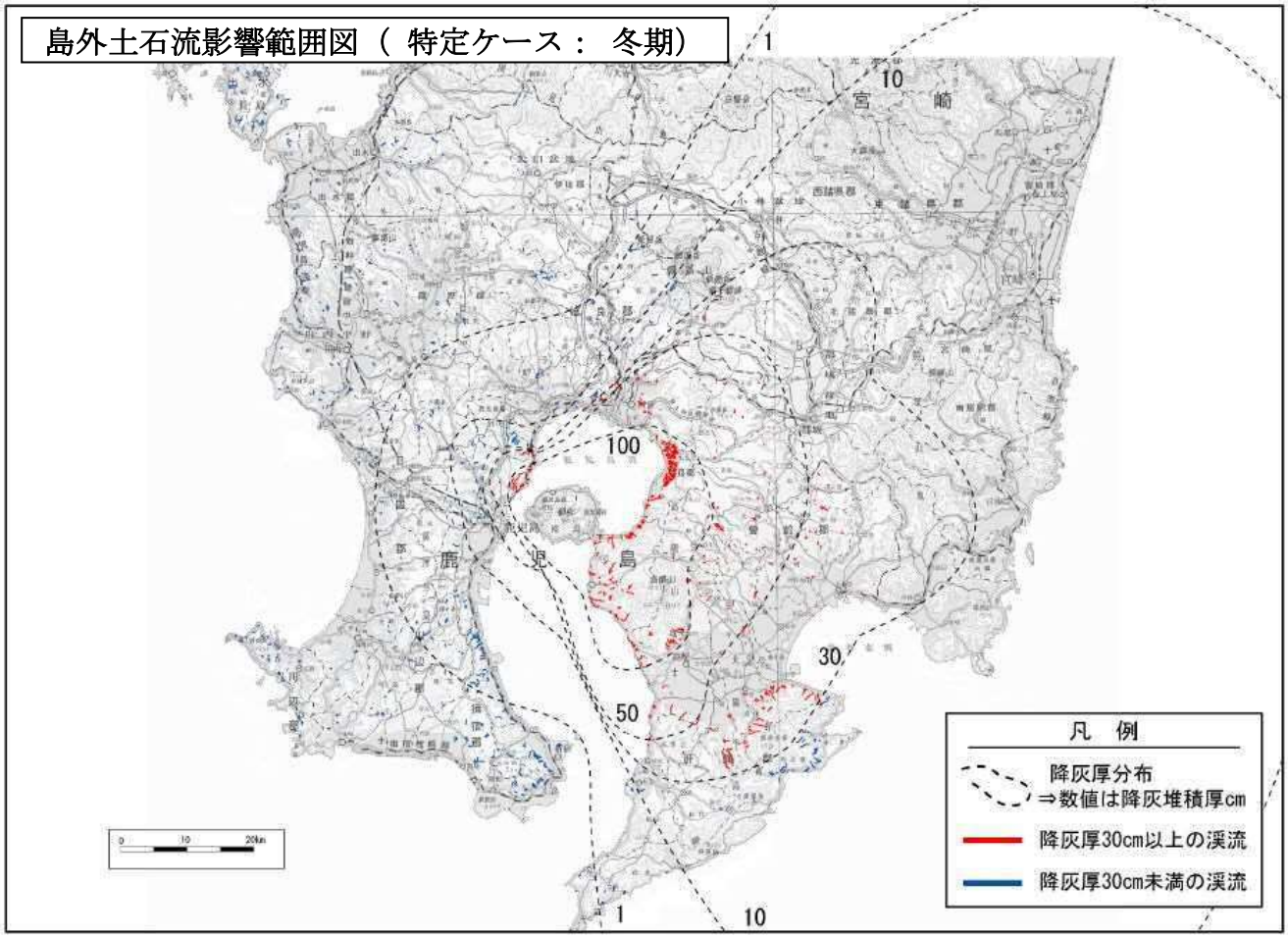

サ　山くずれ

本市域の山地で、多量の降下火砕物が堆積したところでは噴火後の降雨によって山くずれが発生する。山くずれの発生は噴火後数年間続く。

シ　岩屑なだれ

岩屑なだれは、火山体を構成している火山砕屑物や溶岩などが内部の噴気活動や震などによって大規模に崩壊し、火山斜面や開折谷沿いに高速で流下していく現象である。過去に桜島では発生していない。大規模な岩屑なだれは、高速で山腹を流下し、海を埋めつくすこともある。また、岩屑なだれが海に流下すると津波を誘発することがある。

ス　津波

岩屑なだれが海へ流入したり、海底噴火などが起こったりすると津波が引き起こされることがある。特に南側斜面が大きく崩壊し、岩屑なだれが海に流下すると本市海岸に津波が襲来することが見積もられる。

第２節　火山災害防止対策の推進

本市は、活発な噴火活動が継続している桜島に隣接しており、桜島が大規模な爆発的噴火を起こした場合には、火山噴出物の落下、大量の火山灰の堆積による建物倒壊や農業災害などが予想される。

このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、火山噴火に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

１　火山災害に強い地域づくり

桜島の動向を観測、研究している各機関との連携を図り、情報の交換とともに、噴火の危険性を住民に知らせる体制づくりを推進する。また、火山の噴火等に起因する災害に対する警戒避難対策として、県と連携して人命、財産の被害を未然に防止するための体制づくりを推進し、住民が安心して快適な生活が営めるよう、安全を確保しやすい地域づくりを推進するものとする。

２　市民の防災活動の促進

市は、火山災害に関する防災知識を住民に普及するとともに、自主防災組織を活性化して被害の軽減に当たる。

⑴　防災知識の普及

防災関連行事等を通じ住民等に対し、その危険性を周知させるとともに防災知識の普及、啓発を図るものとする。

家庭等での防災対策の具体例

・「最低３日、推奨１週間」の食糧、飲料水、非常持出品の準備等

・家庭内の連絡体制の確保

⑵　火山災害発生時にとるべき行動

様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）での対応を検討しておく。

⑶　避難場所、避難所及び避難経路等の確認

平常時に、緊急避難場所や避難所及び避難経路等を確認しておく。

⑷　防災教育

学校等の教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

⑸　普及方法

防災知識の普及に当たっては、各種機関等の協力を得るとともに、ビデオ、掲示板等を活用するものとする。

⑹　イベント等の開催

防災週間等を通じ、火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

３　防災訓練の実施・指導

⑴　市は、積極的に防災訓練を実施するものとする。

⑵　地域住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

４　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるものとする。また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双

方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第３節　農業災害の防止対策

１　農地防災・保全施設の整備

火山災害が発生した場合には、農地、農業用施設、農作物、人家等に被害が及ぶおそれがある。

これらの被害を防止、軽減するために、農地防災・保全施設の整備を行い農村地域の災害発生防止に努める。

２　被害想定区域や避難場所等を地図化したハザードマップの整備

防災重点農業用ため池等の農業水利施設については、万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第４節　建築物災害の防止対策の推進

大規模な爆発的噴火が起こった場合の火山災害としては、火山噴出物の落下や火砕流、溶岩の流下による森林や建物の焼失、大量の火山灰の堆積による建物倒壊などの被害が予想される。

火山灰の堆積による建物倒壊を防止するための施策として、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。

１　公共施設及び防災基幹施設の火山灰、火山レキなどの火山噴出物対策

市の庁舎、消防の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。このため、市は、これらの防災基幹施設や公共施設等の災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮して耐震化は基より火山灰、火山レキなどの火山噴出物対策の推進に努める。

２　一般建築物の降灰対策についての住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

⑴　降灰対策の必要性の啓発

既存建物については、広報誌等を活用し降灰対策の必要性を啓発する。

⑵　専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、降灰対策の向上に向けた知識の普及啓発を実施する。

⑶　住民に対する啓発内容

ア　灰の進入防止

イ　灰の堆積しにくい住宅構造・形状

ウ　堆積した灰の除去

第５節　施設等の災害防止対策の推進

上下水道、電力、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが火山の大規模な爆発的噴火により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救急等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、火山災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、施設の災害防止対策を推進する。

１　上水道施設の災害防止

⑴　火山災害に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により、火山災害に強い上水道施設の整備を推進する。

ア　水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
イ　老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
ウ　浄水場等の降灰・停電対策の推進
エ　広域的なバックアップ体制の推進
オ　飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

⑵　復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

２　下水道施設の災害防止

⑴　火山災害に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道事業者は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し火山災害に強い下水道施設の整備を推進する。

ア　耐震性の劣る配管から鋳鉄管等への敷設替えの推進
イ　老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
ウ　広域的なバックアップ体制の推進
エ　処理場等の降灰・停電対策の推進

⑵　集中監視システムの活用

下水道事業管理者における浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

３　その他のライフライン施設の災害防止

市は、電気・通信等事業者が実施するライフライン施設の災害防止対策の推進に努める。

４　道路・橋りょうの災害防止

⑴　道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、各道路管理者は、既存道路施設等の降灰対策を基本に防災対策に努める。

⑵　緊急輸送道路ネットワークの形成

火山災害が発生した場合、その直後から救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資

等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、降灰対策を推進する。

⑶　道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、火山灰や火山レキなどの火山噴出物を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第６節　災害危険物等事前措置計画

本計画は、災害が発生するおそれがあるとき、災害危険物等に対する管理者(占有者及び所有者を含む。以下同じ。)の保管措置について確認し又は指示し、災害発生を防止しようとするものである。

１　実施責任者

災害危険物等の保管措置に関する指示等については市長が行う。(災害対策基本法第 59 条)担当は、土木対策部と消防対策部が協力して行う。

２　管理責任者

災害危険物等の管理者は、災害警報等が発令されたとき、管理する危険な設備又は物件等の保安措置について再確認し、保安について更に万全の措置を講ずるものとする。

３　市長の指示等

⑴　保安措置の確認

災害危険物等による災害が発生するおそれがあるときは、特に必要と認める災害危険物等の保安措置について確認するものとする。

⑵　保安措置の指示

⑴ 項により災害危険物の保安措置が十分でないと認めるときは、管理者に対し保安措置を十分とるよう指示するものとする。この場合、特に必要があると認めるときは、鹿屋警察署長及び鹿児島海上保安部長に対し保安措置に関する指示を行うよう要請するものとする。

⑶　指示等の方法

指示は、各指示者がその組織内で編成する巡視要員等により行うのものとする。

⑷　指示等の期間

指示等は、災害警報発令により必要な時間行うものとする。

⑸　指示等の内容

指示等は危険物等による災害の防止に必要と認められる補修、補強、移転 、除去、使用の停止処理、整理、移動、撤去等の措置について行うものとする。

(注)　災害危険物の種類は、次のとおりである。

がけくずれのおそれのある土地、風害をおこすおそれのある広告物、煙突類、農業用ため池、電気関係施設、火薬類、石油、高圧ガスおよび放射性物資等。

第７節　火山防災研究の推進

火山噴火による災害を軽減するためには、いちはやく噴火の前兆現象を把握することが重要である。

このため、市は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように県及び国の関係省庁機関等に要請するとともに、関係研究機関の火山及び火山防災に関する研究に協力し、その成果の活用に努める。

１　火山災害及び火山災害対策に関する研究等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには、いちはやく噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために、市は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

２　専門家の助言の活用及び人材の育成

火山の観測・研究に携わっている気象台や大学研究員等専門家の見解は、火山災害対策上大きな役割を担うことから、市は、防災対策を検討する際は、必要に応じて専門家から助言等を得ることとする。

３　火山防災協議会の設置

活火山法第３条第１項に規定される「火山災害警戒地域」の指定があった県及び市町村は、活火山法第４条の規定により、火山毎に想定される火山現象の状況に応じて、県、市町村、国、火山専門家等の関係機関が一堂に会して警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（ 以下「火山防災協議会」という。） を組織する。

４　桜島火山防災協議会の開催

上記３に基づき鹿児島県及び垂水市並びに関係市町村は、平時から桜島火山防災協議会を定期的に開催し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について必要な協議を行う。

５　火山防災連絡会の設置

鹿児島県は、平時又は発災時（火山活動の活発化を含む。）に関わらず、県、市町村、消防、警察、自衛隊及び火山専門家等において情報共有及び必要な検討等を迅速かつ円滑に行えるよう、必要な火山毎に「火山防災連絡会」を設置する。

なお、火山防災連絡会を開催する目的は、主に以下のとおりとする。

⑴　平時からの情報共有及び知識の蓄積等
⑵　発災時(火山活動の活発化含む。)の情報共有や調整
⑶　火山防災協議会へ諮る事項の事前調整
⑷　上記以外で、県が必要と認めたとき。

６　桜島火山防災連絡会への参加

上記５に基づき設置された桜島火山防災連絡会は、鹿児島県危機管理防災課長を会長として、桜島火山防災協議会の構成機関により構成される。

桜島火山防災協議会の構成機関である垂水市は、平時又は発災時（火山活動の活発化含む。）に関わらず、柔軟に桜島火山防災連絡会に参加し、関係機関との情報共有や必要な調整等を行う。

７　重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

火山噴火による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性等について県の協力を得て調査研究に努める。

８　地域危険度の把握

市は、地域の災害危険性を関係研究機関の研究成果により把握し、防災マップ等の作成に努める。

【迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】

火山災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。ここでは、このような震災応急活動体制への事前の備えについて定める。

第８節　防災組織の整備

大規模な爆発的噴火が発生した場合、人命の損傷をはじめ、火山噴出物による家屋の倒壊、火災、津波の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による防災力向上を図る。

１　応急活動実施体制の整備

⑴　職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

このため、実情に応じ専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話などの参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、以下の対策を推進する。

⑵　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、平常時から特に次の点について習熟する。

ア　動員配備・参集方法
イ　本部の設営方法
ウ　防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

２　平常時の連絡調整体制の整備

⑴　情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

⑵　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

ア　市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。
イ　市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常無線通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

⑴　連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

⑵　自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

4　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

⑴　市及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

⑵　特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

5　「大隅地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」

大隅地域の県管理河川で発生しうる大規模な浸水害に備え、鹿児島県、気象庁、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するため設立された。

⑴　位置付け

水防法第 15 条の 10 の規定に基づき「大隅地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）として組織され、都道府県大規模氾濫減災協議会に位置付けられる。

⑵　目　的

「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、市町村等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、かつ計画的に推進することにより、大隅地域の県管理河川流域において、洪水氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

⑶　構　成

垂水市、鹿屋市、曽於市、志布志市、大崎町、錦江町、南大隅町、肝付町、鹿児島県、大隅地域振興局、国交省大隅河川国道事務所、鹿児島地方気象台

⑷　対象河川

本城川、雄川、その他大隅地域の県管理河川流域における一級河川大淀川及び二級河川を対象とする。

⑸　取組、実施事項

ア　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

イ　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び大隅地域の県管理河川流域の水害に強い地域づくりを実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

ウ　毎年、開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

エ　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第９節　通信・広報体制（機器等）の整備

大規模な爆発的噴火に伴う津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

１　通信施設及び機器の整備

市は、住民に対して火山防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）設備の保守整備に努める。

また、既存の防災行政無線の後継機器として、コミュニティＦＭ放送の整備を推進する。

２　通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

⑴　通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

⑵　通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

３　関係機関の通信手段の活用

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

４　広報体制の整備

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオ(コミュニティＦＭ放送を含む。)を通じて市民に提供するため、緊急情報提供システム、Ｌアラート(災害情報共有システム)を効果的に活用する。

また、インターネット(県庁ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Ｗｅｂ)やＬアラート(災害情報共有システム)、緊急速報(エリアメール等)、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第 10 節　消防体制の整備

火山災害が発生し、その後の津波襲来のおそれがなく消防活動が可能な状況になった場合、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、津波襲来を考慮した、消防活動の組織、方法及び関係機関との救助・救急体制を含めた協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに装備、資機材等の整備を推進するとともに、資機材の高台への搬送要領、高台の消防活動拠点の設定等につい

ても検討を進める。また、火山噴火による大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

第 11 節　避難体制の整備

火山災害時には、数多くの地域で多くの住民が避難する事態が予想される。このため、災害時における市長等の避難指示権者が行う避難指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に火山災害及びその二次災害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。特に、桜島の大規模噴火時の影響及び範囲の伝達方法並びに避難場所等について住民に周知するため、総合防災マップ（桜島火山ハザードマップを含む。）の配布その他の必要な措置を講じる。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

⑴　指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

なお、避難路についても浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

⑵　指定避難所等

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等(県立学校については県教育委員会)の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

２　指定避難所の整備

⑴　市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、冷暖房、照明等の整備に努めるものとする。市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

⑵　指定避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

⑶　指定避難所における救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者にも配慮した避難実施に必要な施設・設備についても整備に努め、被災者による被災情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備に努める。

⑷　指定避難所において停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

３　避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これらの物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

４　避難体制の整備

⑴　災害危険箇所の警戒体制の確立

市は、噴火警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

⑵　火山災害警戒地域内の避難体制の確立

市は活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第３条及び第６条に基づき、火山災害警戒地域における警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

⑶　避難指示等・誘導体制の整備

ア　基本方針

市長は、火山の噴火に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、火山災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

イ　市長が行う避難指示等は、「避難指示等に関するガイドライン」を踏まえて行う。

ウ　市長以外の避難指示権者は関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ避難指示等を行う。

エ　市長は関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

オ　避難指示等の基準の策定

(ｱ)　市長は、災害の種類、地域、その他により異なるが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(ｲ)　国及び県は、市に対し避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(ｳ)　県は、市に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行うものとする。

カ　避難指示等の実施要領

(ｱ)　市長以外の避難指示権者が避難指示等を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、市長に通知する。

(ｲ)　市長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難指示等を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事(県危機管理防災課及び大隅地方振興局)へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

⑷　避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　状況に応じて誘導員を配置し、車両による移送などの方法を講じておく。

⑸　自主避難体制の整備

ア　市は、各種災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。

イ　自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

ウ　住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、市や防災関係機関に連絡するものとする。

※　指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い、市町村が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、市町村の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市町村は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について要すれば検討を行うものとする。

⑹　広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

⑺　避難指示等の伝達方法の周知

ア　避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施できるよう次のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

(ｱ)　関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

(ｲ)　サイレン、鐘による伝達

(ｳ)　防災行政無線による伝達

(ｴ)　広報車等の呼かけによる伝達

(ｵ)　報道機関を通じて行うテレビ、ラジオ(コミュニティＦＭ放送を含む。)、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、地上デジタル放送、有線放送、電話等の利用による伝達

イ　伝達方法の周知

市長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

ウ　浸水想定区域における洪水予報等の伝達

市は浸水想定区域内の一定の地下街等及び要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

エ　伝達方法の工夫

市は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

5　要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、次の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府:25.8）や「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県:26.2）を参考に作成した「垂水市避難行動要支援者避難支援等プラン」(27.10.29）に基づき、次の点に留意し地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

⑴　避難指示等の伝達体制の確立

市は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

⑵　避難誘導体制の整備

ア　市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため､防災対応や避難誘導･支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

イ　地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ､自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておくものとする。

ウ　市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、火山現象発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ　市は､要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため､防災､医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

⑶　要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

6　避難訓練

市は、自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、火山現象を想定した避難訓練を実施する。

7　各種施設における避難体制の整備

市長及び教育長は、市内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を整備しておく。

⑴　学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

市長及び教育長は、市内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、整備しておく。

ア　集団避難計画の作成

(ｱ)　教育長は、市内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

(ｲ)　児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

(ｳ)　災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

イ　避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

ウ　避難誘導体制の強化

(ｱ)　避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるようにあらかじめ連絡網を整備しておく。

(ｲ)　学校長等は、概ね次の事項について計画し集団避難が安全迅速に行われるようにする。

a　災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法
b　避難所の指定
c　避難順位及び避難所までの誘導責任者
d　児童生徒等の携行品
e　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

⑵　社会福祉施設や病院等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」（寝たきりの高齢者や障害者、重症患者、妊産婦、新生児、乳幼児等）が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている。（水防法第 15 条の３、土砂災害防止法第８条の２）

ア　避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、火山現象が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報並びに避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、火山現象発生時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努めるものとする。

イ　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、火山現象に備え、消防機関等への情報伝達の手段、方法を確立するとともに、火山現象発生時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ　防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、火山現象発生時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するように義務付けられている。

⑶　不特定多数の者が出入りする施設における避難体制等の整備

ア　防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

イ　組織体制の整備

施設管理者は、火山現象が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

ウ　緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、火山現象に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、火山現象発生時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

エ　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、火山現象発生時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

なお、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた不特定多数の者が出入りする施設の管理者等については、火山現象が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている。

８　避難所の開設、収容体制の整備

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

⑴　避難所の開設・収容体制

ア　避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた市長が行う。市長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

イ　福祉避難所等の確保

市は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力を得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

ウ　適切な避難所収容体制の構築

市は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Ｗｅｂや市独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。また、市は指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

⑵　避難所の運営体制の整備

市は、避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成 29 年９月、鹿児島県）、「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和３年８月改定）及び「避難所における感染症対策マニュアル（新型コロナウィルス感染症拡大防止を踏まえた避難所運営）」（令和２年６月１日：垂水市）に基づき、避難所の管理運営体制の整備に努める。

市はマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

⑶　避難所の生活環境改善システムの整備

市は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

⑷　避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

9　避難計画の策定

火山噴火前の避難を円滑に行うため、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

⑴　避難計画の策定に当たっては、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。

⑵　避難計画の検討に当たっては、住民、自主防災組織、ＮＰＯ法人、消防機関、警察等の多様な主体の参画を得て実施する。

⑶　地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。

⑷　避難計画は、避難訓練で明らかになった課題や火山防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。

⑸　避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。

ア　避難対象地域
イ　避難先（避難目標地点、避難場所、避難ビル）及び避難経路（避難路、避難経路）
ウ　避難困難地域
エ　初動体制
オ　情報の収集・伝達
カ　高齢者等避難・避難指示の発令の発令
キ　防災教育・啓発
ク　避難訓練の実施
ケ　その他留意点

10　避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定等

⑴　火山の噴火時には、広範囲にわたり多数の住民や登山者等を一斉に避難させる必要が生じる。噴火警報や避難指示等の情報を住民や登山者等に確実に伝え、 迅速かつ円滑に避難するためには、市による取組と連携して、人の集積拠点となっている不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設については、施設の所有者又は管理者(以下「施設所有者等」という。)よる利用者の安全を確保するための取組が重要である。

このため、これらの施設であって、かつ市地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設(以下「避難促進施設」という。)所有者又は管理者(以下「施設所有者等」という。)は、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて市長に報告する必要がある。(活動火山対策特別措置法第八条)

また、市長は、施設所有者等に対して必要な助言や情報提供をすることによる避難確保計画作成・実施の支援や、施設所有者等から報告を受けた際に取組が不十分な場合には助言・勧告を行い、実効性の高い避難確保計画とするように努める。

⑵　避難促進施設について

市防災会議は警戒区域内にある下記の①又は②の施設で、火山現象の発生時に当該施設の利用

者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称等を市地域防災計画に定める。

ア　索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設

例：ホテル、旅館、展望施設、休憩施設、キャンプ場、観光案内書、映画館、市民会館、公民館、体育館、土産物店、温泉、飲食店、理髪店、クリーニング店、銀行、家庭電気器具店、地方公共団体の役場等

イ　社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

例：障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童福祉施設、児童相談所、無認可保育施設、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、認知症対応型老人協働生活援助事業の用に供する施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設、複合型サービス福祉事業の用に供する施設、母子健康センター、障害福祉サービス事業の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、地域生活支援事業の用に供する施設、幼稚園、小学校、中学校、高校、病院、診療所等

⑶　避難促進施設の位置付けに際しての留意点

ア　火口からの距離等の施設の位置や、利用者数等の施設の規模、施設所有者等の営業時間中の常駐（以下単に「常駐」という。）の有無、その他地域の実情を考慮する。

イ　前兆現象が捉えにくい突発的で比較的小規模な噴火が発生した場合に、噴石等の影響を受ける見込みが高い範囲にある施設や、利用者が多く、避難に当たり特に混乱が生じることが予測される施設等、市による避難指示だけでは円滑かつ迅速な避難が確保できない可能性がある施設については、積極的に避難促進施設に選定することを検討する。

ウ　施設所有者等の常駐の有無については、避難促進施設においては火山現象の発生時に当該施設の利用者を避難させるための措置を講ずることとなることから、基本的に、施設所有者等や従業員が常駐しており、利用者の避難を確保するための措置の実効性が担保できる施設を選定する。

エ　避難促進施設として市地域防災計画に位置付けるときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴くとともに、当該施設の施設所有者等と十分に調整を行う。

なお、施設所有者等と調整を行う際には、避難促進施設には市から火山現象に関する情報が伝達されるので、情報伝達方法についても調整する。

⑷　避難促進施設の指定について

垂水市の避難促進施設を次のとおり指定する。

火 山 名：桜島
市町村名：垂水市

No.	施　設　名	施　設　位　置		備　考
		昭和火口との距離(km)	住　所	
1	松ヶ崎小学校	8.2	垂水市牛根麓1172	
2	道の駅たるみず	7.8	垂水市牛根麓1038-1	
3	グローバル・オーシャン・ワークス株式会社	6.2	垂水市牛根麓31-5	
4	アクアブルー株式会社	6.2	垂水市牛根麓19-4	
5	牛根漁業協同組合	5.3	垂水市牛根麓9-4	
6	垂水市漁業協同組合	6.4	垂水市海潟643-6	
7	東海シープロ㈱垂水事業所	5.1	垂水市海潟2502-1	
8	ローソン海潟店	6.7	垂水市海潟1413-1	
9	協和小学校	6.8	垂水市海潟865	
10	和光保育園	6.5	垂水市海潟651-2	
11	江ノ島幼稚園	7.3	垂水市中俣375	
12	ほほえみディサービスセンター（1階） 有料老人ホーム（２階）	6.6	垂水市海潟663-3	
13	小規模多機能ホーム　ほほえみ	6.6	垂水市海潟502-1	
14	江洋館	6.8	垂水市海潟543	
15	海潟荘	6.9	垂水市海潟540	
16	こまどり荘	7.0	垂水市海潟2	

⑸　避難確保計画の記載事項について

ア　記載事項

避難確保計画には、次の①から④に掲げる事項について記載するものとする。

㈠　火山現象の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

気象庁等の国の機関や地方公共団体から発出された火山現象の発生及び推移に関する情報の内容に応じ、どの従業員がどのような防災活動（情報収集、ヘルメット等の資機材の準備、避難誘導等）を行うか等について定める。

㈡　火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の避難の誘導に関する事項

施設を利用している者に対する火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の伝達に関する事項、避難場所や避難経路、避難誘導方法（避難場所への移動手段等）に関する事項等について定める。

㈢　火山現象の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

従業員を対象とした火山防災に関する知識の向上を図る研修等の防災教育及び従業員や利用者を対象とした避難訓練の内容や実施時期等について定める。

㈣　㈠から㈢までに掲げるもののほか、火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

例えば、当該施設における必要な資機材の整備（ラジオやヘルメット、食等）に関する事項や、平常時における利用者に対する活火山に係る情報伝達（その山が活火山であること、現在発表されている噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）等の火山現象に関する情報、必要な備え等）等を想定しているが各火山・各施設の状況に応じ、必要な事項について定めることとする。

イ　留意点

複数の施設が一体的に市地域防災計画に位置付けられた場合、当該複数施設で１つの避難確保計画を作成することとなるが、その場合でも、各施設内での体制等、施設ごとに取り組むべ

き内容が異なるものについては、各施設の取組内容を明記するものとする。

⑹　避難確保計画の作成について

市は、市地域防災計画に定めた避難促進施設の施設所有者等へ「避難確保計画」を作成し利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備することを求めるものとする。

避難促進施設の施設所有者等は、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き［内閣府(防災担当）］」等を参考として、従業員の体制や情報収集・伝達ルート、避難誘導方法等について定めた「避難確保計画」を作成・公表し、その結果について市に報告するものとする。

「避難確保計画」は、具体的かつ市地域防災計画と整合のとれた計画である必要があるため、市は施設所有者等から報告を受けた際、その内容について十分検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い「避難確保計画」とするように努めるものとする。

⑺　避難確保計画に基づく避難訓練

避難促進施設の施設所有者等は、 作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について市に報告するものとする。なお、施設所有者等は避難訓練の実施にあたって、避難促進施設を利用する者に必要な協力求めることが可能である。

⑻　その他

ア　避難確保計画の公表方法

避難促進施設の施設所有者等は、避難確保計画を作成したときは、活動火山対策特別措置法第８条第２項に基づき、公表が義務付けられている。この公表方法については、当該避難促進施設のホームページに掲載することや、当該施設において、利用者が閲覧できる場所に置いておくこと等の方法にて公表するものとする。

イ　既存の計画で重複する記載事項がある場合について

他法令の規定により、又は自主的に、避難促進施設が既に作成している計画や災害時の対応要領がある場合で、かつ、当該計画等に避難確保計画に記載すべき事項と重複する記載事項がある場合には、当該計画等の該当部分を添付することや、既存計画を修正して３⑴①から④までのうち不足する部分を補うことで、避難確保計画とすることも可能である。

ただし、この場合であっても、避難確保計画を作成した場合には、市長への報告や公表を行うものとする。

第 12 節　複合災害体制の整備

市及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

また、市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第 13 節　救助・救急体制の整備

桜島が大正噴火級の噴火をすれば火砕流、大量の噴石と降灰のみならず地震や津波が発生する複合災害になることが予想される。これにより浸水、建物倒壊、火災等の様々な被害の可能性が危惧され同時に多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

１　救助・救急体制の整備

複合災害時には、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、市は救助・救急体制の整備に努める。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

⑴　市（常備消防を含む）の救助・救急体制の整備

ア　常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ　市は予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討する。

ウ　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ　傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ　地震・津波災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

⑵　救助の実施体制の構築

市は県と災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

２　救助用装備・資機材等の整備

⑴　水防関係

ア　水防資材、器材の備蓄場所と数量は、水防計画による。

イ　実施予定時期

毎年４月中に行う。

ウ　実施要領

各倉庫に資材、器材受払簿を点検し、不用若しくは使用に耐えないものがあるときは、返納の手続きをとり、また不足するときは水防計画に基づいて補充する。

⑵　消防関係

消防計画により実施する。

【住民の防災活動の促進】

火山災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、市は県と連携し、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組により、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

１　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

２　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

３　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

４　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルに

より提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第 14 節　防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。市民は自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から津波に備えるとともに、桜島の大規模な爆発的噴火に関する防災訓練や各種防災知識の普及・啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働するものとする。

また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市と連携・協働し、市民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。このため、市及び関係機関は、自主防災思想の普及・徹底を図るものとする。

さらに、市は、火山災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努め、また災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第 15 節　防災知識の普及・啓発

火山災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、大規模な火山噴火に係る災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ火山災害に関する防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、火山防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、火山災害に関する防災教育を実施する。また、市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、市民への避難場所、避難所及び避難経路等の事前確認の重要性、火山情報の積極的入手と早期判断による早めの自主避難の重要性について周知に努める。

なお、防災知識の普及・啓発の推進に当たっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。

１　市民への防災広報等による防災知識の普及・啓発

⑴　普及の方法

防災知識の普及は、防災週間や防災関連行事等において、次の媒体を利用して行うほか、労働安全・交通安全等災害対策安全運動の一環として各対策実施機関の対策内容に応じた災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高めるとともに、防災知識の普及を図るものとする。なお、普及に際しては、要配慮者の地域における支援体制の整備や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行うものとする。

ア　広報誌（市報たるみず)、その他印刷物の発行
イ　防災行政無線
ウ　広報車の巡回
エ　地区別講習会の開催
オ　県防災研修センター
カ　市ホームページ、その他（新聞、ラジオ、テレビ）

⑵　実施内容

ア　住民等の責務

(ｱ)　市民及び事業者

a　自ら災害に備えるための手段を講じること

b　自発的に防災活動に参加すること

(ｲ)　自主防災組織

(ｳ)　自らの組織を活用して、地域における防災対策を行うこと

(ｴ)　自発的に防災活動に参加するとともに、市及び防災関係機関と連携、協働すること

イ　地域防災計画の概要

ウ　災害予防措置

(ｱ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(ｲ)　家庭での予防・安全対策

a　災害に備えた「最低３日、推奨１週間」の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

b　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

c　負傷防止や避難路確保の観点からの家具等の転倒防止対策

d　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(ｳ)　出火防止、初期消火等の心得

(ｴ)　家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

(ｵ)　緊急避難場所や避難所での行動

(ｶ)　災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(ｷ)　災害危険箇所の周知

(ｸ)　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(ｹ)　負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(ｺ)　船舶等の避難措置

(ｻ)　農作物の災害予防事前措置

(ｼ)　その他

エ　災害応急措置

(ｱ)　災害対策の組織、編成、分掌事務

(ｲ)　災害調査及び報告の要領、連絡方法

(ｳ)　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(ｴ)　災害時の心得

a　災害情報の聴取並びに聴取方法

b　停電時の照明

c　非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末

d　屋根・雨戸等の補強

e　排水溝の整備

f　初期消火、出火防止の徹底

g　避難の方法、避難路、避難場所の確認

h　高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

(ｵ)　その他

オ　災害復旧措置

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

カ　被災地支援

キ　その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

⑶　普及の時期

普及内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

２　学校教育・社会教育等における防災知識の普及・啓発

幼稚園、保育園、小・中・義務教育学校、高等学校における学校教育等は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜、訓練や講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫して実施する。

また、市は、各学校等において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災センター（防災出前講座を含む。）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。いずれの場合も、台風や豪雨等の気象現象等に関する基礎知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

３　旅行者等への防災知識の普及

市は、観光関係の事業者等を通じて、垂水市を訪れる旅行者等に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、ビジターセンター、大規模災害の遺構であるジオパーク等を通じて、大規模災害履歴についての知識の普及を図るとともに、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

４　災害教訓の伝承

市は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第 16 節　防災訓練の効果的実施

火山災害に対して各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、噴火の規模（噴火警戒レベルを含む。）及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

１　防災訓練の目標・内容の設定

⑴　防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、市、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

⑵　訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

ア　動員訓練、非常参集訓練
イ　通信連絡訓練
ウ　水防訓練
エ　避難訓練

オ　医療・救護訓練
カ　給水・給食（炊飯）訓練
キ　輸送訓練
ク　消防訓練
ケ　広域応援協定に基づく合同訓練
コ　流出油災害対策訓練
サ　その他必要な訓練

２　訓練の企画・準備

⑴　訓練の時期

火山災害の防災訓練は、桜島の大正大噴火が起こった１月 12 日または、その前後に毎年実施することを原則とする。

また県が実施する図上訓練（時期：毎年 12 月頃）に参加する。

⑵　訓練の場所

垂水市は火山災害警戒地域に指定されているが、その市域の中でも桜島昭和火口及び南岳山頂火口から直線距離で約８㎞以内の家屋等の密集している海潟地区又は牛根地区の何れかの地区で毎年実施することを原則とする。

なお、両地区の中で火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、土石流等の土砂災害及び津波の恐れのある地域など、それぞれの地域の特性を踏まえるとともに防災訓練の効果が最も得られる場所を十分検討して訓練場所（訓練の拠点）を決定する。

⑶　訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、鹿屋警察署垂水幹部派出所に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し、協力を得る。

３　訓練の方法

市は訓練の目的を具体的に設定した上で、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練の中から、その目的に適合する訓練を選択し最も効果ある方法で実施する。

防災訓練の実施に当たっては、火山災害による被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように参加者、使用器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な検討・調整を行い市消防、警察及び自衛隊等の防災関係機関と協力する。

また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常無線通信協議会、民間企業、ＮＰＯ法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練になるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

⑴　市等が行う訓練

市は、市域の各防災関係機関と十分連携をとりながら火山災害に対応した防災訓練を実施する。

ア　訓練内容

(ｱ)　避難訓練
(ｲ)　情報伝達訓練
(ｳ)　救出訓練
(ｴ)　救護訓練
(ｵ)　消防訓練
(ｶ)　非常通信訓練

イ　非常通信訓練について
市は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。
ウ　避難訓練について
(ｱ)　市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を毎年１回以上実施する。
(ｲ)　市教育委員会及び市内小・中・義務教育学校は、それぞれ定める避難計画に基づき、各学校の避難訓練を毎年１回以上実施する。
(ｳ)　市長は社会福祉施設、宿泊施設、公民館等多数の人が集合居住する施設の管理者に対し避難計画の作成、訓練実施について指導を行う。
施設の管理者は、避難計画に基づき適宜、避難訓練を実施する。
エ　消防訓練について
消防計画により実施する。

⑵　その他防災関係機関が行う訓練
防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

⑶　事業所等が行う訓練
学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、市、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、毎年１回以上の避難訓練（図上訓練を含む）を実施するように努める。

⑷　広域防災訓練
市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。
市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

４　訓練結果の評価・総括
訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第 17 節　自主防災組織の育成強化

火山災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく、地区の住民や事業所・企業・団体等の自主的な防災組織が必要である。
このため、市は火山災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地区住民、事業所・企業・団体等による自主防災組織の育成強化を図る。

１　自主防災組織の組織化の促進
⑴　自主防災組織の重点推進地区
自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。
ア　火山噴出物落下の危険のある地区
イ　家屋密集等消防活動困難地区
ウ　高齢化の進んでいる過疎地区
エ　その他危険地区

⑵　自主防災組織の単位
自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることにかんがみ、次の事項に留意する。

ア　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
イ　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

⑶　自主防災組織の組織づくり

振興会等の既存の組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

ア　振興会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
イ　振興会の自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
ウ　企業・団体等の既存の防火計画を発展させて防災力の強化を図り、防火管理者等をリーダーとして、組織として位置付ける。

２　自主防災組織の活動の推進

⑴　自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び活動計画を定める。

⑵　自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア　平常時の活動
(ｱ)　防災に関する知識の普及
(ｲ)　防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
(ｳ)　情報の収集伝達体制の確立
(ｴ)　火気使用設備器具等の点検
(ｵ)　防災用資機材の備蓄及び点検等

イ　災害発生時の活動
(ｱ)　地域内の被害状況等の情報収集
(ｲ)　住民に対する避難指示等の伝達、確認
(ｳ)　避難誘導
(ｴ)　救出・救護の実施及び協力
(ｵ)　出火防止及び初期消火
(ｶ)　炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第 18 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第 19 節　防災ボランティアの育成強化

火山災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、火山災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あ

るいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

１　防災ボランティアとの連携体制の整備

市は、平常時から、地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

⑴　防災ボランティア活動参加啓発及び知識の普及

市は、平常時から、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

⑵　防災ボランティアの登録、把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

⑶　大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

３　ボランティアの種類と活動内容

市がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

また、ボランティア活動のすべてを市において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

⑴　一般労力提供型ボランティア

ア　炊き出し、物資の仕分・配給への協力
イ　避難所の運営への協力
ウ　安否情報、生活情報の収集・伝達
エ　清掃等の衛生管理

⑵　専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

ア　災害支援ボランティア講習修了者
イ　アマチュア無線技士
ウ　医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
エ　建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
オ　船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
カ　通訳（外国語、手話）

第 20 節　防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動や訓練を行うよう促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創

意工夫をしていく。また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第 21 節　事業所等の自主防災体制の強化

１　事業所・企業・団体等における自主防災組織等の設置

⑴　自主防災組織等の設置の指導

大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油ガス等の危険物を保有する場所等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自主防災組織等を設置するよう指導する。

⑵　自主防災組織等の設置対象施設

ア　大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員がいる事業所等で、自主防災組織等を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設

⑶　自主防災組織等の設置要領

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第８条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所・企業・団体等相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

２　自主防災組織等の活動の推進

⑴　自主防災組織等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

⑵　自主防災組織等の活動の推進

ア　平常時

(ｱ)　防災訓練

(ｲ)　施設及び整備等の点検整備

(ｳ)　従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

(ｱ)　情報の収集伝達

(ｲ)　出火防止及び初期消火

(ｳ)　避難誘導・救出救護

第 22 節　要配慮者の安全確保

１　要配慮者の把握

市は、市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。特に、避難に当たって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

２　避難行動要支援者対策

⑴　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市は、地域防災計画に基づき、総務課と福祉課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

⑵　個別避難計画の作成

市は、地域防災計画に基づき、総務課と福祉課との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

⑶　避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

ア　市は、地域防災計画において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ　市は、地域防災計画に定めるところにより消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

ウ　市は、地域防災計画に定めるところにより消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

オ　市は地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3　緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

4　防災設備・物資・資機材等の整備

⑴　市は、災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

⑵　社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

5　在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害にできるだけあわないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市は、地域包括ケアの拠点としての地域包括支援センターをはじめとして、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6　外国人対策

⑴　外国人への情報提供

外国人に対しては、外国人登録の際などに居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

⑵　相談窓口の開設

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行うよう努めるものとする。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。【公益社団法人 鹿児島県国際交流協会：鹿児島市山下町14-50 電話:099-221-6620 FAX:099-221-6643】

7　観光客・旅行者対策

⑴　観光・宿泊施設等の事業者は、施設利用者の安全確保と避難体制の整備を図る。

⑵　外国人観光客の安全確保を図るため、多言語表記の火山防災マップやパンフレット等についても作成するよう努める。気象台からの火山の活動状況に関する情報については、市のホームページ等を活用した情報発信に努める。

⑶　市は火山防災マップを集客施設、フェリー及び宿泊施設等へ常置又は掲示に努める。

また、桜島で想定される火山現象、噴火警戒レベル、噴火した際の避難場所、避難経路、避難手段などについて、観光客等への周知・啓発を図る。

⑷　警戒区域の周知・立入禁止措置

市は火山活動が活発化し警戒区域の拡大が必要となった際は、気象台の示す警戒範囲等を基に関係機関と連携し、必要な規制を行う。

⑸　情報伝達手段の整備

市は地域防災計画の定めるところにより、噴火警報等の通報に係わる事項を観光客等及びその他公私団体へも伝達する。情報伝達の手段については、防災行政無線や緊急速報メール、観光施設等の管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、多様化が図れるよう努める。

⑹　その他警戒避難に関する事項

観光客等の安全確保を図るため、 必要に応じて次の対策を講じる。

ア　退避壕・退避舎等の充実について、必要に応じて火山防災協議会等にて検討する。

イ　市は、火山ガス測定器やガスマスク等の整備に努める。

第 23 節　業務(事業)継続計画の策定等

1　市の業務継続計画の策定

大規模な火山災害が発生した場合、災害発生直後から人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に極めて大きな制約を受ける可能性が高い。そうした状況下において、市としては、災害復旧・復興対策等の応急業務を迅速に実施するとともに、市民の生活を支えるための継続性の高い通常業務も併せて実施する必要がある。

このため、平常時に大規模災害の発生を想定し、その際の応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定し、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても適切な業務執行を行うことができるよう全庁的業務継続計画（ＢＣＰ）及びマニュアルの策定に努めるとともに、策定した計画については、必要に応じて継続的に見直し改善を図る。

2　企業防災の促進

⑴　企業による防災活動の推進

大規模な火山災害が発生した場合、企業においても業務を継続するための必要な資源に極めて大きな制約を受ける可能性が高いことは言うまでもない。そうした状況下において、企業がそれぞれの関係分野で市の災害復旧・復興対策等の応急業務を積極的に支援することが、地域の早期の災害復旧・復興を図るためには極めて重要である。

このため、地元企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、 事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画(ＢＣＰ)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(ＢＣＭ)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、噴石や降灰、火山ガス等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

⑵　市の支援

国(内閣府、経済産業省等)、県、市及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員にいたる職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市は国(内閣府、経済産業省等)及び県と連携して、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(ＢＣＰ)策定支援及び事業継続マネジメント(ＢＣＭ)構築支援等の

高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第２章　災害応急対策

【活動体制の確立】

桜島の大規模な爆発的噴火に伴う火山災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第１節　応急活動体制の確立

桜島の大規模な爆発的噴火に伴う火山災害の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。このため、特に発災直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は身の安全を確保しつつ自主参集に努める。

１　状況等に応じた活動体制の確立

市は市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。このため、市長は、自らを本部長として、市に「災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

また、災害対策本部が設置される前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で必要があると認めるときは、「災害警戒本部」を設置し、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など小規模な火山災害の発生に対処する体制をとる。

なお、設置の時期及び活動内容は次を基準とする。

種　別	配備時期	活動内容
情報等収集体制	○　噴火警戒レベル３（入山規制）の火口周辺警報が発表される等、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき	１　総務課安心安全係が、関係機関との連携により、各種情報の収集・配布を行う。 ２　事態の推移に伴い速やかに上位体制に移行しうる体制とする。
災害警戒本部	○　噴火警戒レベル４（高齢者等避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される段階、又は住民が自主的に避難する等情勢が悪化したとき。	１　各警戒部がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的災害等に対し応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 ２　事態の推移に伴い速やかに上位体制に移行しうる体制とする。
災害対策本部	○　桜島火山の大爆発又は噴火警戒レベル５（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態で、事態が重大と認められる場合	各対策部が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。

なお、噴火の異常現象に伴う崖くずれ・落石、地割れ、噴火が開始したあとの噴煙の垂れ込み、火砕物の降下などで垂水と牛根間は、通行不能になることが予想されるので、牛根支部の配備要員は次の要領による。

（牛根支部の配備要領）

㋐　牛根支所長を副本部長とし、職員の指揮にあたる。 ㋑　配備要員については、支所の職員及び牛根からの通勤職員とし、第３配備とする。 ㋒　牛根支部の配備要員は、上記のとおりとするが、爆発の規模状況により要員が不足する場合は、その都度本部長が指示する。

２　活動体制

⑴　情報等収集体制

この体制は、火山情報その他の条件から状況の推移によっては、火山災害の発生が予測される場合に、災害警戒本部又は災害対策本部の迅速かつ適切な設置を図るため、火山情報等及び災害情報の収集伝達活動を行うため、防災担当職員等による情報等収集体制を確立する。

気象情報等収集体制の設置場所は、総務課長の指定する場所とする。

⑵　災害警戒本部の体制

ア　小規模な火山災害が発生したとき、又は噴火警報等の発表により火山災害の発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置する。

イ　災害警戒本部の組織

㋐　本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

㋑　副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

㋒　本部に各対策部及び部長を、各部に班及び班長を置く。

㋓　本部会議は本部長、副本部長、各対策部長で構成する。

㋔　各対策本部に対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

㋕　その他の事項に関しては、「垂水市災害警戒本部規程」による。

ウ　警戒隊の編成等

㋐　警戒隊編成

配　置	職　名
隊　長	消 防 長
副隊長	消防署長
	消防団長

地　区	分隊長	分　隊
海潟地区	当 直 分 隊 長	消　防　署　員
	第 １ 分 団 長	消防団第１分団員
	第 ２ 分 団 長	消防団第２分団員
牛根地区	当　直　班　長	消　防　署　員
	第 ７ 分 団 長	消防団第７分団員
	第 ８ 分 団 長	消防団第８分団員

※　噴火状況や規模に応じ、他の消防団員等の応援を求めるものとする。

㋑　警戒隊の任務

警戒隊は、おおむね次の任務に従事する。

・避難広報及び避難誘導
・火災発生の防止、盗難の警戒
・情報の収集及び通報
・一般通信不能時における連絡業務
・捜索、救出

エ　災害警戒本部の廃止基準

災害警戒本部は、次の基準に該当する場合は廃止する。

(ｱ)　災害対策本部が設置された場合

(ｲ)　当該災害に対する応急対策等の措置が終了した場合

(ｳ)　災害が発生するおそれがなくなった場合

(ｴ)　市長が適当と認めた場合

⑶　災害対策本部の体制

災害対策本部の組織、編成、所掌事務及び災害対策要員の動員は、「垂水市災害対策本部規程」の定めるところによる。

ア　災害対策本部の組織

(ｱ)　本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(ｲ)　副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ｳ)　本部に各対策部及び部長を、各部に班及び班長を置く。

(ｴ)　本部会議は本部長、副本部長、各対策部長で構成する。

(ｵ)　各対策本部に対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

(ｶ)　その他の事項に関しては、「垂水市災害対策本部規程」による。

イ　設置場所

市役所庁舎(庁舎被災の場合は垂水市市民館に設置、垂水市市民館が被災の場合は、その都度、市長が災害対策本部設置場所を指示する。)

ウ　災害対策本部の廃止基準

本部長は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったと認めるときは、本部を廃止する。

エ　本部を設置又は廃止したときは、防災関係機関、住民に対し次により通知、公表するものとする。

<table>
<tr><th>通知・公表先</th><th>担当対策班</th><th>通知又は公表の方法</th></tr>
<tr><td>市各対策部長</td><td rowspan="3">総務対策部本部連絡班</td><td rowspan="3">電話その他迅速な方法</td></tr>
<tr><td>県（危機管理防災課及び大隅地域振興局）</td></tr>
<tr><td>鹿屋警察署
垂水幹部派出所</td></tr>
<tr><td>放送機関</td><td rowspan="2">企画広報部広報班</td><td rowspan="2">防災行政無線、有線放送、広報車その他迅速な方法</td></tr>
<tr><td>住民</td></tr>
<tr><td>その他必要と認める機関</td><td>総務対策部本部連絡班</td><td>電話その他迅速な方法</td></tr>
</table>

⑷　現地災害対策本部の設置及び廃止

本部は、大規模な火山災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置することができるものとする。

現地対策本部は、「垂水市現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにする。

ア　本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、火山災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ　本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を県・関係機関・住民に通知・公表するものとする。

ウ　現地本部に現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

エ　現地本部長は、災害対策本部と緊密な連絡をとりながら、本部長が指示した事務を行い、現地本部の事務を掌握する。なお、現地本部長は、事態の推移等により本部長が指示した事務以外の事務を行う必要があると認められるときは、あらかじめ本部長の指示を受けるものとする。

ただし、緊急を要し、本部長の指示を受けるいとまがないときは、自らの判断で必要な事務を行うものとする。この場合、速やかに本部長に報告するものとする。

オ　本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるときは、現地本部を廃止する。

3　垂水市災害対策本部と防災関係機関との協力系統

垂水市災害対策本部 代　32-1111 直　32-1097			
構成	市長部局(監査、選管、議会、農委を含む)　32-1111 32-1097 新城支所　35-2001 牛根支所　36-2001 消防本部　32-1019 教育委員会　32-7211 32-0224		
		県 (県警察を含む)	鹿児島県災害対策本部　代　099-286-2111 直　099-286-2256 夜間　099-286-2256
			大隅地域振興局(大隅地域振興局本庁舎) 代　52-2083
			知事部局　代　099-286-2111
			教育長　代　099-286-2111
			鹿児島県警察本部　代　099-206-0110
			鹿屋警察署垂水幹部派出所　32-0110
		自衛隊	自衛隊鹿児島地方協力本部　099-253-8920
			陸上自衛隊第 12 普通科連隊　0995-46-0350
			海上自衛隊第１航空群　43-3111
		指定地方行政機関	鹿児島地方気象台　099-250-9913
			鹿児島海上保安部　099-222-6681
			国土交通省　九州地方整備局
			大隅河川国道事務所　65-2541
			垂水国道維持出張所　32-4751
			農林水産省　九州農政局
			鹿屋駐在所　43-3222
		指定公共機関及び指定地方公共機関	NTT 西日本鹿児島支店　「0120-444-113」又は「113」
			九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所　0120-986-806
			鹿児島交通株式会社　鹿屋営業所　0994-65-2258
			いわさきコーポレーション株式会社 鴨池・垂水フェリー　垂水営業所　32-0001
		公共団体	垂水漁業協同組合　32-1165
			牛根漁業協同組合　32-1389
			垂水市土地改良区　32-1111

4　初動の対策

火山の大規模な爆発的噴火が発生した場合、次の自衛措置をとる。

⑴　情報連絡要員（垂水市災害対策本部規程の各対策部班長）は、情報等の収集を行う。

⑵　非常参集要員は、身の安全を確保しながら直ちに市役所に参集し、被害状況等の情報を収集するとともに必要な措置をとる。

⑶　情報連絡要員（垂水市災害対策本部規程の各対策部班長）は、情報等の収集を行う。

⑷　非常参集要員は、身の安全を確保しながら直ちに市役所に参集し、被害状況等の情報を収集するとともに必要な措置をとる。

非　常　参　集　要　員			
総 務 課 長	企 画 政 策 課 長	財 政 課 長	税 務 課 長
生活環境課長	土　木　課　長	福 祉 課 長	保 健 課 長
農 林 課 長	水産商工観光課長	水 道 課 長	教育総務課長
総 務 課 職 員	余　白		

⑸　市長は、市役所庁舎内又は安全な市の施設内に警戒本部を設置し、情報の収集に努めるとともに、被害が甚大で必要と認められる場合は、災害対策本部を設置する。

⑹　市役所職員は、火山災害等により電話が不通となった場合で、火山情報伝達ができない場合、テレビ放送等の情報を踏まえ職員自らが必要と判断した場合は、自発的に市役所に参集し、地域防災計画の所要の措置を講じる。

⑺　その後の火山情報等をできるだけ早期に知るため、関連情報ネットワーク及びその他のラジオ、テレビを視聴するように努める。

なお、停電の場合及び避難先での情報入手には携帯ラジオ等を利用する。

5　噴火警戒レベルに応じた防災対策の基本方針

<table>
<tr><th rowspan="2">噴火警報</th><th rowspan="2">噴火警戒
レベル</th><th rowspan="2">想定される状況</th><th colspan="2">住民への対応</th></tr>
<tr><th>対象地域</th><th>対　応</th></tr>
<tr><td rowspan="6">噴火警報
(居住地域)</td><td rowspan="3">5
(避難)</td><td>桜島島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が発生か、あるいは切迫している。(大正噴火クラスの噴火)</td><td>噴火口に近い居住地域</td><td rowspan="3">避難指示発令</td></tr>
<tr><td>噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され、島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が切迫している。</td><td>牛根麓、小浜等桜島に近い居住地域</td></tr>
<tr><td>溶岩流が流出し一部居住地域へ切迫している、あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が到達あるいは切迫している。(昭和噴火クラスの噴火)</td><td>危険な居住地域</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4
(高齢者等避難)</td><td>島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が予想される。(大正噴火クラスの噴火)</td><td>噴火口に近い居住地域</td><td rowspan="3">高齢者等避難（避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。）</td></tr>
<tr><td>噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され、島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が予想される。</td><td>牛根麓、小浜等桜島に近い居住地域</td></tr>
<tr><td>溶岩流が流出し一部居住地域へ到達が予想される、あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が予想される。(昭和噴火クラスの噴火)</td><td>警戒が必要な居住地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">噴火警報
(火口周辺)</td><td>3
(入山規制)</td><td>南岳山頂火口及び昭和火口から半径 2km 以内へ火砕流や噴石が到達、あるいは予想される。</td><td></td><td>状況に応じて対象地域を定め、住民に対して注意喚起を実施</td></tr>
<tr><td>2※</td><td>※(火口周辺規制)
半径 1km 以内へ噴石が到達、あるいは予想される。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>噴火予報</td><td>1※</td><td>※(活火山であることに留意)</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※　県は、状況に応じて桜島火山防災連絡会を開催し、被害影響予想範囲の検討や、各防災関係機関の対応状況について情報共有し、 必要な調整・要請等を行う。

※　市は、火山防災連絡会をはじめとする関係機関の助言等により、避難対象地域等の設定及び縮小の検討を行う。

※　噴火警戒レベル４ 以上に相当する噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

６　組織の確立

⑴　火山噴火により危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。このため、特に、市長は、避難措置実施の第一次責任者として適切な避難措置を講ずる。

なお、火山災害発生時に市長と連絡がとれない場合の職務権限順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	職　名
1	副　市　長
2	総 務 課 長
3	企画政策課長

⑵　火山噴火により災害が発生した時は、第２編第２章第１節「応急活動体制の確立」の定めるところにより、直ちに垂水市災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を実施する。

なお、対策本部を設置する市役所庁舎が被災した場合は垂水市市民館に設置することとし、垂水市市民館も被災して使用できない場合は、その都度、市長が災害対策本部設置場所を指示する。

⑶　現地対策本部

火山噴火により被害が発生し、本部長が災害対策上特に必要と認めるときは現地対策本部を設置するものとする。

⑷　執務時間外における市職員の緊急動員

関係職員は、火山噴火により災害が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し配備体制につくものとする。

第２節　災害救助法の適用及び運用

桜島の大噴火（大正噴火級又はそれ以上）により大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。このため、災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みであるときは、市長は速やかに知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

１　災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。（災害救助法第１３条、鹿児島県災害救助法施行細則）

２　災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる次に掲げる適用基準に該当する市において、現に救助を必要とする者に対して行う。

⑴　災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

⑵　次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき

ア　市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表の基準１号以上であること。
イ　県内において 1,500 世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準２号以上であること。
ウ　県内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
エ　市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（３号後段基準）
(ｱ)　当該災害が隔絶した地域発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
(ｲ)　被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

３　被災世帯の算定基準
⑴　被災世帯の算定
住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。
⑵　世帯及び住家の単位
世帯：生計を一にしている実際の生活単位
住家：現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
⑶　住家の滅失等の認定
ア　住家が全壊・全焼、流失したもの
住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
イ　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの
住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
ウ　住家が火山灰の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
⑴及び⑵に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。
（垂水市の災害救助法適用基準）

人　口（住民基本台帳に基づく人口：令和４年６月１日現在）	基　準	
	１号	２号
１３，７３９	５０	２５

４　市長に委任されている事務
⑴　避難所の設置

⑵　炊き出しその他による食品の給与
⑶　飲料水の供給
⑷　被災者の救出
⑸　学用品の給与
⑹　埋 葬
⑺　障害物の除去

５　市長にその都度委任される事務
⑴　応急仮設住宅の供与
⑵　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑶　医療
⑷　助産
⑸　被災住宅の応急修理
⑹　遺体の捜索・処理
⑺　輸送
⑻　労働力の確保及び供給

６　災害救助法の適用手続き
火山災害に対し、市における災害が、本節「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。（連絡先：危機管理課危機管理係　ＮＴＴ回線：０９９－２８６－２２５５）

第３節　広域応援体制

桜島の噴火による大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、市及び各防災関係機関独自では対処することが困難な事態が予想される。

このため市は、県、他市町村及び防災関係機関とあらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

１　消防機関の応援協力
市は、桜島において大規模な爆発的噴火が発生し、市の消防力だけでは災害応急対策を実施することが困難な場合で、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。なお、細部については消防本部の計画による。

２　県及び市町村相互の応援協力
⑴　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援
市は、火山災害が発生し、市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。
ア　市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し応援を求める。
イ　ア項の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等の人命に関わるような発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。また、災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。
ウ　県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援す

ることを求める。

⑵　県外への応援要請

火山災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。

⑶　市内所在機関相互の応援協力

火山災害が大規模となった場合、市は実施する応急措置について、市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等に、応援協力を要請する。

３　応援の受入れ体制の確立

市は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

４　防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積等を行う駐車場、広場等を一体的に備えた広域防災拠点の確保に努める。また、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第４節　自衛隊派遣要請計画

桜島において、大規模な爆発的噴火が発生した場合、被害は広範囲に及び市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想されることは、前節で述べたとおりである。このため、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣が、効率的かつ迅速に行われるよう、災害派遣と受入体制を整える。

１　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

⑴　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑵　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑶　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑷　災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合

⑸　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

⑹　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

⑺　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続き

⑴　災害派遣の要請の要求

災害から市民の生命、財産、を確保するため、市長が必要と認めたとき、県知事に災害派遣の要請を要求する。また県知事は、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要望により行う。この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

市長は、通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知しなければならない。

⑵　災害派遣要請の要求手続

ア　市が行う災害派遣要請の要求手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって知事に要求する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

(ｱ)　災害の情況及び派遣を要請する事由

(ｲ)　派遣を希望する期間

(ｳ)　派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ)　その他参考となるべき事項

イ　知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、資料編「様式:自衛隊災害派遣要請」）に示した依頼文書に必要事項を記入し、その活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ウ　県知事への災害派遣要請要求の連絡場所

県担当部局	主管課	所在地	電話番号（直通）
危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番１号	099-286-2256
総務部	人事課		099-286-2045
県民生活局	生活・文化課		099-286-2518
環境林務部	環境林務課		099-286-3332
保健福祉部	保健医療福祉課		099-286-2662
農政部	農政課		099-286-3091
土木部	監理課		099-286-3488
	河川課		099-286-3586
商工労働水産部	商工政策課		099-286-2929
教育委員会	総務福利課		099-286-5190
出納室	会計課		099-286-3765
警察本部	警備課		099-286-0110

エ　県知事への災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知する。

オ　要請先（指定部隊等の長）

自衛隊法第 83 条第１項及び第２項の規定により、県知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長（鹿児島県関係）は次のとおりである。

(ｱ)　陸上自衛隊　第 12 普通科連隊長兼国分駐屯地司令

(ｲ)　海上自衛隊　佐世保地方総監
(ｳ)　海上自衛隊　第１航空群司令
(ｴ)　航空自衛隊　第５航空団司令兼新田原基地司令

カ　鹿児島県災害派遣連絡窓口（防衛省防災業務計画）

連絡窓口	主管課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊　第 12 普通科連隊	第３科	霧島市国分福島 2－4－14	0995-46-0350 (内線:235) (夜間:302)
海上自衛隊　佐世保地方総監部	防衛部第３室	長崎県佐世保市平瀬町無番地	0956-23-7111 (内線:3225)
海上自衛隊　第１航空群司令部	運用幕僚	鹿児島県鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 (内線:2218) (夜間:2222)
航空自衛隊　西部航空方面隊司令部	防衛部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 (内線:2348) (夜間:2203)

キ　関係機関の連絡先

関係機関	主管課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊　西部方面総監部	防衛部	熊本県熊本市東町 1-1-1	096-368-5111
陸上自衛隊　第８師団司令部	防衛班	熊本県熊本市八景水谷 2-17-1	096-343-3141
航空自衛隊　第５航空団司令部	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田 19581	0983-35-1121
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 号	099-253-8920
鹿児島海上保安部	警備救難課	鹿児島県鹿児島市泉町 18-2-50	099-222-6681
鹿児島空港事務所	総務課	鹿児島県霧島市溝辺町麓 838	0995-58-4440

３　自衛隊の災害派遣活動

⑴　県知事から派遣の要請があった場合（防衛省防災業務計画）

ア　災害派遣要請の受理の要領

要請の受理の要領は、部隊等の災害派遣実施の担任区分等現地の実情に応じ、指定部隊等の長が要請権者と協議して取り決める。

指定部隊等の長は、災害派遣要請を文書によって受理するものとするが、特に緊急を要する場合は口頭、電信又は電話によって受理し、事後速やかに文書を提出させる。

イ　指定部隊の長の措置

指定部隊の長は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

⑵　災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

区　分	活　動　内　容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	火災に際しては、利用可能な車両その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所轄に属する物品の無償貸し付け及び譲与等に関する省令（平成 29 年３月 31 日外防衛省令第６号（第３次改正））」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

４　災害派遣部隊の自衛官の権限等（自衛隊法）

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	⑴　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	⑵　他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償第82条
	⑶　現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管第64条第9項
	⑷　住民等を応急措置の業務に従事させる	第65条第3項	
	⑸　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条第3項	従事者に対する損害の補償第84条
自衛隊法	⑴　警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法第4条及び第6条
	⑵　警察官がその場にいない場合に救助等のための立入		
	⑶　天災等により海上で救助が必要な場合の救助		海上保安庁法第16条

5　災害派遣部隊の受入体制

⑴　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的･的確･効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

⑵　作業計画及び資器材の準備

各関係防災機関の長は、自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解をあらかじめ取りつけておくものとする。

⑶　連絡員の配備

派遣された部隊が、効率的かつ円滑に活動できるよう部隊の誘導及び本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配備する。

⑷　宿舎等の配慮

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

6　ヘリコプターの受入準備

通常、ヘリコプターが飛行場（空港・ヘリポート）以外の場所に離着陸する場合、使用するヘリコプターごとに飛行場外離着陸場の許可（航空法第 79 条但書）を得る必要がある。ただし、航空機の事故、海難、ビル火災、地震・風水害等の災害、山火事等の場合に、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の捜索又は救助を任務とするヘリコプター並びに国土交通省の依頼により捜索又は救助を行うヘリコプターは、許可がなくても離着陸することができる。（航空法第 81 条の２）受入準備として次を行う。

⑴　離着陸及び進入空域に、ヘリコプターの離着陸の障害となる物件（クレーン等）がある場合はそれを除去し、着陸帯に近接して道路がある場合は、離着陸の際に通行止め等の必要な措置を講じて事故の防止を図る。

⑵　木片、小石等ヘリコプターにより吹き飛ばされるおそれのあるものは、でき得る限り除去し、着陸帯がグランド等である場合は、散水などにより砂塵対策を講じること。

なお、散水時には、Hマークの石灰には散水しないこと。

⑶　ヘリコプターの離着陸時は、着陸帯への人の出入りを禁止して事故防止に努めるとともに、吹流しを設置して、ヘリコプターに地上の風向きを知らせる。なお、吹流しが設置できない場合及び自衛隊等の大型機が離着陸する場合は、発煙筒により風向きを知らせること。

⑷　離着陸場近傍に消防車を待機させることが望ましい。

（資料編：ヘリコプター発着場の基準及び表示要領）

7　災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

（資料編：様式　自衛隊災害派遣撤収）

8　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

⑴　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

⑵　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

⑶　派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
⑷　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
⑸　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第５節　技術者、技能者及び労働者の確保計画

火山災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者（以下「技術者等」と称する。）の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。この計画は、災害対策に必要な技術者等の動員を円滑に行い、災害対策の万全を期するものである。

１　実施責任者

市長は、技術者等の動員雇用を行う。鹿屋公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により技術者等の供給あっせんを行う。防災関係機関等の長は、自己の災害対策に支障をおよぼさない範囲で、技術者等を派遣して応援を実施する。市における担当は、土木対策部とする。

２　技術者等の確保順位

技術者等の確保は、おおむね次により行う。

⑴　防災関係機関の常用労働者及び関係業者等の労働者の動員
⑵　鹿屋公共職業安定所のあっせんによる労働者の動員
⑶　防災関係機関等の応援派遣による技術者等の動員
⑷　緊急時において従事命令等による技術者等の強制動員

３　公共職業安定所の労働者供給あっせん

⑴　労働者あっせん手続、方法

市長は、第２項による自らの労働者確保が困難な場合は、鹿屋公共職業安定所に次の事項を明示して必要な労働者の紹介あっせんを要請するものとする。

ア　必要労働者数
イ　男女別内訳
ウ　作業の内容
エ　作業実施機関
オ　賃金の額
カ　労働時間
キ　作業場所の所在
ク　残業の有無
ケ　労働者の搬送方針
コ　その他必要な事項

⑵　賃金の額

市が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

４　応援要請による技術者等の動員

防災関係機関等は、第２項による自らの技術者等確保が困難な場合は、次の事項を明示して他の防災機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図るものとする。

⑴　派遣を要請する理由
⑵　派遣を要請する職員の職種別人員数
⑶　派遣を必要とする期間

⑷　派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑸　その他職員等の派遣について必要な事項

5　従事命令等による労働者の動員

災害応急対策の緊急実施のため、第２項の手段による技術者等の確保が困難な場合は、各法律に基づく次の強制命令執行により、技術者等の確保を図るものとする。

⑴　命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防吏員又は消防団員
水防作業		水防法第 24 条	水防管理者、消防長
災害救助作業		災害救助法第７条第１項	知事
	協力命令	災害救助法第８条	
災害応急対策作業（除：災害救助法救助）	従事命令	災害対策基本法第 71 条第１項	
	協力命令	災害対策基本法第 71 条第２項	知事（委任を受けた場合市長）
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	市長
		災害対策基本法第 65 条第２項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第 65 条第３項	自衛官
		警察官職務執行法第４条	警察官

⑵　命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場附近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住するもの又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	1　医師、歯科医師又は薬剤師 2　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3　土木技術者又は建築技術者 4　大工、左官又はとび職 5　土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 6　地方鉄道業者及びその従事者 7　軌動経営者及びその従事者 8　自動車運送事業者及びその従事者 9　船舶運送業者及びその従事者 10　港湾運送業者及びその従事者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

⑶　従事命令等の執行

ア　知事の従事命令執行は、次の方法による。

(ｱ)　災害救助法が適用されたとき…同法に基づく従事命令(担当:くらし保健福祉部社会福祉課)

(ｲ)　災害救助法が適用されないとき…災害対策基本法に基づく従事命令（担当：危機管理防災局危機管理課）
(ｳ)　知事（知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。）の従事命令の執行に際しては、方法等の定める令書を交付するものとする。
イ　知事以外の従事命令等発令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第６節　ボランティアとの連携等

大規模な火山災害が発生した場合には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。このため、市では防災ボランティアへの参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が円滑かつ迅速に行われるよう環境整備を行うともに必要な知識を普及する。

１　ボランティアの受入れ、支援体制

⑴　ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、放送機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

⑵　被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

ア　災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会は市と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

イ　近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な場所に社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

２　ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、近隣支援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、災害ボランティアセンター、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

【初動期の応急対策

火山災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、可能な限り速やかに各種情報を収集・伝達を行うとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、救助・救急用装備・資機材の調達、緊急輸送手段等の確保のほか、火災防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第７節　火山情報の収集・伝達

火山災害発生直後の初動期における応急対策を進める上で、その後に随時発表される火山情報等は基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた噴火警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

住民等が火山の異常と思われる現象を発見した場合は、原則として、次のような系統で通報する。

○ １次通報　（住民等から最寄りの公共機関等へ）
○ ２次通報　（情報を受けた公共機関等から市総務課、消防本部、市長へ）
○ ３次通報　（情報を受けた市総務課、消防本部から鹿児島県、国の機関等へ）

1　桜島火山爆発情報伝達図

火山の異常と思われる現象を発見したものは、かけ込み、電話等の迅速な方法により、直ちに次の機関に通報する。住民等から火山の異常と思われる現象の通報を受けた警察官、消防関係者及び地域関係者は、かけ込み、電話、その他迅速な方法により２次通報をするものとする。

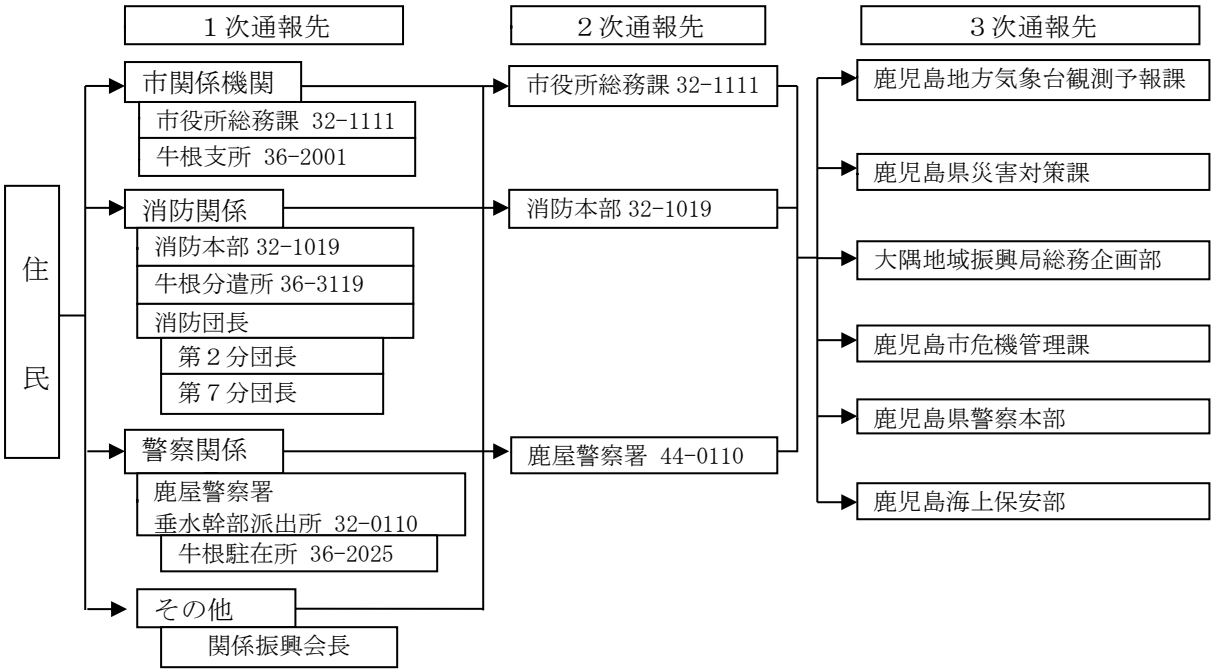

2　噴火警報等の受領責任及び伝達方法

⑴　関係機関から通報される警報等は、垂水市消防長（以下「消防長」という。）において受領する。

⑵　警報等を受領した消防長は、総務課長に通報するものとする。

⑶　警報等を受領した総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めたとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨を報告する。

⑷　消防長から通報される警報等の受領は、次の事項を文書で記録する。

ア　警報等又は災害の種類
イ　発表又は発生日時
ウ　警報等又は災害の内容
エ　送託者及び受託者の職、氏名
オ　その他必要な事項

3　火山情報等の収集

防災関係機関及び各事業所は、火山情報等についてテレビ、ラジオ等により積極的に収集するものとする。

4　調査班の編成

⑴　火山の異常と思われる現象の通報を受けた市長は、直ちに調査班を編成し、直ちに調査班を編成し、現場の確認調査を実施する。

⑵　調査班は、総務課、土木課、水産課、消防本部・署、学識経験者をもって編成する。

５　３次通報先

市長は、異常現象の状況を電話、その他迅速な方法により、次の機関へ通報するものとする。

機　関　名	所　在　地	電話番号
鹿児島気象台観測予報課	鹿児島市東郡元町４番１号	099-250-9916
鹿児島県災害対策課	鹿児島市鴨池新町 10 番１号	099-286-2276
大隅地域振興局	鹿屋市打馬２丁目 16-6	0994-52-2083
鹿児島市危機管理課	鹿児島市山下町 11 番１号	099-216-1213
鹿児島県警察本部	鹿児島市鴨池新町 10 番１号	099-206-0110
鹿児島海上保安部	鹿児島市浜町２番５－１号	099-222-6681

６　異常現象の通報事項

大規模な爆発的噴火の前兆現象と思われる異常現象として通報すべき事項は、次のとおりとする。

⑴　顕著な地形の変化

山、がけ等の崩壊、地割れ、土地の隆起、沈降等

⑵　噴気、噴煙の異常

噴気口、火口の拡大、位置の移動、あるいは新規発生等

噴気、噴煙の量の増減あるいは色、臭気、温度等の異常

⑶　湧水（湧き水、温度）の異常変化

湧泉の新生、既存湧泉の枯渇及び湧泉量、味、臭気、濁度の異常等

⑷　顕著な地温の上昇

地熱地帯の新規発生、拡大及び位置の移動及びそれに伴う草木の立枯れ等

⑸　付近の海や河川の異常

海、河川の水量、濁度、臭気、温度の異常及び軽石、死魚の浮上又は泡の発生

⑹　有感地震の発生及び群発

⑺　鳴動の発生

なお、住民等からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合もあるため、以下の事項については、正確な情報を把握するように努める。

① 発生の事実（発生または確認時刻、異常現象の状況、通報者等）

② 発生場所（どの火口、どの場所で確認したか）

③ 発生による影響（住民等、動植物、施設などへの影響）

7　桜島火山爆発確認チェックシート

異常現象の通報等を行う場合は、次の「桜島火山爆発確認チェックシート」により行う。

桜島火山爆発確認チェックシート

⑴ 異常現象確認用

受領日時	
通報者	
発生時間	
どこから見ましたか	
発生場所	
地形の変化	
海岸線の移動	
山、がけ等の崩壊	
地割れ	
隆起 沈降	
噴気口・火口・噴気・噴煙	
発見、拡大 位置の移動 新たな発生等	
量の増減	
色・臭気・温度	
湧　泉	
発見 枯渇	
量等の異常	
地　温	
上昇の確認	
草木の立ち枯れ	
動物の異常	
海、河川の異常	
異常現象 濁、臭、死魚、泡	
有感地震	
鳴動	

⑵ 被害状況確認用

被災地域	
被災人員	
被災家屋	
噴石の状況	
降灰状況	
避難経路の状況	
住民の避難準備	
避難状況	
住民の動揺	

⑶ 市からの被害情報の通報（第３次通報）

通報時間・市担当者	月　　日　　時　　通報者
通報先	・鹿児島地方気象台　　・鹿児島県危機管理防災課 ・大隅地域振興局　　・鹿児島市危機管理課 ・鹿児島県警察本部　　・鹿児島海上保安部
被災地域	
被災人員	
被災家屋	
噴石の状況	
降灰の状況	
住民の動揺	
災害対策本部設置状況	
市の措置	
避難状況	
災害対策実施状況	
車両、医療救援要請	

8　火山現象に関する予報及び警報等

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する解説情報を発表する。なお、桜島等には噴火警戒レベルを適用し、噴火予報、噴火警報により発表する。

⑴　火山現象に関する予報及び警報

気象業務法第 13 条１項により発表される火山現象の予報及び警報をいう。

ア　予報は、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

・噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

・降灰予報

定時、速報、詳細の３種類を気象庁が発表する。

(ｱ)　降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して 18 時間先（３時間ごと） まで噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を定期的に発表する。

(ｲ)　降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対して、発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後５ ～ 10分程度で速やかに発表する。

(ｳ)　降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から６ 時間先（１時間ごと） までに予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して噴火後20～ 30分程度で発表する。

降灰予報の発表イメージ

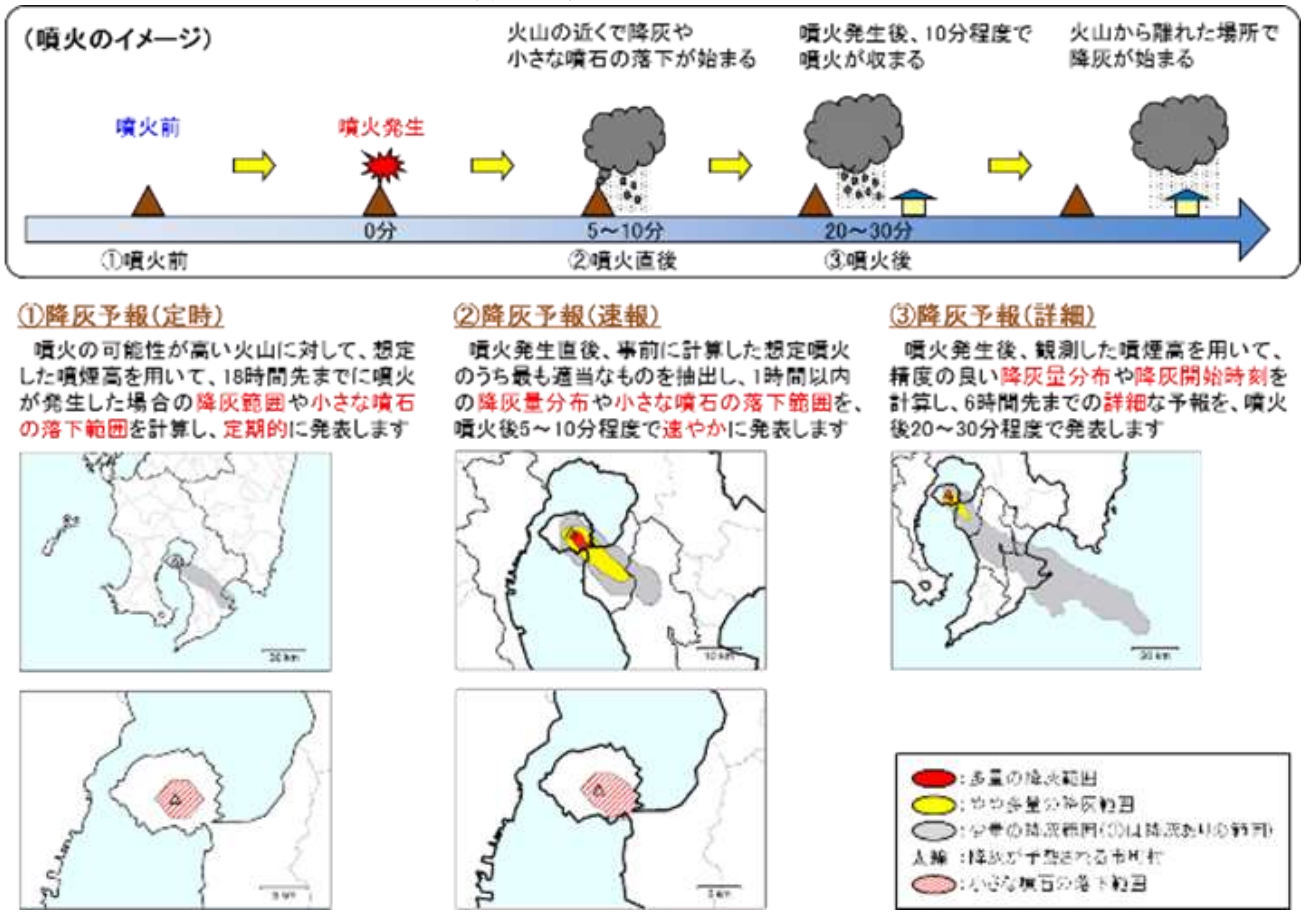

イ　警報とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

・噴火警報

噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石や火砕流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生や、その拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。（「噴火警報・予報の名称、噴火警戒レベル等の一覧表」参照）

(ｱ)　「居住地域」を対象とする場合

種別：特別警報名称：噴火警報（居住地域）又は噴火警報

(ｲ)　「火口から居住地域の近くまで」、あるいは「火口周辺」を対象とする場合

種別：　警報名称：　噴火警報（　火口周辺）　又は火口周辺警報

(ｳ)　海底火山の場合

噴火警報（周辺海域）

噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

⑵　火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台と福岡管区気象台は、火山活動の状況に応じ、 次の火山活動等を知らせるための情報を発表する。

ア　火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

イ　噴火速報

登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

・　噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

・　噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※　噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

ウ　火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

エ　月間火山概況

前月１か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめた資料で、毎月上旬に発表する。

オ　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

⑶　噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る。）

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

ア　それぞれのレベルには「火口周辺規制」「入山規制」、居住地域における「高齢者等避難」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。

イ　噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。

ウ　各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報は、「対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード」による。

エ　噴火警戒レベル４ 以上に相当する噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

噴火警報・予報の名称、噴火警戒レベル等の一覧表

噴火警戒レベルを運用している火山

種　別	名　称
特別警報	**噴火警報（居住地域）又は噴火警報**
警　報	**噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報**
予　報	**噴火予報**

対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況
居住地域及びそれより火口側	**レベル５（避難）**	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
	レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	**レベル３（入山規制）**	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口から少し離れた所までの火口周辺	**レベル２（火口周辺規制）**	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口内等	**レベル１（活火山であることに留意）**	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

噴火警戒レベルを運用していない火山

種　別	名　称
特別警報	**噴火警報（居住地域）又は噴火警報**
警　報	**噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報**
予　報	**噴火予報**

対象範囲	警戒事項等（キーワード）	火山活動の状況
居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における厳重な警戒 **（居住地域厳重警戒）**	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 **（入山危険）**	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 **（火口周辺危険）**	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口内等	**（活火山であることに留意）**	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

海底火山

種　別	名　称
警　報	**噴火警報（周辺海域）**
予　報	**噴火予報**

対象範囲	警戒事項等（キーワード）	火山活動の状況
周辺海域	海底火山及びその周辺海域における警戒 **（周辺海域警戒）**	海底火山の周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
直　上	**（活火山であることに留意）**	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。

9　桜島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	●全島に影響する溶岩流や火砕流、噴石飛散 【過去事例】 天平噴火(768年)、文明噴火(1471～1476年)、 安永噴火(1779～1782年) 、大正噴火(1914年) ●噴火が発生し、溶岩流や火砕流が一部居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【昭和噴火(1946年)の事例】 溶岩流が黒神海岸、有村海岸まで到達 ●居住地域に大きな噴石飛散 【過去事例】 1986年11月23日：古里温泉のホテルに大きな噴石直撃
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要配慮者の避難等が必要	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【大正噴火(1914年)の事例】 噴火開始の前日：有感地震多発 【昭和噴火(1946年)の事例】 溶岩流出の数時間前：噴火活動の活発化 ●居住地域近くまで大きな噴石飛散。 【過去事例】1980 年代に時々発生
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 状況に応じて災害時要配慮者の避難準備等 登山禁止や入山規制等 危険な地域への立入規制等	●火口から概ね２km以内に噴石飛散 【過去事例】 1970年代後半から80年代、2000年10月７日の噴火等 ●火口から概ね２km以内に火砕流が到達 【過去事例】 1984年７月21日：南岳山頂火口から約1.2kmまで到達 2008年２月６日：昭和火口から約1.5kmまで到達等 ●地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね　２km以内に噴石飛散するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2007 年からの昭和火口の活動等ほか事例多発
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●火口から概ね１km以内に噴石飛散。 【過去事例】 事例多数
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、火口内および一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 1950 年～1955 年のうち静穏期

注１）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
注２）レベル１～３では、南岳山頂火口及び昭和火口で発生する噴火を想定している。
注３）過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。
注４）レベル１～３では、南岳山頂火口及び昭和火口から半径２km 以内を立入規制とする。

噴火警戒レベルの活用に当たっては、以下の点に留意する必要がある。
- 火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
- 各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なる。
- 降雨時の土石流等レベル表の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも注意する必要がある。

10　桜島の噴火警戒レベル判定基準　　令和４年３月 31 日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	【大規模噴火が切迫】 ・山腹噴火が発生もしくは切迫 山腹からの噴火が開始するか、極めて顕著な山体膨張（島内の傾斜計のいずれかで 100 マイクロラジアンが観測され、大きな地震活動（マグニチュード５ならば１回、マグニチュード４ならば２回）が伴った場合は、大規模噴火発生の可能性が切迫していると考え、全島を警戒が必要な範囲とする。 ・火砕流が居住地域近く（居住地域まで数 100m）に到達 ・溶岩流が居住地域付近（居住地域まで概ね 100m）に到達	噴火が発生しなかった場合は、観測データにより活動低下が２週間以上続けて認められた場合 山腹噴火が発生した場合は、新たに形成された火口からの警戒が必要な範囲を定める必要がある。居住地域が溶岩流や火砕流に被災した場合は、当該現象が終息した後、関係機関等の対策を考慮しながら、必要に応じ、噴火警戒レベルの再設定を行う。
	【これまでみられたような噴火（ブルカノ式噴火）の激化】 ・大きな噴石が火口から概ね 2.4km を超え３km 以内に飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね３km とする。火口から概ね３km 超え 3.5km 以内に飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね 3.5km とする。 ・火砕流が居住地域近く（居住地域まで数 100m）に到達	大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が３日間発生しない場合
4	【大規模噴火の可能性】 ・溶岩の流出により溶岩が居住地域に接近（居住地域まで 500m） ・2015 年８月 15 日のような顕著な地殻変動（島内の傾斜計で１時間に１マイクロラジアン以上）を観測した場合は、火口から３km を警戒が必要な範囲とするが、桜島付近を震源とするマグニチュード２以上の地震が 10 回以上（12 時間以内）発生した場合は、山腹噴火の可能性が高まったとして、全島を警戒が必要な範囲とする。	・溶岩流の流下が居住地域到達前に停止し、居住地域に影響がないと判断された場合 ・噴火が発生しなかった場合は、観測データにより活動低下が２週間以上続けて認められた場合

4	【これまでみられたような噴火（ブルカノ式噴火）の激化の可能性】 ・大きな噴石が２km を超えて 2.4km 以内に 24 時間以内に３回飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね３km とする。 ・火口から約２km を超える火砕流が発生もしくはその可能性 次のいずれかで判断する。 ①火砕流が発生して、到達距離が火口から２km を超えた場合 ②目視できる場合は、火砕流が発生し、到達距離が確認できない場合でも、噴煙量階級６（きわめて多量）の噴煙が 10 分以上続く場合 ③目視できない場合は、島内の傾斜計において、数時間で１マイクロラジアンの変動が予想される場合	大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が３日間発生しない場合
3	【火口から概ね２km を超え 2.4km まで影響を及ぼす噴火の発生】 ・大きな噴石を火口から２km を超え 2.4km 以内に飛散させる噴火が発生 【火口から概ね２km を超え 2.4km まで影響を及ぼす噴火の可能性】 ・大きな噴石を火口から２km 近くまで飛散させる噴火が発生 ・火砕流の流下が火口から概ね 1.5km を超え、居住地域への接近が予想される場合	大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が３日間発生せず、さらなる活動の活発化が見られない場合、レベル３のまま警戒が必要な範囲を火口から概ね２km までとする。
	【火口から概ね２km まで影響を及ぼす噴火の可能性】 姶良カルデラへのマグマの供給が継続している中で、火口から２km までに大きな噴石を飛散する噴火を長期間にわたり繰り返していることから、現時点ではレベル３（警戒が必要な範囲は火口から概ね２km）以上の運用を基本とする。	

・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定する。
・この判定基準は、気象庁内及び桜島火山防災協議会における検討を経て、また新たな事例等を通じて順次修正される。なお、レベル２（警戒が必要な範囲は火口から概ね１km）以下については、活動が長期的にわたり静穏な状態になった場合等に、火山防災協議会で改めて必要な防災対策等を検討した上で運用する。
・ここでいう「大きな噴石」とは、概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
・レベル５からレベルを下げる場合にはレベル４ではなくレベル３に下げるものとする。
・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、「火

山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。

第８節　災害情報等の収集・伝達

大規模な爆発噴火が起きた直後の初動期における応急対策を進める上で、その後の火山情報等は基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

１　災害情報等の収集・伝達

市は、市内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

２　収集すべき災害情報等の内容

⑴　人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
⑵　住家被害（全壊、倒壊等）
⑶　出火件数、又は出火状況
⑷　二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
⑸　輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
⑹　ライフライン施設被害（電気、電話、水道、下水道施設被害）
⑺　避難状況、救護所開設状況
⑻　災害対策本部設置等の状況
⑼　災害の状況及びその及ぼす社会的影響から報告する必要があると認められるもの

３　人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は市が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。なお、県は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害

時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和４年５月 13 日）に基づき市町村等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

4　災害情報等の収集要領

災害発生時における被害状況を迅速かつ正確に把握するため、調査員として市職員をあてる。各職員の調査担当区域は、別に定めるとおりとし、通常登庁前に調査を実施するものとする。

ただし、各職員が勤務中のときは、本部長の指示をまって調査するものとする。収集すべき災害情報等の内容は災害調査様式によるものとする。(資料編：様式　災害調査)

5　災害情報等収集報告系統

防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、市その他関係機関と密接な関係があると思われるものについては、市災害対策本部及びその他の関係機関に通報連絡するものとする。また、通報連絡を受けた市災害対策本部は、被害概況を調査し、できるだけ早期に県災害対策本部に報告するものとする。

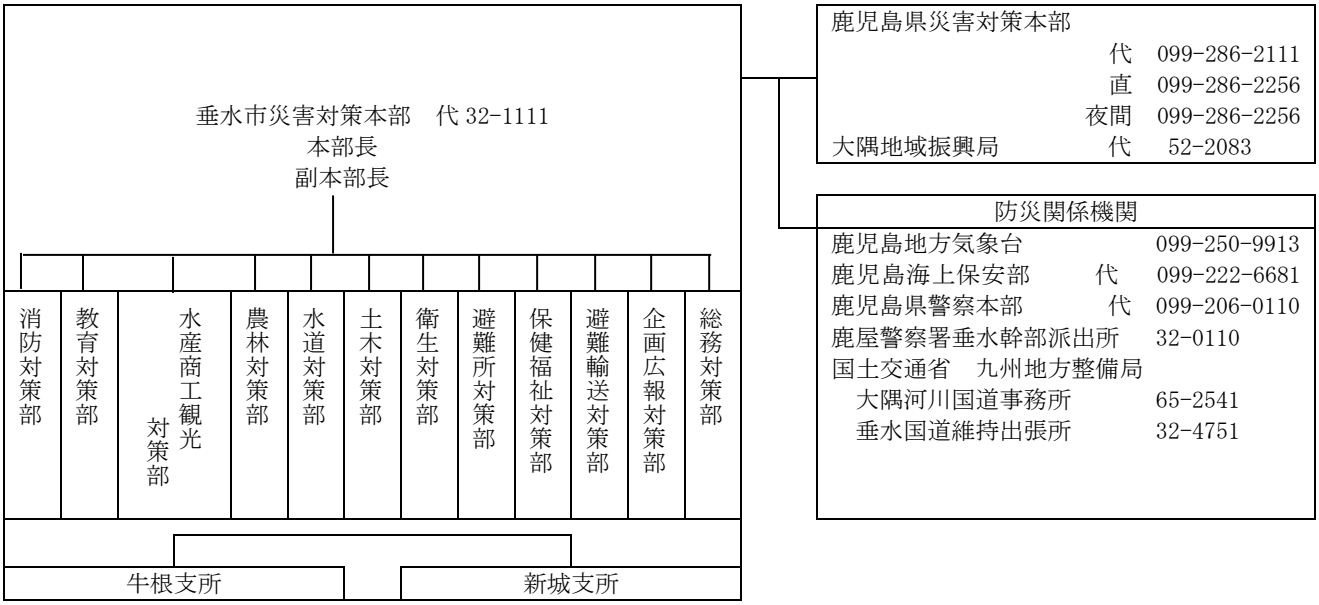

6　災害情報等の通報及び報告要領

⑴　災害発生のおそれがある異常現象の通報

ア　発見者の通報

異常現象を発見したものは、直ちに消防本部、警察、市役所総務課に通報するものとする。

イ　警察官、消防団長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察官及び消防職員(消防団員を含む。)は、直ちに市長(総務課)に通報するものとする。

ウ　市長の通報

ア、イ項及びその他により異常現象を了知した市長は直ちに次の機関に通報するものとする。

(ｱ)　気象、地震、火山、水象に関するものは鹿児島地方気象台

通報先：観測予報課　電話番号：099-250-9913

(ｲ)　その他異常現象により災害発生が予想される隣接市町村

(ｳ)　その他異常現象により予想される災害の対策実施機関

エ　市長が収集する災害情報の内容

(ｱ)　異常現象の状況及び噴火後の噴石、降灰等の状況

(ｲ)　異常現象及び噴火による住民の動揺の状況
(ｳ)　住民の避難準備及び避難実施等の状況
(ｴ)　噴火、地震等による被害状況（被災人員、被災家屋、道路の状況等）

（市長による災害情報の収集・伝達系統）

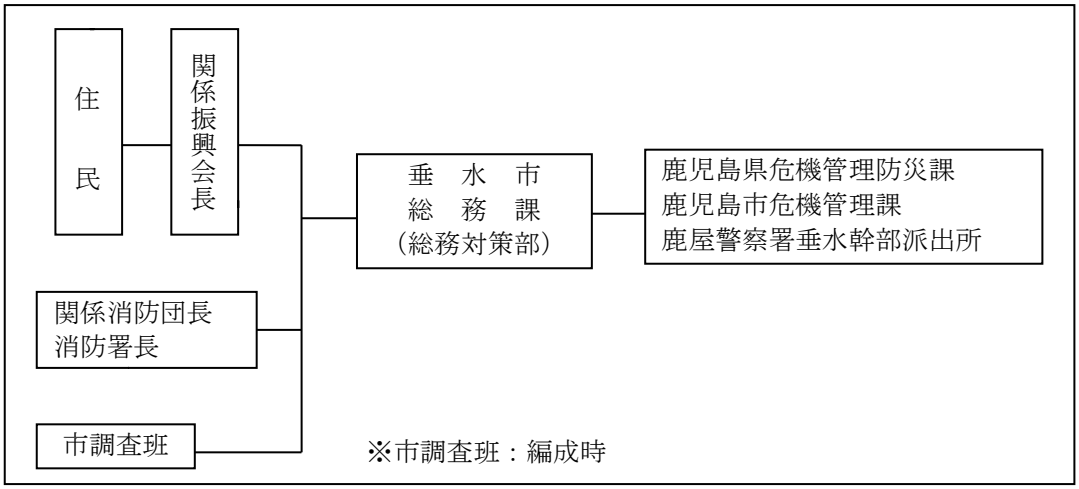

オ　市情報の通報先

市で収集した災害情報は、次の関係機関に通報する。

機関名	所在地	電話番号
鹿児島県危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	099-286-2111（代） 099-286-2256（直）
大隅地域振興局	鹿屋市打馬 2 丁目 16-6	0994-52-2083
鹿児島市危機管理課	鹿児島市山下町 11 番 1 号	099-216-1213
鹿児島県警察本部	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	099-206-0110

カ　通報する災害情報

市で通報する災害情報は、次のとおりである。

(ｱ) 火山の異常と思われる現象及び噴火による住民の動揺の状況
(ｲ)　避難指示等市の措置
(ｳ)　住民の避難準備及び避難実施等の状況
(ｴ)　船舶、車両、医療救援要請に関する情報
(ｵ)　避難誘導、輸送、救助等災害対策実施状況
(ｶ)　災害対策本部の設置状況
(ｷ)　噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
(ｸ)　噴火後における噴石・降灰等の状況

⑵　⑴項以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

ア　各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務対策部長を経て、本部長へ報告する。総務対策部長は、災害情報等収集報告系統に基づいて所要の向きに報告する。

イ　⑴項による報告の時期は、はじめに災害情報を了知したとき、又は災害が発生したとき及び大きな災害が新たに発生したとき、そのつど報告するものとする 。ただし、本部長が報告の時期について特に指示したときはこの限りではない。

ウ　各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策、実施状況の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理し、本部長及び災害情報等収集報告系統に基づいて報告する。

７　災害報告の様式

災害報告については、特に法令に定める場合を除き、「災害状況速報」（資料編：様式 災害状況速報）によるものとする。

第９節　災害通信計画

本計画は、災害に関する予警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理、伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して、通信連絡体制の万全を期するものとする。

１　各種通信施設の利用

災害時における通信連絡は、通信施設に被災状況等により異なるが、おおむね次の方法で行うものとする。

なお、他の機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等について協議し、災害時に利用できるよう努めるものとする。

⑴　公衆電気通信施設の利用方法

ア　一般加入電話による通信

それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

イ　災害時優先電話による通信

施設の被害その他により加入電話の利用が制限される場合は、非常災害時の災害時優先電話を利用し、通話の優先利用を図るものとする。

⑵　専用通信施設の利用

公衆電話通信施設の利用ができなくなり、緊急通信の必要がある場合は次にかかげる専用通信施設の利用を図るものとする。利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア　県防災行政無線による通信

県内全域の主な所在官公署との通信連絡

イ　消防無線電話による通信

消防本部の消防無線電話を利用し、消防無線移動局を通じ、通信連絡をする。

ウ　警察電話による通信

鹿屋警察署垂水幹部派出所の警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する駐在所等を経て通信連絡をする。

エ　警察無線電話による通信

鹿屋警察署垂水幹部派出所の警察無線電話を利用し、イに準じて通信連絡をする。

オ　非常無線通信による通信

各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で有線通信電報が不通となり利用できないとき、通話が遠くてはっきりしないとき、又は通信が復そうして長時間かかるためその非常通報の目的を達成することができないときは、県防災計画により非常無線通信を利用して通信連絡する。

なお、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

２　通信途絶時における応急措置

有線、無線の全通信施設が利用不能となる最悪事態の場合は、通信可能な地域まで、各種交通機関を利用する等あらゆる手段をつくして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

なお、災害時における非常通信に関する対応方針は次のとおりとする。

⑴　消防用無線に関しては、固定局を消防本部及び牛根分遣所とし、移動局を海潟、牛根麓方面に開局、情報連絡等その他応急対策に当たる。

⑵　水道課無線に関しては、固定局を水道課内に置き、避難所との連絡業務に当たる。
⑶　アマチュア無線に関しては、守秘義務等の措置を講じた上で、ボランティアを連絡業務に当てることができるものとする。
⑷　九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用
九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、ＭＣＡ用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器を配備しており、市は九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに無償で貸与する。

第 10 節　災害広報計画

火山災害に伴う火災や二次災害などの様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要な情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、津波襲来時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。本計画は、住民及び放送機関に対する災害情報、被害状況その他の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものである。

１　実施責任者
市長は、市内における災害情報、被害状況その他災害に関する広報を行い、主として広報班が担当するものとする。

２　実施要領
⑴　各対策部長は、所管事項について広報を要する事項が生じたときは、直接広報班長へ通知するものとする。
⑵　企画広報対策部長は、収集した災害情報等のなかで広報を要すると認めるものについては、すみやかに広報班長へ通知し災害広報に万全を期するものとする。
⑶　⑴項及び⑵項により通知を受けた広報班は、速やかに市民及び放送機関へ広報するものとする。
⑷　広報班は各対策部が収集する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し必要に応じて災害現場に出向き、写真等の取材活動を実施するものとする。

３　市民に対する広報の方法
市民に対する災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、防災行政無線、広報車、広報紙、有線放送及び放送機関等を通じて行うものとする。特に、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。
⑴　火山の近隣住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告
市は、大規模な爆発的噴火の兆候を認知した場合、事前に定めた広報要領により、住民の避難に関する広報を即座に実施する。
なお、広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。
⑵　地震を伴う場合の広報
市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。
ア　出火防止、初期消火の喚起・指示
イ　倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
ウ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示(転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示)
⑶　大規模な爆発的噴火発生後、事態が落ちついた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の避難所の状況

ウ　混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するようになど。

エ　安否情報

安否情報については、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」を活用するよう広報する。

オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

４　放送機関に対する情報発表の方法

市の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜放送機関に発表する。放送機関に対する放送の依頼は、原則として市が県知事に対して要請し、事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事が行う。（資料編：災害時における放送要請等について）

なお、県への要請を補完するため、県への直接要請も行う。

５　広報の内容

⑴　気象警報等の発令又は解除

⑵　災害対策本部の設置又は解除

⑶　災害防止の事前対策

⑷　災害応急対策状況

⑸　被害状況

ア　被害種別

イ　被害発生日時

ウ　被害発生区域

エ　被害状況

⑹　その他必要と認められる事項

第 11 節　消防計画

火山が大規模な爆発的噴火を起こした場合は、建物、草地、山林への火山噴出物落下に起因する火災が発生することが予想される。したがって、それらを警戒しつつ、市（消防本部）を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の組織等の協力も得ながら消防活動を行う必要がある。

このため、消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。また、住民は、大規模な爆発的火山噴火直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。なお、具体的な消防活動については、垂水市消防計画による。

第 12 節　避難計画

火山噴出物の落下や火砕流の流下等により、その場所に居住あるいは滞在することが危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は関係する地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、時期を失しないよう避難を指示する等の措置をとる必要が生じる。

本計画は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害から住民を保護するため、市長等が行う避難指示等の基準要領等を定めて危険区域内の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

１　避難の指示

⑴　指示の実施責任者

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって以下のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

(避難指示の責任者と要件)

責任者	勧告・指示を行う要件	根拠法規
市長	○　市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、指示を行う。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置を市長に代わって実施する。	災害対策基本法第60 条
警察官	○　市長が措置をとることができないと認められるとき、市長から要請があったとき、若しくは市民の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の市民に避難を指示する。	災害対策基本法第61 条 警察官職務執行法第４条
水防管理者（市長）	○　洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に避難を指示する。	水防法第 29 条
県知事その命を受けた県職員	○　洪水及び地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に避難を指示する。	水防法第 29 条 地すべり等防止法第25 条
自衛官	○　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難を指示する。	自衛隊法第 94 条

⑵　避難指示後の避難者誘導

避難指示後の避難者誘導は、市長及び避難指示権者が協力して実施する。また、避難所の開設、収容は、市長が行い、災害救助法が適用された場合には、知事が行う。

なお、知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し、知事による実施を待つことのできないときは、市長は知事の補助機関として行うものとする。この場合市長は緊急事項について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指示を受けるものとする。

２　避難指示等の基本方針

⑴　要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置を行う。特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

⑵　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

⑶　避難指示等の実施

ア　市長が実施する避難指示等は、原則として高齢者等避難、避難指示の２段階に分けて実施するものとする。

ただし、状況に応じ、段階を経ず直ちに避難指示を行うことができる。

イ　市長以外の避難指示権者は、各法律に基づきそれぞれの状況に応じ避難の指示を行うものとする。

３　避難指示等の実施要領

⑴　避難指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施するように努めるものとする。

⑵　高齢者等避難の発令は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間をさけ、昼間に行うように努めるものとする。

⑶　高齢者等避難の発令に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等避難期間に応じた準備をあわせて指示するものとする。

⑷　市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときには、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか市長(消防本部)に直ちに通知するものとする。

⑸　市長は、自ら避難の指示を行ったとき、避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知をうけたときは、直ちに知事等(危機管理防災課及び大隅地域振興局)へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

⑹　市長の避難指示等実施

市長が避難指示等を行う場合は、⑴項から⑸項にかかげる要領によるもののほか、次により行うものとする。

ア　市長の行う避難指示等の市における実施担当者は、消防長とする。

イ　消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害地域の住民を、避難させる必要があると認めるときは、第２項に基づき避難指示等を行うものとする。

ウ　消防長は、自ら避難指示等を行ったとき、及び避難指示権者から避難指示を行った旨の通知をうけたときは直ちに総務対策部長及び避難対策部長へ報告通知するものとする。

エ　ウ項により消防長から通知をうけた総務対策部長は、第１節「応急活動体制の確立」第３項の系統図に基づき、直ちに関係機関へ報告、通知するものとする。

オ　同じくウ項により消防長から通知をうけた避難対策部長は、避難所の開設その他救助対策につき、直ちに必要な措置をとるものとする。

４　避難指示等の伝達方法

⑴　住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により早急に周知徹底をはかるものとする。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア　関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

イ　サイレン、鐘による伝達

ウ　防災行政無線による伝達

エ　広報車等の呼かけによる伝達

オ　放送機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達

カ　避難指示等のために使用する信号は、次の信号によるものとする。

区　分	サイレン	警　鐘
高齢者等避難	５秒・１５秒休止・５秒	１点打・休止・１点打
避難指示	１分・　５秒休止・１分	連打（乱打）

⑵　消防長は、避難指示等を行う場合、消防の車両により拡声広報を行うほか、必要な場合は、広報班長へ連絡し、防災行政無線による広報及び広報車を出動させるよう依頼するものとする。

⑶　孤立化集落対策

ア　県「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

イ　孤立化のおそれのある集落においては、自主防災組織を育成・強化し、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、集落内の防災力の向上に努める。

ウ　孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。（資料編：県「孤立化集落対策マニュアル」）

5　避難指示等の基準

市は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

避難指示等の発令基準及び警戒区域の設定については、次のとおりとする。

⑴　高齢者等避難

噴火警戒レベル４（避難準備）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）とき。

⑵　避難指示

噴火警戒レベル５（避難）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要があるとき。

⑶ 緊急安全確保

噴火警戒レベル５（避難）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生したとき又は噴火の発生が切迫している状態で、人の生命又は身体を災害から保護するために急を要するとき。

⑷　警戒区域の設定

大規模は爆発的噴火に伴う各種の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策に従事する者以外の者の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

⑸　避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
緊急安全確保	警戒レベル５	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・　指定緊急避難所等への立ち退き避難をすることが却って危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル４	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・　危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル３	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・　高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※　避難を案了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・　高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早目の避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

大雨・洪水・高潮 注意報	警戒レベル２	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難計画を確認 ・　ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
早期注意情報	警戒レベル１	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。 ・　防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

（注）　突発的な災害の場合、市長から避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について居住者等は、津波のおそれがある地域にいる時や海沿いにいる時に、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが重要である。

6　避難の方法

⑴　避難誘導

ア　各地区ごとの避難誘導は当該地区の消防分団が行い、誘導責任者は、当該消防分団長とする。

イ　避難経路は、災害時の状況に応じ、適宜定めるものとし、その決定に当たっては、最も安全な方法で実施するものとする。

ウ　避難場所が比較的遠距離の場合は、避難のため集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

エ　避難経路中、危険箇所には標識、なわ張りをするとか、誘導員を配置する。

オ　誘導に際しては、できるだけ車両、ロープ等資器材を利用して安全をはかるようにする。

カ　携帯品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

⑵　避難の順位

ア　いかなる場合においても、高齢者、幼児、婦女子、病人等を優先して行うものとする。

イ　災害の種別、災害発生の時期等を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するものとする。

⑶　携帯品の制限

ア　携帯品は、必要最小限度の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ　避難が比較的長期にわたると予想されるときの携帯品は、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

⑷　自主避難

地震、地鳴り、海の変化、動物の異常挙動等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

7　避難所の設置及び管理

避難所は、原則として学校、公民館等の公的建物の他、企業等が有する建物も避難予定場所に定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。これらの適当な既存施設がない場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するものとする。

なお、振興会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一

時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

⑴　指定避難所

ア　第１次避難所（資料編「避難場所、避難所等」参照）

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者（旅行者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として最初に開設した学校及び市民館等の公共施設等の避難所である。

イ　予備避難所（○箇所：資料編「避難場所、避難所等」参照）

災害の状況等により第１次避難所だけでは対応できない場合、又は第１次避難所の一部が使用できない場合などに予め備えた避難所である。

⑵　福祉避難所（７箇所：資料編「避難場所、避難所等」参照）

指定避難所での共同生活が困難な高齢者や障害者、妊婦ら要配慮者に配慮して開設する避難所である。なお、開設は、市の施設及び社会福祉施設等の管理者との協議による。

⑶　避難所の開設及び管理

ア　避難所の開設及び管理は、避難対策部長が本部長の指示により行うものとする。この場合避難対策部長は、救助業務の具体的な計画をたて、各避難所業務が円滑に行われるよう指導するものとする。また、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

イ　避難収容所班長の業務は、おおむね次のとおりとする。

(ｱ)　避難所の設置に関すること。

a　本部長の指示による避難所の開設及び閉鎖

b　避難所の開設及び閉鎖に関する避難所要員への通知

(ｲ)　避難所の管理に関すること。

a　収容状況の調査及び本部長への通知

b　関係帳簿等の整備

c　避難所施設の保全管理

d　避難所施設管理者との連絡調整

(ｳ)　避難所における救助活動に関すること。

a　施設入所者に対する災害情報の広報伝達

b　避難者に対する給食、衣料及び物資等の配給

c　救助金品の受付（一時保管を含む）及び受付記録の援護班長への通知

d　その他必要な救助活動

(ｴ)　避難所業務の引継ぎに関すること。

a　重要引継事項の文書による引継ぎ

b　避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

ウ　避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに、県危機管理防災課、大隅地域振興局及び地元警察署等関係機関に連絡する。

エ　避難所のライフラインの回復に時間を要することが見積もられる場合や、道路の寸断による孤立が続くことが見積もられる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

⑷　県災害派遣福祉チーム（鹿児島ＤＣＡＴ）の派遣要請

ア　鹿児島ＤＣＡＴの活動内容

県は、大規模災害発生時に被災地の市町村からの要請等に基づき、避難所等で災害時要配慮

者に対し福祉的な支援を行う。

イ　鹿児島ＤＣＡＴの出動

県は、避難所を設置する被災地の市町村から鹿児島ＤＣＡＴの派遣要請があった場合等に、「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に定める派遣基準に基づき、同協定締結団体の会員等に対し、チーム員の派遣を要請する。

ウ　鹿児島ＤＣＡＴの構成

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで１チーム４～６名程度で構成される。

８　小・中・義務教育学校児童生徒等の集団避難

市教育委員会の小・中・義務教育学校児童生徒等の集団避難計画は、次のとおりとする。

⑴　実施の基本

ア　教育長は、市内児童生徒の集団避難計画について、各学校長に対し各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成させるものとする。

イ　教育長等の児童生徒の避難措置は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

⑵　実施方法

ア　教育長は災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し必要な避難措置をとらせるものとする。

イ　学校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は、臨機に児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。

ウ　児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

⑶　実施要領

ア　教育長の避難指示等は、市長等の指示により行うほか、児童生徒の安全性を考慮して早期に実施すること。

イ　教育長の避難指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険がせまっている学校から順次指示する。

ウ　児童生徒の避難順位は、低学年、疾病異常者を優先して行う。

エ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、安全が確認された段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

オ　災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

⑷　留意事項

ア　教育長は、各学校への通報、連絡が敏速、確実に行われるようにかねてから連絡網を整備しておくこと。

イ　学校長は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

(ｱ)　災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

(ｲ)　避難場所の指定

(ｳ)　避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(ｴ)　児童、生徒の携行品

(ｵ)　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ　危険な校舎、高層建築の校舎については、特にかねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ　災害が学校内又は学校附近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ｱ)　各集落の教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(ｲ)　集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所(がけくずれ、危険橋、堤防)の通行を避ける。

カ　児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

キ　学校長は、災害種別に応じた避難訓練をかねてから実施する。

⑸　避難場所

ア　教育長は、市の地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めるものとする。

イ　学校が市の地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合、児童生徒をその保護者に引き渡す。

⑹　幼稚園・保育園の集団避難

小・中・義務教育学校の児童生徒の集団避難に準ずる。

9　病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

10　広域避難

各機関の対応については、次のとおりである。

なお、市は大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る協定の締結や、被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

機関名	内　容
市町村	⑴　市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 ⑵　広域避難を要請した市町村長は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。 ⑶　避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。 ⑷　その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	⑴　市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。 ⑵　市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行う。

国	⑴　国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。 ⑵　市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が協議を行う。

11　帰宅困難者に係る対策

⑴　県民等への啓発

県は、県民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

⑵　一時滞在施設等の確保等

市は県と協力して一時滞在施設(発災から72時間(原則３日間)程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。)及び帰宅支援ステーション(発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。)の確保等に努める。

ア　一時滞在施設

(ｱ)　施設の確保

①　県は広域的な立場から、事業者団体に対して一時滞在施設の提供について協力を求める。

②　市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

(ｲ)　施設の開設

①　市は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。

②　市は県と連携して、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

(ｳ)　情報提供

①　市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

②　市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を県及び関係市町村に情報提供する。

③　市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

イ　帰宅支援ステーション

(ｱ)　施設の確保

①　県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

②　市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

(ｲ)　施設の設置

①　市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。

②　県は、市の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

(ｳ)　情報提供

市は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を県及び関係市町村に情

報提供する。

⑶　公共交通機関に関する情報提供

ア　県は、公共交通機関の状況把握を行い、市町村へ伝達する。

イ　市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

⑷　避難所の案内

市は、自らが開設した一時滞在施設において、３日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第 13 節　輸送計画

火山災害時においては、その後の噴火活動の状況に絶えず警戒しながら、更なる避難や救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、輸送に係る道路、港湾施設等の被害状況を確認したうえで、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

１　実施責任者

罹災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送は、市長が行うものとする。なお、市有輸送力をもってしても輸送を確保できないときは、関係機関の応援を求めるものとする。

担当は、本部連絡班とし、主として救助物資、応急対策用資器材等、救出された罹災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

２　災害輸送の種別

災害輸送は、次のうちもっとも適切な方法により行うものとする。

⑴　貨物自動車、乗合自動車等による輸送

⑵　船舶による輸送

⑶　航空機による輸送

⑷　人員等による輸送

３　災害時における人員、物資等の優先輸送

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおりである。

⑴　人員

救出された罹災者、避難を要する罹災者、応急対策従事者等

⑵　物資、資器材等

食糧、飲料水、医薬品、衛生材料等

４　輸送力の確保等

⑴　確保の順位

ア　市有車両等の市有輸送力

イ　市以外の公共機関の輸送力

ウ　公共的機関の輸送力

エ　民間輸送力(事業用及び自家用)

⑵　市有輸送力による輸送

ア　主管

物資人員の輸送に供しうる市有車両については、本部連絡班の所管とする。

イ　輸送要員

輸送は、本部連絡班が行うものとするが、不足する場合には各対策部の応援を求めるものとする。

ウ　輸送の要請

輸送の要請は、各対策部が本部連絡班に対し、次の事項を明示して、できるだけ早めに行うものとする。

(ｱ)　輸送日時
(ｲ)　輸送区間
(ｳ)　輸送の目的
(ｴ)　輸送対象の員数、品名、数量
(ｵ)　その他必要な事項

エ　配車及び派遣

輸送の要請を受けた本部連絡班長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度道路施設の状況等を考慮のうえ必要な場合は、両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣するものとする。

⑶　市有以外の輸送力の輸送

ア　要請

輸送要請が大きく市有輸送力のみによって、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は、次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。なお、要請に際しては第４、ウ項にさだめる事項及び必要車両数を明示するものとする。

(輸送力確保要請先)

種　別	輸送内容	要請先	電話番号
道路輸送	営業車両 自衛隊車両	鹿児島陸運事務所 陸上自衛隊第 12 普通科連隊 海上自衛隊第１航空群	099-254-6171 0995-46-0350 43-3111
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	九州運輸局鹿児島海運支局管理課 鹿児島海上保安部	099-222-5661 099-222-6681
航空輸送	民間航空機 自衛隊機	鹿児島県危機管理防災課 海上自衛隊第１航空群	099-286-2268 43-3111
人力輸送	自衛隊員	陸上自衛隊第 12 普通科連隊	0995-46-0350

イ　市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、市災害対策本部に属するものとする。

ウ　配車（船）等

車両(船)の配車(船)、その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて本部連絡班長が行う。

エ　費用の基準

(ｱ)　輸送業者の輸送又は車両等(自家用、事業用を含む)の借上に伴う費用は、災害救助法に準ずる。

(ｲ)　官公署その他公共性質をもった団体(森林組合、漁業組合、農協協同組合等)が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

５　緊急輸送に伴う表示

本部連絡班長は、鹿児島県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されたときは、公安委員会に申請して緊急輸送車両証明書及び緊急輸送車両標章の交付を受けるものとする。

６　関係帳簿等の整備

本部連絡班長は、輸送業務の実施に際しては、次にかかげる帳簿等を整備、保管するものとする。

⑴　輸送記録簿

⑵　燃料及び消耗品受払簿

⑶　その他必要な書類

第 14 節　交通規制等対策計画

火山災害時には、火山灰をはじめとする大量の火山噴出物の落下により国道、県道、市道等の交通網が寸断される可能性がある。また噴火に伴い湾奥にある海底火山が噴火すれば、桜島口以北の牛根地区では津波が発生するおそれがある。その際には、海岸に近い道路の損壊、橋りょう等の交通施設の流失等の被害が発生するとともに、道路が土砂やがれき等に覆われ通行できない状況となり、緊急輸送等に支障を来すことが予想される。更に海上においても津波の引きによる瓦礫の海上流出により海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、噴火の沈静化及び津波警報等が解除された後に、できるだけ速やかに基幹道路の啓開を行うとともに、必要に応じて迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

１　交通規制等実施責任

⑴　実施責任者

交通規制は、次の区分に応じた各実施責任者が行う。

区　分	実施責任者	範　囲	関係法令
道路管理者	国道-国土交通大臣 県道-知事 市道-市長	１　道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき	道路法第 46 条
公安委員会	県公安委員会 警察署長 警察官	１　災害応急対策に従事するもの、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき ２　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるため必要があると認められるとき、道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれのある場合	災害対策基本法第 76 条 道路交通法第６条
海上保安部	海上保安官	１　船舶交通安全のため、必要があると認めるとき ２　海上保安官がその職務を行うため周囲の状況から真にやむを得な いと認めるとき	海上保安庁法第 18 条
港湾管理者	知事	水域施設(船舶、泊地及び舟だまり)の使用に関し必要な規則	港湾法第 12 条第４項の２

⑵　実施要領

ア　各実施権者が行う交通規制は、それぞれ定める業務計画による。

イ　市長が行う道路管理者として交通規制は、次の要領による。担当は土木対策部とする。

(ｱ)　情報収集及び関係機関への通報

土木対策部長は、交通施設の被害等に関する情報を入手したときには、ただちに当該施設管理者及び警察へ通報するものとする。

(ｲ)　調査及び規制の実施

市が管理する道路施設等の被害に関する情報を入手したときは、土木対策部長は施設の被

害及び危険の程度を調査し、必要に応じて交通を規制するものとする。

(ｳ)　規制に関する通報

規制の実施に際しては、土木対策部長は市長の指示により、警察署長へ規制実施箇所及び期間、迂回路等について通報するとともに、通行車両に対し標識の設置等適当な方法で交通規制及び迂回路等を周知させるものとする。

⑶　相互連絡

各道路管理者と警察署長は、相互に密接な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察署長へ、警察署長にあっては道路管理者へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通報するものとする。

⑷　発見者等の通報

災害時に道路橋梁等の交通施設の危険な状況、また交通がきわめて混乱している状況を発見した者は、すみやかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

２　災害における交通マネジメント

九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※１）及び交通システムマネジメント（※２）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※１　交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※２　交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

【事態安定期の応急対策

火山災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、あるいは産業廃棄物やごみ処理等の対策を効果的に実施する。また、大規模な火山災害においては、長期化が予想される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める。

第 15 節　食糧供給計画

火山災害時には住居の倒壊や流失、ライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食糧を調達し、被災者に供給する。

１　実施責任者

災害時における罹災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達、供給は災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。なお、食糧の調達及び供給は、援護

班が担当するものとする。

２　主食（米穀または乾パン）の調達

⑴　通常の場合の調達

ア　市長は、災害時における次の給食を実施しようとするときは、知事に対し主食(米穀または乾パン)の必要数量の報告を行い、調達をするものとする。

(ｱ)　罹災者に対し、炊出しにより給食を行う必要がある場合

(ｲ)　罹災者により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

(ｳ)　災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ　知事への報告は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

ウ　知事への報告に当たっては、必要数量、罹災者数及び災害応急対策員数等所要事項を連絡するものとする。なお、必要数量の算定に当たっては、次の１人当り配給数量を基礎とする。

(ｱ)　アの(ｱ)項の場合　１食当り精米　２００グラムの範囲内

(ｲ)　アの(ｲ)項の場合　１食当り精米　４００グラムの範囲内

(ｳ)　アの(ｳ)項の場合　１食当り精米　３００グラムの範囲内

エ　受領要領

(ｱ)　販売業者の手持米を調達する場合は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を受取り、所定の限度数量の範囲内で供給を実施する。

(ｲ)　災害救助法が適用され、災害の状況により(ｱ)項によることが不可能な場合に政府所有米穀を調達しようとするときは知事に報告し、知事は農林水産省農産局農産政策部貿易業務課への要請を通じて受託事業体より現品の交付をうける。

⑵　緊急の場合の調達

市長は、通信、交通等の途絶により、知事に報告ができない場合は、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請する。

市長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、市担当者は県担当者に必ず連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により、県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

⑶　知事及び農林水産省の連絡先

連絡先	所在地	電話番号
知事 県農政課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	代 099-286-2111 099-286-3085
農林水産省農産局 農産政策部貿易業務課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-1354 FAX 03-6744-1391

３　他の主食（パン、その他）及び副食、調味料の調達

市は、主食（米穀又は乾パン）の調達をするまでの間、又は緊急必要な場合は米穀又は乾パン以外の主食（パン、その他）及び副食、調味料等を市内の販売業者及び製造業者より調達する。

なお、市は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

４　炊出し及び食糧の給与

⑴　炊出し及び食糧の給与対象者は、おおむね次のとおりする。

ア　炊出し対象者
(ｱ)　避難指示（緊急）により避難所に収容された者であること。
(ｲ)　住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等のため炊事できない者
(ｳ)　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、船舶の旅客等で、その必要のある者
(ｴ)　相当の事由により、住家で避難生活をしている者
イ　食糧品給与対象者
被害をうけ、一時縁故地へ避難する必要のある者

⑵　炊出しの方法
ア　炊出し(材料の確保を含む。)は、援護班長が行い、災害の規模が大きく、従事者が不足する場合は必要に応じ、女性会、日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。
イ　炊出しに必要な施設及び器材は、できるだけ学校給食施設等の利用をはかり、なお必要な場合はすみやかに仮施設等を建設するものとする。

5　炊出し等の費用及び期間等
炊出し等の費用及び期間等については、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

6　関係帳簿等の整備
援護班長は、次の関係帳簿等を整備するものとする。
⑴　炊出し受給者名簿
⑵　食糧品現品給与簿
⑶　炊出しその他による食品給与用物品受払簿
⑷　炊出し用物品借用簿
⑸　その他必要な書類

第 16 節　衣料、生活必需品、その他の物資供給計画

火山災害時には、住居の倒壊や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。また、必要に応じ、関係機関に対し、備蓄する生活必需品に給与に関する支援を要請する。

1　実施責任者
罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。なお、物資の調達、給与及び貸与に関する業務は、垂水市援護班が担当するものとする。

2　給与又は貸与の対象者
災害により住家が全壊(焼)、流失、埋没、半壊(焼)及び床上・床下浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

3　給与又は貸与の方法
⑴　物資の購入及び配分計画
援護班は、世帯講成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て各避難所の避難収容班に通知する。

⑵　物資の調達

ア　物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、緊急の際の調達可能数量を把握しておくものとする。

イ　災害救助法が適用された場合における災害救助法による衣料、寝具の調達は、知事（県福祉政策課）からの給与による。

ウ　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、その燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

⑶　物資の集積場所

調達した物資又は救助物資等の集積場所は、援護班長がその都度定めるものとする。

⑷　物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、各避難所にあっては避難収容所班が、その他にあっては援護班が配分計画により、災害対策要員及び地域の振興会長等の協力を求めて迅速、かつ、的確に実施するものとする。特に罹災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある罹災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品が給与されるよう努める。

４　給与又は貸与の費用及び期間等

給与又は貸与の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

５　義援物資、金品の保管及び配分

⑴　市に送付された罹災者に対する義援物資、金品は、援護班において受け付け、記録、保管する。

⑵　物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資等の数量等により計画的に配分する。

６　関係帳簿等の整備

援護班は、関係する帳簿等を整備、保管するものとする。

第 17 節　給水計画

火山災害時には、給水施設内への火山噴出物の落下等により、広域にわたり被災する可能性があり、用水の確保が急務である。このため、応急給水の諸方法を定めて被災地に対する円滑な給水を期す。

１　実施責任者

災地に対する給水は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。なお、担当は、上水道・簡易水道給水区域は、水道班が消防対策部の協力を得て行うものとし、集落水道区域は、衛生班が水道班の協力を得て、それぞれ行うものとする。

２　補給水利の種別、所在、水量等

災害における応急給水を円滑に行うため、用水の補給水源として別表のとおり確保し補給水利として活用するものとする。災害が広範囲の場合など必要な場合は、水道法第 40 条による水道用水の緊急応援を知事に要請する。

３　給水量

被災地における最低給水量は、おおむね１人１日２０リットルとするが、状況に応じて給水量を増減する。

4　給水方法

⑴　取水

給水のための取水は消火栓から行い、これが不能の場合は２の補給水源等から行うものとする。

⑵　消毒等

取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ過及び浄水剤の投入等により消毒を行うものとする。

⑶　供給

供給の方法は、次のうち被災の状況に応じ適当な方法により行うものとする。

ア　搬送用容器によるもの

「かん」、「ポリエチレン袋」等の容器に入れ、市の車両等により搬送給水する。

イ　給水車両等によるもの

水槽付消防車等により給水する。

ウ　応急仮設貯水槽の設置によるもの

大災害又は緊急その他必要な場合は、仮設貯水槽を設置して給水する。

⑷　広報

給水を行うときは、日時、場所、その他必要な事項を住民に広報するものとする。

5　給水施設等の応急復旧

⑴　水道班は、給水施設の応急復旧に際しては、早期給水をはかるため、必要最小限度の用水確保を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行うものとする。

⑵　水道班の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、管工事組合の応援を求めるものとする。

6　給水の費用及び期間等

飲料水供給のための費用及び期間等については、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

7　関係帳簿等の整備

給水を行うときは、次の帳簿等を整備保管するものとする。

⑴　飲料水供給記録簿

⑵　その他必要な書類

区　分	水源地名	水源種別	施設能力（m3/日）
上水道	中谷川水源地	表流水	4,400
	本城川水源地		2,200
	曲尾水源地		1,100
	新城水源地	地下水	800
	海潟水源地		新田300、中俣360
簡易水道等	境簡易水道水源地	地下水	340
	浮津水源地	湧　水	120
	深港水源地		75
	二川水源地		135
	上ノ原水源地		75
	中浜水源地	表流水	75
	辺田水源地	地下水	150

簡易水道等	麓水源地	湧　水	135
	小浜水源地		45
	脇登水源地		60
	源園水源地	表流水	75
	下市木水源地	湧　水	180
	中市木水源地		150
	上市木水源地		60
	野久妻水源地		60
	大野原水源地	表流水	90
	小谷・段簡易水道水源地	地下水	72
	岳野水源地	湧　水	60
計			11,117

第 18 節　応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理計画

火山災害時には、住居の流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

１　実施責任者

罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法において知事から委任された場合も含め、市長が行うものとする。なお、応急仮設住宅(プレハブ住宅を除く)の建設及び応急修理は、建築班が、応急仮設住宅(プレハブ住宅)の建設及び入居管理については、援護班が、それぞれ担当するものとする。

２　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設については、対象者、戸数、規模、着工及び期間等は、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

３　建設資材の調達

応急仮設住宅(プレハブ住宅を除く)の建設及び応急修理に必要な建築資材の調達は、次の方法のいずれかによる。

⑴　国有林野産物の(木材)払い下げ申請書又は、災害救助法適用による応急仮設資材の払い下げ申請書を県（関係部局）に提出する。
⑵　鹿屋営林署から資材の売渡しを受ける。
⑶　各請負建設業者に一括請負をさせる。

４　関係帳簿等の整備

援護班は、「災害救助事務手引き」(鹿児島県社福第 1221 号 平成 21 年３月６日)に基づき、応急仮設住宅に係る帳簿を整備保管するものとする。

５　被災宅地及び被災建築物の危険度判定の実施

⑴　宅地及び建築物に災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地及び被災建築物の危険度判定士の派遣を県に要請し、擁壁や斜面の亀裂等の

被害状況を迅速かつ的確に調査し、被災宅地及び被災建築物の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、市は県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

⑵　被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また国及び県は市の活動の支援に努めるものとする。

第 19 節　医療、助産計画

火山災害時の初期の医療活動については、救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化に対応するため、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。このため避難生活が長期化した被災者については、健康状況の把握やメンタルヘルスケア等を行う。

１　実施責任者

災害のため医療、助産の途を失った者の医療及び助産は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、関係機関の協力を得て市長が行い、救護班が担当するものとする。

２　医療

⑴　対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失ったものに対して応急的に行う。

⑵　範囲

ア　診察
イ　薬剤又は治療材料の支給
ウ　処置、手術、その他治療及び施術
エ　病院又は診療所への収容

⑶　医療の方法

ア　医療は、市域の医療機関の協力を求めて行う。
イ　救護班の編成及び構成は、災害の程度に応じ、救護班長がその都度定めるものとする。

⑷　救護所の処置

医療の万全を期するため、災害の状況に応じて市域の医療機関の協力を求め、適当な場所に救護所を設置するものとする。

⑸　収容施設

救護のため収容を必要とする場合は、市域の医療機関の協力を求め、収容するものとする。

３　助産

⑴　対象者

助産の対象者は、災害発生の日の以前又は以降７日以内の分べん者であって災害のため助産の途を失った者とする。

⑵　範囲

ア　分べんの扶助
イ　分べん前、分べん後の処置
ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料支給

⑶　助産の実施

助産は、医師及び助産師等の協力を得て救護班が担当し、その数及び配備については、災害の程度に応じ本部長がその都度決定する。

4　医薬品、衛生材料等の確保

医療、助産活動に必要な医療機械器具、薬品等資材については、病院等に必要最小限度備蓄し、不足する場合は医薬品業者から緊急調達するものとする。

5　患者及び医療器具、医薬品の輸送

消防対策部の救急車及び本部連絡班の輸送車両をもって輸送にあたるが、緊急やむを得ない場合は、民間タクシー業者並びに自衛隊の協力を要請して行うものとする。

6　医療、助産の期間及び費用

医療、助産の期間及び費用は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

7　関係帳簿等の整備

医療及び助産に関係する帳簿を整備保管するものとする。

8　被災者の健康状態の把握

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理に努める。

⑴　必要に応じて、避難所への救護所等の設置やＤＰＡＴ派遣等により、心のケアを含めた対策を行う。

⑵　高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

⑶　保健師等による巡回相談を行う。

9　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、ＤＰＡＴや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾病患者に対する相談体制を確立する必要がある。

⑴　メンタルヘルスケア

ア　保健所を拠点に精神相談室が設けられ、被災者に対する相談体制が確立されるので、これを活用する。

イ　情報提供及び電話相談のために精神保健福祉センターを活用する。

※　鹿児島県精神保健センター：鹿児島市小野一丁目 1-1(℡099-218-4755)

ウ　被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

⑵　精神疾患患者対策

ア　避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、関係機関と連携を取り治療の継続などの対応に努める。また、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう体制を確立する。

イ　災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。

ウ　措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

⑶　災害派遣精神医療チーム(ＤＰＡＴ)の派遣要請及び受入れ

必要に応じ、県に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するとともに、ＤＰＡＴの受け入れに掛かる調整、活動拠点の確保等を行う。

⑷　ＰＴＳＤ(心的外傷後ストレス障害)

突然の災害に遭遇し被災し、自らの意思で制御できない事態に陥った場合、発災後おおむね１か月ないし半年を経過した頃からＰＴＳＤ症状の被災者が現れる。ＰＴＳＤは、人間の存在・生命に危機的影響を及ぼす異常な状況における正常な反応であるので、ケアに当たっては、正しい知識を持ち、発症者に「正常な反応」であることをきちんと伝えて対応する必要がある。

被災者に対する配慮事項は次のとおりである。

ア　相手の感情を受けとどめ、過度の励ましを控える。

イ　災害の状況等をあらかじめ慎重に分析・理解し、被災者がフラッシュバック(思い出したくないことの再体験)を起こさないよう細心の注意を払う。

ウ　精神保健福祉相談及び電話相談を行うなどの被災者に対する相談体制を確立する。

(ｱ)　行政や放送機関等は、被災体験について被災者本人から無理に聞き出さないようにする。特に被害で抑制されていた感情を、受容的・共感的環境の中で解放させることが大切であり、本人の表明を積極的に持つ。

(ｲ)　学校教育の中では、安易に被災体験を絵や作文に書かせるようなことをしない。

(ｳ)　防災訓練そのものがフラッシュバックを起こすおそれもあるので、実施に当たっては十分に配慮する。

⑸　救護者に対する配慮

警察や消防、自衛隊など救助・救急に当たる救援者は、災害現場の最前線にいてＰＴＳＤ(CIS:クリティカル・インシデント・ストレス)にかかりやすいことから、その予防策が必要である。

ア　災害現場では、ベテランと若手のローテーションを組む。

イ　リーダーに対しては、できるだけメンタルヘルスの専門職をサポーターとして活用する。

ウ　メンタルヘルスの専門職を参加させてグループディスカッションを行う。その日の出来事や感情をありのまま語り合うディブリーフィングを積極的に実施する。

⑹　支援体制の確立

臨床心理士会、医師会、行政のスタッフなどが連携しあい、被災者に対する共通理解と心理的支援の確立を図る。

10　緊急医療

市長は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。さらに災害時に多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となった場合、ＤＭＡＴ及び救護班による緊急医療を県知事に要請する。

⑴　保健医療活動の総合調整の実施について

県（保健医療調整本部）及び保健所が、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び保健師等（以下「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行う。

⑵　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

ア　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

イ　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断する

ときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の出動を要請する。

⑶　ＤＭＡＴ

ア　ＤＭＡＴの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で、急性期（発災後、おおむね 48 時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

イ　ＤＭＡＴの出動

(ｱ)　知事による出動要請

知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。

(ｲ)　出動要請の特例

ＤＭＡＴの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、(ア)の規定にかかわらず、次のａ、ｂに掲げるとおりとし、知事が承認したＤＭＡＴの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

ａ　消防長又は市長による出動要請の特例

消防長又は市長は、ＤＭＡＴの派遣要請基準に照らし、ＤＭＡＴの派遣が必要と判断するときは、ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴの出動を要請する。この場合において、消防長又は市長は速やかに知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）に報告し、その承認を得るものとする。

ｂ　ＤＭＡＴ指定病院の長の判断による出動の特例

ＤＭＡＴ指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するＤＭＡＴを出動させることができる。この場合において、当該ＤＭＡＴ指定病院の長は速やかに知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）に報告し、その承認を得るものとする。

ウ　ＤＭＡＴの編成と所在地

(ｱ)　ＤＭＡＴの編成

ＤＭＡＴは、原則として医師１名以上、看護師２名以上及び業務調整員１名を含む５人で編成する。

(ｲ)　ＤＭＡＴの所在地（令和４年３月 31 日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃　平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃　鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃　桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃　南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曽於医師会立病院	曽於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2

県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎１丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃　城山町８番１号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島１丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1

⑷　救護班

ア　救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期(発災後３日間)から事態安定期(発災後４日～１４日間)に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

イ　救護班の出動

(ｱ)　市長による出動要請

市長は、必要に応じて国立病院機構・公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

(ｲ)　知事による出動要請

知事(くらし保健福祉対策部保険医療福祉班)は、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

(ｳ)　他県等広域の出動要請

知事(くらし保健福祉対策部保険医療福祉班)は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口９県災害時相互応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

ウ　救護班の編成

⑺　国立病院機構の職員による救護班
⑴　効率・公的医療機関の職員による救護班
⑼　日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班
⑽　鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

エ　救護班の構成

救護班名	班長医師	班　員				計	備考
		薬剤師	看護師	事　務	連絡員		
国立病院気候救護班	1	1	4	1	1	8	４班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10 班
	県立病院４、済生会鹿児島病院１、出水総合医療センター１、枕崎市立病院１、鹿児島市立病院２、済生会川内病院１						
日本赤十字社鹿児島支部救護班	1		3	2		6	８班
県医師会救護班	1		2			3	45 班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53 班

(注)　上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

オ　鹿屋保健所管内救護班の所在地

施設名	所在地	電話番号	班数
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目 8-8	0994-42-5101	1
鹿屋市医師会	鹿屋市西原三丁目 7－39	0994-43-4757	2
肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川 135-3 （肝属郡医師会立病院内）	0994-22-3111	1
肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富 470-1	0994-65-0099	1
鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町 6-2	0994-41-5607	3
肝付歯科医師会	肝属郡肝付町新富 107-4 （あげの歯科医院内）	0994-65-4444	3

⑸　ＤＰＡＴ(Disaster Psychiatric Stress Disorder：災害派遣精神医療チーム)

ア　ＤＰＡＴの活動内容

大規模な自然災害の発生時に、被災地域において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

イ　ＤＰＡＴの出動

知事（くらし保健福祉対策部保険医療福祉班）はＤＰＡＴの派遣基準に照らしＤＰＡＴの派遣が必要と認める時は、ＤＰＡＴ登録病院の長にＤＰＡＴの派遣を要請する。

ウ　ＤＰＡＴの編成と所在地

(ｱ)　ＤＰＡＴの編成

ＤＰＡＴは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、１チーム３～５名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減して編成できるものとする。なお、ＤＰＡＴのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

(ｲ)　ＤＰＡＴの所在地（令和３年９月１日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
県立姶良病院	姶良市平松 6067	0995-65-3138	3
谷山病院	鹿児島市小原町 8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿 7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉 100	0995-42-0560	1

第 20 節　防疫計画

火山災害時には、広範囲にわたる多量の火山噴出物（火山レキや火山灰等）の落下が予想され、降雨と重なった場合は、排水溝の目詰まり等から不衛生な状態に至り、感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等においては、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

１　実施責任者

災害時における防疫に必要な措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び予防接種法に基づき市長が行い、防疫については、衛生対策部が担当するものとする。

２　防疫の方法

⑴　疫学検査及び健康診断

患者が現に発生している地域、避難所、帯水地域、その他環境の良好でない地域に対して緊急度に応じ、計画的に順次実施し、患者の早期発見に努める。

⑵　臨時予防接種

避難所あるいは環境衛生上、病毒伝播のおそれのある地域において患者若しくは保菌者が発見され、流行のおそれのある場合は、速やかに知事(予防課長)に連絡し、その指示を受けて臨時予防接種を行うものとする。

⑶　消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。

なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し十分な消毒が行えるような方法により実施する。

⑷　ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

なお、駆除の方法は感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により実施する。

３　患者等に対する措置

避難所及び被災地域において感染症の患者等を発見したときは、感染症法に基づいた対応をとるものとする。

４　生活用水の供給

生活用水の使用停止期間中は、継続して生活用水を供給するものとする。

なお生活用水の供給は、第 17 節「給水計画」に基づき実施する。

５　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

⑴　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努めるとともに、その保管場所を生活環境課とする。

⑵　県の疫学調査班の編成

県（保健所）は、疫学調査のための疫学調査班の編成計画を作成する。

疫学調査班は、各保健所１班とし、１班の編成は医師１名、保健師又は看護師１名、事務連絡員１名の３名を基準とする。

⑶　市の感染症予防班の編成

市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇用した作業員をもって編成する。

第 21 節　清掃計画

火山災害時には、広範囲にわたる大量の火山灰をはじめとする火山噴出物の落下が予想される。また、火山灰の上・下水道施設内への流入により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

１　実施責任者

被災地における汚物の収集、処分等は、市長が行うものとするが、実施困難な状況にあるときは、県に応援あっせんを依頼して行うこととし、衛生対策部が担当するものとする。

２　汚物の収集、運搬及び処分の方法

汚物の収集、運搬等については、現有の人員、施設を活用するほか、必要により汚物取扱業者の協力を得て実施するものとするが、災害が大きく市のみでは実施困難と認められるときは、県に応援あっせんを要請し、被災の軽微な又は被災をまぬがれた隣接市町からの応援を得て実施するものとする。

⑴　ごみの処分

原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合は、野天焼き、埋立等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

⑵　し尿の処理

原則としてし尿処理施設で行うものとするが、やむを得ない場合は、農村還元埋没等環境衛生上支障のない方法により処分するものとする。

⑶　し尿処理対策

ア　仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成26年2月)、県災害廃棄物処理計画(平成30年３月)及び垂水市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

イ　広域応援体制の整備

市は県と連携し日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

３　汚物の収集、運搬及び処分の応援体制の確立

市は、県災害廃棄物処理計画及び垂水市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）を踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておくものとする。

４　死亡獣畜の処理方法(所轄保健所長の許可を受けて処理する場合)

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

⑴　死亡獣畜を運搬するときは、へい獣が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。

⑵　死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却したへい獣までの深さは１メートル以上とし、かつ地表面30センチメートル以上の盛土をすること。

⑶　死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。

⑷　埋却現場には、その旨を標示すること。

⑸　埋却した死亡獣畜は、埋却後１年間は発掘しないこと。

ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 22 節　行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画

火山災害時の混乱期には行方不明者が多数発生することが予想され、捜索、収容等を早急に実施する必要がある。このため、災害により行方不明になっている者(生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て)の捜索を計画的かつ合理的に行う体制の確立と、遺体の収容及び埋葬等の対応要領について定めるものである。なお、計画の実施に際しては、遺族の意向に沿った形での迅速かつ丁寧な対応に努めるものとする。また、混乱した現場においては、ともすれば遺族感情を考慮せず、死者に対する礼を失し事務的な取り扱いになりがちとなるため、衆人環視の中にあっても、冷静・沈着に対応し、適切な取り扱いを常に念頭において行動する。

１　実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、市長が鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部

と協力して行い、遺体の収容、処理及び埋葬等の対応は、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め、市長が行うものとする。なお、行方不明者の捜索は消防対策部、遺体の収容、埋葬等は衛生対策部が、それぞれ担当するものとする。

2　行方不明者の捜索

⑴　捜索の対象

災害により行方不明の状態にある者で、生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全ての者

⑵　市捜索隊の設置

鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部と協力して行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要により市に捜索隊を置く。

⑶　市捜索隊の編成

捜索隊は、災害の規模、行方不明者数、捜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部員及び消防団員を中心に、その他の対策部要員をもって編成する。なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

3　関係機関への通報及び応援の要請

⑴　市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに鹿屋警察署(垂水幹部派出所)に通報するものとする。この場合行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、鹿児島海上保安部にも通報し、捜索を依頼するものとする。なお、通報事項は、次のとおりとする。

ア　行方不明者の人員数、性別、特徴
イ　行方不明となった年月日、時刻等
ウ　行方不明となっていると思われる地域
エ　その他行方不明の状況

⑵　応援の要請

市単独で対処できない場合においては、隣接市町又は県に応援を要請する。

隣接市町又は県に応援を要請する場合は、上記⑴ア～エの事項を明示して要請する。

4　捜索の方法

⑴　行方不明者の捜索に当っては、市長、鹿屋警察署長(垂水幹部派出所長)及び鹿児島海上保安部長は、できるだけ事前に打合せを行うものとし、次の要領で実施するものとする。

捜索の範囲等	捜索の方法
捜索の範囲が広い場合	ア　捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ　捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ　各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め重点的に行う。
捜索の範囲が比較的狭い場合	ア　災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ　災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ　り災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。
捜索場所が河川、湖沼の場合	ア　平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ　災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ　合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

⑵　広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

⑶　装備資材

捜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、市で所有する車両、舟艇等が不足する時は関係機関に対し協力を依頼する。

5　行方不明者の発見後の収容、処理

⑴　負傷者等の収容

市捜索隊が捜索の結果、負傷者、病人等救護を要する者を発見したとき又は、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)及び鹿児島海上保安部より救護を要する者の引き渡しをうけたときはすみやかに医療機関に収容するものとする。

⑵　遺体の収容

捜索隊が捜索の結果遺体を発見したときは、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)又は海上保安部署長に通報し、警察官若しくは海上保安官による検視等を受け、その後、遺族等の引取人へ引渡し又は遺体安置所に収容するものとする。また、鹿屋警察署(垂水幹部派出所)又は鹿児島海上保安部から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに寺院、公民館、学校等から災害の状況等を考慮し、適切な遺体安置所を設けて収容するものとする。万が一犠牲者が多数発生すると予想される場合には、集中遺体安置所を設けるものとする。

※　検視とは、検察官、またはその代理人によって行われる死体の状況捜査のこと。

⑶　遺体安置所の設置

遺体安置所の設置に際しては次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

ア　遺体を公衆の面前に晒さない場所である。

イ　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理作業に便利である。

ウ　警察官等が実施する遺体の検視等及び身元確認が容易に行える場所である。

エ　遺体の数に相応する施設である。

オ　駐車場があり、長期間使用できる。

⑷　医療機関との連携

捜索に際しては負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるように、衛生対策部は鹿屋警察署(垂水幹部派出所)、鹿児島海上保安部及び医療機関と緊密な連絡をとるものとする。

6　遺体の処理

⑴　遺族等への引き渡し

収容した遺体は、身元を確認し、遺族等に引き渡すものとする。なお、身元不明者については、引き続き身元の確認にあたるものとする。警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については必要に応じ、指紋、歯牙、ＤＮＡ鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

⑵　遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ引取人である遺族等の申し出があった場合は、可能な限り速やかに遺族等に引き渡すものとする。遺体の識別が困難なとき、伝染病の予防上必要なとき又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施するものとする。

⑶　検案

死亡の確認及び死因究明のための検案は、本章第 20 節「医療」 9 「緊急医療」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会、肝属郡医師会等と連携し一般開業医の協力を求めて行うものとする。

※　検案とは、医師又は獣医師が死体に対し死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断することである。

⑷　遺体の一時保存

遺体の識別、身元の究明等に時日を要し、又は遺体が多数で短時日に埋葬できない場合は、適切な場所に一時保存するものとする。

7　遺体の埋葬

⑴　埋葬の対象

身元の判明しない遺体又は遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際、死亡したもので各種事情により埋葬をできない者に対して埋葬を行うものとする。担当は、衛生対策部とする。

⑵　埋葬の実施

埋葬は、一時的混乱期にあるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により行うものとするが、原則として火葬する。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬に当たっては火葬又は土葬とする。

ウ　被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

8　身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要な全ての資料を保存するようにし、各種の広報、照合、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

9　行方不明者の捜索等の費用及び期間等

行方不明者の捜索及び収容処理のために費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

10　必要帳票等の整備

⑴　市は、行方不明者(遺体)の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備、保存する。

ア　救助実施記録日計表

イ　被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ　被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿

エ　被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

⑵　市は、埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合、次の書類・帳簿等を整備、保存する。

ア　救助実施記録日計表

イ　埋葬台帳

ウ　埋葬費支出関係証拠書類

第 23 節　障害物の除去計画

本計画は、火山災害地において住家及びその周辺、その他の場所に大量の火山噴出物が落下、堆積して、日常生活及び公益上著しい支障をおよぼしているとき、これを除去し、民生の安定及び公益の増進を図るものとする。

1　実施責任者

障害物のうち住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、災害救助法適用時において知事から委任された場合を含め市長が行い、消防対策部の協力を得て土木班が担当するものとする。

なお、障害物のうち公共その他の場所に流入した障害物の除去は、所管しているところの管理者が行う。

２　障害物の除去の対象

災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のために生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象は、次の事項に該当するものとする。

⑴　当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

⑵　居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか又は屋敷内に運びこまれているため家の出入りが困難な状態にあること。

⑶　自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。

⑷　住家が半壊又は床上浸水をうけているものであること。

⑸　応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。

３　除去の方法

⑴　作業要員

除去作業には、主として土木班があたるが、被害が大規模な場合には地元住民の協力を得るほか、必要な場合は、自衛隊の派遣を要請する。

⑵　機械器具の確保

作業に使用する機械、トラック、その他必要機械器具は、市の機械等を動員する。なお、不足する場合は、建設業者の請負工事によるほか、災害の状況に応じて措置する。

４　障害物の保管等

火山レキや火山灰等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項を留意して保管する。

⑴　安全な場所の選定

障害物の大小によるが、原則として再び人命財産に被害を与えない場所を選定する。

⑵　道路交通の障害とならない場所を選定する。

⑶　盗難等の危険のない場所を選定する。

⑷　工作物等を保管したときは、保管を始めた日から１４日間その工作物名等を公示する。

５　障害物の保管期間及び帰属

保管した工作物等又は売却した代金は、公示の日から起算して６カ月を経過しても返還する相手方が不明確で返還できないときには、その工作物又は売却した代金は、市に帰属するものとする。

６　障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等は滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。

７　障害物除去の費用、期間等

災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

第 24 節　文教等対策計画

火山災害時には、大量の火山噴出物の落下により、学校等施設も多大な被害を受ける。また、学校等施設は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することが予想され、その調整も必要である。このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

１　実施責任者

市立学校における災害時の応急教育の確保は、教育対策部が行うものとする。

２　応急対策

⑴　休校措置

ア　大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を有線放送その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。

ウ　休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行うものとする。

⑵　教育施設の確保

ア　施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合は、できるだけすみやかに修理を施し、施設の確保に努めるものとする。

イ　普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用するものとする。

ウ　校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用するものとする。

エ　応急仮校舎の建設

ア～ウ項までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討するものとする。

⑶　教育職員の確保

学校教育班は、教育職員の罹災状況を把握し、教育職員が不足する場合は、次によりその確保を図るものとする。

ア　学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内操作による。

イ　市内操作

学校内操作が困難なときは、市立学校間において操作するものとする。

ウ　市外操作

市内操作が困難なときは、県教育委員会に他市からの操作を要請するものとする。

エ　臨時職員

教育職員の確保には、ア～ウ項の方法による外、教育免状所有者で現職にない者を臨時に確保することを検討するものとする。

⑷　応急教育実施上の留意事項

災害の状況に応じ、２部授業等の方法によりできるだけ応急授業を行うよう努め、授業の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないよう留意する。

イ　教育施設が公民館等学校外施設によるときは、授業方法、児童の保健等に留意する。

ウ　通学道路、その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ　学校が避難所に利用される場合は、施設入所者と児童生徒がそれぞれに支障とならないよう留意する。

オ　授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習勉学の方法等を周知徹底させる。

⑸　罹災児童生徒に対する学用品の給与

ア　給与対象

教育班は、児童の罹災状況を把握し、災害救助法に準じて給与対象者を定めるものとする。

イ　給与の品目、費用、期間

給与の品目、費用及び期間は、災害救助法に準ずる。

ウ　調達方法

教科書については、県教育委員会、文房具、通学用品等については、会計班で調達するものとする。

3　学校給食

⑴　教育班は、給食施設が被害をうけ、給食が実施できないときは、建築班と協議して必要な応急修理を行うものとする。応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努めるものとする。

⑵　器具、原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

⑶　学校が避難所として使用される場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しとの調整に留意するものとする。

⑷　衛生上支障のないよう十分留意するものとする。

⑸　給食の一時中止

次の場合には、給食を一時中止する。

ア　感染症の発生、その他食品衛生上の危険が予想されるとき。

イ　給食物資の確保が困難なとき。

ウ　その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

4　関係帳簿等の整備

文教対策の実施に際しては、次の帳簿に所要事項を記録整備するものとする。

⑴　学用品購入（配分）計画表

⑵　学用品交付簿

⑶　学用品出納に関する帳簿

⑷　その他必要な帳簿

5　幼稚園、保育園の対策

第１項～4項に準ずる。

第 25 節　農林水産物対策計画

火山災害時には、火山灰をはじめとする大量の火山噴出物の落下により、農作物や養殖魚への被害は無論のこと、農地内への堆積、養殖生簀の損壊などの被害発生が予想される。このため、応急、事後の各段階において、関係機関と連携し必要な措置を行う。

1　応急対策

⑴　農林水産物応急対策

ア　種苗確保

(ｱ)　災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、農業協同組合などに必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

(ｲ)　市長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して必要量の確保に努めるものとする。

イ　病害虫防除対策

(ｱ)　緊急防除対策の樹立

災害により病害虫が発生し又はそのおそれがあるときは、病害虫緊急防除対策を樹立する。

(ｲ)　緊急防除指導班の編成

特に必要と認めたときは、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底をはかるものとする。なお、広域にわたって病害虫の発生がみられるときは、空中防除散布等を考慮する。

(ｳ)　農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県経済農業協同組合連合会等関係機関に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

⑵　家畜応急対策

ア　家畜の防疫

家畜の伝染病に対処するため、災害地の家畜及び畜舎に対して県（家畜保健所）及び獣医師会の協力を得て、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして市に届出を行わせるとともに家畜防疫員の指示により処理するものとする。

イ　飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行うものとする。

⑶　水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

ア　災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合はその生産を確保するために関係機関と連携を図るものとする。

イ　病害虫の防疫指導

災害により水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策について指導を依頼するものとする。

２　事後対策

災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を講じ、農林漁業者に周知徹底をはかるとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行うものとする。

第 26 節　動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

１　飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市は、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

２　避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

３　危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第 27 節　その他の広域被害対策

１　降灰対策

噴火に伴い火山灰が広い範囲に堆積し、道路等交通への影響や排水路等の閉塞等のおそれがある。

⑴　気象台は、風向・風速実況及び予測資料を関係機関へ提供する。
⑵　県は、降灰の状況について、関係機関へ情報提供する。
⑶　各施設の管理者は、当該施設に堆積した灰を除去し、施設の適正な運用に努める。
⑷　市は、降灰の収集・処分体制を確立する。

２　降灰後の土石流対策

降灰量が多い地域では、その数年間にわたって土石流の発生が増加する。

⑴　気象台は、降灰の状況に応じ、大雨警報・注意報の暫定運用基準を検討する。
⑵　県及び気象台は、土砂災害警戒情報の暫定運用基準の検討を行う。
⑶　県は、河川砂防情報システムの暫定運用基準の検討を行う。
⑷　市は、降灰の状況に応じ、県や気象台の助言を参考に、大雨による避難指示等発令の暫定運用基準の検討を行う。

３　地震、津波対策

噴火等に伴う地震や海底噴火あるいは山体崩壊に伴う津波が発生するおそれがある。県、気象台、大隅河川国道事務所等は、山体崩壊の前兆現象を確認した際は、山体の監視に努め異常現象が発生した際は、周辺市へ情報伝達する。

４　高潮対策

大規模な噴火によるマグマ放出により、錦江湾周辺部での地盤沈下に伴う高潮が発生する恐れがある。市は、沈降状況に応じ、県や気象台等の助言を参考に、高潮による避難指示等の暫定運用基準の検討を行う。

第 28 節　民間団体協力要請計画

災害の規模が大きく、対策要員に不足を生ずるときは、災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を要請するものとする。

１　要請方法

本部連絡班長は、協力に要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力を要請する。

⑴　業務の内容
⑵　場所
⑶　期間
⑷　必要人員数
⑸　その他必要な事項

２　協力を要請する業務の内容

⑴　災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
⑵　救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
⑶　罹災者に対する炊き出し、給水の奉仕
⑷　警察官等の指示にもとづく、罹災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
⑸　関係機関の行う被害調査、警報、伝達の連絡奉仕

（民間団体の組織と活動内容）

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
振興会 自主防災組織 土木建築業者 農業協同組合 商工会 その他の団体	ア 応援を必要とする理由 イ 作業の内容 ウ 従事場所 エ 就労予定期間 オ 所要人員 カ 集合場所 キ その他参考事項	ア 被災者に対する炊出作業 イ 被災者に対する救出作業 ウ 救助物資の輸送配給作業 エ 清掃防疫援助作業 オ 被害状況の通報連絡作業 カ 応急復旧作業現場における軽備な作業 キ その他必要とする作業

第 29 節　災害警備計画

災害警備については、鹿児島県地域防災計画に定める災害警備基本計画により鹿屋警察署長が行うものとする。

第 30 節　電力施設災害応急対策計画

電力施設に関する災害応急対策については、九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所が行うものとする。

第 31 節　その他災害応急対策に必要な事項

市は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

１　応急公用負担計画

市長の権限（災対法第 64 条、65 条）

⑴　権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

⑵　公用負担の内容

ア　物的公用負担（災対法第 64 条）

(ｱ)　土地建物その他の工作物の一時使用

(ｲ)　土石、竹木その他の物件の使用又は収用

(ｳ)　現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

イ　人的公用負担（災対法第 65 条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

⑶　公用負担の手続き等

ア　物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要す。（災対法第 64 条、同法施行令第 24 条～27 条、行政代執行法第５条、６条）

イ　人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

⑷　損失補償及び損害補償

災対法第 82 条第１項、84 条第１項の規定による。

２　従事命令等による労働力の確保

災害対策を実施するための人員が不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努めるが、その種類・執行者及び対象者等は、次のとおりである。

⑴　従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法規	執行者
災害応急対策 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第 65　条第１項及び第２項	市 長、警察官、海上保安官、自衛官
災害応急対策 （災害救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71　条第１項及び第２項	知事及び知事から委託を受けた市長
災害応急対策 （災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法第４条第１項	警察官
消防	従事命令	消防法第 29　条第５項、第 35　条の７、第 36 条	消防吏員、消防団員
水防	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

⑵　従事命令・協力者の対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法による市長・警察官又は海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市の区域の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者及びその物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令（消防作業）	火災及び水災を除く他の災害の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長又は消防機関の長の従事命令（水防作業）	水防の現場にある者又は区域内に居住する者

⑶　公用令書の交付

従事命令若しくは、協力命令を発するとき又は発した命令を変更若しくは取り消すときは、公用令書を交付するものとする。（※ 従事命令・協力命令等の様式は、資料編を参照）

３　被災宅地危険度判定の実施

市は、宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災宅地危険度判定を実施するに当たり、判定士の派遣を県に要請する。被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果の標示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第３章　災害復旧・復興

【公共土木施設等の災害復旧】

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠である。このため、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を講ずる。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

１　災害復旧事業等の計画策定

指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

⑴　被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合で、かつ、被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則とする。

⑵　被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火による多量の噴出物が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、その応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

⑶　迅速な原状復旧の進め方

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、災害の特性と原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

具体的な復旧事業の推進計画等については、第２編第４章第１節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。ただし、火山災害の特殊性により以下の対策についても計画的に実施する。

ア　降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、市、県、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図るものである。

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行うものとする。この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

イ　道路の降灰除去

(ｱ)　主要道路の降灰除去は、国道指定区間については国が、その他の国道及び県道については県が、市道については市が行う。

(ｲ)　主要道路以外の道路に関わる降灰除去は、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努めるものとする。

(ｳ)　道路管理者は、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ　宅地内の降灰除去

(ｱ)　宅地内の降灰については、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、市が指定する場所に集積し、市がこれらを収集するものとする。

(ｲ)　市は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため、地域振興会等の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努めるものとする。

エ　農地・山地・農作物対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

2　災害復旧事業等の実施要領

⑴　災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

⑵　査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

⑶　緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

⑷　復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。

⑸　査定修了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施工の促進を図る。

⑹　査定に落ちたもので、なお、今後危うくされるものについては、その重要度により県又は市単独災として行うよう計画する。

⑺　大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の不足等のため工事は円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

⑻　災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

⑼　大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3　事業計画の種別

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害のつど検討作成するものとする。

⑴　公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画

イ　海岸公共土木施設災害復旧事業計画

ウ　砂防設備災害復旧事業計画

エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画

オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

カ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

キ　道路公共土木施設災害復旧事業計画

ク　港湾公共土木施設災害復旧事業計画

ケ　漁港公共土木施設災害復旧事業計画

⑵　農林水産施設災害復旧事業計画

⑶　都市災害復旧事業計画

⑷　上下水道災害復旧事業計画
⑸　住宅災害復旧事業計画
⑹　住宅福祉施設災害復旧事業計画
⑺　公共利用施設、病院等災害復旧事業計画
⑻　学校教育施設災害復旧事業計画
⑼　社会教育施設災害復旧事業計画
⑽　その他の災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定

１　激甚災害に関する調査
市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

２　特別財政援助額の交付手続等
市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

【被災者の災害復旧・復興支援】

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

第３節　被災者の災害復旧・復興支援

被災者の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努める。なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築にも十分に配慮する。

１　生活相談
市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。他の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

機関名	相 談 の 内 容 等
市	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	１ 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に、被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 ２ 市をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	県警察本部及び警察署に警察安全相談窓口を設置して住民の心配や要望等の相談に応じる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署・所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。 １ 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 ２ 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ３ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 ４ 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施

２　災害廃棄物等の処理

⑴　処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分場地の確保

市は、災害廃棄物の処理処分方法の確立に努める。市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画も踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について環境省と連携して市を支援する。

⑵　リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や市の計画も踏まえ適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、県ではリサイクルの技術面の指導、業者あっせん等を、環境省と連携して行う。

⑶　環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

⑷　計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画を踏まえ、定めるものとする。

なお、県は円滑な災害廃棄物処理を促進するため、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰する。

ア　危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

イ　損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

ウ　災害廃棄物の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等の規定に従い、適正な処理を進める。

⑸　損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

⑹　建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

３　借地借家制度の特例の適用に関する事項

⑴　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

ア　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。

イ　市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて２部提出する。

(ｱ)　市の面積

(ｲ)　罹災土地の面積

(ｳ)　市の建物戸数

(ｴ)　滅失戸数
(ｵ)　災害の状況
(ｶ)　その他(罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。)

⑵　法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

4　罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

県は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

5　被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

6　災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

第４節　災害復旧資金計画

1　基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものである。

2　資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別によるものとする。

⑴　農林漁業関係の融資

ア　天災融資法による天災融資制度【経営資金】
イ　日本政策金融公庫【中小企業事業：災害復旧貸付】【国民生活事業：災害貸付】

⑵　商工業関係の融資

ア　日本政策金融公庫【中小企業事業：災害復旧貸付】【国民生活事業：災害貸付】
イ　鹿児島県融資制度緊急災害対策資金【運転設備資金、設備資金】
ウ　商工組合中央金庫【災害復旧資金】

⑶　民生関係の融資
ア　生活福祉資金(福祉費(災害援護経費))
イ　災害援護資金

⑷　住宅資金の融資
ア　災害復興住宅建設及び補修資金
イ　一般個人住宅の災害特別資金
ウ　地すべり関連住宅資金